

Nara Women's University

認定こども園の定員と保育時間に関する研究

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2018-06-21 キーワード (Ja): 定員, 認定こども園, 保育環境, 保育時間, 保育内容 キーワード (En): 作成者: 南, 泰代 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10935/4704

認定こども園の定員と保育時間に関する研究

Study on capacity and nursery time of the Certified
Centers for Early Childhood Education and Care.

2018 年

奈良女子大学大学院

人間文化研究科 社会生活環境学専攻

南 泰代

《目 次》

論文概要

Summary

第 1 章	序論	1
1-1	研究の背景	1
1-2	研究の目的	17
1-3	研究の方法	18
1-4	本論文の構成	20
1-5	既存研究	20
1-6	用語の定義と説明	25
第 2 章	地域の保育状況	33
2-1	本章の目的	33
2-2	調査の概要	34
2-3	三重県の保育状況	36
2-3-1	三重県の背景について	36
2-3-2	三重県津市の保育状況について	37
2-3-3	三重県松阪市の保育状況について	41
2-3-4	三重県伊勢市の保育状況について	45
2-3-5	三重県のまとめ	51
2-4	高知県の保育状況	53
2-4-1	高知県の背景について	53
2-4-2	高知県四万十町の保育状況について	56
2-4-3	高知県四万十市の保育状況について	59
2-4-4	高知県のまとめ	65
2-5	島根県の保育状況	67
2-5-1	島根県の背景	67
2-5-2	島根県雲南市の保育状況について	67
2-5-3	島根県のまとめ	75
2-6	大阪府の保育状況	77
2-6-1	大阪府の背景	77
2-6-2	大阪府佐野市の保育状況について	77

2-6-3	大阪府大津市の保育状況について	85
2-6-4	大阪府藤井寺市の保育状況について	88
2-6-5	大阪府のまとめ	90
2-7	本章のまとめ	90
第3章	全国認定こども園の外的状況	94
3-1	本章の目的	94
3-2	調査の概要	94
3-3	非過疎地域と過疎地域、公立・私立、4 類型の相違	95
3-3-1	4 類型と設置主体について	95
3-3-2	保育環境について	97
3-3-3	16 区分について	109
3-4	本章のまとめ	112
第4章	全国認定こども園の内的状況	114
4-1	本章の目的	114
4-2	調査の概要	114
4-3	認定こども園の保育時間とカリキュラム	115
4-3-1	保育時間について	115
4-3-2	保育内容について	118
4-3-3	16 区分について	122
4-4	本章のまとめ	125
第5章	認定こども園への移行前と移行後の相違	128
5-1	本章の目的	128
5-2	調査の概要	129
5-3	認定こども園への移行前と移行後の相違	130
5-3-1	類型について	130
5-3-2	定員について	131
5-3-3	施設について	133
5-3-4	保育内容・保育環境について	138
5-4	本章のまとめ	144

第 6 章	施設長・園長からの認定こども園の定員	147
6-1	本章の目的	147
6-2	調査の概要	147
6-3	認定こども園の施設長・園長の意識	149
6-3-1	施設と運営について	149
6-3-2	バス送迎について	154
6-4	本章のまとめ	155
第 7 章	保育者からの認定こども園の定員	157
7-1	本章の目的	157
7-2	調査の概要	157
7-3	認定こども園の保育者の意識	158
7-3-1	保育者の保育者と園児との関わりについて	158
7-3-2	保育時間差について	164
7-3-3	保育内容・保育環境について	168
7-3-4	保育者の考える定員について	176
7-4	本章のまとめ	177
第 8 章	認定こども園の保育時間	179
8-1	本章の目的	179
8-2	調査の概要	179
8-3	認定こども園 4 園	182
8-3-1	認定こども園 4 園について	182
8-4	1 号認定の保護者の意識	188
8-4-1	保育内容について	188
8-4-2	園児の生活リズムについて	194
8-4-3	園児のための保育時間について	197
8-5	本章のまとめ	202
第 9 章	結論	205
9-1	本章の目的	205
9-2	各章の要約	205
9-2-1	地域の保育状況	205
9-2-2	全国認定こども園の外的状況	206

9-2-3	全国認定こども園の内的状況	207
9-2-4	認定こども園への移行前と移行後の相違	207
9-2-5	認定こども園の定員の上限	208
9-2-6	認定こども園の定員の理想	209
9-2-7	認定こども園の保育時間	210
9-3	得られた知見と提言	210
9-3-1	地域の保育状況から得た知見	210
9-3-2	定員についての提言	211
9-3-3	保育時間についての提言	212
9-4	今後の研究課題	213
	資料	214
	本論文に関する発表論文一覧	
	謝辞	

《論文概要》

【研究の背景と目的】

2009 年少子化は進んでいるが待機児童は増加している。都市では待機児童解消問題から保育所数も定員も増加していたが公立保育所は減少していた。人口減少地域や過疎地域では小・中・高の統廃合が進み、それに続いて幼稚園と保育所の統廃合も進んでいた。特に私立の幼稚園は女性の社会進出から保育所への入園希望者が増え、定員割れが進んでいた。定員割れが進んだ私立幼稚園に、政府は 2000 年前後から「預かり保育」を促進させてきた。そして、2006 年幼保一体化施設の認定こども園を創設した。しかし、2007 年 105 園、2008 年 229 園、2009 年 532 園と政府の目標である 2000 園の 4 分の 1 しか進んでいなかった。

2009 年三重県津市の旧白山町では 9 施設が 8 施設になり、さらに市町村合併の時期に合わせて乳幼児センター1 になった。地域では子どもの姿が見られなくなっていた。3 歳以上はバス送迎になったが 3 歳未満は保護者の送迎である。送迎ができないと仕事を辞めた母親も出た。三重県伊勢市では、人口減少が進み認定こども園化が進められていた。朝早くから通園してくる園児が一番遅くまで在園している姿、時間によってあっちこっちに行ったり来たりする保育所児の姿、幼稚園児と保育所児が分かれて遊んでしまう状況、友達と交えず一人でいつもいる園児、給食においても食事時間差があり一人一人別の部屋に移動していく状況の中で最後まで 1 人でポツンと食事をしている園児、障害のある園児が一人である姿、預かり保育の先生は学生アルバイトに変わる状況、早朝から 18 時まで保育者が走り回っている姿等があった。幼稚園児と保育所児の保護者も分かれてしまう現状、行事の参加でも分かれていた。

日本では、森林地域の多い都道府県での人口減少、過疎化は急激に進んでいる。2009 年からの地域の保育状況を把握することで、これからの保育内容や保育環境の在り方を模索した。三重県の森林率は 62%で日本の平均 67%に近く、大都市名古屋に接し、南は人口減少、過疎化の進む地域である。三重県は地域的にも経済的にも中間的な都道府県である。四国の高知県は過疎化の進む地域で、女性労働の高い県である。島根県は本州の過疎化の進む地域である。大阪府は、認定こども園化を一番進めている地域である。これらの都道府県での保育状況を調査することで利点や課題を把握することが必要と考えた。

本論の目的は、①地域の保育状況を把握すること②幼稚園児と保育所児と一緒に教育・保育を十分に受けられる保育環境としての定員の理想と上限を検証すること③幼稚園児と保育所児と一緒に過ごす共通時間を十分に確保できる育ちの場となる園児のための保育時間を検証することである。そのことが、預ける保護者と園児にとってさらに良い保育内容・保育環境になることを願うものである。

【各章の概要】

第2章では地域の保育状況として、三重県・高知県・島根県・大阪府の実地調査から、統廃合の状況、幼保一体施設、認定こども園への移行を報告した。

第3章では全国認定こども園の外的状況として、施設、経緯、バス、定員、保育料、給食、クラス編成について比較した。非過疎地域と過疎地域、公立・私立、4類型からの相違から16区分で比較した。

第4章では全国認定こども園の内的状況として、保育時間とカリキュラムについて報告した。幼稚園部門の標準保育時間は5時間が多く、14時終了が多かった。保育所部門の標準保育時間は11時間が多く、終了時間は18時が多かった。土曜日保育の有無、設定保育の有無、3歳以上の保育所部門の有無、クラス編成、1日カリキュラムの有無と作成方法を比較した。

第5章では認定こども園への移行前と移行後の相違として、認定こども園への移行前（移行時点前）から移行後（2006年以後の移行後）の定員の動向と保育内容の変化を調査した。2014年法改正が行われたこともあり、前回の調査で得た利点と課題から、認定こども園への移行前からの定員の増減、階数の変化、小学校や地域との交流の変化、施設利用や行事の変化を報告した。

第6章では施設長・園長からの認定こども園の定員として、施設長・園長の意識から、施設・運営の変化から定員の上限は200人以下が理想であることを報告した。

第7章では保育者からの認定こども園の定員として、保育者の意識から、保育者の他の保育者との関わり、園児との関わり、保育内容・保育環境から定員を150人以下、上限は200人以下と報告した。

第8章では認定こども園の保育時間として、三重県の認定こども園4園の1号保護者から保育時間を検証した。1号の園児は、降園後遊ぶ友達がなく兄弟と遊びことが多い。兄弟のいない園児は一人にいるか保護者といることが多かった。園児は外で遊ぶ時間よりゲームやテレビをみる時間が多く、平日5時間の園児も存在した。1号も2号と同じ16時まで保育時間が必要であると報告した。

第9章では結論として、地域の保育状況を述べ、全国の認定こども園の施設長・園長、保育者、保護者への質問紙からの回答から定員と保育時間を検証した。全ての地域の子どもたちに教育・保育を提供するには、認定こども園の定員は150人以下が理想で上限は200人以下が適切と考える。1号の園児の保育時間を2号の短時間児と一緒にすると、体を休ませる午睡時間も確保でき、1号と2号の共通時間も十分にとれると考える。保育時間の標準を2号の短時間保育である8時間を標準とすれば、全ての子どもに同じ保育環境が与えられると考える。保育料の無償化が始まれば、今の保育時間差はさらに必要ないと考える。

«Summary»

Study on capacity and nursery time of the Certified Centers for Early Childhood Education and Care.

Abstract

As the population of Japan is decreasing rapidly, the integration of schools, that are elementary schools junior high schools, senior high schools, and nursery schools, is urgently needed. In this situation, Certified Centers for Early Childhood Education and Care was founded in 2006. The organization provides children to be taken care and educated before school. It also provides parents living the area the support for rearing children.

As a matter of fact, kindergartens which are decreasing entrants are going to change for Certified Centers for Early Childhood Education and Care. It is for the tool to dissolve the problem of children on the waiting list. It is difficult to combine kindergartens and nursery schools from the historical view. Government policy and proper authorities are the obstacles to combine both preschools.

From the survey from 2009 to 2017, I will report on the current state of unification of young children by picking up one region. From the survey in 2013, I will present the current situation and the outlook of 4 types, Certified Centers for Early Childhood Education and Care, the region, the public and private. Then I report differences of the times to take care and the curriculum between non-depopulated areas and depopulated areas. I will present the trends of the capacity, before and after transition from the 2015 survey. I will report the differences of the content of child care and nursing environment from the response of 159 pre-school. I will state the appropriate scale from the 2016 survey. I will report the data from the answer of 71 pre-school and 687 children worker. I will describe the appropriate childcare time from the 2017 survey. I will report the living rhythm of younger children from the answer of 189 pre-school. This paper is the study of the appropriate capacity of the pre-school and proper time children stay in.

第 1 章

序論

- 1-1 研究の背景
- 1-2 研究の目的
- 1-3 研究の方法
- 1-4 本論文の構成
- 1-5 既往研究
- 1-6 用語の定義と説明

第1章 序論

1-1 研究の背景

(1) 少子化について

内閣府の少子化対策による 2015 年 4 月 1 日の発表の年間の出生数をみる。1880 年 936,000 人が 1890 年 1,190,000 人と 100 万になる。1900 年 1,420,534 人、1910 年 1,747,903 人になり、1920 年 2,025,564 と 200 万になる。さらに、1930 年 2,085,101 人、1940 年 2,115,867 人になった。第二次世界大戦後、外地から帰った兵士たちは家族の下に帰り第 1 次ベビーブーム期を迎えた。1947 年 2,678,792 人、1948 年 2,681,624 人、1949 年 2,696,638 人と増加した。日本では 1949 年が最高値でその後減り始めた。1950 年 2,337,507 人、1960 年 1,606,041 人になった。そして、第 1 次ベビーブーム期（昭和 22～24 年）に生まれた女性が出産したことにより第 2 次ベビーブームとなった。1970 年には 1,934,239 人まで増加した。しかし、1980 年 1,576,889 人、1990 年 1,221,585 人、2000 年 1,190,547 人、2010 年には 1,071,304 人と下がり続け 2014 年の出生数は 1,003,532 人と減少した。

合計特殊出生率（その年次の 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子ども数に相当する）をみると、1947 年には 4.54、1950 年 3.65、1960 年 2.37、1970 年 2.13、1980 年 1.75、1990 年 1.54、2000 年 1.36、2005 年には 1.26 まで下がった。2012 年 1.41、2013 年 1.43、2014 年 1.42 と合計特殊出生率は少し上がった。しかし、人口置換水準（人口を維持できる水準）は 2.07 と言われているが極めて低い数値まで下がってしまった¹。

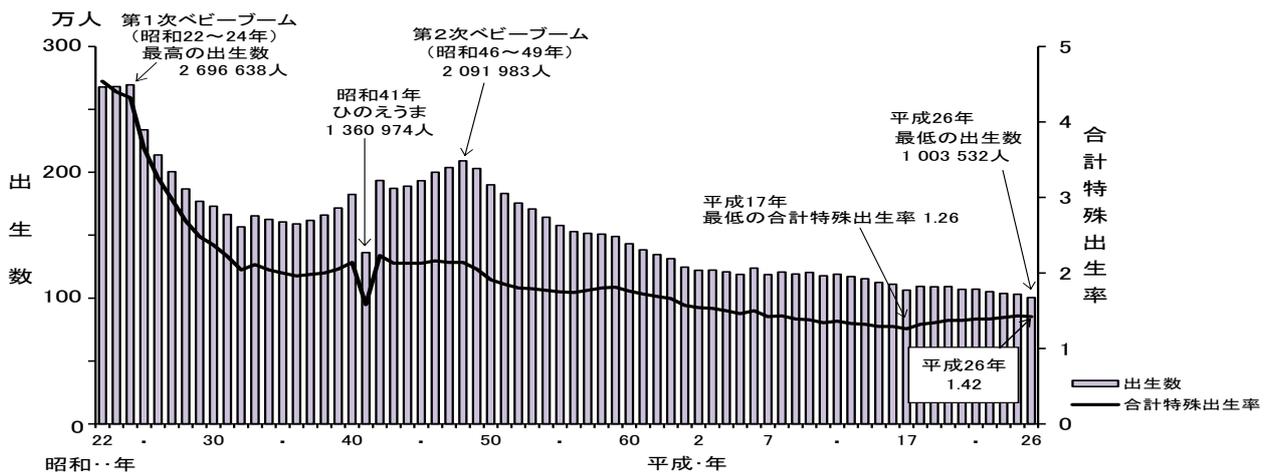
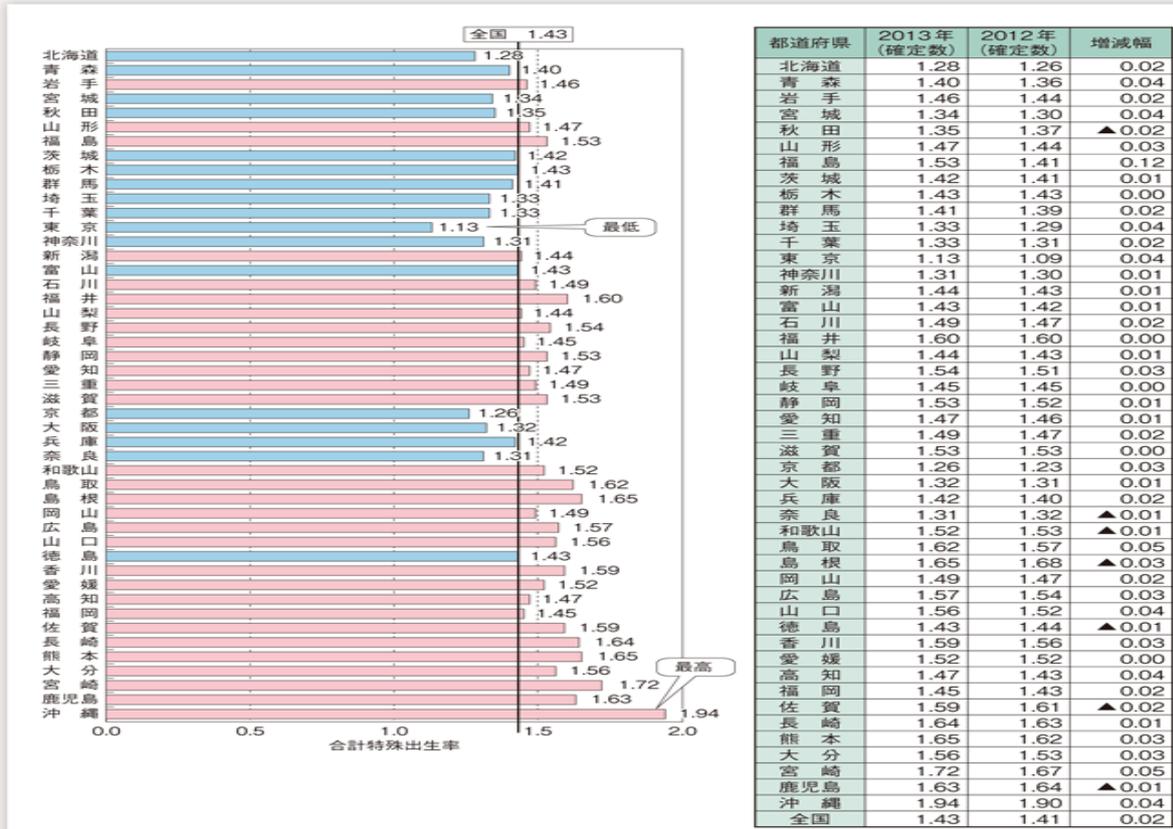


図 1-1 出生数・合計特殊出生率の推移

出典：2014 年（平成 26）人口動態統計月報年計（概数）の概況から転載²



資料：厚生労働省「人口動態統計」(2013年)

図 1-2 都道府県別の合計特殊出生率と増減

出典：内閣府 都道府県別の合計特殊出生率から転載³

合計特殊出生率は地域によっても差がある。2013年は平均 1.43 であるが、沖縄県は 1.94、宮崎県は 1.72、熊本県は 1.65 と九州方面が極めて高い。特に低いのは大都市の東京都で 1.13 である。次に京都府が 1.26、北海道が 1.28 と低い。本論の調査の都道府県の合計特殊出生率は三重県が 1.49、高知県が 1.47、島根県が 1.65、大阪府が 1.32 である。非過疎地域の大阪府は低く、過疎地域の島根県は高い。三重県と高知県は平均値に近い。

1999 年 12 月 17 日少子化対策推進関係閣僚会議の基本方針策定の目的には、「急速な少子化は労働力人口の減少を招き高齢者比率の上昇や市場規模の縮小になる。また、現役世代の負担の増大などを通じ経済成長へのマイナス効果や地域社会の活力の低下になり、子どもの健全な成長への悪影響など将来の我が国の社会経済に広く深刻な影響を与える」と述べている。

少子化対策の趣旨及び基本的視点として、「少子化対策はこうした少子化の原因と背景に対応して仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような様々な環境整備を進めることにより 21 世紀の我が国を家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会にしようとするものである」と述べている。「少子化

対策の推進に当たって次代を担う子どもが心身ともに健やかに育つこと、社会全体の取り組みとして国民的な理解と広がりをもって子育て家庭を支援すること」としている⁴。しかし、少子化は進むばかりである。

(2) 未婚化・非婚化・晩婚化・晩産化について

少子化の原因の一つに晩婚化の進行等による未婚率の上昇があると言われている。結婚しなければならないという昔からの社会意識は変化し結婚も選択の1つに変化した。核家族化が進み3世代が一緒に住む大家族も少なくなった。そのために仕事と子育ての両立の負担感が増大し、子育てそのものの負担感が重くなり、子どもを持つことが夢ではなくなってきた。

厚生労働省の婚姻数をみると、1947年934,170件が1950年には715,081件と減少した。しかし、1970年1,029,405件まで増加した。これは第1次ベビーブーム世代が25歳前後の年齢を迎えたからである。その後、1980年774,702件、1990年722,138件、2000年798,138件、2010年700,214件、2015年635,000件と減少した⁵。

平均初婚年齢も変化した。1980年男性が27.8歳、女性が25.2歳であったが、2000年男性が28.8歳、女性が27歳、2007年男性が30.1歳、女性が28.3歳、2014年男性が31.1歳、女性が29.4歳と上昇している。これを都道府県別にみると、平均初婚年齢が最も低いのは男性が佐賀県の29.9歳、女性が福島県の28.4歳であり、最も高いのは東京都で男性が32.3歳、女性30.5歳となっている⁶。平均初婚年齢も地域によって相違がある。

出生年齢も変化した。1975年第1子25.7歳、第2子28.0歳、第3子30.3歳であったが、1990年第1子27.0歳、第2子29.5歳、第3子31.8歳、2000年第1子28.0歳、第2子30.4歳、第3子32.3歳と高くなり、2013年には第1子までが30.4歳とあがり、第2子32.3歳、第3子33.4歳と高くなった⁷。

未婚率も変化した。総務省2005年の「国勢調査」による未婚率は、男性は25～29歳で71.4%、30～34歳で47.1%、35～39歳で30.0%と非常に高い数値を示している。女性は25歳から29歳で59.0%、30歳から34歳で32.0%、35歳から39歳で18.4%と男性よりは低い数値であるが高い未婚率である。生涯未婚率を30年前と比較すると、男性は1975年には2.1%と低く多くの男性が結婚していた。しかし、2005年に16.0%と1975年の7倍以上に高くなっている。30年前の1975年には女性は4.3%と男性よりは未婚が多いことがわかる。そして、2005年7.3%と男性よりは低いが高くなっている。総務省2010年「国勢調査」では、男性は25歳から29歳で71.8%、30歳から34歳で47.3%、35歳から39歳で35.6%、女性は25歳から29歳で60.3%、30歳から34歳で34.5%、35歳から39歳で23.1%と未婚率がさらに高くなっている。つまり、1980年の生涯未婚率と比較すると男性は2.6%から20.1%へ、女性は4.5%から10.6%と非常に高くなったのである⁸。

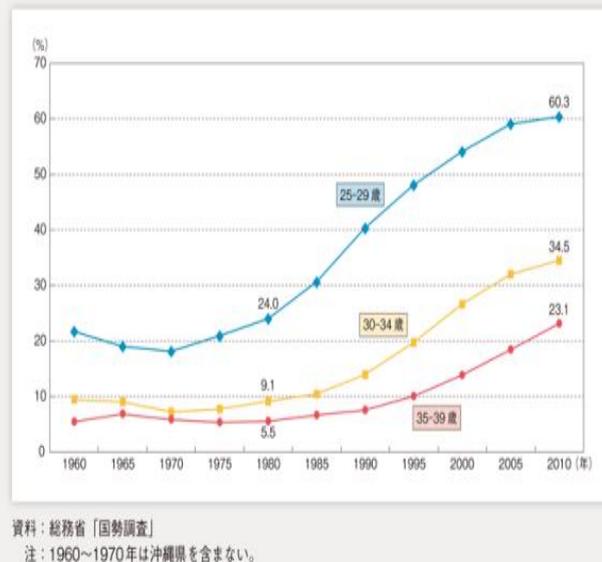
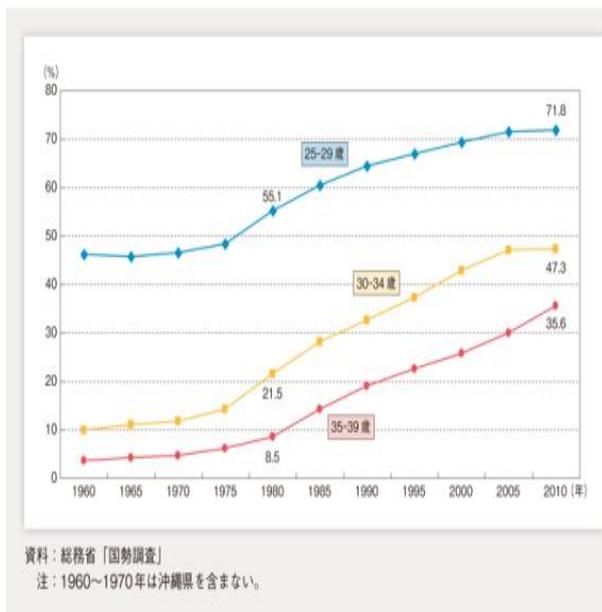


図 1-3 男性未婚率の推移

図 1-4 女性未婚率の推移

出典：国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集（2009年版）厚生労働省「人口動態統計」から転載 45歳～49歳と50歳～54歳未婚率の平均値であり50歳時の未婚率を示す⁹

厚生労働省「人口動態統計」によると、1995年に生まれた子どものうち、99.8%は嫡出子（法律上の婚姻をした夫婦間に出生した子）であり、嫡出でない子（いわゆる婚外子）の割合は1.2%にすぎなかった。しかし、2011年には2.2%まで増加した。海外では婚外子も多く出生率に影響するケースが多い。スウェーデンでは6割、フランスでは5割に近い。日本では婚外子の相続の権利が2013年9月5日、民法900条の規定法定相続分を嫡出子と同等に認められたが¹⁰、まだまだ社会的には同等な見解は少ない。そのため、できちゃった婚という妊娠後の結婚も多くなった。一般的には子どもは男女が結婚してから生まれる場合が良いという社会意識が高いことが根底にある。20代後半ではなく30代後半まで未婚に留まる人々が増えた。女性の高学歴化も影響している。しかし、女性に関しては妊娠による子どもへのデメリットは高齢になるほど高くなることは忘れてはならない。

内閣府による1984年の調査では、人間は結婚してはじめて一人前になるという考え方に賛成が6割であった。しかし、2009年10月の男女共同参画に関する世論調査において結婚は個人の自由であるから結婚してもしなくてもどちらでもよいかについての質問にどちらかといえば賛成を含めると7割が結婚は個人の自由であるという結果がでている。20歳代、30歳代では結婚は個人の自由であるという考え方にどちらかといえば賛成と考えているのが9割近くある。また、日本放送協会が実施している世論調査日本人の意識調査では、「人間は結婚するのが当たり前だという考え方への賛成は2008年時点で約35%と低い

結果がでている。親も子どもに結婚して欲しいと思っけていても子どもの意思に任せている。離婚も同じように反対することなく子どもの意思に任せている。また、会社でも地域でも結婚していない人を個人の自由だと受け止めている。結婚して一人前という考え方はなくなっている」としている¹¹。

厚生労働省の離婚をみると、1947年には79,551件であった。しかし、1970年95,937件、1980年141,689件、1990年157,608件、2002年289,836件と高くなった。2010年251,378件、2015年225,000件と少し減少したが、これは婚姻数の減少による¹²。内閣府の2005年時点では、離婚した女性を出戻りなどと呼び、離婚を否定する社会意識が高かった。しかし、離婚を肯定する割合の方が否定する考え方の割合より高くなった。

子どものいる夫婦の離婚数は、1980年の約96,000組から、2000年には157,000組、2011年には137,000組となっている。母子世帯数の推移を見ると、離婚を理由とするものは1983年353,000世帯から、2011年1,332,000世帯に増えている。これは日本の出生数が減っているが、待機児童数が毎年増加していることの理由の1つである。

結婚したいが結婚に結びつかないことが多いと言われている。若者の恋人がいない割合が多いとも言われている。男性が女性と交際できにくい状況がある。終身雇用がなくなり収入の安定がなくなった。また、あらゆる部門に非正規雇用が広がり、収入が少なく家庭を持ちにくい状況がある。

国立社会保障・人口問題研究所は、2015年に実施した「第15回出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」の独身者調査では、「いずれは結婚しようとする未婚者の割合は、男性85.7%（前回86.3%）、女性89.3%（同89.4%）で、依然として高い水準にある。異性の交際相手をもたない未婚者は引き続き増加し、男性69.8%（前回61.4%）、女性59.1%（同49.5%）となった¹³」と報告している。未婚者の9割近い男女が結婚を考えているのに未婚者が増加している。

（3）女性の働き方の変化について

日本において戦前は大家族であり3世代同居が多かった。兄弟も多く、兄や姉が子守をしてくれることが多かった。また、他の家族から子守を雇うことも多かった。農家では母親も農業をしながら子育てをしていたため、田んぼの横に籠を置き子どもを寝かせていた。そのため、田んぼに子どもが落ちて死亡する事故も多かった。そこで、季節託児所ができたのである。

戦後、農地改革により小作農は自作農になったため、さらに母親は忙しくなった。自営業も多く、国民の多くは家族で助け合いながら仕事と子育てをしていた。1950年代は高度成長期に入り、工場誘致も増加し都市化が進んだ。そのため、大家族から核家族に変化していったのである。そこから、母親は就業せずに家で子育てをするという傾向になってい

った。「男は仕事、女は家庭」という意識がだんだん強くなっていった。

「欧米で専業主婦という生き方が一般化したのは 1920 年代であり、日本では欧米から 50 年後の 1970 年代前後であった。男は外、女は内という性役割分業が浸透し、女性の役割は家事と育児だけである場合も増えた。そして、それが昔からの正しいあり方だと誤解されて受容されてきた」と岩本も述べている¹⁴。

2016 年男女共同参画社会に関する世論調査において、夫は外で働き妻は家庭を守るべきであるという考え方に対する意識に賛成が 40.6%、反対が 54.3%であった。男性は賛成が多く、女性は反対が多かった。特に 70 歳以上の男性は賛成が多く、40 代から 60 代の女性で反対が多かった。年齢別では 70 歳以上では賛成、30 代、50 代では反対が多かった。結婚や出産後も女性も外で働く意識が高くなってきた。このことから、女性が働くには保育施設が必要である。しかし、規制緩和で定員を増やすという安易な定員の増加ではなく、園児にとって十分な教育や保育を受けられる施設でなければならない。

(4) 幼稚園について

最初の幼稚園は 19 世紀前半に活躍したドイツの幼児教育者であるフリードリヒ・フレーベルが、1840 年に設立した小学校に上がる前の幼児のための学校である。日本においては 1872 年に公布された学制の中で初めて規定された。1875 年東京女子師範学校が開校し、1876 年東京女子師範学校附属幼稚園が開園した。この幼稚園はお茶の水女子大学附属幼稚園として存在する。幼稚園へ通っていた子どもたちは上流階級の子息が中心であり、一般家庭の子どもが通うところではなかった。その後、東京女子師範学校附属幼稚園は全国の幼稚園の模範となり一般家庭の子どもも入園できる施設が全国に広がった。倉橋惣三は児童心理学者で東京女子師範学校附属幼稚園の園長でもあり、子どもの目線に立って自由に遊ぶことを取り入れたのである。

1899 年「幼稚園保育及設備規程」、1922 年「幼稚園令」が定められた。戦後、1947 年「学校教育法」が制定され幼稚園も学校教育機関の 1 つになった。1956 年文部省は、「幼稚園教育要領」、「幼稚園設置基準」を示した。1964 年「幼稚園教育要領」も改訂された。幼稚園の管轄は文部科学省である。

幼稚園教育要領（1998 年 12 月 14 日文部省告示第 174 号、2000 年 4 月 1 日施行）第 1 章に、「幼稚園の 1 日の教育時間は、4 時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること」、第 3 章に「地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後に希望する者を対象に行う教育活動については適切な指導体制を整えるとともに第 1 章に示す幼稚園教育の基本及び目標を踏まえ、また教育課程に基づく活動との関連、幼児の心身の負担、家庭との緊密な連携などに配慮して実施すること」とある。幼稚園の保育時間は 4 時間が標準となった。

公立幼稚園の保育料は安く、運営費は市区町村の予算であった。しかし、予算削減と財政難から、公立幼稚園を統廃合させ、私立幼稚園に幼児教育を移管させようとする民営化の動きがあった。1980年代、2年保育から3年保育に変更し、園児の確保をするようになった。1990年代に入ると園児数は減少を続け、統廃合や廃園が増加した。

働きたい女性も多いが、男性の就労形態が変化し収入が激減したために働かなければならない女性も増加したのである。そのため、待機児童が増え保育施設の増加が望まれた。しかし、保育所の受け入れの規制緩和も保育士の不足で進まなかった。定員に空きがでた幼稚園に「預かり保育」を促進させてきた。幼児教育振興プログラム（2001年3月29日 文部科学大臣決定）第4章において、幼稚園における子育て支援の充実として「預かり保育」の推進を進めた。

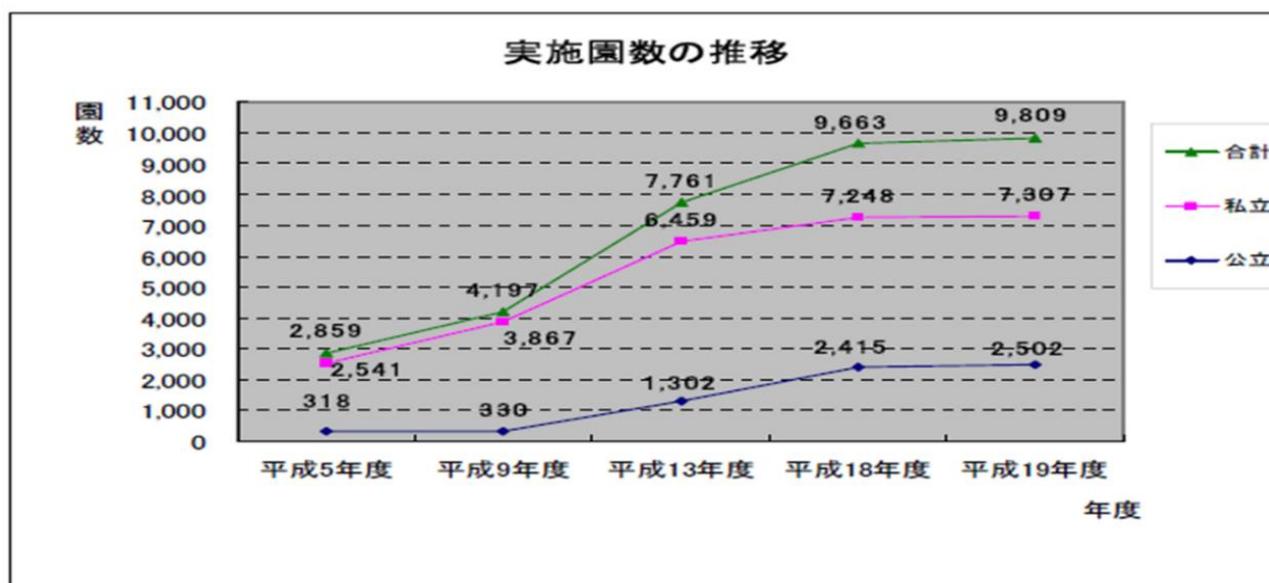


図 1-5 預かり保育の推移

出典：文部科学省 預かり保育の実地状況から転載¹⁵

1995年2月「幼稚園設置基準の一部を改正する省令」が文部省令第一号をもって公布され4月から施行された。一学級の幼児数について40人以下の原則を35人以下の原則に引き下げた。園舎についても平屋建の原則を2階建以下の原則に緩和した。

「園舎を2階建とする場合及び特別の事情があるため3階建以上とする場合においても、保育室、遊戯室及び便所については、従来どおり1階に置かなければならず、一定の条件を備えた場合には2階に置くことができるものであること」とした¹⁶。2階建、3階建の幼稚園が増加していったのである。

1899年（明治32年）に設定された「幼稚園保育及設置規定」（文部省令第32号）の第3条に「保母一人ノ保育スル幼児ノ数は40人以内トス」、第4条に「一幼稚園ノ幼児数は

100 人以内トス、特別ノ事情アルトキハ 150 マテ増加スルコトヲ得」とあった。

敷地の基準は幼稚園設置基準第 8 条第 2 項において、運動場は同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。面積基準は園舎の 1 学級は 180 m²、2 学級は 320 m²、3 学級以上は 1 学級につき 100 m²とある。職員配置数は 1 学級あたり専任教諭 1 人（1 学級の幼児数は、35 人以下が原則）とある¹⁷。

1995 年 2 月 8 日の「幼稚園設置基準の一部を改正する省令の制定について」文初幼第 10 号においての文部事務次官通達において、幼児一人一人の発達の特性に応じ行き届いた教育を推進するため、一学級の幼児数について改正前の 40 人以下の原則を 35 人以下の原則に引き下げた¹⁸。しかし、定員についての規定はない。

(5) 保育所について（本論では保育所を使用。自治体によって保育園を使用）

保育園の始まりは民間人によって運営された託児所が始まりである。1871 年アメリカ人宣教師によって横浜に開設された託児所は混血児を救済する施設で「亜米利加婦人教授所」と名付けられた。日本人によって開設されたのは、1890 年赤澤夫妻が作った新潟県の「静修女学院附設託児所」といわれている。日本の産業革命はヨーロッパに遅れて日清戦争・日露戦争を通して進行した。そこで女子労働力の確保が進められ、工場内託児施設ができていった。

1900 年東京女子師範学校保母練習科を卒業した若い女性の野口幽香と森島峰が東京の四谷に保護を失った貧困児を対象に二葉幼稚園を開設した。後に二葉保育園と改称した。

1908 年政府内務省は民間の保育事業を「救済事業」として補助金を出すにいたった。1919 年救貧・治安対策の一環として公立託児所が開設された。1929 年には 100 園を越え、1940 年には 22,758 園といわれている。

戦後、1948 年児童福祉法が制定され、第 39 条第 1 項に「保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設である」と法的な位置づけがなされた。保育所の管轄は厚生労働省である。

認可された保育所は公的な補助を受けることができる。私立も受けることができる。しかし、1985 年までは運営費は子ども一人の措置費から保育料を引いた費用について、国が 10 分の 8、都道府県が 10 分の 1、市町村が 10 分の 1 を負担していた。

現在では国が公的助成を引き上げたため、市町村が支弁した費用から保育料を引いたものを国が 10 分の 5、都道府県が 4 分の 1、市町村が 4 分の 1 を負担することになっている。そのため、地方自治体の財政難から公立保育所の統廃合が進められている。また、民営化も強引に進められたため裁判になったケースもある。そこで進められたのが幼保一体化である。

保育所の設置認可の基準は緩やかになった。「新保育所保育指針」（2008 年）では保育所

の二つの機能として「養護」と「教育」をあげ、教育の部分では幼稚園教育要領と同じ 5 領域で教育するように保育の内容が定められた。小学校との連携も進み幼稚園化も進んだ。

2000 年 3 月 30 日、「児発第 295 号保育所の設置認可等の各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長あて厚生省児童家庭局長通知」において、屋外遊戯場は近所の公園、神社の境内等で代替でも良くなった。園舎の面積基準はない。

保育室（遊戯室）は幼児 1 人につき 1.98 m²、乳児室は乳幼児 1 人につき 1.65 m²、屋外遊戯場は幼児 1 人につき 3.3 m²（105 人 3 学級相当）の場合 346.5 m²である。職員配置数は、0 歳児児童 3 人につき 1 人、2 歳児児童 6 人につき 1 人、3 歳児児童 20 人につき 1 人、4 歳児から 5 歳児児童 30 人につき 1 人である。定員の規定はない。

（6）幼保一元化と幼保一体化について

内閣委員会調査室野田亜悠子の 2010 年「幼保一体化議論の経緯と制度設計における課題～子ども・子育て新システムの基本制度案要綱を踏まえて～」をみる。

「我が国の就学前児童の養育体制は、幼稚園と保育所が並存し、所管の省庁も文部科学省と厚生労働省に分かれており、対象児童、施設、人員配置の基準等が異なるという二元体制となっている。しかし、本来、保護者の就労といった家庭環境にかかわらず、同じ歳の子どもは同じ内容の幼児教育及び保育を受けられることが望ましいとの考え等から、幼稚園と保育所を一元化しようとするいわゆる幼保一元化が提唱されてきた。

1990 年代には、少子化の進行や共働き世帯の増加により、幼稚園の一部で定員割れが生じる一方で、保育所の待機児童が発した。近年、不況の影響で共働き世帯が増え、待機児童数が過去最悪の水準に近づくなど、待機児童は社会問題化しており、早急に取り組むべき喫緊の課題となっている。

政府は待機児童を解消するための施策の 1 つとして幼保一体化を掲げており、2010 年 1 月には幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を行う子ども・子育て新システム検討会議が設置された。6 月 25 日には子ども・子育て新システムの基本制度案要綱が取りまとめられ、これを具体化する法案を 2011 年の通常国会に提出するとしている。

幼保一元化は国や自治体において幼稚園と保育所の所管を一本化し、制度も一つにするとの意味を持つ。幼保一体化は制度的に異なる保育所と幼稚園の壁を乗り越えて、保育・幼児教育施設の共通する部分を可能な範囲で広げて、その保育・教育内容を一体化するとの意味を持つ。しかし、これまでの議論においては、両者が厳密に区別されることなく使用されている。また、近年は、これまで主に用いられていた一元化に代わり一体化が使用されるようになってきている」と述べている¹⁹。

ここからは地方自治体をみる。奈良県橿原市の幼保一体化・幼保一元化の取り組みにつ

いてみる。

「幼保一元化は、1960年代に遡る。多くは少子化で幼稚園や保育所が単独で経営が成り立たなくなってきた過疎地域における取り組みであり、その最大の狙いは、スケールメリットを追求した合理化、すなわちコストの削減であった。ところが、近年の社会構造等の著しい変化を背景として、就学前の子どもに関する教育・保育のニーズが多様化し、小学校就学前の子どもの総合的な教育・保育の提供が叫ばれてくるようになってきた。このようなことを背景として、先進的に取り組まれた事例は、幼稚園、保育所が同一敷地内にあり、職員の交流や幼児の交流、施設の相互活用などを通して幼児教育を行う幼保一元化の手前の幼保一体化により年齢別保育を実施してきたものである。幼保一体化といっても段階がある。保育所と幼稚園が別の場所のまま、運営を連携又は経営主体を統合する最も一体化度が低いケース。一体化を進め、幼稚園ないし保育所を廃止し、同じ場所に併設し、連携して運営する施設一元化。さらに同じ場所に統合し、一体的に運営する施設統合化とも言えるケースがある。一見1つに見える箱の中に、制度的制約を抱えた幼稚園と保育所が併存しているだけである。それが幼保一元化の姿であり省庁間の垣根を超えた制度の合理的な再編が期待されるころであった。そのような中、規制緩和の一環で構造改革特区制度が始まる。しかし、政府は保育所と幼稚園の児童と一緒に保育する合同保育を特区で認める方向で合意したが、制度自体を一本化する幼保一元化を認めなかった。

認定こども園制度はこれを受け、国においては2006年10月就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律が施行し、認定こども園制度が創設された。しかしながら認定こども園制度については、従来の保育園と幼稚園の二つの制度を前提としているために、認定等に係る事務処理や会計処理などが複雑であるとの指摘がなされている。最近の動向としては、認定こども園制度についての見直しは法施行後5年経過時点とされているが、前倒しで行うべきであるという考え方がされている。また、社会総がかりで教育再生を-第3次報告-(2007年12月教育再生会議)においても、将来的な幼保一元化についても検討を進めるとされたところです」と報告している²⁰。自治体においてもすぐに幼保一体化に移行するのではなく検討しながら進める状況が伺える。

(7) 統廃合について

小学校・中学校の統廃合が進んでいる。2009年文教科学技術課の安田は、「戦後の学校統廃合政策について第1期は1950年代の町村合併政策に伴うもの、第2期は1970年代の高度経済成長期の都市への人口流出による地方の農山漁村の過疎化に伴うものである。これにやや遅れ、都心では人口集中による居住環境悪化のため、郊外へ人口が流出したことから、ドーナツ化現象による人口減少に伴う統廃合が進んだ。そして現在、第3期として1990年代から将来に向けての長期的・構造的な少子高齢化に伴う統廃合が全国的に進みつ

つある。文部科学省によると、1992年から2007年までに、小学校は3,212校、中学校は959校が廃校になっている。今後、概ね3年から5年間に全国の小中学校のうち1,100校以上が廃校となる見通しとの調査結果もある」と述べていた²¹。

文部科学省統計要覧では公立小学校数は1955年26,659あったが、1970年24,558、1980年24,707、1990年24,586、2000年23,861に減少した。2010年21,713、2015年には20,302と急減した²²。

公立中学校数は1955年13,022あったが、1970年10,380、1980年10,156、1990年10,588、2000年10,453に減少した。さらに2010年9,982、2015年には9,637と急減した。

公立小学校・公立中学校だけでなく、公立幼稚園や公立保育所も統廃合が進んでいる。公立幼稚園は1955年1,893が1970年3,908に増加し、1980年には6,064に急増した。1985年には6,269と最高になった。そして、2000年5,923、2010年5,107、2015年4,321と減少した。

公立保育所は1955年13,767が、1970年11,040、1980年10,780に減少した。1990年には11,275、2000年11,209、2010年10,815、2014年10,557に減少した。この公立保育所の推移は公立中学校の推移と似ているといえる。

2015年1月、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引の策定についての通知」が出された。その中で「標準的な規模12学級から18学級」とある²³。

文部科学省の2013年幼稚園と保育所の設置をみると、2005年幼稚園・保育所がともに設置されている市町村は72.7%の1,744市町村が、2006年79.1%の1,457市町村と市町村の統合により割合は最高になる。2012年には78.8%の1,373市町村となった。

幼稚園のみ設置は2005年3.0%の73市町村が、2012年1.5%の26市町村となった。保育所のみ設置は2005年22.6%の543市町村が、2012年18.1%の316市町村となった。幼稚園・保育所がともに設置されていない市町村は2005年1.7%の40市町村が、2012年1.5%の27市町村となった。

公立・私立の幼稚園が共に設置が2005年30.9%の592市町村が、2012年37.0%の518市町村になった。公立幼稚園のみが2005年35.3%の642市町村が、2012年25.7%の360市町村になった。私立幼稚園のみが2005年33.7%の613市町村が、2012年37.2%の521市町村になった。2012年の市町村人口でみると、5千人未満では公立・私立の幼稚園がともに設置が5.0%の4市町村、公立幼稚園のみが81.3%の65市町村、私立幼稚園のみが13.8%の11市町村、5千人から1万人では公立・私立の幼稚園がともに設置が6.1%の10市町村、公立幼稚園のみが62.2%の102市町村、私立幼稚園のみが31.7%の52市町村であった。しかし、1万人から5万人では公立・私立の幼稚園がともに設置が28.6%の174市町村、公立幼稚園のみが28.0%の170市町村、私立幼稚園のみが43.4%の264市町村と私立幼稚園のみが急増することから、1万人以下の市町村では私立幼稚園の存続は難しくなる²⁴。

「児童福祉法」の第 24 条 2007 年改正によれば、「児童の保育に欠ける場合において、保護者から申込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」とある。つまり、政府や自治体は保育に欠ける児童に保育所を与えなければならない義務がある。しかし、過疎地域では若者の転出により高齢化が進み、児童数は激減し小学校が廃校になり、保育所までも廃園や統廃合になっている。子どもたちは遠方の学校や保育所にバスで通学・通園しなければならないとなっているのである。過疎地域では農繁期の子どもたちを預かるという必要性から一定の期間だけ保育したことが保育所の始まりであったことが多く、幼稚園はなく公立の保育所だけ存在するという過疎地域が多い。保育所は保育に欠けるという条件を緩和して少ない児童の交流や集団生活や就学前教育の場、地域の交流の場となっていた。子育て支援が生活に密着した所で受けられ、児童にとっても精神的安心になり、保育所を卒業してから通う小学校に気持ちもつながっていたのである。しかし、その保育所が廃園・統廃合に追い込まれ地域になくなりつつある。

その保育所の統廃合は児童数の減少の他に耐震基準の強化という理由で推進された。旧耐震基準（1971 年 1 月）により建築された学校・幼稚園・保育所が多いため、全国の高等学校・中学校・小学校・幼稚園・保育所は耐震診断が進んでいる。その結果、補強工事ですむか新築しなければならないか判断され、保育所もまさに耐震問題から改修か統廃合かという大きな問題に直面した。

政府は、1998 年 3 月「幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針」を定め、2002 年に保育士資格と幼稚園教諭免許を同時に取得しやすくするための保育士資格の養成課程の見直しを行い、2008 年に幼稚園教育要領と保育所保育指針を改定した。さらに、2005 年度より幼稚園教諭免許所有者が保育士資格を取得する場合、一定の科目を免除し、保育士資格所有者が幼稚園教諭免許を取得しやすいうように、幼稚園教諭資格認定試験を変更した²⁵。現在、職員の採用を、保育士・幼稚園教諭の両免資格を条件にしている市町村が増えている。どちらにも配置転換できるからである。小学校教諭にも幼稚園教諭や保育士の資格を取得しやすくと、あらゆる子どもに同じ敷地内で保育も教育もできるという対応が可能になるのではないかと考える。また、保育士に介護福祉士の資格を取得させると、高齢化の進む地域では高齢者施設と保育施設の両施設の併設も可能になり、職員として重要な人材確保になるのではないかと考える。

人口減少地域や過疎地域では、親の子育て不安や子どものコミュニケーションの能力形成に対応するためには、集団保育や教育の場こそ大切である。そのためにも複数資格は過疎化対策として検討すべきではないだろうか。

(8) 認定こども園について

文部科学省・厚生労働省合同検討会議が審議をした結果、2006 年 6 月に「就学前の子ども

もに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定された。認定こども園は従来の就学前の教育・保育を一体的に捉え、教育の幼稚園と保育所の良い点を合わせたものというキャッチフレーズで始まった。

機能1は、「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」として、保護者が働いている、いないにかかわらず子どもを受け入れて教育・保育を行う機能としている。

機能2は、「地域における子育て支援を行う機能」として、すべての子育て家庭を対象に子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能としている。そして、この制度の推進より、保護者が働いている・いないにかかわらず利用可能、集団活動・異年齢交流に大切な子ども集団を保ちすこやかな育ちを支援、待機児童を解消するため既存の幼稚園などを活用、充実した地域子育て支援事業で、子育て家庭を支援とうたっている²⁶。

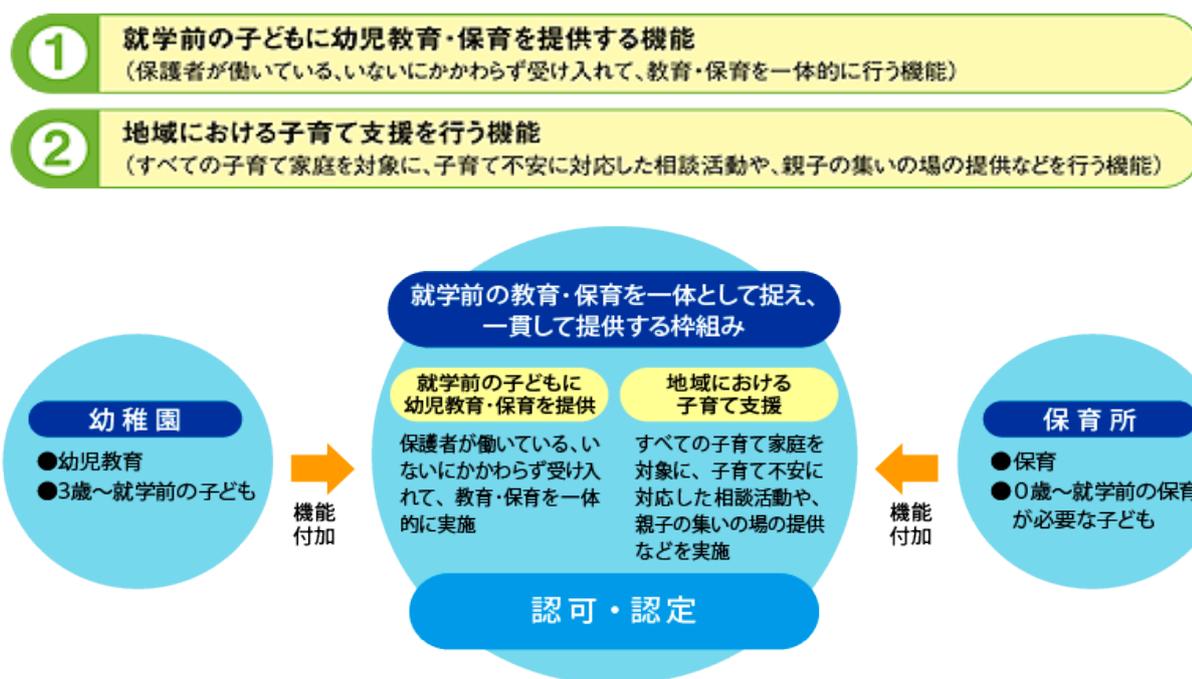


図 1-7 認定こども園の機能について

出典：内閣府 認定こども園より転載²⁷

認定こども園には①幼保連携型（認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行う園）②幼稚園型（認可幼稚園が保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど保育所的な機能を備えた園）③保育所型（認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもを受け入れるなど幼稚園的な機能を備えた園）④地方裁量型（幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設で認定こども園として必要な機能を備えた園）の四タイプがある。

「認定こども園の認定基準は内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣が定める基準に従い、また参酌して各都道府県等が条例で定める。職員資格・学級編制等職員資格は、幼保連携型は幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有する保育教諭を配置する。ただし、施行から5年間は一定の経過措置ある。その他の認定こども園は、満3歳以上は幼稚園教諭と保育士資格の両免許・資格の併有が望ましい。満3歳未満は保育士資格が必要である」としている。認定こども園の利用手続については、新制度では教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分を設けている。満3歳以上の幼稚園児の1号認定は教育標準時間の認定になり4時間になり、幼稚園か認定こども園に区分している。保育所児の3歳以上児の2号認定は保育認定で短時間保育8時間と長時間保育11時間で保育所か認定こども園に区分している。保育所児の満3歳未満の3号認定は短時間8時間で保育所か認定こども園か地域型保育にと説明している。

申込みも相違がある。1号認定の場合は保護者が園に直接申し込み、園から入園内定をもらい、園を通じて認定申請され、園を通じて認定証が交付され園と契約する。2号・3号認定の場合は市町村に保育の必要性の認定申請を行い、市町村から認定証の交付を受け希望の園の利用の申込みをする。市町村が園の状況を見て調整する。その後利用先が決定される。利用先が良ければ園と契約することになる²⁸。そのため、兄弟で違う園が決定されたり、遠方の園であったり、勤務先の違う方向になったりすることがある。

認定こども園に関する事務については、内閣府子ども・子育て本部で一元的に対応する。なお、学校教育法上に位置づけられている幼稚園について文部科学省、児童福祉法上に位置づけられている保育所について厚生労働省と各種法体系の連携を図っていくとある。

保育料は自治体が定める保育所の保育料等の基準1号認定は0円～25,700円、2号認定は0円～101,000円、3号認定は0円～104,000円に準じて各園が独自に加算して徴収することができる。そのため高額になる場合もある。

2007年8月に全国の認定こども園は105園が認可された。しかし、制度は別れ、幼稚園、保育所、認定こども園と3つの施設を作っただけに終わった。政府の望む2,000園にはなかなか進まなかった。2011年762園、2012年909園、2013年やっと1,099園になった。政府は自治体に認定こども園化を進めたが、自治体では様子を見ることにした自治体が多かったので進まなかったのである。

2015年幼保連携型認定こども園について、内閣府は2014年4月「文部科学省告示第一号厚生労働省就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律2006年（平成18年法律第77号）第10条第1項」の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定め、幼保連携型認定こども園化を進めたのである。移行に関しては、安心こども基金から財政支援が出ることになった²⁹。2015年2,836園と政府の目標の2,000園を超えて急増した。そして、2016年4001

園、2017年5081園となった。既存幼稚園から認定こども園への移行が進んだ³⁰。

表 1-5 認定こども園数の推移（公立・私立）（類型）

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
公立	55	87	122	148	181	220	252	554	703	852
私立	174	271	410	613	728	879	1108	2282	3298	4229
幼保連携型	104	158	241	406	486	595	720	1931	2785	3618
幼稚園型	76	125	180	225	272	316	411	524	682	807
保育所型	35	55	86	100	121	151	189	328	474	592
地方裁量型	14	20	25	31	30	33	40	53	60	64
園数	229	358	532	762	909	1099	1360	2836	4001	5081

出典：厚生労働省 認定こども園数から筆者作成³¹

幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標は、「子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ環境を通して行うものであることを基本とし家庭や地域での生活を含め園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。保育教諭等は、園児との信頼関係を十分に築き園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めるものとする」とある。

幼保連携型認定こども園の毎学年の教育課程に係る教育週数は特別の事情のある場合を除き39週を下ってはならないこととした。幼保連携型認定こども園の1日の教育課程に係る教育時間は4時間を標準とすることとなった。この4時間は、幼稚園児の1号認定、保育所児の2号認定も共通時間となる。幼稚園の開始時間が9時とすると4時間の共通時間は給食時間の1時間を差し引くと14時までは教育時間となる。3歳児のように午睡時間が必要な園児は15時までは1号認定も保育時間が必要ではないかと考える。

幼保連携型認定こども園の保育を必要とする子どもに該当する園児、保育所児の満3歳以上の2号認定には、教育及び保育の時間を1日に8時間を原則とし園長がこれを定めることとした。ただしその地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮することができるので時間的な幅ができることになった³²。地域によって生活時間差がある。また、山や海など自然に左右される地域では季節によっても差がある。時間的な幅は保護者にとって必要である。しかし、園児たちにとってはどうなのであろうか。

2015年幼保連携型認定こども園について、内閣府は2014年4月30日に「文部科学省告示第一号厚生労働省就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」2006年（平成18年法律第77号）第十条第一項の規定に基づき幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を次のように定めた。

「幼保連携型認定こども園は、教育及び保育の基本乳幼児期における教育及び保育は子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼保連携型認定こども園における教育及び保育は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する目的を達成するため乳幼児期の特性及び保護者や地域の実態を踏まえ環境を通して行うものであることを基本とし家庭や地域での生活を含め園児の生活全体が豊かなものとなるように努めなければならない。このため、保育教諭等は園児との信頼関係を十分に築き園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育及び保育を行わなければならない。

0歳から小学校就学前までの様々な年齢の園児の発達の特性を踏まえ、満3歳未満の園児については特に健康、安全や発達の確保を十分に図るとともに、満3歳以上の園児については同一学年の園児で編制される学級による集団活動の中で遊びを中心とする園児の主体的な活動を通して発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。

在園時間が異なる多様な園児がいることを踏まえ園児の生活が安定するよう家庭や地域、幼保連携型認定こども園における生活の連続性を確保するとともに一日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。特に満3歳未満の園児については睡眠時間等の個人差に配慮するとともに満3歳以上の園児については集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること。

家庭や地域において異年齢の子どもとかわる機会が減少していることを踏まえ、満3歳以上の園児については学級による集団活動とともに満3歳未満の園児を含む異年齢の園児による活動を園児の発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせ設定するなどの工夫をすること」とある³³。幼保連携型認定こども園に求められる工夫は多様である。これらの工夫を行える保育者の確保はできるのだろうか。

2008年6月文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室での認定こども園に係るアンケート調査の結果については高評価が出たと報告している。認定を受けた施設を利用している保護者1,170人、認定を受けた施設130園、認定を受けた施設のある市町村96、都道府県47が対象である。

回答のあった保護者の9割近くが、今後とも認定こども園制度を推進していくべきであると答えている。「評価している」及び「どちらかと言えば評価している」と答える保護者の割合は75.5%となっており8割近くの保護者から認定こども園は評価を受けていると報告している。評価している点は、「保育時間が柔軟に選べること」「就労の有無にかかわらない施設利用」である。回答のあった保護者の9割近くが今後とも認定こども園制度を推進していくべきと報告しているが、この保護者の評価は保護者の都合が多く、園児にとっ

での評価ではなかった。

認定こども園の認定を受けた理由は、「子育て支援活動の充実」と「就労の有無に関わらない受け入れ」を挙げている。幼稚園型は、「子育て支援活動の充実」、保育所型は、「就労の有無にかかわらない受け入れ」、地方裁量型は、「新たな財政支援」、「社会的信用の向上」が多く挙げられている。認定こども園の認定を受けた施設の9割以上が認定を受けたことを良かったと答えている。しかし、この調査後も認定こども園への移行は進まなかった。

認定を受けて良かったと考える点について5割以上の施設が「子育て支援活動の充実」、「就労の有無に関わらない受け入れ」を挙げている。類型別に見ると幼稚園型では「子育て支援活動の充実」、保育所型では「就労の有無にかかわらない受け入れ」が一番多く挙げられている。地方裁量型については「社会的信用」については得られたが「新たな財政支援」について挙げた施設はなかった。問題として「申請書類が膨大」、「手続きが煩雑」など事務的な事が挙げられていた³⁴。

1-2 研究の目的

人口減少地域や過疎地域では、若者の転出により高齢化がさらに進み児童数は激減した。小学校が廃校になり、幼稚園や保育所までも統廃合が進み、現在は認定こども園への移行が進んでいる。多くの子どもたちは、地域から離れ遠方の小学校や保育施設にバスで通学・通園している。その保育施設の統廃合は市町村合併、耐震基準の強化、コスト削減の理由で推進され、定員が201人以上の施設になっている。

都市では待機児童解消から女性の社会進出から定員割れが進んだ幼稚園に預かり保育を促進させてきた。そして、現在は認定こども園への移行を進め701人以上の施設も存在する。このような大規模な認定こども園は、園児一人一人に十分なケアができない状況にある。

また、認定こども園は幼稚園児と保育所児の保育時間差のある園児を一緒に教育・保育をする施設である。しかし、幼稚園と保育所は諸官庁、法律、保育者、対象園児、歴史等の相違が多く幼稚園児と保育所児を一緒にすれば良いという問題ではない。幼稚園児と保育所児の保育時間の相違、幼稚園教諭と保育士の保育観や労働条件の相違、保護者の保育観の相違等多くの保育内容や保育環境に課題がある。政府が行ったアンケート結果は、保育施設や保護者にとっての認定こども園の評価だけで園児のための評価はなかった。そのため、地域での保育の状況を把握し、保護者と園児の両方の課題と利益を調査する必要があると考える。

本論の目的は、①地域の保育状況を把握すること②幼稚園児と保育所児が一緒に教育・保育を十分に受けられる保育環境としての定員の理想と上限を検証すること③幼稚園児と

保育所児と一緒に過ごす共通時間を十分に確保できる育ちの場となる園児のための保育時間を検証することである。そのことが、預ける保護者と園児にとってさらに良い保育内容・保育環境になることを願うものである。

1-3 研究の方法

地域の実地調査とアンケート調査を行った。

①地域の保育状況 三重県・高知県・島根県・大阪府

三重県の津市・松阪市・伊勢市では、平成の大合併から市町村合併が進んだ。その合併から幼稚園や保育所の統廃合が進められた。2009年から津市・松阪市・伊勢市の保育状況の説明を受けた。市議会議会の議事録と資料から市町村合併と統廃合について調査をおこなった。その後も幼保一体化と認定こども園化の聞き取りの実地調査を行っている。

高知県の保育政策を2013年高知県庁で説明を受けた。少子化が進み、過疎化の激しい高知県の保育施設の大々的な統廃合の状況を把握した。その後保育施設の実地調査を行った。

島根県の保育政策を2013年市町村で説明を受けた。本州の過疎地域として保育施設、高齢化施設、子育てセンターの実地調査を行った。

大阪府の保育政策を2016年市町村で説明を受けた。幼保一体化とこども園化の実地調査を行った。

4 都道府県の地域における統廃合の状況と幼保一体化と認定こども園への移行がどのように進められているか、利点や課題、定員や保育時間について聞き取り調査を行った。

②2013年全国認定こども園のアンケート調査 1110園 有効回答数 430園

2013年4月時点の幼保連携室公表の認定こども園と10月時点の各都道府県のHPで公表している認定こども園一覧表から、全国1110園の全てを対象にアンケート調査票を10月に直接郵送した。有効回答数は430園（有効回収率38.7%）であった。45都道府県から回答を得た。非過疎地域と過疎地域で相違があるか、公立と私立で相違があるか、4類型で相違があるか調査を行った。

③2015年認定こども園のアンケート調査 430園 有効回答数 159園

2013年10月時点の認定こども園全国1110園に質問紙を10月に直接郵送した。2013年の有効回答数は430園（有効回収率38.7%）であった。今回の調査は、2013年に協力を頂いた430園の施設長・園長に2015年10月に再度質問紙を郵送した。有効回答数は159園（有効回収率36.9%）であった。40都道府県から回答を得た。法改正後の定員、1号定員、2号定員、3号定員の動向、小学校や地域との交流、施設利用や行事の変化等について調査を行った。

④2016年認定こども園のアンケート調査 209園 有効回答施設数 71園 保育者数 687人

2016年4月時点の全国4001園の認定こども園を、都道府県ごとに定員を1-50人、51-100人、101-150人、151-200人、201-250人、251-300人、301人以上に区分した。区分ごとに各1園、都道府県ごとに選択した。区分のない部分は除外し、調査対象209園に2016年8月に直接質問紙を郵送した。有効回答数は71園（有効回収率33.9%）であった。

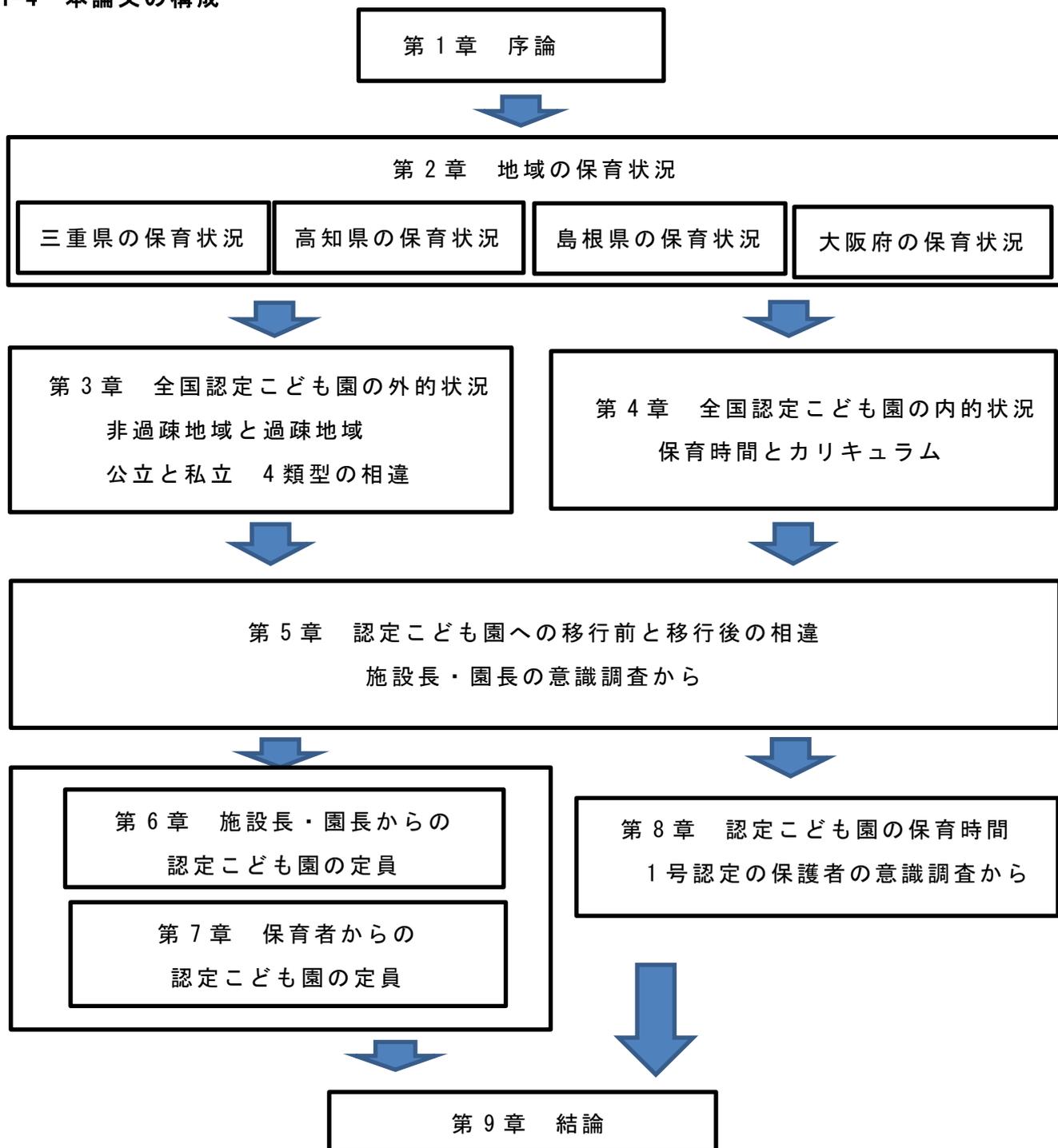
施設長・園長の意識から施設や運営、職員や職員会議、クラスや保育活動等について調査を行い、定員との関係を検証した。保育者の意識から保育者と園児の関わり、保育時間差、保育内容・保育環境等について調査を行い、定員との関係を検証した。有効回答は687人であった。

⑤2017年三重県の認定こども園4園 1号保護者461人にアンケート調査 有効回答保護者数189人

2017年4月時点の三重県の幼保連携型の認定こども園4園の保護者に1号認定の園児の生活の調査をおこなった。461人に配布、189人有効回答（有効回答率40.9%）であった。地域は、伊勢市2園、津市、鈴鹿市の4園に行った。

標準保育開始時間、標準保育終了時間、保護者の送迎時間、希望保育時間、預かり保育、延長保育について調査した。園児の降園後の友達関係、遊び、ゲーム・テレビの時間、起床時間、就寝時間、夕食時間、入浴時間について調査し、園児にとって必要な保育時間を検証した。

1-4 本論文の構成



1-5 既往研究

(1) 幼保一元・幼保一体について

幼保一元化について2011年田澤は、「真の幼保一元化は幼稚園と保育所の制度の単なる統合を意味するものではない。倉橋がいう真に幼児に適した内容を実現する見極めと工夫が今後の保育には求められている。幼児が主体的でいられる時間と空間が大人の配慮のもとで確保され、その主人公として幼児期を生きることが、一元化された保育の内容を考

える上での鍵概念となるだろう」と幼児の保育時間の重要差を述べている³⁵。

幼保一体について 2012 年香曾我部は、「地方小規模自治体は財政への負担軽減を目指し統廃合や幼保一体化によって保育施設の大規模化を行っている、さらに保育者数を最低基準にし、民間と比べコストの高い正規雇用者の採用を見送った。早朝保育や一時預かりなどの対応するために非正規雇用者(パートや臨時)を多く採用し人件費の削減を目指した」と保育者の危機的状況を述べている³⁶。

幼保一元化と幼保一体化についてのアンケート調査では、2006 年七木田らは、保護者 875 人に幼保一体化施設に対する意識のアンケート調査を行い、「幼稚園を利用している保護者が 8 時間保育を望み、給食を希望するなど保育所の保育を期待していた。保育所利用者が幼保一体施設において高い保育の質を期待している」と 1 号認定の保護者が 8 時間を希望していること、幼稚園と保育所の保護者が期待することに相違があることを述べている³⁷。

2006 年丸井らが、幼保総合施設に関する施設経緯・体制・形態について 51 自治体にアンケート調査を行い、「エンゼルプラン以前に開設した施設と比較して、近年開設の方が大規模化している傾向がみられる。また、幼保統合化を図っている自治体の多くは比較的小規模で人口が減少している地域が多い。施設規模が大きくなるほど、クラス編成・日常活動ともに幼保合同で行っている割合は低下している」と規模とクラス編成の関係を述べている³⁸。

2008 年山田らは、幼保一体施設 158 園に運営様態、混合保育、活動場所についてアンケート調査を行い、「私立園は公立園よりも規模が大きな傾向があり、一体化の経緯運営形態、建設形態と施設規模には一定の関係がある」と規模と経緯や運営の関係を述べている³⁹。

2009 年加治佐らが、園長 105 人、保育者 474 人に保育・教育と運営についてアンケート調査を行った。先行園では認定こども園としての外形をとっていても実質が伴っていないのである。認可基準に問題があるのではないか。施設や職員数、子どもの通園条件や安全性などが基準をクリアしておれば、保育・教育の目標や計画はさほど問われていないのではないか。認定こども園として育成する子ども像や混合クラスや異年齢交流など認定こども園の特性を生かした教育・保育の内容や方法を創造しているか、そのなかに小学校や地域との連携は組み込まれているか、子育て支援の内容・方法や態勢は十分か、などの認定こども園としての実質を認可基準として重視してゆくことが望まれる」と述べている⁴⁰。

2006 年徳田らが質について⁴¹、2007 年増田ら⁴²が保育の質について、2008 年松川らが保育の実情・内容について⁴³、2009 年松井らがカリキュラムについて⁴⁴、2011 年水田らが子育て支援の機能について⁴⁵、2014 年下里が 631 人の保育者に幼保一体化のメリットとデメリットについて⁴⁶アンケート調査としている。

2011 年青井らは、子育て支援についてアンケート調査を行い、「幼保連携型や保育所型

と比較して幼稚園型は子育て支援の割合が低い。定員規模の大きい園の方が小さい園の方が小さい園と比較して実施の割合がやや低い」と述べている⁴⁷。

幼保一元や幼保一体の課題を示しているが、2006年から10年を越えた幼保一体施設認定こども園がこれらの課題を改善しているのであろうか調査が必要である。

(2) 幼稚園の定員について

幼稚園の定員については、1981年藤田は、「150人又は200人までと規定した時代があった。規模の適正は10学級の300人程度がリミットであろう。理想とする保育構成は3歳児40人、4歳児120人、5歳児120人である」と定員300人が上限と述べている⁴⁸。

1981年山下は、「園全体の規模について、300人だの500人だの甚だしきは700人定員という幼稚園はあるべき姿ではない。海貞子氏の幼稚園の全体規模は保育者の一人一人が全園児の名前を知っていることが大切な条件だと3歳児十数名、4歳児25人、5歳児30人で各年齢2組の120人が良い⁴⁹」と定員120人が良いという考えを支持した⁵⁰。

1981年福西は、「1988年度の私立幼稚園の経営実態調査報告書で3,162園うち、園児数の121人から160人が15.8%、15.1%を示している。戦後でも300人、400人を志向するものも出てきた。しかし、これは現実には児童生徒の問題が続出して、知的なものが尊重され、人間としての個々の尊厳さなどはないがしろにされて、園をあげて全職員がどの子に対しても対応する保育などは考えられない。100人以下では保育面は良いが園経営から言って困難であるので120人から140人程度の園となると思う」と120人から140人程度の定員が進むと述べている⁵¹。

(3) 保育所の定員について

保育施設の定員について、1981年千羽は、「保育所の設置認可において、その定員は60人以上とし、設置児童のおおむね2割以上は3歳未満児を入所させるものとし、かつ、定員のおおむね1割以上を2割未満児とすると規定している。定員の下限は規定されているが、上限は規定されていない。特に、1965年以降の経済成長の結果と既婚婦人の職場進出、核家族に伴う家庭を取り巻く生活環境の変化等は、両親の養育意識にも影響を与え、保育所の相対的役割を質量ともに増大させた。保育所規模においても、大規模施設が増加した。大規模の理由として、都市部での要保護児童の密度の高さと用地確保の困難さ、過疎地での施設の総合化、定員規模が大きい方が勤務体制容易、措置費の単価が150人以上になると有利、経営の安定化と利潤が図れる」と述べている⁵²。

2000年安藤は、「保育施設の大規模化と保育上の問題として、保護者との連携の希薄化が言われている。実際は保育施設が大規模になる事で、地域の中心から外れた所に建設されている場合が多い。そのためこれまでのように祖父母や保護者による送迎は不可能とな

り、3歳以上の幼児は全員が保育所のバスを利用する事になる。このため保育士は以前のように家庭での子どもの様子を保護者から聞くことが難しくなる。また、保育所での姿を親に連絡する事ができにくくなっているとしている。保育施設が大規模で地域から外れて建設されバスを利用し、子どもの様子を連絡する事ができにくくなった」と大規模になり地域から離れていく状況とバス通園の課題を指摘している⁵³。

2014年本間は、「規制緩和の保育所定員増の弾力化は、1998年度当初は10%、年度後半は15%の定員超過を要因することで始まった。2010年からは無制限になり常態化している。また、運営費の一般財源化や短時間保育士の導入で非正規化が進んでいる。17万人のA市内における保育士124人の調査から、定員が多いほど安全面の配慮などにより制約・決まり事が増え、全体を見守ることが増え子どもと夢中になる遊びが減った、子どものそばにいかずその場で大きな声を出して注意することが増えたなどゆとりのなさ、労働過剰、子どもの安全に不安、保育環境の悪化がある。定員100人以下が適正と思う保育士は68.8%の84人、120人以下と考える保育士は90.1%の110人であった。121人以上は子どもとの関わりみに関し思うようにできないジレンマを抱える保育士が増える恐れがある。入所増や詰め込の待機児童対策の規制緩和策ではなく、保育士が考える適正園児程度の範囲内におさえることが保育の質を保つうえで重要である。子どもと保育士にとっての最善の生活を保障するために、120人以下に整備する必要がある」と定員の多い施設の課題と120人以下が理想と指摘した⁵⁴。

幼稚園や保育所の定員について述べている研究者は多いが、データーから120人と指摘したのは本間だけであった。認定こども園の定員についてもデーターから示したものはない。

(4) 保育時間とカリキュラムについて

2006年松村は、「幼保一体施設は、13時30分までが幼稚園部門でその後長時間保育が始まるというものである」と幼保一体の保育時間の在り方を危惧している⁵⁵。

2013年越中らは、「認定こども園のカリキュラムは保育所型では過半数が共通カリキュラムを志向し個別カリキュラムを志向しないのに対して、幼稚園型では個別カリキュラム志向が共通カリキュラム志向を上回るなどカリキュラムの相違ある」と幼稚園型と保育所型のカリキュラムの相違を述べている⁵⁶。

2014年渡邊は、「朝は保育所部門に登園し、幼稚園部門が始まると移動して過ごし、幼稚園部門の終了後また戻ってくるという保育をしている園がある。子どもの生活の態に合わせた時間差の利用について保育を考えていくことが必要である」と保育時間差からの保育室の移動について述べている⁵⁷。

(5) 認定こども園について

2009年倉斗らは、「保育所では延床面積約930㎡、幼稚園では約735㎡を超えると2階建以上になる割合が50%を超える。保育所では6クラス以上、幼稚園では4クラス以上になると施設が2階建以上となる確率が50%を超える。認定こども園は全体的に施設の規模が保育所、幼稚園よりも大きい傾向がみられた。こども園は施設数が少ないのでクラス数と階数の関係は見られなかった」と認定こども園のクラスと階数の調査はできなかつたと報告している⁵⁸。

2011年渡辺は、「認定こども園は職員の配置、施設整備に関する基準の変更等を伴う大きな制度改革であるにもかかわらず保育・教育の実践現場における十分な検討なく進められ、就学前期のこどもに対する保育及び教育の質の保障の面で懸念されている。同年代・異年齢児のこどもたちとともに生活する環境は不可欠であるが、少子化の進行やきょうだい数の減少により、こうした環境が自然発生的には形成されにくいという状況がある。都市部を中心に待機児童がいる一方で、幼稚園在園数は減少して、定員に達しない施設が増加している。地域における人間関係の希薄化に伴い地域住民同士が交流し合う機会も減少している。乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期である。認定こども園の制度において国・地方自治体は教育・保育の質を確保していない」と園児の兄弟数等生活環境の変化と地域の変化をあげ、十分な検討なく進められている認定こども園化について危惧している⁵⁹。

2014年井上は、「就学前の子どもに関する教育・保育等に総合的な提供の推進に関する法律」が改正されて、幼保連携型認定こども園が単一の施設になり、内閣府に一本化され、財政措置も施設型給付で一本化したことである。市町村が施設と保護者に給付を行うが、保護者への給付も認定こども園が代行して市町村に請求する。そのため、認定こども園が財源を安定的に確保できる。文部科学省厚生労働省幼保連携推進室の2008年アンケート調査での上位を見ると、保育時間が柔軟に選べる、就労の有無にかかわらず施設利用は子どもへの保育内容と直接関係がない点にある。つまり、今の保護者は、認定こども園に我が子を預ける際の利便性の高さを求めていることがうかがえる」と保護者の利便性からの評価であると危惧している⁶⁰。

2015年大島は、幼保連携型こども園における幼児の仲間関係について、年中児30人と年長児25人の調査から、「年中児においては幼稚園籍の子どもは幼稚園籍の子どもを、保育所籍の子どもは保育所籍のこどもを友達として選択しやすいこと、年長児においては幼稚園籍の子どもと保育所籍であるかは友達の選択には影響はない」と園児の友達の選択について報告している⁶¹。

(6) 地域の保育状況について

地域性（都道府県）の保育の実状については、安藤（秋田県）は、幼保一体化、保育施設の大規模化、施設数の減少での課題をあげ、「待遇が恵まれてきた幼稚園職員の保育所職員との意識の差や研修の差、バス送迎が中心で保護者との関係が築きにくいこと、子どもの発達より親のニーズへの対応を重視する傾向、幼保の保育内容の差、保護者の保育観等」を述べている⁶²。

斎藤ら（新潟県）は、「保護者の保育施設の選択は、幼稚園は保育者の人柄を重視していること、保育所は家からの距離と保育者の人柄重視であること」と幼稚園と保育所の保護者の保育施設の選択方法の相違を述べている。また、子育て支援の重要さを述べている⁶³。

高瀬（長野県）は、「保育園利用者は休日・園長保育の有無ばかりでなく家からの距離の近さを重要視し、幼稚園利用者は保育料や送迎バスの有無を重要視していること、幼稚園に対する長時間保育 11 時間を可能にする必要がある」と幼稚園と保育所の保護者の重要視の相違について報告している⁶⁴。

2010 年手塚（和歌山県）は「過疎地である白浜町の幼保一体化をみた結果、公立幼稚園しかない過疎の町にとっては、公立幼稚園が公立保育園を統合することにより、施設や職員について効率化するだけでなく、幼稚園と保育の存在を意味することにつながるという面がみえた」と過疎地域での幼保一体化が保育施設の存続につながると述べている⁶⁵。

徳広ら（岐阜県）は、「0 歳児から 4 歳児が保育所、5 歳のみが幼稚園という慣習が一体化の進展を複雑にしている」と述べている⁶⁶。

他の地域では、大迫（宮城県）⁶⁷、櫻井（新潟県）⁶⁸、諏訪ら（東京都・さいたま県）⁶⁹、岩田ら（東京都）、⁷⁰宮田（富山県）⁷¹、2007 杉山（愛知県）⁷²の研究がある。

1-6 用語の定義と説明

1) 過疎地域

総務省過疎化対策では、「過疎地域については、昭和 45 年以来、四次にわたり議員立法として制定された過疎対策立法のもとで各種の対策が講じられてきました。現行の過疎地域自立促進特別措置法は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としています。過疎地域が、それぞれの有する地域資源を最大限活用して地域の自給力を高めるとともに、国民全体の生活にかかわる公益的機能を十分に発揮することで、住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会を実現することが求められます」とある⁷³。

大阪府と神奈川県は長い間、過疎地域に指定されている市町村がなかったが、大阪府内は2014年3月31日付で、神奈川県内は2017年3月31日付で過疎地域に指定された地域を含んだ。大都市の東京都は奥多摩地域と伊豆諸島に過疎地域があるので、2017年全国の都道府県に過疎地域が存在することになった。

過疎化の背景として、若者が働く場所がなく、都会の生活にあこがれること等から地域を離れることが多くなったことによる。そのために、高齢化はさらに急速に進んでいる。

過疎地域の定義は、「財政力指数にもとづく財政要件と、人口減少率・高齢者率・若年者率を勘案した人口要件によって定義される。過疎地域自立促進特別措置法の『過疎地域』は法改正により定義指数が変化する国政上の定義概念であり、時代や国境を超えた共通概念ではない。法令上は、単に人口が減っただけでは過疎地域にはならず、財政が悪化しただけでも過疎地域とはならない。人口が減り、老人が増え、若年人口が減り、かつ、地域財政力も減っているなど、様々な要件を中央政府が認めた場合に過疎地域となる」とある。

過疎地域自立促進特別措置法2条1項による「過疎地域」は647市町村、同法33条1項による、いわゆる「みなし過疎」と見なされる市町村は25市町村、同法33条2項、いわゆる「一部過疎」と見なされる区域を含む市町村は145市町村である。

本論の研究である三重県の「過疎地域」は7市町村、「一部過疎」は2市町村である。高知県は「過疎地域」は24市町村、「一部過疎」は4市町村である。島根県の「過疎地域」は15市町村、「みなし過疎」は2市町村、「一部過疎」は2市町村である。大阪府の「過疎地域」は1市町村である。

「非過疎地域」とは、過疎地域以外をいう。

2) 外的状況

地域、類型、設置主体、運営主体、敷地、経緯、建物、階数、定員、バス時間、保育料、給食、クラス編成、役員、職員室、職員会議を示す。

3) 内的状況

保育時間、カリキュラム、行事、保育内容を示す。

4) 定員と定員

1号定員は、幼稚園児の1号認定園児の定員を示す。

2号定員は、保育所児の3歳以上の2号認定園児の定員を示す。

3号定員は、保育所児の3歳未満児の3号認定園児の定員を示す。

定員は1号定員、2号定員、3号定員の全てを含む総定員を示す。

5) 標準保育時間

1号認定の標準保育時間は4時間を示す。

2号認定と3号認定の標準保育時間は短時間が8時間、長時間が11時間を示す。

6) 開始時間

標準保育開始時間を示す。

7) 終了時間

標準保育終了時間を示す。

8) 早朝時間

標準保育開始時間の以前の有料保育時間を示す。

9) 預かり保育

幼稚園部門の標準保育終了時間の以後の有料保育時間を示す。

10) 延長保育

保育所標準保育終了時間の以後の有料保育時間を示す。

幼稚園預かり保育終了時間の以後の有料保育時間を示す。

11) 職員配置数比較

幼稚園	職員配置数	保育所	職員配置数
1学級あたり専任教諭1人		0歳児	児童3人につき1人
(1学級の幼児数は、35人以下が原則)		1-2歳児	児童6人につき1人
		3歳児	児童20人につき1人
		4-5歳児	児童30人につき1人

出典：厚生労働省 幼稚園と保育所の基準の比較⁷⁴

¹ 2014年（平成26年）人口動態統計月報年計（概数）の概況（2017.10.19閲覧）

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai14/>

² 2014年（平成26）人口動態統計月報年計（概数）の概況から転載

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai14/>（2017.10.19閲覧）

³ 内閣府から転載

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/index.html>（2017.10.19閲覧）

⁴ 少子化対策推進関係閣僚会議

<http://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryu/no.13/data/shiryu/souron/31.pdf>
（2017.10.19閲覧）

⁵ 厚生労働省 2015年（平成27年）人口動態統計の年間推計

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikai15/dl/2015suikai.pdf>

⁶ 厚生労働省平成23年人口動態統計月報年計（概数）の概況：結果の概要

平成26年人口動態統計月報年計（概数）の概況

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai11/kekka04.html>

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai14/dl/gaikyou26.pdf>
（2017.10.19閲覧）

⁷ 内閣府 婚姻件数2011.6.15（2016.7.19閲覧）

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2011/23pdfhonpen/pdf/1_2_1_2.pdf#page=1（2016.7.19閲覧）

内閣府 婚姻・出生の推移

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyu/syussyo06/syussyo1.html>

-
- http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2013/25webhonpen/html/bl_sl-1.html (2017.10.19 閲覧)
- 内閣府 初婚年齢
- <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suii09/marr5.html> (2017.10.19 閲覧)
- ⁸ 内閣府 未婚率 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/data/mikonritsu.html> (2017.10.19 閲覧)
- ⁹ 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2009年版)厚生労働省「人口動態統計」から転載 45歳～49歳と50歳～54歳未婚率の平均値であり50歳時の未婚率を示す <http://www.stat.go.jp/data/nihon/02.htm> (2017.10.19 閲覧)
- ¹⁰ 法務省 http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00143.html (2017.10.19 閲覧)
- ¹¹ 内閣府 第2節 結婚に関する意識
- <http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/13/dl/1-02-2.pdf> (2017.10.19 閲覧)
- ¹² 内閣府 離婚 <http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/13/dl/1-02-2.pdf> (2016.7.19 閲覧)
- ¹³ 国立社会保障・人口問題研究所は、2015年(平成27)に実施した「第15回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」 http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/doukou15_gaiyo.asp (2017.10.19 閲覧)
- ¹⁴ 岩本美砂子「日本における女性政策ナショナルマシナリーの分析」『法経論叢』三重大学社会科学学会 24(2) 2007.3
- ¹⁵ 文部科学省(2) 預かり保育預かり保育の実施状況 預かり保育の実施園数・実施率の推移(平成19年文部科学省調べ)から転載
- http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/kekka/08100102/010.htm
- ¹⁶ 文部科学省 文初幼第一〇平成七年二月八日 各都道府県教育委員会、各都道府県知事、付属幼稚園を置く各国立大学長あて
- 文部事務次官通達 幼稚園設置基準の一部を改正する省令の制定について
- http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19950208001/t19950208001.html (2017.10.19 閲覧)
- ¹⁷ 厚生労働省 幼稚園と保育所の基準の比較【職員配置・施設設備等】
- <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/10/s1024-11d.html> (2017.10.19 閲覧)
- ¹⁸ 文部科学省 幼稚園設置基準の一部を改正する省令の制定について 文初幼第一〇号1995年2月8日各都道府県教育委員会、各都道府県知事、付属幼稚園を置く各国立大学長あて文部事務次官通達
- http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19950208001/t19950208001.html (2017.10.19 閲覧)
- ¹⁹ 野田亜悠子内閣委員会調査室「幼保一体化議論の経緯と制度設計における課題～子ども・子育て新システムの基本制度案要綱を踏まえて」『立法と調査』2010.12 No.311 http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/backnumber/2010pdf/20101201003.pdf (2017.10.19 閲覧)
- ²⁰ 奈良県橿原市
- https://www.city.kashihara.nara.jp/kyoiku/d_kyouiku/iinkai/documents/youho9-02.pdf (2017.10.19 閲覧)
- ²¹ 安田隆子文教科学技術課「学校統廃合 一公立小中学校に係る諸問題一」『調査と情報』No.640 国立国会図書館 2009.4.7
- <http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/issue/0640.pdf> (2017.10.19 閲覧)
- ²² 文部科学統計要覧 2015(平成27年版)
- http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/002b/1356065.htm (2017.10.19 閲覧)
- ²³ 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引—少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて—2015.1.27

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2015/07/24/1354768_1.pdf (2017. 10. 19 閲覧)

²⁴ 文部科学省初等中等教育局幼児教育課 2013. 3

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2013/03/29/1278591_04.pdf (2017. 10. 19 閲覧)

²⁵ 『少子化社会白書』内閣府 2009 (平成 21 年版) 2009. 130)

²⁶ 内閣府認定こども園 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/index.html> (2017. 10. 19 閲覧)

²⁷ 内閣府認定こども園より転載 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/転載>

²⁸ 内閣府認定こども園の概要 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/gaiyou.html> (2017. 10. 19 閲覧)

²⁹ 子ども・子育て支援新制度の解説資料 1. 制度概要

www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/__icsFiles/afieldfile/2014/07/22/1350046_03.pdf (2017. 12. 17 閲覧)

³⁰ 内閣府 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/ensuu.pdf> (2017. 10. 19 閲覧)

厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001aw21.html> (2017. 10. 19 閲覧)

³¹ 厚生労働省 認定こども園数から筆者作成

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001aw21.html>

内閣府 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001aw21.html>

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/links/pdf/kodomoen27.pdf>

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/ensuu.pdf>

http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/kodomoen_jokyo.pdf (2017. 12. 11 閲覧)

³² 内閣府 文部科学省告示第一号厚生労働省就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 2006 (平成十八年法律第七十七号) 第十条第一項の規定に基づき幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を次のように定め就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 2012 (平成二十四年法律第六十六号) の施行の日から施行する 2014. 4. 30

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/seisyourei/h260430/c1-2-honbun.pdf> (2017. 10. 19 閲覧)

³³ 内閣府○文部科学省告示第一号厚生労働省就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律 2006 (平成十八年法律第七十七号) 第十条第一項の規定に基づき幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を次のように定め就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律 2012 (平成二十四年法律第六十六号) の施行の日から施行する 2014. 4. 30

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/seisyourei/h260430/c1-2-honbun.pdf> (2017. 10. 19 閲覧)

³⁴ 文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室での認定こども園に係るアンケート調査

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/06/h0612-5.html> (2017. 10. 19 閲覧)

³⁵ 田澤薫「幼保一元化の可能性に関する史的検討」『保育学研究』49 (1) 2011

³⁶ 香曾我部琢「少子化、過疎化が地方小規模自治体の保育者の成長に与える影響」『保育学研究』50 (2) 2012

³⁷ 七木田敦・松井剛太・上村眞生・岡花一郎「幼稚園・保育所を利用する保護者に幼保一体化施設に対する意識に関する研究」『保育学研究』44 (2) 163-174 2006 幼稚園保護者は 8 時間保育給食を望む 保育所保護者は教育的内容望む

- ³⁸ 丸井寧子・中山徹・大谷由紀子・杉山隆一・長瀬美子・丸山美和子「幼保総合施設の全国的現状調査」『日本家政学会誌』57(9) 641-650 2006 200人以上の施設では約半数が保護者との意思疎通が難しい150-199人規模の4割が丁寧な援助が難しい・心理的影響があると報告施設規模が大きくなるほどクラス編成・日常活動ともに幼保合同の割合低下し質や保護者との連絡も問題
- ³⁹ 山田あすか・佐藤栄治・佐藤将之・樋沼綾子「幼保一体型施設における運営様態、混合保育 活動場所の変遷に関する研究」『日本建築学会計画系論文集大』73(625) 543-550 2008.3 私立が多く幼保が縦割り 非混合型が規模大
- ⁴⁰ 加治佐哲也・岡田美紀「認定こども園に関する全国調査①ー先行事例の保育・教育と運営の活動実態ー」『兵庫教育大学 研究紀要』35 1-14 2009.9 外形はとっていても、実質が伴っていない 保育・教育の目標や計画はとわれていない 実質を認可基準として重視を望む 園務処理への支援
- ⁴¹ 徳田野泰伸・植原邦子・西口純子「認定こども園の今後の課題についてー認定こども園の設置向けての第一報」『兵庫大学論集』12 2006 幼稚園の園児数減少 公立保育所の民営化など様々な問題山積 こどもにとって一番身近な環境は親であり家庭 家庭と連携を密にして親の教育力を高め子育て支援 預ける預かるだけでなくともに育ち合うことを基本
- ⁴² 増田まゆみ・高辻千恵・石井章仁「認定こども園と保育所・幼稚園合同保育実施施設における保育の質の評価に関する一考察」『目白大学 総合科学研究』3 95-112 2007.3 保育の質の評価基準案を作成して調査報告
- ⁴³ 松川恵子・工藤夕貴・西村重稀「認定こども園の現状と課題(2)ー認定こども園の実状についてー」『仁愛女子短期大学研究紀要』40 2008(兵庫県・秋田県) 幼稚園型・保育所型にでは財政支援の問題が切実 兵庫県運営費4/1市4/1補助ある 松川恵子・青井夕貴・西村重稀「認定こども園の現状と課題(3)ー保育の内容等について」『仁愛女子短期大学研究紀要』41 2008 幼・保の生活時間の違いによる問題がある 午睡の時間の問題 県や区の補助によって認定数の差
- ⁴⁴ 松井剛太・越中康治・若林紀乃・樟本千里・藤木大介・上田七生・長尾史英・山崎晃「認定こども園のカリキュラムに関する課題と展望ーエデュケアの概念からの検討」『幼児教育研究年報』31 15-21 2009 質の高いエデュケアカリキュラムは子どもの発達段階そのものから策定されるものでなく、子どもの発達に関して保育者が討論した成果によって生まれる 既存の継続や寄せ集めでは意味がない 統廃合 幼稚園の経理悪化のための移行が少なくない 子育てニーズの過度な対応は保育の質の低下
- ⁴⁵ 水田茂久・古賀理・田口香津子・吉牟田美代子「認定こども園における子育て支援の機能に関する研究」『佐賀女子短期大学研究紀要』45 57-75 2001 幼稚園型は比較的店員規模の大きい園が多く大きい園が効率的に子育て支援の方向へ向いていない結果を報告
- ⁴⁶ 下里里枝「幼保一体化に対する保育者の意識に関する研究ー認定こども園に対する全国調査に基づいて」『兵庫教育大学大学院修士課程 2012年度学位論文』保育者の意識調査でメリットを報告
- ⁴⁷ 青井夕貴・石川昭義・西村重稀「認定こども園における子育て支援の現状」『仁愛女子短期大学研究紀要』43 2011 子育て支援の現状のアンケート調査
- ⁴⁸ 藤田復生「幼稚園の定員を考える」『幼児の教育』79(7) 6-13 1980.7 昔とは1899(明治32年)「幼稚園保育及設置規定」(文部省令第32号)の第3条。
- ⁴⁹ 海貞子「定数と幼児教育について」『幼児の教育』79(9) 7-13 1980-9
- ⁵⁰ 山下俊郎「幼稚園の学級定員再論」『幼児の教育』80(4) 4-7 1981.4
- ⁵¹ 福西基「幼稚園の定員を考える」『幼児の教育』80(2) 6-12 1981-2
- ⁵² 千羽喜代子「保育所の定員規模にみた集団保育の検討」『幼児の教育』80(3) 6-13 1981.3 保育所の定員規模について
- ⁵³ 安藤節子「秋田県における幼稚園と保育所の関係について：その5 大規模保育施設における家庭と連携」『聖園学園短期大学研究紀要』(36) 35-45 2006.3 「秋田県における幼稚園と保育所の関係について 保育施設の大規模化に伴う諸問題」『日本保育学会発表論文集』(56) 354-335 2003.5.17

- 54 本間栄治「保育士と子どもとの関わりの実態－A市内における保育士への意識調査を通して－」『保育学研究』52(2) 76-87 2014
- 55 松村澄絵「幼保一元化施設運営の取り組み調査 東川町幼児センター『ももんがの家』を通して」『國學院短期大学紀要』23 137-149 2006
- 56 越中康治 若林紀乃 松井剛太など「認定こども園におけるカリキュラムの現状と今後の展望」『幼年教育研究年報』35 27-36 2013
- 57 渡辺英則「認定こども園の現状課題(1.展望 第2部 保育の歩み(その1)」『保育学研究』52(1) 132-139 2014
- 58 倉斗綾子 山田あすか 佐藤将之ら「就学前保育施設の施設状況とその評価-全国保育施設アンケート調査より-」『日本建築学会技術報告集』15(31) 865-870 2009.10
- 59 渡辺彩「認定こども園における保育・教育の質の保障」『現代社会文化研究』51 61-78 2011.7
- 60 井上剛男「認定こども園制度の課題」『滋賀大学教育学部紀要』64 41-51 2014
- 61 大島みずき「幼保連携型認定こども園における幼児の仲間関係」『田園調布学園大学起用』10 211-219 2015
- 62 安藤節子「秋田県における幼稚園と保育所の関係について－その⑤大規模施設における『家庭との連携』」『聖徳学園短期大学紀要』36 35-45 2006.3 大規模化により保育士同志の連携に支障 統廃合で バス送迎で連絡がとりにくい 子育て支援の一方で家庭との連携についても積極的な対応必要
- 63 斎藤裕・小池由香・角張慶子「地域子育て支援事業利用保護者を対象とした保育意識調査-認定こども園創設に関する意識と幼稚園・保育所(園)の選択基準-」『人間生活学研究』6 27-39 2015
- 64 高瀬達夫「長野県長野市における就学前児童の保護者の園利用者特性と利用園選択行動に関する研究」『土木計画学研究. 論文集』28 361-367 2011
- 65 手塚崇子「過疎地における幼保一体施設お財政分析－和歌山県白浜町幼保一元化施設白浜島幼稚園を事例として」『保育学研究』48(2) 119-130 2010 公立幼稚園しかない白浜町では効率もよくなり存続の意味につながる 就学前教育が一緒になったことで教育・保育が提供できる 過疎地などの財政力の弱い地域では地方交付税に財源を頼らざるをえない 就学前教育が一緒になったことで教育・保育が提供できる
- 66 徳広圭子・田中まさ子「岐阜県における幼保一体型施設の現状と課題」『岐阜聖徳学園短期大学短期大学部紀要』43 149-160 2011.3 少子化の進展に伴い幼保の統廃合といった行政面が多い 短期児長期児の6年一貫したデイリープログラムがある園多い。疑義の活動が中途半端になりがち
- 67 大迫章史「幼保一元化に関わる教育・保育事業の調査研究－仙台市市立幼稚園・保育所の取り組みを事例に－」『仙台白百合女子大学紀要』10 25-39 2006 幼稚園を活用することで待機児童を解消することを目的として展開 私学の自主性を有しているため県行政から指導を受ける余地は少なくとも保育所以上に存在しない
- 68 櫻井慶一「地域における保育所の統廃合問題の一考察(1)－新潟県の僻地保育所の動向を中心に」『日本学会研究論文集』(43) 402-403 1990 僻地保育所の統廃合、小規模保育の実状
- 69 諏訪きぬ・強矢秀夫・佐藤洋子・野島康子・榎田二三子「乳幼児の発達保障と幼保問題－狭山市・日野市における「幼・保意識調査を手がかりに」」『保育学研究』42 158-167 2004 保護者と保育者の意識の違いを示す
- 70 岩田俊二・中井加代子・佐古真由美・伊藤遙・川島英里・蟹江真海・鈴木麻由・鈴木和香子「幼保一体化施設の運営状況」『三重短期大学紀要』55 9-14 2007 午睡のある保育園児と迎えを待つ幼稚園児の保育室の必要性
- 71 宮田徹「富山県における幼保一元化の動向と課題」『富山短期大学紀要』42 1-16 2007 幼稚園型の3歳以上児については預かり保育は 規制・基準が明確でなく施設設備の不充分さ臨時職員や無資格者にまかせている園も多い 質の高い保育サービス提供は期待外れ

⁷² 杉山和恵「愛知県における幼保一体化の現状－自治体による政策選択の観点から」『愛知学泉大学短期大学紀要』42 121-126 2007.12 自治体の公立園の存続方針と民間移管方針の差

⁷³ 総務省 過疎化対策

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/cgyousei/2001/kaso/kasomain0.htm (2017.10.19 閲覧)

⁷⁴ 厚生労働省 幼稚園と保育所の基準の比較【職員配置・施設設備等】

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2005/10/s1024-11d.html> (2017.12.9 閲覧)

第 2 章

地域の保育状況

- 2-1 本章の目的
- 2-2 調査の概要
- 2-3 三重県の保育状況
- 2-4 高知県の保育状況
- 2-5 島根県の保育状況
- 2-6 大阪府の保育状況
- 2-7 本章のまとめ

第2章 地域の保育状況

—三重県、高知県、島根県、大阪府の保育状況—

2-1 本章の目的

児童福祉法第24条・第39条の「保育に欠ける」という文言が重要視されてきた「保育所」のあり方が変わろうとしている。政府案の「子ども・子育て新システム」関連法案で、この24条が2012年3月に削除されたが同年5月復活した。しかし、2012年8月改正の第24条には、「保育を必要とする場合において」となり、「保育に欠ける」という文言はなくなった¹。

待機児童の問題から保育所が不足している都市部で、「保育に欠ける」という要件の基準が地域で異なることになったからである。そして基準を全国一律にするために「認定」制度に変わったのである。この「認定」制度では、保護者は要保育時間を市町村に「認定」され、保育時間が限定された。保育時間はその保護者ごとに、その児童ごとに異なることになった。市町村が「認定証」を交付し、保護者は「認定証」を持参して希望する施設へ入所申し込みを行い直接施設と契約することになる。つまり、保護者の責任で施設と契約することになる。

児童福祉法の「第二条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」という市町村の保育実地責任がこの改正で変わろうとしている。

戦後、児童の福祉を重要視して築きあげられてきた今までの保育制度を、政府は根底から崩そうとしている。待機児童の多い都市部の問題が、人口減少地域や過疎地域の保育を危機にさらしている。政府の新しい保育制度では、人口減少地域や過疎地域の子どもたちが通う保育所がなくなってしまう可能性がでてくる。

児童福祉法の「第一条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」という子どもの権利を守るには、これらの地域の状況を調査する必要がある。

2000年全国の市町村数は3,229、そのうち1,171の市町村が過疎市町村であった。それは全体の36.3%にあたる。平成のアメとムチの市町村合併が進められ、2005年には全国の市町村数は2,395、そのうち899の市町村が過疎市町村やみなし過疎地域になった。そして、2011年には全国の市町村数は1,719と減少し、そのうち775の45.1%の市町村が過疎市町村やみなし過疎地域となった。しかし、市町村合併で過疎の市町村数は減少しても、生活している現実の過疎地域の数は2000年の1,171とほぼ変わっていない。

特に、今までの市町村合併には名目があった。「明治の町村合併」は、義務教育公立小学校を全国津々浦々に漏れなく設置するために求められる町村の最小規模であった。「昭和

の町村合併」は、一町村が公立の新制中学校一校を建設していく必要最小限の人口規模であった。「平成の市町村合併」は、財源が乏しい弱市町村を合併させて、過疎地域の行政を「合理化」の名の下に切り捨てたとしか見えない面がある。

人口減少地域や過疎地域の自治体の計画や保育所の実状を調査することで、これからの地域の保育の課題や、地域での保育のあり方を考察すべきと考える。三重県、高知県、島根県、大阪府の実地調査を行った。

2-2 調査の概要

2-2-1 研究の方法について

(1) 三重県の調査について

①2009年～2010年、三重県の状況

津市、松阪市、伊勢市の職員から公立保育所の統合の状況について聞き取りを行い、市町村合併前後の状況を把握した。

②3市において、統合された保育所10と幼保一体施設3と認定こども園1に実地調査を行った。

③津市の白山町は旧白山町議事録調査と白山事務所職員から聞き取りを行った。松阪市の三雲町は旧三雲町議事録が廃棄されていたため、過去の資料調査と三雲事務所と三雲地域振興局職員から聞き取りを行った。伊勢市は過去の議事録調査を行った。

④2013年11月～2014年1月に全国1110園の認定こども園にアンケート調査を行った。三重県の認定こども園は5園になった。そのアンケート調査から三重県の現状を報告する。

⑤2013年～2017年、伊勢市、津市、鈴鹿市の認定こども園の実地調査を行っている。

(2) 高知県の調査について

①2013年2月27日～3月1日、高知県の状況

高知県庁、幼保支援課長から今までの幼稚園と保育所の統廃合の説明を受けた。四万十町役場と四万十市役所の行政担当者から説明を受けた。

②四万十町のひかり保育所（指定管理者、窪川児童福祉協会）、窪川子育て支援センターの実地調査を行った。

③四万十市の川登保育所、利岡保育所の実地調査を行った。

(3) 島根県の調査について

①2013年3月18日～3月19日、島根県の状況

雲南市の少子化の状況の説明を受けた。

②あおぞら保育所、たちばら保育所、高齢者施設、子育て支援センターの実地調査を行った。

(4) 大阪府の調査について

①2016年～2017年、大阪府の状況

泉佐野市、泉大津市、藤井寺市の行政から認定こども園化について説明を受けた。

②泉佐野市の泉佐野市立さくらこども園、泉佐野市立はるかこども園、泉佐野市立のぞみこども園の現地調査を行った。

③泉大津市の泉大津市立くすのき幼保連携型認定こども園、泉大津市立かみじょう幼保連携型認定こども園の現地調査を行った。

④藤井寺市の藤井寺市立道明寺こども園の現地調査を行った。

2-3 三重県の保育状況（2009年～2010年）

2-3-1 三重県の背景について

日本では少子化が進み全国で人口減少や過疎化が進んでいる。日本の森林率は67%と高く、森林地域の多い都道府県での過疎化は急激に進んでいる²。

その中で、本土の中心地域にあり名古屋という大都会に接している三重県は、地域的にも経済的にも中間的な都道府県であることから地域の保育状況を調査した。

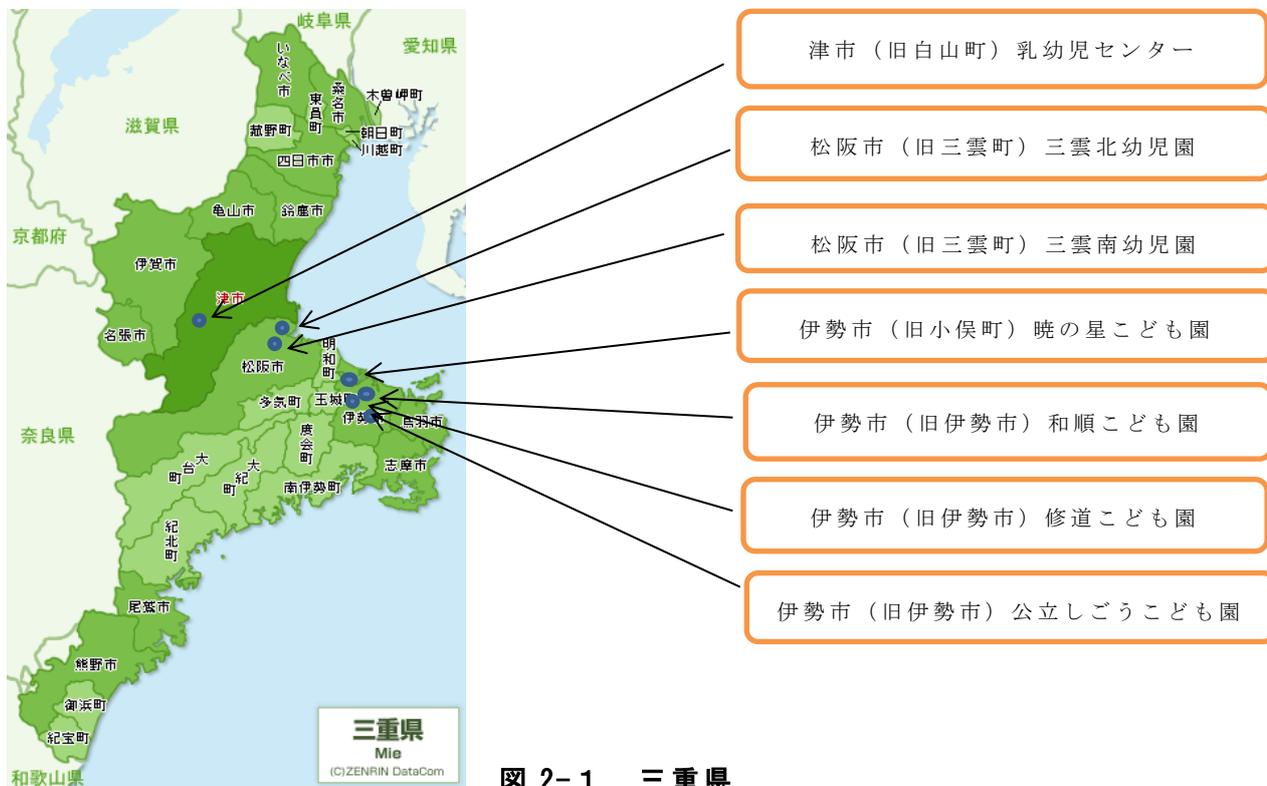
三重県の森林率も62%と高く、南北に伸びる県で南西地域は過疎地域³である。北勢地区は近隣の大都市の名古屋市への通勤者のベッドタウンになり、また四日市市は特例市であり工業地域である。中勢地区は県庁所在地の津市があるが、津市も過疎地域を含む市である。南勢地区の松阪市は古くから商人の町である。1986年ナショナルの下請の工場ができた。その後、下請け工場はパナソニック工場となった。1995年近隣の多気町にシャープ多気工場ができたことで人口が増加した。しかし、現在シャープ工場の縮小も続き、2015年3月にパナソニック工場の撤退が決まり人口減少が増加している⁴。伊勢市は伊勢神宮があり観光地であるが、名古屋市から距離があり工場誘致も難しく、三重県の主要市の中で一番の人口減少市⁵である。南西は過疎地域であり高齢化が進む。

全国の人口減少地域や過疎地域では、農繁期の子どもたちを預かるという必要性から、一定の期間だけ保育したことが保育所の始まりであったことが多く、幼稚園はなく公立の保育所だけ存在するという地域もある。保育所は保育に欠けるという条件を緩和して、少ない児童の交流、集団生活、就学前教育、地域の交流の場となっていた。児童にとっても精神的安心になり、保育所を卒業してから通う地域の小学校に気持ちもつながっていた。子育て支援が生活に密着していた。しかし、若者の転出により高齢化が進み、児童数は激減し小学校が廃校になり、保育所までも廃園や統合になっている。

多くの子どもたちは、地域から離れ、遠方の学校や保育所にバスで通学・通園しなければならない。また、保護者（特に母親）の送迎の負担が大きくなり、仕事を辞める場合もある。その保育所の統合は市町村合併と耐震基準の強化という理由で推進されてきた。1971年旧耐震基準により建築された学校、幼稚園、保育所が多いため1981年基準にあわせての耐震診断が進んだ。補強工事ですむか新築しなければならないかが判断され、保育所もまさに耐震問題から改修か統合かという大きな問題に直面した。その中で、幼保一体施設⁶や認定こども園⁷への移行が行われた。

2014年5月三重県内の小中学校施設の耐震化率は県全体で97.5%となった⁸。全国からみて早い対応が行われており、保育所も同じように進められた。保育所の実地調査は、秋田県⁹・広島県¹⁰・岐阜県¹¹等の調査研究があるが三重県がない。本研究は、三重県における保育所の統合、幼稚園との併設、幼保一体施設、認定こども園へ移行する現状を報告するものである。三重県は森林率も高く、市町村合併も大きく行われ、地域により条件の相違が

あり、人口減少地域や過疎地域も多く、全国における保育状況を把握するうえで寄与できる県であると考え。人口は全国 22 位 1,807,611 人、面積は 25 位 5774.41 km²、人口密度は 20 位 313.04 である（2016 年）。全国 47 都道府県の間中といえると考え。



2-3-2 三重県津市の保育状況について（2009 年～2010 年）¹²

津市では 2006 年 1 月 1 日に 10 の市町村が合併した。旧津市は小学校 24 に対して、公立幼稚園 16 と公立保育所 11 である。旧久居市、旧河芸町、旧安濃町、旧香良洲町、旧一志町は公立幼稚園が小学校の同数以上ある。旧芸濃町は小学校 4 に対して、公立幼稚園 3 と公立保育所 1 である。旧美里村は小学校 3 に対して、公立幼稚園 1、私立保育所 1 である。旧白山町は小学校 5 に対して、合併直前、公立幼稚園 5 と公立保育所 3 を 1 にした。旧美杉村は小学校 7 を 3 にし、2010 年 2 とした。そして、公立幼稚園 1 を 0、公立保育所 4 を 2 にした。この中で、旧白山町の幼保一体化した統合をみる。

① 旧白山町の乳幼児教育センター

白山町では保育所 4 を 2005 年に家城保育所と倭保育所と川口保育所の 3 にし、その後幼稚園 5 と合わせて幼保一体型センター 1 に統合した。白山町では小学校は 5 あるのに対して、当時の 3 保育所が園の定員を 100%以上ほぼ満たしていたにもかかわらず 2006 年に

1 に統合した。将来、園児は小学校 5 に分かれて行く。

旧白山町は 2002 年頃からこの幼保一体型センターを推進してきた。町議会で 2003 年 6 月 17 日に統合が決定された。平成の市町村合併は 2006 年 1 月 1 日である。この幼保一体型センターができたのは 2006 年 1 月であり、まさに合併の時期であった。

表 2-1 津市の公立・私立の保育所・幼稚園の園数、小学校・中学校の学校数（保育所 4 月 1 日、学校 5 月 1 日時点、以後省略、実数）の推移

	公立保育所	私立保育所	公立幼稚園	私立幼稚園	公立小学校	公立中学校
津	11	21	16	8	24	11
久居	5	2	7	1	7	3
河芸	2	3	4	0	4	1
芸濃	1	0	3	3	4	1
安濃	1	0	4	0	3	1
香良	1	0	1	0	1	1
一志	2(合併前3有) (2012年統合2に)	0	4 (2012年統合4に)	0	4 (2012年以降統合4に)	1
美里	0	1	1	0	3	1
白山	1(2005年前4有) (2005年3有)	0	1 (2005年5有)	1	5	1
美杉	2(2008年4有)	0	0 (2009年前1)	1(2004年前7) (2009年前3有) (2009年2有)	1	1

出典：津市健康福祉部こども課・津市教育委員会・津市白山事務所・津市白山教育委員会
幼稚園一覧表、保育所一覧表、小学校一覧表、中学校一覧表の提供より筆者作成
(提供年月日は注)

統合前の家城保育所、倭保育所、川口保育所の 2005 度の在籍数は 228 人であったのに対して、2006 年度の統合後の白山保育所の定員は 170 人で、その 74.5%に縮小した。2006 年在籍は 156 人へと減少した。

統合前の家城幼稚園、倭幼稚園、川口幼稚園、ハッ山幼稚園、大三幼稚園の 2005 年の在園数は 27 人まで減少していた。2006 年度の統合後の白山幼稚園の在籍は 122 人と急増した。幼保一体型センターの完成により幼稚園は 3 年保育になり延長保育も 16 時まで行われることになった。3 歳児以上の園児について、幼稚園の授業料は一律で所得が多くても保育所ほどは増額にはならないので、幼稚園に移行した園児も多い。

白山保育所は 2007 年 168 人、2008 年 171 人、2009 年には 177 人に増加した。白山幼稚園は 2007 年 117 人、2008 年 120 人、2009 年には 137 人と増加した。

乳幼児教育センターとしては、2009 年保育所児は 177 人、幼稚園児は 137 人で合計 314 人という規模になった。幼稚園と保育所の仕切りは全くなく運動場も大変広い。職員室は

別々である。3歳児から5歳児の就学前教育が、幼稚園と保育所で同じカリキュラムである。しかし、行事などは在籍数が多く別々である。地域の保護者が一緒に運動会に参加することはできない。

表 2-2 保育所 3・幼稚園 5→乳幼児教育センター1 の在園児数

	2004	2005	2006	2007	2008	2009
家城保育所	60	67				
倭保育所	99	106				
川口保育所	58	55				
白山保育所			156	168	171	177
家城幼稚園	6	0				
倭幼稚園	0	0				
川口幼稚園	9	7				
八ッ山幼稚園	4	4				
大三幼稚園	18	16				
白山幼稚園			122	117	120	137

出典：津市健康福祉部こども課・白山保育所・津市教育委員会・津市白山教育委員会・白山 保育園一覧表、幼稚園一覧表の提供より筆者作成(提供年月日は注)

3歳以上の保育所児と幼稚園児はバス通園ができる。約 1/3 がバス、約 2/3 は保護者の送迎である。その中で母による送迎は約 2/3、祖父母が約 1/3 である。主に父によって送迎されている児童はない。父の勤務地は旧津市内及び松阪市で正規社員である。母の仕事の形態は正規社員が約 1 /3、パート雇用が約 2 /3 を占める。勤務地は、白山・久居・一志地区であり旧津市内には働きにでない。近隣でのパート雇用が多い。

正規職員保育士 13 人と非常勤保育士 13 人が、シフト制によってバスに乗車している。また、3歳未満児は保護者による送迎のため、統合前に比べると時間と距離がかかってしまう。そのため、子どもが一人でバスに乗れるようになるまでの送迎が大変なので仕事を辞めた母親や祖父母が出た。この地域では、1歳以上になると保育所に預ける家庭が多く、家庭で誰かにみてもらえる人がある場合は、3歳から幼稚園に入り公立小学校に行かせる場合が多い。早くにバス乗車する児童は毎朝、遅く乗車する児童は毎夕、45分近くバスに乗っているという負担が生まれた。

白山保育所の保育時間は8時30分から17時15分、延長時間は朝7時30分から8時30分まで、夕方17時15分から19時である。白山保育所の延長保育は2007年度807件、2008年度331件あり、在園児以外の一時保育は2007年度61件、2008年度170件もあり、一時保育が増加している。一時保育は、日曜・祝日・年末年始などは行われていない。保育料は前年度の市町村民税や所得税により、3歳未満児は4,000円から48,000円、3歳以上は3,000円から33,000円である。

しかし、5歳児が行く小学校は5校に別れているため、園児は地域に分かれていくこと

になる。

表 2-3 家城小学校・川口小学校・八ッ山小学校・大三小学校・倭小学校の 2009 年在園児数

2009年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
家城小学校	15	14	21	8	20	13	91
川口小学校	9	22	23	21	27	25	127
八ッ山小学校	13	10	5	10	11	6	55
大三小学校	33	21	31	6	33	33	75
倭小学校	7	17	4	8	14	21	91
計	77	84	94	83	105	98	493

出典：津市教育委員会・津市白山教育委員会 2009年白山小学校一覧表の提供より筆者作成(提供年月日は注)

議事録をみる。

A 町長(1983年6月～1987年1月、前職白山町議会議長)は、幼保一体型を提案し幼稚園と保育所の人事交流を図ったが、幼稚園教諭と保育士の息を合わせられずに終わった。その後10年間幼保一体型の話は途切れた。

B 町長(1987年2月～2001年1月、前職建設会社経営)は、保育所の統合に積極的であった。1996年6月25日の町議会で、「現在3園でございますが、3園で園児を送り迎えを致しておりまして、どうせ送り迎えをするならば、1園でも効果的な保育ができるのではないかと述べた。そして、用地が国立静澄病院の跡地の半分が国から払い下げられたので、そこを建設予定地としたことに対して、B 町長は、「どっちみち子どもたちの送迎を致しますので、どこにあっても構わないだろうとおもっておりまして、少々遠くても子供たちを車で送迎を致します」と述べた。1999年9月20日の町議会で、無所属議員Cは「今までよりも一人ひとりに目が行き届きにくい、それぞれの居住地での触れ合いが持ちにくい、長時間バスに揺られる幼児の負担が大きい」と述べた。日本共産党議員Dは、マンモス化を心配した。2000年9月19日の町議会で、B 町長は、「1園でやりたいと、1園が一番経済的に効果が出るのではないかと述べた。E 助役は、「数が増えるほど、費用が要るわけで」「約2億円、2と1によって違って来る」と述べた。F 教育長は、「マンモス化による弊害というのはでてこないだろう」と述べた。審議会は1回だけ行われただけであった。住民アンケートで統合の反対が多かったが決定した。

2003年3月11日の町議会で、F 教育長は「設計費と建設工事等にかかる予算費を9億円と見込んでおり、その財源は、国・県補助金で2億2,000万円、地方債を4億1,000万円、残り2億7,000万円については、教育施設設備基金を充てる予定」と述べた。基金は町独自の財源であるが、津市への合併前に使うことが意図されていたのである。



写真 2-1 白山乳幼児センター1に統廃合
(2009年8月21日作者撮影)

写真 2-2 右棟に保育所
左棟に幼稚園と子育て支援室

2-3-3 三重県松阪市の保育状況について（旧三雲町は保育園）（2009年～2010年）

松阪市では、2005年1月1日に5の市町村が合併した。旧松阪市は小学校24に対し、公立幼稚園が16しかなく、そのうえ2011年に15に減少した。公立保育所は14、私立保育所が9あったが、待機児童が毎年問題となっており、2011年から無認可保育所のうち2を認可保育所とし私立保育所1を創設することが決定された。旧嬉野町は小学校4に対して公立幼稚園が4、公立保育所が1、私立保育所が2である。旧三雲町は小学校4に対して公立幼稚園の4を合併前に2に統合した。公立保育所は幼稚園との併設型の幼児園という形で移転した。旧飯南町の小学校は合併後の2010年2に統合され、公立保育所も2である。1995年以前は10あった。この地域は松阪市から飯高町に行く途中の集落で過疎地域である。旧飯高町の小学校は2007年以前まで4、公立保育所が5と充実していた。この地域は広範囲で、ほとんどが山に囲まれ過疎地域である。合併後、小学校が2に、公立保育所も5から3に、そして2に統合された。この中で旧三雲町の併設型の統合をみる。

表 2-4 松阪市の公立・私立、保育所・幼稚園・小学校・中学校数の推移

公立保育所	私立保育所	公立幼稚園	私立幼稚園	公立小学校	公立中学校
14 (2004年1休園)	9 (20011年12)	16 (2011年15)	1	24	7
1	0	1 (2003年4)	0	4 (2002年5)	1
2	0	0 (2005年前4) (2005年2)	0	4	1
2 (1995年10)	0	0	0	2 (2010年前)	1
2 (2007年5、2008年3、2010年2)	0	0	0	1 (2007年4)	2

出典：松阪市福祉事務所こども未来課・三雲教育事務所 保育所、幼稚園、小学校、中学校の一覧表の提供より筆者作成(提供年月日は注)

表 2-5 三雲北幼稚園、三雲南幼稚園の在園数（幼稚園 2004 年統合）

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
三雲北保育園		71	68	80	94	109	117	121	139	156
鵠幼稚園	44	38	36							
小野江幼稚園	66	64	65							
三雲北幼稚園									98+3	
三雲南保育園		83	89	92	95	118	120	122	139	139
米ノ庄幼稚園	51	48	55							
天白幼稚園	74	94	96							
三雲南幼稚園									170	

出典：松阪市福祉事務所こども未来課・三雲教育事務所・松阪市教育委員会・三雲地域振興地域住民課 三雲幼稚園一覧表、三雲保育園一覧表の提供より筆者作成（+3 障がい園児数）（提供年月日は注）

(1) 旧三雲町の乳児園 2 園について

1973 年 4 月三雲村立三雲保育園として開園し、1977 年 4 月三雲村立三雲北保育園が少し遅れて開園した。そして、1986 年 4 月町制施行により町立となる。2000 年三雲町子育て支援センター事業を実施し、2004 年幼保園舎合築により両園が移転した。2 保育園、4 幼稚園の耐用年数は全施設共に鉄骨造であるため一律 35 年であり、保育園の一番古い建物が築後 27 年、幼稚園では同じく 30 年を経過していた。

三雲町における児童数の動向は、1995 年総人数は 650 人、1996 年 682 人、1999 年 715 人と増加した。また、2000 年に出された今後の推計動向においても、2000 年 732 人、2004 年 882 人と横ばいか増加であった。4 つの小学校に 4 つの幼稚園が地域に根付いていたし、児童数も安定していたにも関わらず、地域の小学校と密接に関わってきた幼稚園を地域から切り離すことになった。2 保育園と 4 幼稚園を 2 園に統合した。

松阪市と合併以前の三雲北保育園の 2002 年ゼロ歳児は平均 3 人であった。2004 年に併設型になり 2007 年合併後、特に増え続けゼロ歳児は 3 倍になった。また、2002 年の 1 歳児から 2 歳の合計は平均 22 人であったが、3 倍弱に急増した。3 歳児は 2004 年 19 人が続いていたが、2009 年から 30 人となった。4 歳児以上 2002 年は平均 25 人であったが、2 倍強に急増した。

2004 年の統合以前は、鵠幼稚園と小野江幼稚園があった。鵠幼稚園は 4 歳児から 5 歳児しかなく、2003 年にはどの学年も 20 人を割っていて、年々減少していた。小野江幼稚園は、3 歳児から 5 歳児までであるが、2003 年には平均約 20 人で合計 65 人であった。鵠幼稚園と小野江幼稚園は、老朽化と児童の減少により、統合されることが決定した。2004 年の併設型になった時点では合計 89 人であったが、2010 年 111 人と急に増加した。

①-1 三雲北幼稚園－保育園部門

2009年の三雲北保育園は139人、三雲北幼稚園は98人と合計237人の幼稚園となった。2010年8月における三雲北保育園の合計は139人で、7時30分から18時までの保育である。139人の送迎は約1割が祖父母で母親が多い。主に父親が送迎する児童はない。三雲町の母親の職場は松阪市方面ではなく津市方面が多い。近隣の中川・嬉野も多いという。送迎の時間は車で5分から10分と近い。旧松阪市から津市に通う母親から、通勤途中にあるので入所希望する問い合わせがある。職員は正規が9人、2人で1組を含み常勤12人分である。勤務時間は8時30分から17時で、早出と遅出の交替がある。

①-2 三雲北幼稚園－幼稚園部門

2010年8月における三雲北幼稚園の在籍は111人で、3年保育で8時30分から14時までである。送迎は、母親の約1/2以上が専業主婦であるので母親が行う。母親がパート勤務の中の10人が祖父母の送迎である。旧松阪市から通園する児童は3人である。松阪市の母親は通勤途中のため車の送迎であるのに対して、専業主婦が多い三雲北幼稚園近隣の母親は徒歩か自転車の送迎が多い。職員室と建物に区別がなく、3歳児以上の午前中のカリキュラムはほとんど同じである。毎日両園長は打合せを綿密にしている。



写真 2-3 三雲北幼稚園 中央に幼保職員室 写真 2-4 田園の中に新築
左棟に保育所 右棟に幼稚園 (2010年8月9日筆者撮影)

②-1 三雲南幼稚園－保育園部門

三雲南保育園の2002年ゼロ歳児は平均2人が2009年8人に、1歳児から2歳児は平均36人が41人に、4歳児以上は平均36人が60人と合併後特に急増した。三雲南保育園での送迎は母親が90%以上で、主に父親の送迎はなく祖父母が補い合う。松阪市の児童は6人で、母親の勤務先の途中に預けている。この園は、旧松阪市と旧津市の間に存在する。送迎の方法は、母親が車で通勤途中に送迎するのが約80%以上である。2010年8月の在園数が合計140人で、その中の母親の勤務地は松阪市107人、津市31人、父親の勤務地は松

阪市 75 人、津市 43 人で、その他の保護者は近隣や伊勢方面である。母親も父親も旧津市よりも旧松阪市に勤務している人が多い。職員の人数は、園長と保育士 9 人、1 種の常勤が 7 人、2 種の非常勤 0 人、3 種の非常勤 1 人（2 人で 1 組）である。

②-2 三雲南幼稚園－幼稚園部門

2004 年の統合以前は、米ノ庄幼稚園と天白幼稚園があった。米ノ庄幼稚園は、3 歳児は 20 人以上であるが、4 歳児は 2003 年 11 人、5 歳児は 2002 年 13 人と減少した。天白幼稚園は 4 歳児から 5 歳児で、2001 年は合計 74 人であった。しかし、2002 年から 90 人強となった。2004 年の三雲南幼稚園は在園数の合計 163 人、2007 年は 179 人と増加した。職員室は同じであるが、幼稚園園長が主であった。カリキュラムも幼稚園と保育所は別であり、会議も別であった。三雲北幼稚園と三雲南幼稚園には同じ松阪市内でも相違があった。



写真 2-5 三雲南幼稚園 周囲に駐車場 写真 2-6 中央に幼保職員室
(2010 年 8 月 9 日筆者撮影) 左に幼稚園 右に保育所

過去の資料をみる。

2000 年 10 月 27 日「2000 年度第 7 回三雲町教育委員会定例会」において、G 教育長は「1 園で 8 億円かかる」と述べた。H 委員は「幼保の一元化はよいが、施設を 4 にするのか、2 にするのか、1 にするのか問題ではないかと述べた。H 委員は、「共稼ぎの家庭や核家族が増えており、送り迎えを考えれば校區別にあったほうがよい。思い切ってするのであれば、1 園でスクールバスによる送り迎えにしたほうがよい」と述べている。協議の結果「幼保一元化はよい。2 園となると住民の説明が難しいのではないか。現在の保育園へ幼稚園を併設するのであれば住民も納得するのではないか。」とされた。

2009 年の三雲北保育園 5 歳児 20 人、三雲北幼稚園 5 歳児 35 人、三雲南保育園 5 歳児 30 人、三雲南幼稚園 5 歳児 56 人、合計は 141 人である。将来 4 つの小学校に分かれる。翌年 2010 年の三雲町の 4 つの小学校は、1 年生は鵜小学校 29 人、小野江小学校 22 人、米ノ庄小学校 14 人、天白小学校 68 人、合計 133 人である。

2-3-4 三重県伊勢市の保育状況について（2009年～2010年調査）（2010年～訪問）

伊勢市では2005年11月1日に4市町村が合併した。公立幼稚園は、旧伊勢市は公立幼稚園を合併以前2004年1休園にした。そして、合併後も2006年1休園、2008年2休園にした。公立保育所は、合併後2007年8であったが、旧伊勢市中心部の3を統合して1にしたので、2010年6になった。私立保育所は旧伊勢市にあるだけで2003年12、2004年13、2005年14、2010年16と増えた。旧伊勢市は小学校19に対して、2003年公立幼稚園8で、私立9である。公立幼稚園は2010年を2003年と比較すると4休園になったことから、7校の学校区に幼稚園がない。公立保育所は2004年8、私立12と合計20あったが、公立保育所の統合によって、2010年には公立保育所6、私立保育所16と合計22となった。旧二見町は小学校2に対して、公立保育所3のみである。旧小俣町は小学校2に対して、公立幼稚園は2、私立幼稚園2と小学校区以上存在している。公立保育所は3である。旧御園村は小学校1に対して、公立保育所2、市私立幼稚園1である。この中から旧伊勢市の統合から認定こども園をみる。

表 2-6 伊勢市の公立・私立、保育所・幼稚園・小学校・中学校の推移

	公立幼稚園	私立保育所			公立幼稚園	私立幼稚園	公立小学校	公立中学校
伊勢	6 (2010年8)	12 (2004年13)	(2005年14)	(2010年16)	4 (2010年8)	9	19	10
二見	3			0	0	0	2	1
小俣	3			0	2	2	2	1
御園	2			0	0	0	1	1

出典：伊勢市健康福祉部こども課、伊勢市教育委員会 保育所、幼稚園、小学校、中学校一覧表の提供より筆者作成（提供年月日は注）

表 2-7 認定こども園の類型、施設、経緯、統合人数

	類型	敷地・施設	経緯	統合
しごうこども園	幼保連携型	幼保同一	既存保育所＋幼稚園	15人＋60人
修道こども園	幼保連携型	幼保同一	既存幼稚園＋保育所	50人
和順こども園	幼稚園型	幼保同一	既存幼稚園＋保育所	132人
暁の星こども園	幼保連携型	別敷地別保育所	既存幼稚園＋保育所	180人

表 2-8 認定こども園の設置主体と保育料とバス片道所要時間と給食

	設置主体	幼稚園保育料	保育所保育料	バス片道所要時間	給食
しごうこども園	自治体	公立準拠	公立準拠	バス無	施設内
修道こども園	学校法人	独自設定	公立準拠	30分	施設内
和順こども園	学校法人	独自設定	独自設定	25分	施設内＋給食センター
暁の星こども園	学校法人	独自設定	公立準拠	45分	施設内

表 2-9 認定こども園の全定員、幼稚園定員、在籍、預かり保育、長期預かり保育、3歳未満定員、在籍、3歳以上定員、在籍、延長保育

	全定員	幼稚園定員	在籍	預かり	長期預かり	3歳未満定員	在籍	3歳以上定員	在籍	延長
しごうこども園	100	30	9	3	0	全70	33	0	66	0
修道こども園	143	60	50	10	30	43	43	40	51	27
和順こども園	216	216	123	15	48	6	3	18	0	0
暁の星こども園	260	200	80	25	30	60	40	0	0	0

表 2-10 認定こども園の幼稚園教諭、幼稚園講師、幼稚園パート・アルバイト、保育士、非保育士、保育所パート・アルバイト

	幼稚園教諭	幼稚園講師	幼稚園教諭パート	保育士	非保育士	保育士パート
しごうこども園	2	0	0	9	0	0
修道こども園	1	0	0	12	2	1
和順こども園	10	3	0	1	0	1
暁の星こども園	12	3	5	10	0	0

旧伊勢市のしごうこども園について

伊勢市の四郷地区は伊勢中心部より車で 15 分ほどかかる地域であり山間に近い郊外である。四郷小学校の敷地内に「四郷幼稚園」があったが在園数が減少した。車で 5 分ほど離れた地域に「あさま保育所」が存在した。その保育所の隣接地に「こども園」の設置が決定し 2011 年 4 月開園になった。南勢地区では初めての「認定こども園」である。（北勢地区に私立 1 園）また、三重県で初めての公立の認定こども園である。

保育料は長時間保育は今までと同じである。短時間保育は幼稚園と同一料金である。2009 年伊勢市の平均月額保育料は 17,832 円である。伊勢市の幼稚園の月額保育料は 6,000 円である。（津市 6,000 円、松阪市 5,500 円）。

議事録をみる。

2010 年 6 月伊勢市議会定例会において、I 市長（前職市議会議員）は、公立の幼稚園、保育所は 3 程度、保育所は 7 程度を必要と考え「スリム化」を図るとの方針を示した。2011 年 11 月伊勢市教育委員会は小学校を 24 から 15 に、中学校を 12 から 7 にすることを示した。東日本大震災による被害の影響を受けて、子どもの安全や防災拠点を踏まえた課題や 16 メートル以上の 4 階建てにする計画である¹³。

認定こども園について（2013 年 11 月～2014 年 1 月）

三重県の認定こども園について

政府により、認定こども園が 2006 年に創設された。全国で 2008 年 229、2011 年 762 で

ある。2010年三重県に最初の認定こども園の私立が1設置された。2011年三重県では公立1が設置された。これが、上記の「しごうこども園」である。2012年三重県では私立2となり、2013年公立1と私立3、2014年公立1と私立4となった。この公立1と私立3は伊勢市内にある。

①しごうこども園

しごうこども園は（伊勢市一字田町 朝熊駅徒歩10分）設置主体は伊勢市（公立）である。類型は幼保連携型で幼保同一施設（幼稚園と保育所が同じ施設内にある）である。

園の定員は100人で、既存保育所60人と小学校敷地内にある別敷地の既存幼稚園15人を統合した。幼稚園定員は30人で在籍は9人である。その9人の中の3人が預かり保育を受けている。幼稚園教諭は2人である。保育所の定員は70人である。3歳未満の在籍は33人、3歳以上の在籍は66人で定員を超えている。



写真 2-7 あさま保育所
（2010年12月2日筆者撮影）



写真 2-8 あさま保育所の敷地と隣接の敷地に新築中



写真 2-9 廃校になった小学校敷地内の四郷幼稚園
（2012年1月9日筆者撮影）



写真 2-10 あさま保育所の敷地一部と隣接敷地に三重県初公立のしごうこども園新築

保育時間は、幼稚園は平日9時から14時で土曜休みである。保育所は平日8時30分から16時30分で早朝7時30分から、延長保育は16時30分から18時である。土曜は8時

30分から16時30分で早朝7時30分からである。3歳以上は終日合同保育である。保育料は幼稚園も保育所も公立準拠である。バス送迎はなく、施設内調理室がある。子育て支援は主任が担当し専用室がある。

この園では既存の公立幼稚園で在籍が少なく、公立の認定こども園に移行したことは理解できる。しかし、保育所の定員は29人も超えている。

② 修道こども園

修道こども園は（伊勢市楠部町 五十鈴川駅徒歩7分）設置主体は学校法人（私立）である。類型は幼保連携型で幼保同一施設である。1949年愛児園設立、1957年私立幼稚園、2012年認定こども園に移行した。

園の定員は143人である。近隣の公立保育所の閉園計画があったため、既存幼稚園50人に保育所を備えた。幼稚園定員は60人で在籍50人である。その中で10人が預かり保育を受けている。長期休暇中の預かり保育は2013年8月に30人が受けている。保育所3歳未満の定員は43人で在籍43人である。その中の40人が延長保育を受けている。3歳以上の定員は40人で在籍51人と定員を超えている。その中の27人が延長保育を受けている。

保育時間は、幼稚園は平日8時30分から14時、早朝7時30分からで、土曜休みである。保育所は平日8時30分から16時30分、早朝7時30分からである。延長保育は16時30分から18時である。土曜は8時30分から12時30分、早朝7時30分からである。延長保育は16時30分から17時である。早朝保育は当番制で、預かり保育は大学生のアルバイトも配置に入る。3歳児は午睡があるが、4歳からは午睡はなく、幼稚園児と保育所児と一緒に14時まで設定保育を受ける。その後、さよなら会が行われ幼稚園児は降園、保育所児は2クラスから1クラスになる。その後、4歳児と5歳児が1クラスになり、17時から別棟の3歳児のクラスに移動する。

施設内調理室があり、幼稚園の保育料は独自設定、保育所は公立準拠である。子育て支援は副園長が担当し、専任室があり園庭も開放している。バス片道所要時間の一番長い児童は30分である。認定こども園へ移行した理由は、公立保育所の閉園計画があり伊勢市からの要望があったからということであった。

この園では、幼稚園の定員は満たしていない。保育所は定員を超え、43人中40人が延長保育を受けている。このことは、伊勢市の子どもたちの保育時間が伸びていることが推察できる。

認定こども園へ移行してから、幼稚園と保育所の保護者のまとまりが難しくなったという。午前に保育・教育内容が集中するようになった。幼稚園教諭と保育士の両職員の管理や運営が難しくなった。園の数が減って通園範囲が広くなり、地域とのつながりが希薄になったと園長の声がある。



写真 2-11 修道こども園 2階に 4・5 歳児 写真 2-12 右側の職員室を給食室に変更
1階に 0-2・3 歳児 左側の 4 歳児保育室を 2 歳児未満児に変更
(2012 年 1 月 9 日筆者撮影)

保護者と地域との交流として、修道こども園では、2 年に 1 回親子親睦会として、周辺のスタンプラリーをして、地域との交流にも力を注いでいる。



写真 2-13 親子親睦会
(2015 年 6 月 13 日筆者撮影)

写真 2-14 修道こども園周辺の
スタンプラリーに親子参加

③和順こども園

和順こども園は（伊勢市小俣町 小俣駅徒歩 10 分、J R 宮川駅徒歩 10 分）設置主体は学校法人（私立）である。類型は幼稚園型、幼保同一施設である。既存の幼稚園 132 人に保育所を備えた施設である。1986 年幼稚園設立、2012 年に移行した。

園の定員は 216 人である。幼稚園定員は 216 人で在籍は 123 人である。その 15 人が預かり保育を受けている。長期休暇中の預かり保育は 2013 年 8 月に 48 人が受けている。保育所 3 歳未満は定員 6 人で在籍 3 人である。延長保育は 0 人である。3 歳以上定員は 18 人で在籍 0 人である。バスは 2 台所有し、4 コース 40 分以内で送迎する。一番長い児童は 25 分である。

保育時間は、幼稚園は平日 9 時から 15 時、早朝 7 時 30 分からである。預かり保育は 15

時から17時30分である。土曜休みである。保育所は平日8時から16時、早朝7時30分からである。延長保育16時から18時である。土曜休みである。3歳以上は、午後の預かり保育が保育所と合同になるが、現在保育所は0人である。幼稚園も定員の57%と少ない。

弁当持参と給食が選択できることになっており、給食の園児は22%である。施設内調理室があるが毎日希望数が変化するため、給食センターから取り寄せている。子育て支援の担当は副園長で、空き保育室を利用している。幼稚園児が帰りたがらないと声がある。この園では、両園で定員をみたしてなく、両保育料が独自設定である。

④暁の星こども園

暁の星こども園は（伊勢市小俣町 宮川駅から徒歩5分）設置主体はキリスト教の学校法人である。1954年愛児園の無認可として設立、1969年学校法人の幼稚園になり、2013年幼稚園180人に別敷地に保育所を設置し認定こども園になった。幼保連携型であるが幼保同一施設ではなく、川を挟んで徒歩3分の敷地外に0歳児から2歳児の保育所がある。園の定員は260人である。幼稚園定員は200人で、在籍180人である。その中の預かり保育は25人、長期休暇中預かり保育は2013年8月30人である。保育所定員は3歳未満定員60人で、在籍40人である。延長保育は15人である。幼稚園の講師やパート・アルバイトも多い。週1に英語・歌がある。別料金で空手・サッカーの課外教室がある。幼稚園保育料は独自設定、保育所保育料は公立準拠である。

幼稚園は平日8時30分から14時30分、早朝7時30分からである。預かり保育は14時30分から18時、土曜は8時30分から16時30分である。保育所は平日8時30分から16時30分、早朝7時30分からである。延長保育は16時30分から18時、土曜は8時30分から16時30分である。

施設内調理室で完全給食を行いアレルギー対応もしている。子育て支援は専任教諭が専用室で行い園庭も開放している。バスは4台あり、3歳児から5歳児の幼稚園児のみで、小俣町中心に明和町・玉城町・旧伊勢市を回る。バスの一番長い片道所要時間は45分である。



写真 2-15 暁の星こども園
保育所部門を川を挟んで新築



写真 2-16 バス4台で広範囲に園児を送迎
(2015 6/4 筆者撮影)

認定こども園への移行の理由は、伊勢市からの希望があったことと、幼稚園の定員割れからの経営の安定化があったという。しかし、幼稚園教諭と保育士との管理や運営が難しくなったという。

この園では、広範囲なバスの送迎をしているが、両園で定員を満たしていない。



写真 2-17 2017 年 4 月

キャッチシステム導入

(2017 年 5 月 8 日筆者撮影)

写真 2-18 3 階に屋内プール

夏はプール 冬は子育て支援室

2-3-5 三重県のまとめ

津市の旧白山町・松阪市の旧三雲町・伊勢市での幼保同一施設・認定こども園への移行は、市町村合併・耐震問題・コスト削減・幼稚園の在園数の減少が大きな要因があった。

津市の旧白山町での大きな幼稚園と保育所の統合は、地域から保育の場を遠ざけ保護者の就労に不都合をもたらせた。また、在園数が多く行事などは別れて行うため幼稚園児と保育所児、幼稚園保護者と保育所保護者が交えることも少ない。

松阪市の旧三雲町での幼稚園と保育所の統合は、地域と幼稚園のつながりを断ち切ってしまった。また、地域以外の入園者を増加させてしまった。松阪市と旧三雲町の市町村合併で境界線がなくなったために可能になった入園である。このことは、母親の就労支援になる。しかし、「子どもたちが校区から離れてしまう」と園長の心配の声がある。

伊勢市は、議事録をみると「コスト削減」の言葉が続出することからも、観光地であるが人口の減少が大きく、それらの対応に追われていることがわかる。私立幼稚園の定員割れが多く、認定こども園へ移行する園が多くなっている。

私立の既存幼稚園が保育所部門を備え、認定こども園へ移行する園が多いことがわかった。政府は、私立幼稚園に 3 歳未満の保育所部門を備え、3 歳未満の待機児童解消をさせているのである。3 歳以上は幼稚園の保育時間が終われば預かり保育になる。預かり保育では保育に関する規定がない。三重県でも私立幼稚園が経営の安定や効率を図るために移行している園が多くなっていた。私立の保育料は、公立の保育料に準拠ではなく高額にな

るおそれがある。三重県の私立の認定こども園は、保育料の独自設定が多くなっていた。

定員も 201 人以上の認定こども園が多く、規模が大きくなっている。規模が大きくなる
ときめ細かい保育ができにくいことも三重県の議員も指摘している。保護者と保育士との
コミュニケーションも十分にはかることができにくくなる。坪内も「母親と保育士との直
接的なコミュニケーションが求められている」と述べている¹⁴。森上も「子どもが育つには
地域の環境が不可欠だ」と述べている¹⁵。郷地も「日常的に生活する地域の保育所の必要性
を述べ、地域の乳幼児や親を大切にした保育を行う視点が必要である」としている¹⁶。

バス片道所要時間が、三重県でも 45 分も必要な子どもがいる。小学生の通学時間の疲労
の研究はあるが¹⁷、保育所児の身体的・肉体的負担の研究はない。測定は難しいが負担は増
えていると考えられる。また、母親の送迎の負担が大きくなり、仕事を辞めた人もいる。
バスの送迎のことは、住民の反対の声や議員の質問にも顕著に表れている。総見も通園路
の大切さを述べている¹⁸。また、原口もバス送迎の問題を指摘している¹⁹。

人口減少地域や過疎地域はデンマークやドイツで有名な「森の幼稚園」²⁰のように自然
豊かである。これからも少子化は止まらない以上、全国で人口減少地域や過疎地域での保
育所の統合はさらに進められるだろう。2015 年から認定こども園の管轄が都道府県から市
町村になる。住民との距離が近くなる。市町村は、住民との意見交換や地域調査を十分に
行った上で移行を進めるべきである。私立の幼稚園に移行を進めるのであれば、3 歳以上
の保育所を備え、規模も 200 人以下を進め、小学校の校区内の設置に努め、送迎の負担を
少なく、保育料も公立に準拠を進め、地域での保育を推進するべきと考える。子どもたち
にとって大切な育ちの場である保育環境と保護者(特に母親)に負担の少ない子育て環境を
希望するものである。

2-4 高知県の保育状況（2013年2月27日～3月1日）

2-4-1 高知県の背景について

2012年8月に子ども・子育て支援法が可決された。近年、公立保育所の民営化や廃園や統廃合が進められている。その中でこの支援法が可決され、2015年4月から消費税の増額によって進められた。この新制度の改正が施行される前に、人口減少地域や過疎地域の自治体の計画や保育所の実状を調査することで、これからの地域の保育の課題を取上げ地域での保育のあり方を考察すべきと考える。

今回は、人口減少地域や過疎地域の多い地域を含む高知県を調査した。高知県は全国でも過疎地域の代表である。人口は全国45位720,07人、面積18位7103.93km²、人口密度44位101.48人/km²である。（2016年）。域の保育状況を把握することが、これからの日本中に広がる過疎状態での保育環境の先行状態を把握することになると考える。

高知県から今までの幼稚園と保育所の統廃合を積極的に進めてきた政策の説明を受けた。その後、四万十町と四万十市での実地調査をおこなった。保育所は公立保育所がない町村が3、公立も私立もない村が1箇所である。幼稚園は国立も公立も私立もない市町村が、34市町村中15市町村である。保育所も幼稚園もない村が1ある。認可外保育所は11市町村にある。認定こども園は学校法人が幼稚園型4、町立が幼保連携型4になったところである。

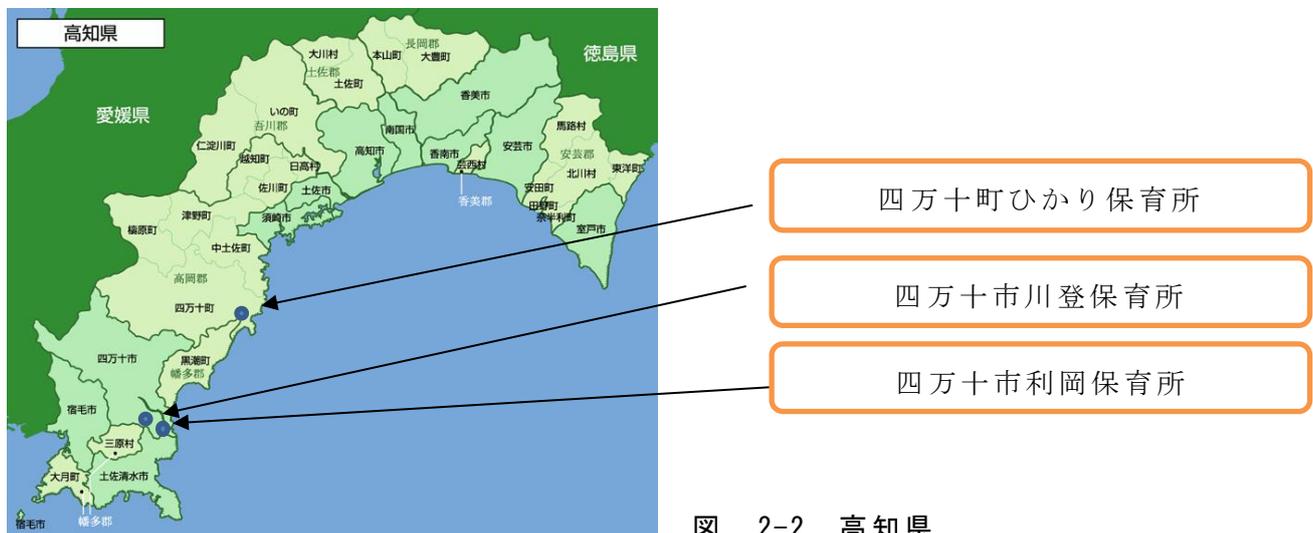


表 2-11 高知県の 2012 年度の保育所数と定員数

保育所数	公立	社福法人	財団法人	その他	園数	公立定員	私立定員	定員
高知市	26	52	6	1	85	2800	6415	9215
室戸市	5	7			12	195	270	465
安芸市	8	1			9	620	210	830
南国市	7	8			15	525	850	1375
土佐市	11			1	12	1010	90	1100
須崎市	3	7			10	150	590	740
宿毛市	10	2			12	635	230	865
土佐清水市	7				7	415		415
四万十市	17	2			19	1205	95	1300
香南市	7				7	820		820
香美市	7	1			8	690	60	750
東洋史	2				2	135		135
奈半利市	1				1	45		45
田野市	1				1	45		45
安田市	1				1	70		70
北川村	1				1	60		60
馬路村	2				2	75		75
芸西村	1				1	90		90
本山町	1				1	100		100
大豊町	2	1			3	80	20	100
土佐町	1				1	120		120
大川村	0				0			0
いの町	6	2			8	415	240	655
仁淀川町	0	3		1	4		135	135
中土佐町	3				3	225		225
佐川町	2	5			7	80	360	440
越知町	1				1	150		150
梶原町	1				1	45		45
日高村	0	2			2		170	170
津野町	2				2	105		105
四万十町	8	3			11	365	215	580
大月町	4				4	200		200
三原村	1				1	45		45
黒潮町	4				4	430		430
計	153	96	6	3	258	11945	9950	21895

出典：高知県教育委員会事務局幼保支援課 2012 年幼稚園・保育署名簿より筆者作成
(提供年月日は注)

表 2-12 高知県の 2012 年度の幼稚園数と定員数

幼稚園数	国立	公立	学校法人	宗教法人	園数	国・公立定員	私立定員	定員
高知市	1	1	19	1	22	250	4785	5035
室戸市								0
安芸市			1		1		80	80
南国市		1	3		4	105	495	600
土佐市			1		1		260	260
須崎市				1	1		150	150
宿毛市			1		1		220	220
土佐清水市			1		1		100	100
四万十市			1		1		280	280
香南市		4			4	595		565
香美市			2		2		280	280
東洋史								0
奈半利市		1			1	100		45
田野市		1			1	110		45
安田市		1			1	70		70
北川村								0
馬路村								0
芸西村		1			1	140		90
本山町								0
大豊町								0
土佐町								0
大川村								0
いの町		3			3	290		655
仁淀川町								0
中土佐町								0
佐川町								0
越知町		1			1	80		150
梶原町		2			2	145		145
日高村								0
津野町		2						0
四万十町		1			2	150		150
大月町					1	60		60
三原村								0
黒潮町								0
計	1	19	29	2	51	2095	6650	8980

出典：高知県教育委員会事務局幼保支援課 2012 年幼稚園・保育署名簿より筆者作成
(提供年月日は注)

表 2-13 高知県の 2012 年度の認可外保育所数

市町村	認可外保育所
高知市	39
安芸市	1
南国市	3
須崎市	1
宿毛市	1
土佐清水市	1
四万十市	6
香南市	3
香美市	1
芸西村	2
佐川町	1
園数	49

出典：高知県教育委員会事務局幼保支援課 2012 年幼稚園・保育署名簿より筆者作成（提供年月日は注）

表 2-14 高知県の 2012 年度の認定こども園数

認定こども園数	幼保連携型	幼稚園型	設置者	認定日
高知市		2	学校法人	2009年9月、2010年4月
南国市		1	学校法人	2007年4月
宿毛市		1	学校法人	2009年4月
奈半利市	1		町立	2009年5月
安田町	1		町立	2007年4月
津野町	2		町立	2010年4月
四万十町	1		町立	2012年1月
園数	5	4		

出典：高知県教育委員会事務局幼保支援課 2012 年幼稚園・保育署名簿より筆者作成（提供年月日は注）

2-4-2 高知県四万十町の保育状況について（2013 年 2 月 27 日～3 月 1 日）

四万十町は、2006 年 3 月 20 日に、旧窪川町・旧大正町・旧十和村の 2 町 1 村が合併した新町である。過疎地域である。東西は 43.7 km、南北 26.5 km、総面積 642.06 km²、そのうち 87.1%を林野が占めている。

四万十町でも、市町村合併を挟んで、保育所の統廃合が進められた。保育所の統廃合を見てみる。

2005 度 児童福祉協会立（以降児協立と記す）こぼと保育所と町立窪川保育所を統廃合し

て、児協立くぼかわ保育所を開園した。[旧窪川町] (2005.4)

旧こぼと保育所の施設を地域子育て支援センター(単独)を設置した。[旧窪川町](2006.3)

2006年度 古城へき地保育所を閉園した。[旧十和村] (2006.3)

2007年度 町立久保川保育所を閉園した。[旧十和村] (2007.3)

児協立若井川保育所を閉園した。[旧窪川町] (2007.3)

児協立認可外ちどり保育所を閉園した。[旧窪川町] (2007.3)

2010年度 児協立影野保育所と児協立仁井田保育所を統廃合して、町立ひかり保育所を開園した。(児童福祉協会へ指定管理) [旧窪川町] (2011.3)

認可外さくら保育所が閉園した。[旧窪川町] (2011.3)

町立大奈路保育所を廃園した。[旧大正町] (2011.3)

2012年度 町立田野々保育所と町立田野々幼稚園を幼保連携型認定こども園たののを開園した。[旧大正町]

表 2-15 2012 年度保育所入所数

	地域	保育所	園数
町立	窪川地区	見付保育所	98
		東又保育所	46
		興津保育所	25
		ひかり保育所	37
	大正地区	認定こども園たのの保育所	34
		認定こども園たのの幼稚園	22
		北ノ川保育所	17
	十和地区	小鳩保育所	40
		昭和保育所	32
	児童福祉協会立		くぼかわ保育所
		松葉川保育所	54
		川口保育所	37
園数			599

出典： 四万十町 2012 年保育所一覧表の提供より筆者作成(提供年月日は注)

四万十町では、長い間統廃合が進められてきた。現在、入所数が安定した保育所もあるが、まだまだ統廃合が進められそうな保育所が存在する。

この四万十町の窪川地区では、民間の運営する保育所 10 園が 40 年前から寺子屋式に地域の子育てを支援してきた特徴ある地域である。入所数の半分を保育してきた。そのため、全保育所を公立化することもできない状況になっていた。2005 年度は町立と児協立を統合して、児協福祉協会立(児協立)にした。2007 年度は児協立の保育園と認可外保育所を閉園した。2010 年度は児協立と児協立を統廃合し、土地と建物は町が資金 3 億円を出し、土

地の木を使用して指定管理にすることになった。町立「ひかり保育所」指定管理保育所である。窪川児童福祉協会立保育所は、現在も3園存在する。

この町立「ひかり保育所」指定管理保育所の状況を見てみる。

①四万十町立ひかり保育所（指定管理）

児堂福祉協会立（児協立）と児協立を統廃合して、1園にするまでには実行委員会が作られた。地域、保護者、設計士、行政、区長、児童福祉のメンバーによって2年間のワークショップが行われた。児協立と児協立の中に公立を作ることは難しく指定管理制度となった。2008年の「影野保育所」は34人、「仁井田保育所」は31人で、60人以上の入所数であったが定員は45人と減少された。近年の出生率の低下ということで45人と決定されたのである。

0歳児3人、1歳児4人、2歳児5人、3歳児14人、4歳児2人、5歳児10人、計38人である。3歳未満児クラス、3歳児クラス、4歳児と5歳児は混合クラスである。保護者からはこの混合保育については問題になっていないが、保育士にとって混合保育は難しく課題が多いという。そのため、日々悩みながら保育しているとのことであった。児童数によっては、3歳児と4歳児の混合クラスにもなる。訪問した2012年度は6か月からの入所であったが、2014年度から3か月からの入所が可能になるということであった。

現在の5歳位の10人は、「影野保育所」と「仁井田保育所」の統廃合により、この「ひかり保育所」に入所した。しかし、4月からは、また「影野小学校」に4人、「仁井田小学校」に6人と2校に子どもたちは、分かれて入学することになる。この2小学校の統廃合問題も浮上している。「影野小学校」に統廃合され、「仁井田小学校」がなくなる予定である。「ひかり保育所」の4歳児は2人しかいなので小学校ごとに各1人入学となる。保育所の統廃合では地域の統合で仲良くなろうということで統廃合されたが、小学校の統廃合問題では仁井田地区の人々が反対しまた地区で対立状態になり、小学校の統廃合の問題は現在棚上げ状態になっている。小学校がなくなると、地域は子どもの声が聞こえなくなるだけでなく、道路も地域も活力がなくなり、高齢化や過疎化がひどくなると心配されている。

ひかり保育所の保護者は全員が車の送迎である。主に1人だけ祖母の送迎があるが、その他は全て母親の送迎である。父親の送迎はゼロということであった。数名は地域外から母親の通勤に便利ということひかり保育所に入園しているようである。送迎時間は車で片道15分の保護者もいる。

職員は園長1人、正規保育士3人、常勤保育士3人、調理員1人である。四万十町は指定管理ということで、保育士の給料の差額分の補助をしている。指定管理の事務局に1千万円、指定管理4千万円、保育士の不足分を含み7千万円の補助をしている状況である。現在は、合併特例債が10年あるため、この10年間は補助できるが、その後は見通しがた

っていないという。

四万十町は、へき地保育所の統廃合の条件で、へき地保育所までの 25 km を 3 人の児童をタクシーで送迎してきたが閉園となった。保育所は通園バスの所有はない。学校までなら 4 歳児・5 歳児を通学バスに乗せることは可能と教育委員会は言っているが、保育所までの距離の確保ができないため通学バスには頼れない状況である。この地域では農業が中心地域なので、嫁不足が課題であり、離婚者も増加している。母子家庭も多くなっている。この四万十町は、少子化はさらに進む地域といえる。

しかし、高速道路の開通と四万十町の有名度で、移住者も見えてきたことからかすかな明るい兆しも見えると四万十町では期待していると市側の説明であった。

2-4-3 高知県四万十市の保育状況について（2013 年 2 月 27 日～3 月 1 日）

四万十市は、2005 年 4 月 10 日に、旧中村市と旧西土佐村が合併してできた新市であり、過疎地域を含む市である。人口は 35,933 人（男 16,932 人、女 19,001 人）、面積は 632.42 ㎢である。高知県の西南部に位置し豊富な山林資源と日本最後の清流四万十川で有名な市である。南東部は太平洋に面しており太平洋型の温暖気候である。

この四万十市も少子化が進んでいる。子どもの推移状況を見てみる。

2006 年から 2013 年の 6 歳児までを比較すると年齢別に 20 人から 90 人ほど減少している。また、世帯数の推移状況を見ると、2006 年 15,956 世帯から、2009 年 16,031 世帯へと増加していることから、核家族が増えていることがいえる。

この高知県は、全国と比較すると、女性の就業率が高く、出産後や育児休暇後に再就職する女性が多いのが特徴である。その中でも、四万十市は高知県よりも高い就業率を保っている。

表 2-16 0 歳児から 6 歳児の推移

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
0歳児	306	267	260	297	241	261	261	247
1歳児	300	312	265	271	288	241	271	270
2歳児	299	297	306	260	277	291	252	267
3歳児	341	302	293	298	259	268	284	262
4歳児	330	341	290	300	294	255	272	281
5歳児	329	335	333	284	290	291	261	269
6歳児	354	324	335	331	287	288	292	265
計	2259	2178	2082	2041	1936	1895	1893	1861

出典： 四万十市 2010 年次世代育成行動計画より筆者作成（提供年月日は注）

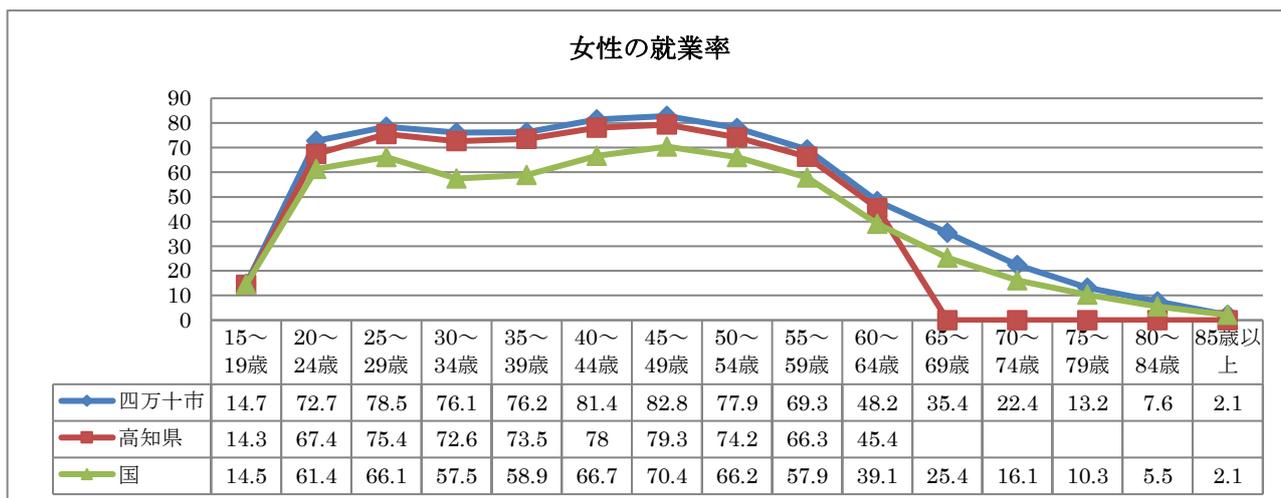


図 2-3 国・高知県・四万十市の女性の就業率

出典：四万十市 2010 年次世代育成行動計画より筆者作成(提供年月日は注)

就業する産業の第一次産業就業は 2000 年 2,215 人が 2005 年に 2,062 人に減少、第二次産業就業も 2000 年 4,040 人が 2005 年に 3,273 人に減少している。しかし第三次産業は 2000 年 12,923 人が 2005 年にも 12,814 人とほぼ同じである。四万十市は 2010 年 4,359 千人の観光客が訪れているため、観光客の増員として修学旅行の誘致、大型客船の寄港地、農業民宿等に力を注いでいる市である。女性の就業率も高く、第三次産業の従事者が多い四万十市での女性の出産状況を見てみる。女性の年齢別出産状況を見てみることにする。

表 2-17 年齢別出生数の推移状況

	2004年	2005年	2006年	2007年
15～19	4	7	8	3
20～24	34	38	44	44
25～29	145	89	99	84
30～34	86	106	93	103
35～39	56	38	37	35
40～44	11	6	4	8
45～49	0	2	0	1
計	336	286	285	278

出典：四万十市 2010 年次世代育成行動計画より筆者作成(提供年月日は注)

2004 年には 336 人の出生数があったが、毎年減少している。特に、25 歳から 29 歳の女性の出生数が激減している。全国的にも晩婚化が進んでいるが、35 歳から 39 歳の女性の出生数も減少している。女性が働くには、保育所の充実が言われているが、保育所の状況を見てみる。

表 2-18 公立保育所数

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
保育所	22	22	21	20	19	18
へき地保育所	2	2	2	2	2	1
園数	24	24	22	22	21	19

出典：四万十市保育所施設一覧表の提供より筆者作成

全国的に、公立保育所は廃園や統廃合が進められている。この四万十市でも 2004 年から 2009 年と比較しても 4 園減少している。その上、山林地域にとって唯一のへき地保育所まで 1 園減少している。子どもたちは遠方の保育所まで行かなければならない。送迎の負担は子どもの精神的負担や肉体的負担が大きくなる。また、保護者にとっても肉体的、時間的な大きな負担になる。特に 3 歳未満児は母親の送迎になる場合が多い。

四万十市では 3 歳以上は、全員理由をつけて入所を可能にしている。重度障害児以外は、発達やいろんな面で遅れた状況の児童を積極的に保育所に受け入れて、保護者との連携を図っている。3 歳児以下は、「保育に欠ける」条件の中で保育している。現在の公立保育所では 1 歳児以上の入所可能保育所が公立で 1 園、1.5 歳以上が 8 園、2 歳以上が 9 園である。ゼロ歳児については民間の保育所に依存しているという。その民間保育所の 2 園の定員は全部で 95 人であるので、現在も 30 人弱の待機児童の乳児がいる。特に、年度途中で産休明けや育児休業明けの乳児や児童は待機児童になってしまう。それは、面積的には入所可能であるが保育士の確保が難しいのである。このことも全国と同じで、入所途中は臨時の保育士が不足している。特に、ゼロ歳児には乳児 3 人に保育士 1 人という規定があり、臨時の保育士が確保できない。また、新卒の若い保育士ではゼロ歳児の対応は難しく、2 か月から 3 か月で辞める臨時保育士も多いので困っていると園長の話が多い。

四万十市では 2013 年 4 月から 1.5 歳児の入所条件を、1 歳にして待機児童を解消したいとしている。現在は 10 年間合併債が年間 6 億強あるため対応ができるが、その後が問題になっている。

公立の「おおぎ保育所」の入所児童数が 139 人あるので、民営化の話が出た。しかし、反対が多く民営化の話は現在なくなった。公立幼稚園はなく、私立幼稚園も 1 園しかなく定員割れが続いている状況である。そのため、幼保一体や幼保連携型保育所の検討はない。

四万十市では現在まで、10 人以下の保育所は統廃合という政策で多くの統廃合を行ってきた。しかし、これからは人数ではなく小学校と連携して保育政策を考える時期にきているので、統廃合は止める。

ただ、小学校の統廃合を教育委員会が計画しているが、隣の小学校までは、車で 10 分ぐらいと隣接している地域でも旧町村単位で反対が多く、廃校や統廃合は難航する。特に、

廃校になる地域の反対が大きい。そのような地域の中で、どのような保育が子どもたちに良いのか模索しているという。

少子化も進み、婚活事業にも力を注いでいる。また、若い世代の失業者もあり、就業の場を確保することが重要な課題である。入所児童数が減少している公立保育所の川登保育所と利岡保育所を実地調査した。

表 2-19 公立・私立保育所入所児童数（2012 年 4 月）

	園名	受入年齢	定員	入所数	所長	正規保育士	臨時保育士
公立	愛育園	2	110	86	1	7	3
	もみじ	2	90	59	1	5	2
	あおぎ	1.5	130	139	1	16	3
	下田	1.5	50	36	1	6	0
	竹島	1.5	30	35	1	6	0
	古津賀	1.5	100	101	1	10	3
	東山	2	80	63	1	7	2
	蕨岡	1.5	45	19	0	2	0
	大用	1.5	20	13	0	2	0
	川登	1.5	30	8	0	2	0
	利岡	2	30	24	0	3	0
	具同	2	210	158	1	14	5
	八束	2	60	31	1	5	0
	東中筋	1.5	65	55	1	7	2
	中筋	2	50	16	0	2	0
	川崎	2	70	37	1	5	4
	本村	1	35	17	1	3	1
	津野川	2	30	5	0	2	0
	支援センター					2	0
私立	めぐみ乳児	4ヵ月	45	41	1	9	2
	ひかり乳幼児	3ヵ月	50	49	1	8	5
	計		1330	992	14	123	32

出典：四万十市保育所の児童数及び職員配置等一覧表の提供より筆者作成
(提供年月日は注)

② 四万十市立川登保育所

川登保育所の定員は 30 人であるが、入所児童数は 7 人である。ゼロ歳児 1 人、2 歳児 1 人、3 歳児 3 人、4 歳児 0 人、5 歳児 2 人である。2013 年 4 月からは、5 歳児 2 人が小学校に入学し、2 歳児 1 人が近隣の利岡保育所に転園する。この保護者は、同年代がいないということで転園する決心をした。ゼロ歳児 1 人も 4 月からの予定は未定であるため、4 月からは 3 人となる可能性が大きい。利岡までは、筆者も車で移動したが 10 分であった。

川登小学校と川登中学校が存在するが、利岡小学校や利岡中学校に通学する児童もいる。利岡の方が児童数や生徒数が多く、クラブ等が選択できるためである。現在、川登中学校

では、テニスクラブしかないので、遠方の多くのクラブのある学校に通う生徒が出てくるという。また、幼稚園は中村地域まで行かなければならず、転勤家族の専業主婦は、車で片道 20 分かけて送迎しなければならない状況である。

この川登保育所の児童の送迎は、祖母 1 人が自転車で、その他は車で母親の送迎である。遠方の保護者は車で 10 分ぐらいである。祖父母と同居の家族でないのは 1 人、他は同居家族である。同居の多い地域が特徴であるが、現在の祖父母はほとんどが仕事を持っている。そのため、保育所の存続の希望は高い。しかし、少子化は進んでいるためこれからも児童数の減少は続くので、存続が危ぶまれる。ここも、父親の送迎はないということであった。

保護者の父親の就業状況は、正規公務員 2 人、村の職場 1 人、被災地に単身赴任 1 人、母子家庭 1 人、母親の就業状況は、パート 1 人、ヘルパー 1 人、自営 1 人、スーパー正規 1 人、スーパー臨時 1 人ということであった。

保育内容はゼロ歳児以外は、実際 6 人が同時に保育を受けている。園長を含み正規保育士 2 人、早朝臨時保育士 1 人、臨時調理師 1 人である。入所時間 8 時から 16 時 30 分までであるが、延長保育時間は、朝 7 時 30 分からと夕方は 18 時までである。児童数が少ないので小学校まで児童を歩かせて運動会は小学校と合同で開催している。今年度転勤されてきた園長からは、「保護者との話合いや会合や懇親会がない、保護者や地域の人と意見交換や交流を持ちたい」という意見があった。

2013 年 4 月からの入所児童数 3 人の川登保育所の存続について、四万十市は、「保育所を廃園すると小学校も廃校になるので今の所存を続けさせる。しかし、2014 年度、2015 年度は未定です」ということであった。保育所の存続は小学校の存続につながり、それらなくなると地域が増々衰退すると危惧されている。地域おこしは、若い人たちの働く場所と保育所の存続が重要であると考える。



写真 2-19 四万十市立川登保育所の遊戯室

(2013 年 2 月 28 日筆者撮影)



写真 2-20 運動場の奥下方は四万十川が流れる

③ 四万十市立利岡保育所

利岡保育所は、2005年たの川保育所と統廃合された保育所である。たの川保育所の児童は、四万十市に車で5分ということで四万十市の保育所や小学校や中学校に転園、転校した。この利岡保育所の定員は30人であるが入所児童数は22人である。ゼロ歳児、1歳児は0人である。2歳児は6人、3歳児7人、4歳児5人、5歳児4人である。3歳児と4歳児と5歳児は混合保育をしている。2013年4月からは2歳児1人が近隣の川登保育所から転入してくるので、2歳児4人、3歳児5人、4歳児6人、5歳児4人の20人になる。川登保育所よりは入所児童数は多いが、周囲は山と畑に囲まれている。毎年入所児童数が減少している保育所である。この保育所は水道が通っていない保育所なので、児童は全て水筒持参で通園すると聞いて驚いた。日本の公立の保育所に水道が通っていないのである。中山間部の地域では水と移動は大きな問題なのだという。

利岡地域では利岡小学校1と利岡中学校1が存在する。この利岡保育所では地域との交流を大切にしている特徴がある。お餅つき、稲刈り、芋ほり、クリスマス、節分などを地域の人々と関わり合いながら保育が行われている。これらは子どもたちの存在を地域の人々に知ってもらう以上に、子どもたちの精神的安定や育ちに大きく影響を与えることになるだろう。

この利岡保育所の児童の送迎は、祖父母と同居が多い地区なので祖父母の送迎が多い。保護者は全て車で送迎が多く、車で10分ぐらいである。保護者の父親の就業状況は、多くが正規職員である。しかし、母親の就業状況は正規職員は少なく、パート職員が多かった。この保育所の職員は、園長を含み正規保育士2人、臨時調理師1人である。

2013年度は、20人の入所児童数が予定されている。しかし、少子化と高齢化が進むこの地域では、この集団保育の場をどこまで保障されるのかが地域での大きな課題になっている。



写真 2-21 四万十市立利岡保育所 写真 2-22 遊戯室で遊ぶのは 20 人
園舎（2013年2月28日筆者撮影）

2-4-4 高知県のまとめ

高知県の調査を通して、人口減少地域や過疎地域の保育所が廃園や統廃合に追い込まれていることが理解できる。その上で、指定管理制度などの公設民営化方式が進んでいることが解る。また、児童福祉協会立の保育所などが地域に根付いていることも新しい発見であった。

新制度は都市部中心の制度で、企業などの介入がこれから増加することになる。また、公設民営化の指定制度も増加していくことになる可能性が大きい。幼保連携型保育所や保育ママのような保育施設での待機児童解消も増加する。日本は山林地域が多く、溪谷も多く地域が孤立している所も多く存在する。また、離島も多い国である。そのような人口減少地域や過疎地域としては幼稚園もなく、保育に欠けない児童もすべて保育所で就学前を過ごしてきた慣習がある。子どもたちは、そこしか就学前教育を受けることができない。20人以上の小規模保育所では、経済的にも人数的にも難しいと言える。また、少子化が進む地域でのへき地保育所の存続も入所数の激減で難しい状態である。

新制度では幼保連携型保育所の形をとることが、3歳以上の子どもたちの保育や就学前教育が可能になる。そのため、人口減少地域や過疎地域の地方自治体は、保育所の形で存続するより幼保連携型保育所を選択する場合が増えることになるのではないか。新制度が子どもの最善なる利益になるのか。子どもの権利や保護を都市部中心の政策でなく、都市部の子どもと同じように、人口減少地域や過疎地域の子どもにも受けさせられる保育政策でなければならないと考える。そのため、この雲南市でも公設民営方式がとられ、委託を社会福祉法人だけでなく、NPOの委託がなされた。今後は株式会社や財団法人が公募に参加してくることになる。全国でも企業保育所が始まっている。今回の新制度になれば、さらに公設民営方式が増加する。

さらに、新認定こども園法では、「公私連携型幼保連携型認定こども園」を規定している。待機児童が多い地域では、社会福祉法人や学校法人は地方自治体と協定を結んで公私連携型幼保連携型認定こども園を開設できる。つまり公立保育所や公立幼稚園を無償か時価より安く借りられ、譲渡されることが可能になる。地方自治体の議会の議決で反対されることもなくなる。地域の公立幼稚園や公立保育所の廃園施設などを譲渡して、分園方式も積極的に進めることになる。保育所分園の接地運営については、2002年調理室及び医務室を設けなくてもよいと緩和されている。予算削減からの正規保育士の募集は減少し、非常勤保育士がさらに増加する危険がある。これは、本当に子どもの最善なる利益になるのでありうか。

新制度では、子どもの保育時間が認定されるため、保育時間が子どもによって違いが出る。そうすれば、保育士の必要な人数も日や時間によって変わってくる。そのようになれば、もっと非常勤保育士が必要になり、子どもたちの状況を把握できにくく、密な情報の

伝達もしにくくなる。また、定員の超過入所は当たり前のようにになっている現状は、ますます改善されない。

都市の子ども中心の政府の新保育制度が施行される前に、人口減少地域や過疎地域の子どもの保育環境も都市の子どもと同じようにするべきである。それには、住民の声をどのように市町村に反映させるか、市町村に最善の保育政策をさせることが必要であるのではないだろうか。

2-5 島根県の保育状況（2013年3月18日～19日）

2-5-1 島根県の背景について

2012年8月に子ども・子育て支援法が可決された。近年、公立保育所の民営化や廃園や統廃合が進められている。その中で、この支援法が可決され2015年4月から、消費税の増額によって進められる。この新制度の改正が施行される前に、人口減少地域や過疎地域の自治体の計画や保育所の実状を調査することで、これからの地域の保育の課題を取上げ、地域での保育のあり方を考察すべきと考える。

今回は、人口減少地域や過疎地域の多い地域を含む島根県を調査した。島根県は本州の中で過疎が進む地域である。島根県は中国地方の日本海側の山陰地方にある。人口は全国46位689,817人、面積は19位6708.24㎢、人口密度43位102.83人／㎢である。2040年には、521,000人まで減少すると将来推計されている。今回、過疎地域である島根県の中の雲南市の保育状況を調査することにした。この地域の保育状況を把握することがこれからの本州の保育状況を把握することで必要であると考えた。



図 2-4 島根県

2-5-2 島根県雲南市の保育状況について（2013年3月18～19日）

雲南市は、2004年11月1日に大原郡大東町、加茂町、木次町、飯石郡三刀屋町、吉田町、掛合町の6町村が合併してできた新しい市である。総面積553.37㎢で、島根県の総面積の8.3%を占めている。海に面していない人口44,019人の市である。

雲南市においても近年少子化が急速に進んでおり、合計特殊出生率も人口置換水準2.07

を大きく下回る状態が続いている。雲南市総人口と児童人口をみるとどちらも減少している。また、将来推計でも減少すると推測されている。

表 2-20 雲南市総人口と児童人口 各年 4 月 1 日

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
総人口	45,870	45,518	45,007	44,560	44,019
児童人口 (0-11歳)	4,513	4,397	4,285	4,208	4,109

出典：雲南市次世代育成支援行動計画より筆者作成(提供年月日は注)

雲南市では、「次世代育成支援対策推進法第 8 条」に基づき、次世代育成支援行動計画の後期計画(2010 年度～2014 年度)を作成した。まちづくりキャッチフレーズとして「生命(いのち)と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」を目標にし、その実現をめざしていくうえで、子どもを健やかに安心して生み育てる環境づくりを推進している。

児童人口は減少していることが明らかであるが、保育所入所児童数は増加している。しかし、保育所だけでは動向は解りにくいため、幼稚園、小学校、中学校を含めて見てみる。ここからは、大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田町、掛合町として、旧町村ごとの子どもたちの動向を見る。

表 2-21 公立幼稚園園児数 (2012 年 5 月 1 日)

	園名	年少	年中	年長	計	学級数
大東町	大東幼稚園	11	12	18	41	3
	西幼稚園	4	12	16	32	2
	佐世幼稚園	6	4	9	19	2
	海潮幼稚園	4	6	9	19	2
加茂町	加茂幼稚園	18	16	23	57	7
木次町	木次幼稚園	13	12	14	39	3
	斐伊幼稚園	7	12	16	35	3
	寺領幼稚園	6	4	7	17	2
	西日幼稚園	4	6	5	15	1
	温泉幼稚園	1	2	0	3	1
三刀屋町	三刀屋幼稚園	15	16	23	54	3
	飯石幼稚園	0	2	4	6	1
	鍋山幼稚園	3	5	2	10	1
	計	92	109	146	346	31

出典： 出典：雲南市次世代育成支援行動計画より筆者作成(提供年月日は注)

幼稚園は、公立しかなく年齢ごと入所児童数が減少していることがわかる。大東町の佐世幼稚園と海潮幼稚園では、園児数が19人と20人も満たしていない状況である。この大東町は幼稚園を中心に整備が進んできたので、幼稚園数が8園と多く存在してきた地域である。そのため、幼稚園の希望が少ない現在では廃園が進んでいる。加茂町の加茂幼稚園は幼児園である。その中で加茂幼稚園の児童は、加茂保育所に移行する子どもが増加している。幼稚園は14時まで、保育所は18時までとで時間の差があるが、幼稚園要領と保育指針を一本化して3歳以上の同時カリキュラムを作成している。木次町も幼稚園を中心に整備が進んできた地域である。現在、木次幼稚園では50m離れて保育所施設があるにもかかわらず、2013年4月より保育所との「こども園」になる。寺領幼稚園と西日幼稚園でも、園児数は17人と15人と減少している。温泉幼稚園は2013年3月で閉園になる。三刀屋町の飯石幼稚園と鍋山幼稚園では地域で閉園の話があり、数年以内に閉園する可能性が大きいと言われている。吉田町と掛合町には幼稚園はない。全国的にも山村地域には幼稚園のない地域が多い。幼稚園の児童数の減少は全国的に同じ方向性である。

これは、女性の就業率をみると理解できる。雲南市では女性の就業率が非常に高いことが特徴である。そのことから、幼稚園より保育所に子どもを預けることを希望する保護者が多いことがいえる。

雲南市の女性は国や島根県の女性の就業率よりも、非常に高く、M次曲線がゆるいカーブになっている。つまり、結婚しても仕事を続ける女性が多いことがいえる。結婚や出産により、一時期は退職するも早期に再就業していることになる。このことより、幼稚園より保育所に子どもを預ける女性が多いことが推測される。

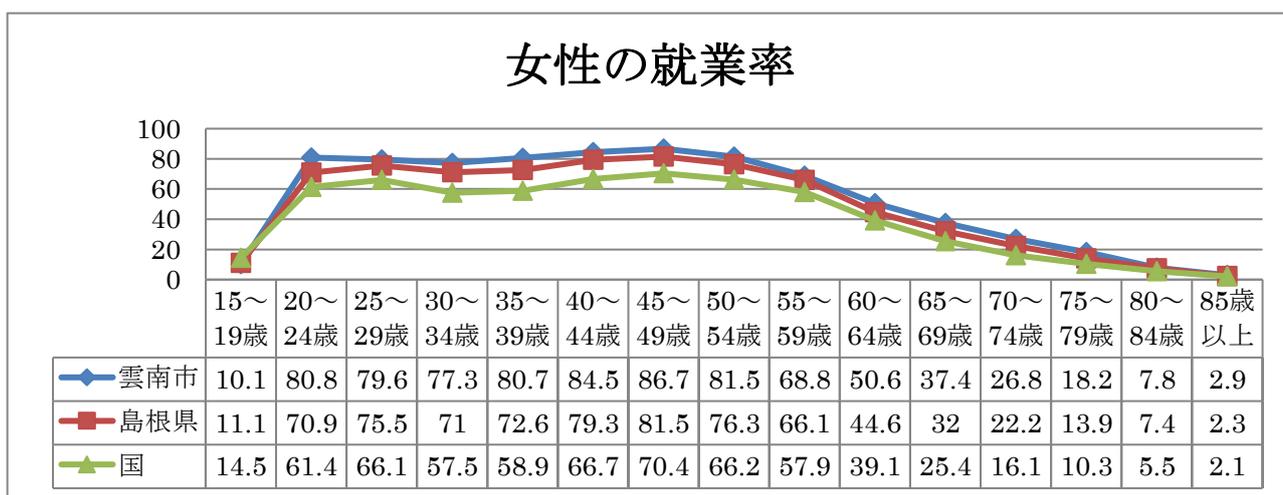


図 2-5 女性の就業率

出典： 出典：雲南市次世代育成支援行動計画より筆者作成(提供年月日は注)

小学校では、児童数がどのように変化しているかを見る。

幼稚園と同じように、小学校の児童数が学年が下がるほど減少していることがいえる。雲南市の少子化の進行が明らかに理解できる。地域の小学校では、大東町の阿用小学校では、特別学級と複式学級で6クラスになっている。久野小学校は1年生の在學生はなく、全校児童16人ということで複式学級を行っているが、存続が難しい状況である。木次町の西日登小学校は複式学級を行っている。温泉小学校は全校児童12人の複式学級である。温泉幼稚園の入園児を見ても、温泉小学校の児童が増える見込みは少なく存続が難しい状況であることが推測される。三刀屋町の飯石小学校も全校児童27人、中野小学校も16人で複式学級を行っている。吉田町の吉田小学校も複式学級を行っているが、現在統廃合の可能性が大きくなっている。掛合町の掛合小学校も市町村合併前に統廃合された小学校だが、現在も児童数が少なく複式学級を行っている状況である。この地域は山村地域で、遠方の生徒は、20kmもバスで通学している。これ以上の統廃合は子どもの精神的負担や肉体的負担が非常に大きくなる。放課後のクラブ活動にも支障が出てくることになる。

「明治の町村合併」は、義務教育公立小学校を全国津々浦々に漏れなく設置するために求められる町村の最小規模であった。その小学校が全国的にも人口減少地域や過疎地域で廃校や統廃合が進んでいるのが現状である。児童数の減少で教育ができないという数字上で、廃校や統廃合が決定されている。小学校が廃校になると地域はより衰退してしまう。小学校の廃校に続いて、幼稚園や保育所が廃園に追い込まれる。そして、地域の高齢化はより速度を増し、経済も落ち込み、道路整備も不必要になる。このような小学校の廃校や統廃合によって、子どもたちの精神的負担や肉体的負担が大きくなる。先日「僕たちの小学校をなくさないで」と遺書を残して、自殺した児童がいて多くの人が驚いた。しかし、ほとんどの地方自治体は子どもたちの負担を考えないで、コスト削減と職員削減に重点を置き、保育政策は進められている。

「昭和の町村合併」は、一町村が公立の新制中学校一校を建設していく必要最小限の人口規模であった。その中学校の範囲でどのように生徒数が変化しているか見ることで、広範囲の地域の児童の動向をみってみる。

中学校をみると、合併後の旧町村の児童の動向が明らかに見える。大東町では小学校6校から中学校2校に分かれるが、海潮中学校は児童数が減少している。加茂町では加茂小学校から加茂中学校に来ることになり、これからも50人以上が通うことがいえる。木次町では小学校5の全ての児童が木次中学校に来ることになり、60人以上が通うことになる。三刀屋町では小学校4の全ての児童が三刀屋中学校に来ることになり、ほぼ50人以上が通うことがいえる。吉田町では小学校2から吉田中学校に来ることになる。しかし、小学校2校の学年児童数が10人以下で、5名以下も多いことから、中学校になっても20人以下になっている。掛合町では掛合小学校から掛合中学校にくることになり、これから20人

前後の生徒数になることがいえる。雲南市の2013年の中学新1年生は、346人だがまた減少することになる。

このように、義務教育の最終範囲の中学校校区でさえ、生徒が減少していることから、小学校の児童数や就学前児童数の減少が進んでいることが理解できる。特に、海側から遠方の山村地域の吉田町や掛合町の人口減少は急激に進んでいる。部活、特に野球部に所属したい生徒は、遠方の中学に入るため家族で移転した事例もあると聞いた。

表 2-22 小学校の児童数（2012年5月1日）

	学校名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	学級数
大東町	大東小学校	38	43	43	32	38	51	245	11
	西小学校	20	25	33	31	31	23	163	8
	佐世小学校	12	13	16	21	16	12	90	6
	阿用小学校	13	7	10	6	14	10	60	6
	久野小学校	0	3	5	3	3	2	16	3
	海潮小学校	8	18	12	10	21	18	87	7
加茂町	加茂小学校	57	61	65	50	76	54	363	16
木次町	木次小学校	26	15	28	35	34	32	170	9
	斐伊小学校	21	19	20	27	18	22	127	6
	寺領小学校	10	14	11	9	12	12	68	7
	西日登小学校	8	11	7	7	11	9	53	5
	温泉小学校	1	3	1	3	2	2	12	3
	三刀屋町	三刀屋小学校	35	42	53	43	61	47	281
	飯石小学校	4	2	5	6	6	4	27	3
	鍋山小学校	6	12	9	8	12	11	58	6
	中野小学校	4	1	4	3	2	2	16	3
	吉田町	吉田小学校	9	5	1	6	5	6	32
	田井小学校	6	6	4	4	9	5	34	4
掛合町	掛合小学校	25	19	27	22	29	27	149	7
	計	303	319	354	326	400	349	2051	128

出典：雲南市次世代育成支援行動計画より筆者作成（提供年月日は注）

表 2-23 中学校の生徒数（2012年5月1日）

	中学校名	1年	2年	3年	計	学級数
大東町	大東中学校	96	95	113	304	11
	海潮中学校	18	18	13	49	4
加茂町	加茂中学校	65	66	57	188	9
木次町	木次中学校	83	90	89	262	13
三刀屋町	三刀屋中学校	60	81	79	220	8
吉田町	吉田中学校	10	12	19	41	4
掛合町	掛合中学校	34	32	21	87	4
	計	366	394	391	1151	53

出典：雲南市次世代育成支援行動計画より筆者（提供年月日は注）

しかし、このように少子化が進んでいる中で、就学前児童数も減少している中で、保育所入所児童数は毎年増加している。保育所の入所児童数を見る。

保育所では、大東町、加茂町、木次町、三刀屋町での入所児童数が増加していることが解る。

大東町のかもめ保育所は2013年4月から委託方式になる。地域の方がNPOを立ち上げた。加茂町の加茂保育所は幼稚園である。木次町の木次保育所は木次幼稚園の入園児の減少により、50m離れて幼稚園の施設が存在するがこども園になる。木次地域の人々に雲南市からの説明では、「他の市でも200m離れた施設でもこども園としてやっているから、50mならできる」ということであった。三刀屋保育所も2013年4月より委託方式になる。雲南の社会福祉協議会がすることになった。吉田町の吉田保育所も田井保育所も入所児童数が減少しているので、統廃合になる可能性が大きくなっている。掛合町では少しずつ入園児の減少傾向にある。この掛合保育所も市町村合併前に統廃合された保育所で、広範囲の児童の保育になっている。そして、2013年4月から委託方式になる。委託先は現在公募している。

表 3-24 公立・私立保育所入所児童数（4月1日）

		保育所名	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
公立	大東町	大東保育園	103	105	120	113	114	122	132
		かもめ保育園	80	70	88	91	90	91	94
	加茂町	加茂保育所	125	131	146	146	145	143	148
	木次町	木次保育所	37	37	40	45	47	42	65
		斐伊保育所	49	49	51	53	54	61	77
	三刀屋町	三刀屋保育所	92	99	102	100	105	119	123
	吉田町	吉田保育所	21	22	14	18	24	20	23
		田井保育所	27	22	20	19	14	15	12
	掛合町	掛合保育所	107	94	111	122	116	109	97
	私立	大東町	あおぞら保育所	84	82	88	99	95	96
加茂町		たちばら保育所		22	23	20	22	31	35
木次町		四ッ葉学園保育所	68	88	102	107	116	112	108
		計	793	821	905	933	942	961	1006

出典：雲南市次世代育成支援行動計画より筆者作成(提供年月日は注)

雲南市では、少子化は進んでいるが、保育所への入所児童は増加していることがいえた。これは全国の傾向と同じである。雲南市では市町村合併前に、合併特例債で3か所の保育所を増設してきた。しかし、現在は予算もなく新設や増設は難しく、定員の増員で待機児童を解消しているのが現状である。また、幼稚園、こども園、委託方式にと変わりつつあ

る。

政府では、2001年7月「待機児童ゼロ作戦」が行われた。小泉純一郎首長は参議院選挙向けスローガンとして、「待機児童ゼロ」政策を打ち出した。2002年度から3か年で15万人分の保育所の受け入れ枠拡大を図る施策である。しかし、2000年から2005年の5年間を比較すると公立保育所は減少しているのに、児童数は増加している。つまり、私立保育所の増加と児童の過剰入所が行われたのである。これも、全国の対応と同じで、定員を拡大することで、待機児童を解消させてきたのである。この雲南市でも、定員を拡大して待機児童を解消してきた。

全国の保育所数をみると、2006年22,720、2007年22,838、2008年22,898と増加したが、2009年22,250、2010年21,681と減少した。2011年21,751と少し増加しているが、2006年の保育所数よりも100近く少ないことがいえる。政府は待機児童解消と保育所増設と声を上げてきたが、現実には公立保育所の廃園、統廃合、民営化を進めてきた。

人口減少地域や過疎地域の中では、全国的にも民営保育所は少ないのが現状である。その中で、雲南市の民営の保育所が、地域と密着しながら地域の子どもたちのために長年努力されてきた保育所がある。この雲南市の山村の中で、民営の保育所がどのように創設され運営されているか、これからの新制度についての問題点を聞くことで、今後の保育を考えてみる。

雲南市には、大東町のあおぞら保育園、加茂町の四ッ葉学園保育所、木次町のたちばら保育所という民間の保育所が3園ある。その中の2園の現地調査を行った。

①あおぞら保育園

森山理事長と園長夫妻は、都会で保育所に勤務していたが、実父の病気から大東町の実家に移り住むことになった。理事長は帰郷後、近隣の保育所に勤務していた。園長は義父の看病の中、子どものための保育所を模索していた。そして、二人で1977年11月「あおぞら保育園」を創設した。当時公立の保育所が2園存在して、定員90人のうち半数の児童数しかなかった状態のため、創設には反対者が多かった。保育所の創設には、当時2km以内には保育所を作ることができなかったこともあり労働組合や議会の反対もあった。しかし、二人は公立保育所の保育時間では、都合の悪い保護者、障害のある児童の受け入れがなく困っていた保護者、緊急時に子どもを預かってくれる場のない地域の状況を把握していた。また、距離の問題も2kmを少し越えていることが解り創設に踏み切った。開園すると70人の入所数があったという。

1990年3月社会福祉法人あおぞら福祉会を設立し、同年4月認可保育所となる。定員は認可後に90人と決定された。現在110人の入所がある。この大東町では女性の育児休暇明けの再就職希望が高く待機児童が多い。しかし、雲南市は公立保育所を新設するには予

算がないので、公設の公立幼稚園の廃園施設を利用してあおぞら保育所の分園を希望しているという。また、産休明けの途中入所は全国の保育所でも保育士の確保が難しいのが現状である。そのため、このあおぞら保育所では、当面一時預かりで対応している状況であるという。

人口減少地域や過疎地域では、全国的に「保育に欠ける」という要件が緩和されてきた傾向が強い。しかし、今回の新制度では、「保育の必要な」という要件に当てはまらない児童の入所は難しいことになる。人口減少地域や過疎地域では公立の幼稚園の存続はない地域が多く、全ての児童が保育所に「農業従事者」などという保護者の状況にして、児童を入所させてきたのが通例である。地域の子どもは全て保育所で就学前教育を受けてきた。しかし、この通例も新制度では入所が難しくなることが予想された。特に、このあおぞら保育所では、障害を持つ子どもたちの保育を支援してきたので、保護者にとって大きな困難になるのではないかと心配している。



写真 2-23 あおぞら保育園の
保育室

(2013年3月18日筆者撮影)



写真 2-24 子育て支援の看板

母子家庭や障がい児の支援に力を注ぐ



写真 2-25 高齢者グループホーム
(2013年3月18日筆者撮影)



写真 2-26 子育て支援サロン

保育内容は産休明けから生後 43 日から預かっている。開園時間も 7 時から 19 時 30 分まで保育時間も長くしている。しかし、9 時以前と 17 時以降は混合保育である。障害児保育、一時保育、学童保育、延長保育、地域活動と特別保育事業等と幅広い保育事業を行い、地域の保護者に合った保育に貢献している保育所である。また、あおぞら福祉会では、地域の声に耳を傾け、高齢者デイサービスセンター、高齢者グループホーム、子育て支援センターの委託事業、精神障害者グループホーム、子育てサロンを開設している。

②たちばら保育園

内田園長はこの地に養女として移住し、祖父母の看病と 2 人（現在 5 人）の子どもの育児の中、保育士という資格から近所の子どもを預かることになった。当時、給食担当も近所から申出もあり、地域からの希望の中小さな保育所を開設した。定員は 20 人であったが雲南市の希望より 2011 年より 30 人とした。3 歳児以下の保育所で現在ゼロ歳児 9 人、1 歳児 7 人、2 歳児 17 人、3 歳児 4 人の 37 人の入所児童がある。特にゼロ歳児の保護者は、大規模な保育所よりも小規模な保育所を希望しているという。保育士との密なかかわりの中で、仕事を続けながら子育てをしていきたいという保護者が多い。核家族が多くなり、昔のように姉や兄の子どもをおんぶしたり、遊んだりすることがなくなった。また、近所のおばさんたちに育児を手伝ってもらってもなくなった。そのため、子育ての仕方が解らない保護者が多い。現代の保護者にとって自分の子どもの様子を相談できるのは保育士だけである場合が多い。保育士との会話は育児相談以外にも話の相手にもなり、保護者にとって大切な時間なのである。

通勤途中の保育所ということで、広域から子どもを預けに来ている。これも全国的な傾向で、子どもの行く小学校区の保育所ではなく、母親の通勤途中の保育所を選択することが増えてきた。その上、家にいる時間よりこの保育所にいる時間が長い児童が多いという。朝だけ父親に送ってもらう児童もあるということを知り、やっと男女共同参画社会の時代が少し広がりつつあることを筆者は実感した。

この地域でも、高齢者施設を立ち上げてはくれないかと内田園長は言われているという。

2-5-3 島根県のまとめ

島根県の雲南市における保育所を調査した。私立保育所 3 園のうち、2 園に訪問した。新制度が施行されると、今まで以上に公立保育所や公立幼稚園の廃園や統廃合が進むことになる。また、委託方式や指定管理方式が進むことになる。1999 年度に国の少子化対策臨時特例交付金制度が創設されたことを受けて、施設整備が行われてきた。そして、その運営は、地方自治体ではなく、社会福祉法人に公設民営方式がとられてきた。その上、2003 年 3 月からは、地方自治法 244 条 2 第 3 項が改正され、「管理委託制度」から「指定管理制

度」に変更になった。社会福祉法人以外の法人についても認可保育所を設置できることになった。つまり、株式会社、有限会社、財団法人、NPO 等が、保育所を運営できることになった。

過疎地域では、公設民営方式をとらなければ地域に保育の場を残すことができないのであろうか。日本中過疎化が広まっているのである。他県でのことではない。



写真 2-27 たちばら保育所の園庭
(2013年3月18日筆者撮影)



写真 2-28 保育室で園児が自由に遊ぶ

2-6 大阪府の保育状況（2016年～2017年）

2-6-1 大阪府の背景について

大阪府の人口は東京都、神奈川県に続く全国3位の8,837,812人である。しかし、面積は46位1905.14㎢と狭い。人口密度は東京に次ぐ2位の4638.93人/㎢である。また、認定こども園が進む地域である。2012年26園、2013年35園、2014年51園であったが、2015年287園と兵庫県を抜いて1位となった。2016年には376園、2017年には505園となる。幼保連携型は434園、幼稚園型64園、保育所型7園となった。都市の保育状況を把握するうえで大阪府は重要な地域と考え、2016年から調査を行なった。



2-6-2 大阪府泉佐野市の保育状況について（2016年～2017年）

泉佐野市は人口101,221人で、出生数は人口の0.78%の754人、就学前児童数は4.7%の4,778人である。認定児童数は2,506人である。幼稚園児の標準4時間の1号認定は認定児童数の10.7%の270人である。3歳以上の保育所児は57.3%の1,436人である。2号認定の短時間保育の8時間は346人、長時間保育の11時間は53.4%の1,090人である。3歳未満の保育所児は31.9%の800人である。3号認定の短時間保育の8時間9.0%の226人、長時間保育の11時間は22.9%の574人である。

就学前児童施設は22園で私立幼稚園2、私立保育所6、私立幼保連携型認定こども園8、公立幼稚園3と公立保育所3を合わせたこども園3である。このこども園は10園を統廃

合した施設で、政府が進める 2016 年からの幼保連携型認定こども園ではなく、市独自のこども園である。北部は特に高齢化が早く、幼稚園だけでなく保育所も定員割れが進む地域である。

泉佐野市は 2011 年 9 月「こども園」計画を打ち出した。公立保育所 5 の老朽化と公立幼稚園の空きの問題があった。また、財政健全化団体の指定を受け、公的施設の効率的な運営をめざし「こども園」を進めることになったのである。2011 年 10 月、こども部部長・課長・課長代理・主幹・各公立園の所属長による「こども園検討会議」を発足した。2012 年 6 月泉佐野市こども園構想についてのパブリックコメントが実施され、市民の声が出された。

2012 年 10 月広報にて統廃合が発表された。中部地域こども園は 2014 年「さくら幼稚園」「泉佐野保育所」「羽倉崎保育所」の 3 園を統合することになった。「羽倉崎保育所」は 2014 年 3 月閉所し、「さくら幼稚園」と「泉佐野保育所」の場所をこども園とする。北部地域こども園は、2015 年 4 月「のぞみ幼稚園」「わかば保育所」「佐野台保育所」を統合し、「のぞみ幼稚園」に新たに一定の敷地を確保し保育所部門を増築した。2015 年 3 月「わかば保育所」「佐野台保育所」は閉所した。南部地域こども園は、2015 年 4 月「はるか幼稚園」「長南保育所」「みどり保育所」を統合し、「はるか幼稚園」に新たに一定の敷地を確保し保育所部門を増築した。2015 年 3 月「長南保育所」「みどり保育所」は閉所した。2015 年 3 月「つばさ幼稚園」を閉園し子育て支援関連施設として活用とされた。

2012 年 11 月「施策検討委員会」「カリキュラム検討委員会」が立ち上げられた。2013 年保育所職員と幼稚園職員の「こども園会議」で検討する運びになる。2014 年「さくらこども園」、2015 年「はるかこども園」「のぞみこども園」が開園したのである。

泉佐野市は市独自型認定こども園として運営は市である。泉佐野市立こども園保育理念は、「子どもが健康で、安全、安心した生活ができる環境を用意し、人とのかかわりの中で年齢ごとの必要な力の保障をし、自己を充分発揮しながら育っていくよう保育することを目的とする。職員は保育の学習、資質向上に努力し、家庭や地域との連携を図り、すこやかな成長と豊かな人間性を持った子どもを育てる保育をする」とした。しかし、この大きな統廃合は地域から保育の場を遠ざけたといえる。

こども園に移行する前の 2013 年度を見る。教育総務課による市立幼稚園募集は 4 歳児 5 歳児のみである。この地域は 2 年保育が基本である。「さくら」「はるか」「のぞみ」は、4 歳児 90 人、5 歳児 105 人の 195 人の施設であった。「つばさ」は 4 歳児 60 人 5 歳児 70 人の 130 人の施設であった。

2013 年度子育て支援課による保育所による市立保育所の募集は、0 歳児から 5 歳の施設「泉佐野保育所」90 人、「佐野台保育所」90 人、「長南保育所」90 人、「杉の子保育園」120 人、「ひねの保育園」170 人、「こだま保育園」90 人、「泉ヶ丘保育園」90 人、「泉佐野ルー

テル保育園」90人、「中央保育園」90人、「なかよし保育園」200人、「ひかり保育園」80人、「清和保育園」150人、「上之郷保育園」120人、「泉佐野すえひろ保育園」120人、「鶴原保育園」90人、「下瓦屋保育園」60人、「あおい保育園」200人であった。1歳児から5歳児は、「羽倉崎保育所」60人、「みどり保育所」60人、「わかば保育所」90人であった。

2016年4月に市内の公立幼稚園4と公立保育所6の10施設を「こども園」3に統合したのである。2015年4月、公立幼稚園は小学校区に1か所、13園あったが公立こども園3に統合された。3こども園の定員は、どの施設も短時間は4歳児55人、5歳児60人と115人である。

統廃合によりバス送迎になる。バス片道時間は過去に幼稚園12が4に統廃合されるときに、バス送迎が開始された。その当時、幼稚園長の意見で30分以内となった。こども園においても30分以内の方針を取ることに決定された。また、受付員が小学校で配置されている事により、こども園でも受付員が臨職配置された。

①泉佐野市立さくらこども園

泉佐野市立さくらこども園は、2014年既存の幼稚園園舎と背を向けて保育所園舎を別施設で建設した。統合して定員は保育所149人、幼稚園81人で総数は230人となり大規模になった。生活時間の違いと保育時間の違いは保育内容に大きく関わるので別々の施設となった。必要に応じて幼稚園児と保育所児の交流をするという方針が取られた。

幼稚園は8時30分から14時まで、長期休暇有、預かり保育は18時までである。保育所は8時45分から17時15分までが基本保育時間である。こども園になり施設内給食になる。幼稚園児のみバス送迎となる。バス会社と契約しバス3台で送迎している。幼稚園児55人が利用し、月3,500円別料金となる。

さくら棟には4歳児幼稚園2クラス各20人（障がい児4人含）、保育所2クラス各18人（障がい児8人含）、5歳児幼稚園2クラス20人・21人（障がい児6人含）、保育所2クラス各21人（障がい児10人含）である。

いずみ棟には0歳児5人、1歳児15人、2歳児2クラス各12人、3歳児2クラス各14人（障がい児7人含）である。3歳児の幼稚園1号はない。障がい児が増加したのは、公立保育所が廃園になりこども園3園に集中したためである。

幼稚園と保育所は棟も別々、クラスも別々である。生活時間や基本が違うため、保育内容もカリキュラムも別々という方針が取られたのである。2014年の1年目に行事を幼稚園と保育所を合同で開催したら問題や苦情が多く、2015年から別々の開催に変更した。発表会は1号、2号、3号と3回に、卒園式も2回、宿泊保育も幼保別々である。しかし、5歳児のお泊会は保育所と合同にして合同時間を作るようにした。

運動会は2014年の1年目は隣接小学校の校庭で開催したが「待ち時間が多い」「出番少

ない」「子ども 1 人 1 人が見られない」などのクレームが保護者から出されたため、2015 年から 2 回に分けて開催することにした。職員からは全園児の合同運動会の願いがあったが、2015 年は 5 歳児だけで 100 人近くになった事もあり、物理的に人数が多すぎて無理と判断した。

1 番の利点は幼稚園が施設内給食になった事である。園庭が広がった事、保育所の鶏や兎等に触れられるようになった事である。

幼稚園の保護者は、参加型の行事を多く希望している。保育所の保護者は仕事の都合があって行事に参加するのは難しく、保育所に任せて仕事を希望している保護者が多い。幼稚園保護者は PTA で平日に集まり、保育所保護者は父母の会で土曜日に集まりと別々である。

バス通園になり、顔を合わせられない保護者には 14 時に帰るのでその日にはノートが書けないので後日渡す。トラブルや怪我の連絡は電話で伝える。兄弟で園舎が別れているのは保護者には送迎に時間がかかり負担になる。また、18 時 30 分を越えると延長保育料がかかる。

4 歳児は 30 対 1、5 歳児は 35 対 1 の幼稚園教諭の配置である。給料も勤務時間も今までと同じで、超勤無、時差勤務無で保育士とは別である。夕方の会議は、幼稚園教諭は残業にならない。宿泊保育の深夜勤務も超勤ならず 2 日の振替休日になるが実際は消化しにくいという。

さくら棟の職員室に園長 1 人、代理 1 人、養護教諭 1 人、事務講師 1 人、フリー保育士 1 人、事務パート 1 人である。担任幼稚園教諭は、正規 4 人、講師 1 人、保育士正規 5 人、介助員 3 人、障害児臨職 4 人である。

保育所は 8 時 45 分から 17 時 15 分まで基本、保育士は、超勤有、時差勤務有で幼稚園教諭と別である。いずみ棟の職員室には、副園長 1 人、代理 1 人、栄養士 1 人、クラス応援パート 2 人である。正規 9 人、臨職 3 人、障害児臨職 2 人、看護師 1 人である。

建物が離れているため、全園児が一緒になれない、顔が見れなくなっている。運動会は一緒にしたいが、練習時間の差、夏休み期間の練習の差、体力の差が問題で難しい。施設内給食になり喜んでいたが、2017 年より委託になる。行事を幼稚園と保育所を合同で開催したら問題や苦情が多く別々の開催に変更した。

2018 年認定こども園になることにむけて、給与をどこにあわせるか、整備していく予定である。今後は長時間と短時間児の混合クラスにしていく予定であるという。

②泉佐野市立はるかこども園

泉佐野市立はるかこども園は、2015 年元々の幼稚園に保育所を 2 ヶ所統合して園舎を増築した施設で、定員は 270 人（短時間 115 人）である。屋根は別々で 1 階のみ移動可能で

ある。2階は屋根と屋根が飛び越えられる距離で危険箇所がある施設である。玄関前は市道で歩道はなく登園降園が危険である。その上、トラックが多く保護者の送迎も市道と線路で渋滞する。また、線路が保育室と隣接のため騒音が続く。園の裏にはあぜ道がない池と用水路がある。利点は、園庭は2つで広く、砂場も2つで自由に走れることである。駐車場は25台で狭い為、幼稚園児はドライブスルーで受付員に子どもを預けることができる。しかし、園児は商品ではない、保育者との意見交換が大切な時間であると考えられる。

幼稚園は北棟1階、8時30分から14時まで、預かりは16時までである。2015年は月10人であったが、2016年は預かり希望はない。保育所は北棟1階に4歳児、2階に5歳児、南棟1階に0歳児から2歳児、2階に3歳児である。7時30分から早朝保育、8時45分から基本保育開始、標準終了は16時までである。延長は19時までである。バス2台で1周30分以内である。送迎は14時2台、16時1台である。

早朝保育は7時30分から南棟から始まる。8時30分からはるか棟とみなみ棟に分かれ、9時から基本保育開始で南棟と北棟のクラスに分かれる。幼稚園児は14時終了からクラスから移動してはるか棟で預かり保育になる。延長は16時30分からは3クラスに分かれ、18時30分からは北棟の児童も南棟に移動する。大規模化で渡廊下が長く、離れているので移動にも時間がある。早朝保育、標準保育、預かり保育、延長保育など長く預けられる子どもは1日に5回から6回移動になる。

幼稚園定員は4・5歳児の120人である。保育所157人、短時間42人（2015年より1クラス減少）で199人である。0歳児6人、1歳児20人、2歳児2クラス20人、3歳児2クラス32人（障がい児6）、4歳児2クラス39人（障がい児8）、5歳児2クラス（障がい児15）。幼稚園は4歳児24人（障がい児1）、5歳児18人である。

保育所は0歳児6人、1歳児20人、2歳児2クラス各10人（障がい児6人）、3歳児2クラス17人と15人（障がい児8人）、4歳児19人と20人、5歳児2クラス各20人（障がい児15人）の152人で、199人の施設である。

午睡は4歳までで、5歳児は7月8月の長期休暇中はある。発表会は幼稚園、保育所4歳以上、0歳児から3歳児と別々に3回開催する。運動会は4・5歳児、0歳児から3歳児と別々に2回開催する。また、長期休暇があるため、運動会の取組時間も内容も相違があり別々の種目になる。園庭の運動会は自分の子どもの姿が見えないと苦情が多く、くじ引きで席を決定することに変更した。人数が多くなり駐車場問題もあり、全員ではできない。園外保育は週2回、3歳児4歳児合同で線路を越えて公園に行き、水路を渡り帰園するので危険である。

行事は0歳児から3歳児、4歳児と5歳児の幼稚園と保育所に分かれている。一部は0歳児から3歳児、4歳児と5歳児幼稚園、4歳児と5歳児保育所の3つに分かれる。卒園式は幼稚園と保育所は別々に行うという。

幼稚園のみの参観や祭りは認定こども園になる前からあるので続けている。日常的に生活時間が違うので別々が多い。

大規模になった事で保護者からの苦情が多く、泣いて訴える人もある。幼稚園の保護者は保育所が押し寄せてきたという感覚が大きいという。幼稚園と保育所の保護者の要望や考え方が違うので、保育の違いを保護者に理解してもらうように保育者は努力しているという。

正職 23 人、非常勤 26 人（臨時委託 11 人、パート 15 人）である。はるか棟（旧幼稚園棟）には園長（はるか幼稚園長）、主査、短時間職員勤務時間は 8 時 30 分から 17 時である。4 歳児担任 1 人、介助員 1 で 14 時まで、5 歳児担任 1 人、養護教諭 1 人（臨時委託員、長短 4・5 歳児の健康管理）、フルタイム講師 1 人（臨時委託員）、事務パート 1 人、園務員 2 人、受付・駐車場整理員 2 人（シルバー 3 人でローテーション）である。長時間勤務時間は 8 時 45 分から 17 時 15 分、早出 8 時 15 分から 16 時 45 分、遅出 9 時 30 分から 18 時である。4 歳児担任 2 人と障がい児加配 2 人、5 歳児担任 2 人と障がい児の加配 2 人、パート 13 時まで 2 人、子育て支援フリー 1 人である。正職員は職員室で休憩を取り、会議以外でも話せるように意識している。4 歳児から 5 歳児の取組やクラス交流の取組みを行っている。

みなみ棟（保育所）には、31 人の職員がいる。副園長 1 人（旧他保育所所長）、所長代理 1 人、3 歳児担任 2 人と障がい児加配 1 人である。2 歳児担任 2 人と育休臨時 1 人、病状代替えパート 16 時まで 1 人である。担任 3 人とクラス臨職 2 人、0 歳児担任 1 人とクラス臨職 1 人と看護師パート 16 時まで 0 歳児常駐 1 人で、0 歳児から 3 歳児の健康管理を含む。週休パート 2 人、週 2 日パート 1 人、用務員 3 人と非常勤 1 人とパート 1 人、総延長担当パート 5 人である。

保育士は教室に机があり職員室には机がない。毎朝に朝会を実施してその日の体制や行事の確認をする。職員が一堂になる場はないが学年会議を行っている。月案は学年会議で立てる。子どもの状況を出し合い少しずつ一緒に出来ることを増やそうとしている。

全ての職員が一堂に会することはないという。保育所・幼稚園の職員が休憩を一緒にとるようにして交流を図るようにしている。棟は違うが 4 歳児から 5 歳児の担任も来てもらい、保育所は朝会をしている。職員会議は月 1、0 歳児から 3 歳児のみなみ棟会議、4 歳児から 5 歳児のさくら棟会議、クラス会議、学年会議を行っている。職員同士もお互いの保育がわからないので、少しずつ理解している場を作るようにしている。こども園になるまで研修をしていたが、こども園になってからもそれぞれの違いを理解するように体得しているが難しいという。

規模が大きくなり、ケアが充分できない。25 人のクラスなら充分できるのではないか。障がい児も多く、加配が多いが専門員が欲しいという声が多い。

2018年に認定こども園になると保育時間や長期休暇等が変化することもあるので、それぞれ大事にしてきたことをこれからも大事にしたいので、全部を一緒にできないという。

みなみ棟からさくら棟は見えないので、乳児が5歳児を見て憧れの気持ちを持つことはできない。異年齢児との交流は成長に大切な時間であるが、交流することは施設的に難しい環境である。私立も障がい児を受け入れしているが、重い障がい児は公立に来るので多くなっている。

玄関前は市道で歩道は無い、トラックが多く保護者の送迎も市道と線路で渋滞する。線路が保育室と隣接のため騒音がひどい。園の裏にはあぜ道のない池と用水路があり場所には問題が多い。屋根と屋根が飛び越えられる距離で策を取り付けたが危険箇所がある。

園児は早朝保育から始まり、延長保育まで、1日に5回から6回移動になることも多く、落ち着かない環境である。



写真 2-29 はるかこども園
市道路と線路に隣接



写真 2-30 保育室は線路に隣接
騒音もある



写真 2-31 右の幼稚園と新築した保育所の2階の隙間
園児が飛び越えていけそうな隙間（2016年7月15日筆者撮影）

③ 泉佐野市立のぞみこども園

幼稚園1と保育所2がのぞみこども園になる。定員153人、在籍166人である。幼稚園は9時から14時まで。保育所は7時30分から19時までである。

0歳児 6人、1歳児 2クラス 20人、2歳児 18人、3歳児 23人（障がい児 3人）、4歳児 短時間 22人（障がい児 4人）と長時間 23人（障がい児 4人）、5歳児 短時間 23人（障がい児 5人）と長時間 2クラス 31人（障がい児 10人）である。

幼稚園は4歳児と5歳児の早朝は7時30分から、8時30分登園、9時から自主活動、10時からクラス活動、11時30分から昼食、12時30分から自主活動、14時降園となる。預かり保育は16時から19時までである。週1回混合ランチを取り入れ交流を図っている。部屋の前には一人一人の顔写真と名前が貼ってあり、交流がスムーズに行くように工夫している。

保育所の早朝は7時30分から登園、自主活動になる。9時30分からクラス活動、11時30分から昼食、12時30分から午睡と自主活動、14時30分からおやつ、16時降園となる。16時から19時まで延長保育、自主活動、降園となる。教育要領と保育指針を中心にしている。

2015年の運動会は幼稚園と保育所で別々であった。2016年は0歳児から3歳児と4歳児と5歳児として開催した。発表会は幼稚園と保育所と別々の日に開催した。運動会は幼稚園児と保育所児の体力に差が大きく、また長期休暇があることで練習の時間の差が大きいため合同の開催には課題が多いという。

午睡は、4歳児は長期休暇中のみで5歳児はない。園庭開放は14時から15時までである。幼稚園は預かり保育は2人のみで、保育所と混合保育をしていないので幼稚園棟で保育をするため保育者と1対1の日も多い。訪問した日も1人であった。本当に子どものための施設になっているのであろうか。1回200円である。

行事は今までの行事を残している。入園式も別々である。幼稚園は創立記念日、PTA、総会、パパの会、始業式・終業式、夏休み登園日、敬老日を別に開催している。日曜日に行事をすると月曜日休になるので、保育所の保護者からは苦情が多くなるという。

職員は49人で、正規幼稚園教諭4人、正規保育士11人である。のぞみ棟には、園長1人、養護教諭1人、事務担当2人、用務員2人が7時30分から14時まで在籍する。3歳児3人、4歳児幼稚園2人、保育所2人、5歳児幼稚園3人、保育所4人である。幼稚園教諭は超勤がつかない。振替になるが使えないという。労働時間は、幼稚園は8時30分から17時、保育士は8時45分から17時15分。労働条件が違うことが大きな壁である。また、幼稚園教諭は研修が多い。

北棟には、副園長兼所長1人、代理1人、栄養士1人、クラス応援3人である。0歳児2人と看護師1人、1歳児5人、2歳児3人と臨時1人、早延長3人、調理室3人臨と臨時2人、バス運転手1人、受付・駐車場臨時2人である。また、会議も幼稚園と保育所が別々である。

幼稚園の散歩は増加したが、保育所は細かいケアが難しくなった。幼稚園と保育所の相

違を理解する時間が保育者や保護者に必要である。2019年に認定こども園になる。保育者の労働条件も考えなければ難しい状況である。現在模索中であるという。



写真 2-32 のぞみこども園 幼稚園棟と 写真 2-33 廊下が広く遊び場になり
保育所棟は園庭を挟む 職員室も別々 緊急時にも対応できる
(2016年7月15日 筆者撮影)

2-6-3 大阪府泉大津市の保育状況について (2016年～2017年)

2016年、泉大津市の人口は75,947人で、出生数は0.85%の652人、就学前児童数は5%の3,816人である。認定児童数は2,250人で、1号認定は認定児童数の38.6%の870人である。保育所3歳以上の2号認定の標準時間11時間は32.5%の732人、短時間8時間は3.6%の82人で、36.1%の814人である。3歳未満の3号認定の標準時間11時間は22.4%の504人、短時間の8時間は2.7%の62人で、25.1%の566人である。就学前児童施設は20園で、幼保連携型認定こども園2、公立幼稚園5、公立保育所5、私立幼保一体型認定こども園6、私立保育所型認定こども園1である。

2010年教育委員会・幼稚園長1人、健康福祉部・保育所長1人の幼保一元化担当者会議を配置する。かみじょう幼稚園とかみじょう保育所の間壁を取り除き、園庭を共有にすることで交流を目指す。各公立幼稚園長と保育所長会を開催し交流園を決める。2011年職員研修交流2週間を実施する。

2012年庁内組織として、総合政策部、健康福祉部、教育部の幼保一体検討会議を行う。幼稚園教諭・保育士の給与一本化をする。市長直轄で認定こども園プロジェクトチームを健康福祉部3人と教育部3人で設置し、待機児童解消など子育て支援の充実と強化する。幼稚園教諭3人と保育士3人で教育・保育カリキュラム検討会設置した。

くすのき保育所建設に関わる説明会として、幼稚園と保育所保護者、幼稚園と保育所職員、地元を実施する。5歳児担任と幼稚園教頭と保育所長代理が研修交流を実施する。楠幼稚園内にくすのき保育所建設工事を開始する。泉大津市幼保一体化検討委員会を学識経験者、一般市民、保育・教育関係者11人で設置する。児童福祉内に幼保一体化推進グルー

ブに設置する。

泉大津市のこども園の理念は「就学前の子どもの成長と発達段階に応じた教育・保育を一体的に行い、生涯にわたる人間形成の基礎を培う。すべての子ども達にひとしく笑顔と子どものしあわせを保証する。子どもの視点に立って一人一人のすこやかな育ちを守る。子育ての大切さをみんなで認め合い子どもと子育て家庭を支援する」とし、教育・保育目標は「心身ともに健やかでたくましく人間性豊かな子どもを育てる。生き生きと主体的に活動する子ども。自分の力でやろうとする子ども。思いやりのある子ども。友達と仲よく遊べる子ども」である。

2013年かみじょう認定こども園を開設する予定とした。保護者説明、泉大津市立認定こども園基本方針を策定した。くすのき 幼稚園内に0歳児から2歳児のくすのき保育所を開設する予定とした。子ども・子育て支援事業計画策定に向けた調査を行った。泉大津市は、市立認定こども園を就学前教育・保育と位置づけた。

2014年くすのき認定こども園を開園した。幼稚園教諭と保育士のサービス統一をした。幼稚園教諭、保育士の採用を市長部局に統一した。かみじょう認定こども園の改修工事で渡り廊下を設置白した。地方版子ども子育て会議を4回開催した。

2015年幼保連携型かみじょう認定こども園開設した。市内7園の民間保育所全て幼保連携型認定こども園へ移行する予定である。えびす認定こども園基本設計として幼稚園を増改築、市立宇田保育所を統合し、2018年開園予定である。人事異動も幼稚園・保育所・認定こども園間の交流を行う。

定員は、くすのき認定こども園は253人、かみじょう認定こども園400人である。幼稚園児と保育所児の合同クラスで運営する。保育時間は、7時から19時までである。幼稚園は月曜から金曜日までで4歳児から5歳児は9時から15時までである。3歳児の1学期は13時、2学期は14時、3学期は15時になる。給食は調理委託の施設内給食である。

幼稚園・保育士の給与一体化で、サービス統一する。幼稚園・保育士、認定こども園の採用を一体化し、人事異動も一体にする。保護者会は別々で、短時間はPTA、長時間は父母の会のままである。

幼稚園は8時30分から登園、9時から12時までクラス活動、学年活動である。12時から給食、弁当の時間になる。12時30分からゆったりした時間、15時降園である。

保育所は7時随時登園、9時から12時までクラス活動、学年活動である。12時から給食になり、12時30分からゆったりした時間、午睡時間となる。15時おやつ、16時から19時まで随時降園、異年齢児活動となる。

保育料は、幼稚園は保護者の市民税額より決定される。諸費1,000円程度、給食費1食230円である。保育所は保護者の市民税額より決定される。主食費月額1,250円と副食費は保育料に含む。

④泉大津市立くすのき認定こども園

幼児クラスは元の幼稚園を利用する。地区 50 年以上のため改修で開園した。4 歳児と 5 歳児各 2 クラス、3 歳児 3 クラスである。建物の都合で全員上靴使用する。園庭は広いが元からあるプールは狭くクラス単位で使用している。3 歳児はビニールプールである。2 歳児はビニールプールを裏門の通路に置く。

0 歳児から 1 歳児はワンルーム、2 歳児は扉で仕切りしている。吹き抜けのロフトが会議室、更衣室になる。建設には、園長も加わり棚の角など丸くした。給食は外部委託である。

以前は 14 時までだったが、午睡中の友達との関わりを大事にするために幼稚園を 15 時までの保育に延長する。午睡は 2 号の 5 歳児はなく 4 歳児は秋までである。午睡後 1 号は降園、2 号はおやつになる。

定員は 0 歳児 9 人、1 歳児 15 人、2 歳児 20 人、3 歳児 69 人、4 歳児 70 人、5 歳児 70 人の 253 人である。在籍は 0 歳児 9 人、1 歳児 15 人、2 歳児 18 人、3 歳児 1 号 32 人 2 号 22 人でクラス 3、4 歳児 1 号 30 人、2 号 27 人でクラス 2、5 歳児 1 号 43 人、2 号は 26 人でクラス 2 である。

カリキュラムは認定こども園になる 2 年前から担任が出て準備を進めた。幼稚園教育要領と保育所指針を合わせて整理した。0 歳児から 2 歳児は保育所のままのカリキュラム使用している。

行事は運動会や発表会は土曜日にした。参観は平日 3 日間で保護者の都合の良い日に来てもらう。0 歳児から 2 歳児は出番が終わったら親元に帰ることもできる。3 歳以上はかけっこ、騎馬戦など楽しい競技になり昼までで終了する。

元の幼稚園でしていたお茶、お花、英語を楽しく遊ぶ目的で学校での予算で導入している。夏休みは学年ごとのクラスにしている。

この地域には公立保育所はなかった、認定こども園になり子育て支援の充実になる。1 年目は保護者の反発も多かったが、今は就労の変化にも対応できるため今は喜ばれている。

職員は 39 人で、正規 13 人である。0 歳児は 3 対 1、1 歳児 5 対 1、2 歳児 6 対 1、3 歳児以上は 20 対 1 である。0 歳児担任は 3 人、1 歳児担任 3 人、2 歳児担任 3 人と補助 1 人、3 歳児担任 3 人、4 歳児担任 2 人と補助 1 人、5 歳児担任 2 人と補助 1 人である。全体の会議はカリキュラム会、職員会議は 17 時 30 分から 2 時間から 3 時間である。その他は午睡中の小会議、短時間降園後リーダー会等開催している。

⑤泉大津市立かみじょう認定こども園

こども園は人と人をつなぎ、優しさの輪を広げる地域の拠点として設置された。かみじょう認定こども園は、0 歳児から小学校就学前までの子どもの成長と発達を見据えた一貫

した教育・保育を行うとともに、地域のすべての子ども家庭を支援し家庭と地域の子育ての向上を図ることを目的とした施設である。取り組みは幼保一元カリキュラムによる 0 歳児から 5 歳児の教育・保育の実施、幼稚園児と保育所児の合同保育、小学校との連携として園児と児童の交流、小学校との学びの連続性プログラム、小学校との情報の共有、地域との交流、子育て情報の収集、提供に関することである。

公立の幼稚園と保育所が並んで立っていたところの間の壁を取って 2015 年からこども園になる。給食は外部委託である。入園式は 1 号と 2 号・3 号と別々である。

長時間児は保育料から給食がある。1 号の給食は実費 1 日 230 円で、教材費 600 円、PTA 費 200 円が必要である。制服はある。乳幼児棟は構造上必要である。昨年前半は混乱したが、細かい所を確認し今後につなげる予定である。幼稚園の 4 歳児と 5 歳児は月曜日から金曜日までの 9 時から 15 時までである。

定員は 0 歳児 15 人、1 歳児 30 人、2 歳児は 36 人、3 歳児 95 人、4 歳児 112 人、5 歳児 112 人、5 歳児 112 人の 400 人である。在籍は 0 歳児 15 人、1 歳児クラス 2 で 30 人、2 歳児クラス 2 で 36 人、3 歳児クラス 3 で 1 号 29 人、2 号 30 人、4 歳児クラス 3 で 1 号 40 人、2 号 39 人、5 歳児クラス 3 で 1 号 44 人、2 号 36 人である。

カリキュラムは就学前を一つにまとめていくにあたって 1 年前から幼保で交流して決定した。運動会も移行前から一緒にして、こども同志、職員同志がずっと交流してきたのでこども園化もスムーズに進んだ。午睡は 1 歳児から 2 歳児、3 歳児から 4 歳児とも各 1 部屋にまとめて行う。

4 月に役員の顔合わせがあり混乱ない。幼稚園は P T A で会費は園が徴収する。保育所は保護者会で親の会計が徴収と別々である。

0 歳児 3 対 1、1 歳児 5 対 1、2 歳児 6 対 1、3 歳児以上は 20 対 1 である。0 歳児の担任 5 人、1 歳児の担任 5 人から 6 人、2 歳児の担任 6 人、3 歳児の担任 3 人、4 歳児の担任 3 人、5 歳児の担任は 3 人である。

1 年前から幼稚園と保育所で交流してきた。これからも幼稚園と保育所の保護者が子どもを持つ親として園に協力するという立場で幼保を一緒にしたい思いを持ち手探りで進めているところである。

2-6-4 大阪府藤井寺市の保育状況について（2016 年～2017 年）

2016 年、藤井寺市の人口は 66,362 人で、出生数は 0.8%の 541 人、就学前児童数は 4.9%の 3,289 人である。認定児童数は 1,619 人で、1 号認定は 22.9%の 371 人である。保育所 3 歳以上の 2 号認定の標準時間 11 時間は 41%の 664 人、短時間 8 時間は 2.4%の 40 人で、43.4%の 704 人である。3 号認定の標準時間は 29.5%の 478 人、短時間は 29.5%の 478 人、短時間 8 時間は 4%の 66 人で、33.6%の 544 人である。就学前児童施設は 20 園で、こども

園 1、公立幼稚園 7 + 分園 2 で、小学校 7 校に併設している。内分園 1 は休園中でバスがなくなったため、現在タクシーで無料送迎している。

公立保育所は 2009 年に 1 公募による民営化で 5 になった。私立幼稚園 1、私立保育所 5、民営化で私立幼保連携型認定こども園 1、(簡易保育施設 2) である。

2010 年幼保一元化庁内連絡会を設置する。子育て支援化、教育総務課、学校教育課で幼稚園・保育所の児童数などの基礎データの作成、課題の現状を調査した。

2011 年幼稚園・保育所のあり方を庁内検討委員会で検討した。同一小学校区内にある市立幼稚園と保育所を一体化したこども園を整備する方向性を確立する。総務部長、健康福祉部長、教育部長、教育次長、行財政管理課長及び担当、子育て支援課長及び担当、教育総務課長及び担当、学校教育課長及び担当による一体化したこども園を整備する方向性をまとめた。2012 年道明寺こども園の整備理事者決定し、こども園推進本部設置した。2013 年からこども園整備推進室設置した。副市長、教育長、施設部会、運営部会、カリキュラム部会、総務部会で具体的な検討する。

1950 年開園の道明寺幼稚園と 1963 年開園の第 2 保育所の幼保一体施設である。2015 年幼保連携型認定こども園と同様の運営形態をとるが、公立として認定を取るメリットがないので取らないで 2016 年道明寺こども園開設する。建物は一体化したが、組織は一体化していない。今から徐々に準備をする段階である。

待機児童数を見る。2010 年 31 人、2011 年 17 人、2012 年 4 人、2013 年 14 人、2014 年 33 人、2015 年 9 人、2016 年 7 人である。

⑥ 藤井寺市立道明寺こども園

市独自型こども園である。道明寺幼稚園と第 2 保育所の幼保一体施設であるが、別々の保育体制である。第 1 種中高層住宅専用地域に鉄骨造地上 2 階建、塔屋 1 階である。

幼稚園は月曜から金曜日、8 時 30 分から 15 時まで、水曜日は 1 時 30 分まで。保育所は 7 時から 19 時までである。

定員は、幼稚園は 4 歳児と 5 歳児各 70 人、保育所は 0 歳児 12 人、1 歳児 20 人、2 歳児 24 人、3 歳児以上各 25 人で 131 人である。設計上は、現在の 2 年保育から 3 年保育を見込んで幼稚園各 42 人で 126 人、保育所 131 人で 237 人である。在籍は 0 歳児 11 人、1 歳児クラス 2 で 20 人、2 歳児クラス 2 で 22 人、3 歳児クラス 2 で 25 人、4 歳児クラス 2 で 52 人、5 歳児クラス 2 で 47 人、4 歳児と 5 歳児の各 1 クラスは幼稚園である。在籍は 177 人である。

5 歳児は、2016 年は幼稚園児と保育所児は子どもの負担に配慮して別クラスとした。幼稚園は 13 時 30 分までを無料で 15 時までとした。2017 年から混合クラスにする予定である。基本徒歩送迎である。保護者の送迎車は許可制。夏祭りは徒歩で開催である。

園長・第2保育所長1人、副園長・幼稚園長1人、幼稚園長代理1人、保育所長代理1人、フリー保育士1人、障害児加配3人、0歳児の担任4人、1歳児の担任4人、2歳児の担任4人、3歳児の担任2人、4歳児の担任は幼稚園教諭1人と保育士2人、5歳児の担任は幼稚園教諭2人と保育士2人である。臨職として看護師1人、事務員用務員1人、指導員1人、障害児保育補助員1人を置く。臨職は朝夕パート1人、調乳パート1人が預かり保育等を担当している。給食は業務委託による。

幼稚園と保育所の時間差、内容の違い、行事の違いが大きい。何を効果的に教育させるのが良いか模索中であるという。職員の交流もしたいがなかなかできないという。



写真 2-34 道明寺こども園幼稚園棟と 写真 2-35 組立プールで遊ぶ児
保育所棟別々 (2016年7月27日 筆者撮影)

2-6-5 大阪府のまとめ

大阪府の幼保一体化・認定こども園化における課題からみえることは、立地条件の悪い場所に統合されていることである。また、幼保別々施設が多く、クラス編成やカリキュラムも別々が多いことである。保育時間差と休暇の有無が保育内容や運動会に影響していることがいえた。幼保の保育者の相互理解、幼保の保護者間の理解、保育者の研修、規模、加配の配置など改善が必要であることもわかった。また、保育者の労働条件に相違があることも問題であった。

認定こども園の利点は、幼保の良さを活かした教育・保育ができるとしているが、幼稚園と保育所の歴史、保育者、対象児、保育時間差、保護者等に相違が多く、研修をした程度ではうまく行かない課題が多いことがわかった。大阪府は認定こども園が進んでいる都道府県であるが、模索している市町村も多かった。

2-7 本章のまとめ

三重県は、平成の大合併で市町村が大規模に合併された。そのため、保育施設の統廃合も大きく行われ、地域に保育施設がなくなった地域がある。そのため、3歳以上児ではバ

ス片道所要時間 45 分の園児も出た。保護者、主に母親の送迎負担も増した。また、働きに行けない母親も出た。施設の老朽化、耐震、コスト削減等多くの問題を抱えて保育施設の建設があった。幼稚園教諭と保育士の保育観の相違、保育時間の相違、勤務時間の相違等課題が多くみられた。

高知県は、過疎地域の為、保育施設の統廃合が大規模に行われてきた地域である。しかし、女性が働く地域であるため、これ以上の統廃合は行わないと県側の説明があった。しかし、数名の施設では、いつ廃園になるか危惧されている。指定管理制度が早くから行われてきた地域であった。

島根県は、本州の過疎地域である。少子化と高齢化で保育施設も高齢化施設も公立の存続が難しく、民間に頼っている地域である。しかし、保育施設が高齢化施設と日常的に交流を図っている地域であった。これからのまちづくりに参考になる地域であった。

大阪府は、敷地の確保が難しく、道路や線路に隣接しているような危険な場所に設置されたこども園があった。また、認定を受ける意味がないと認定でないこども園を模索している地域もあった。

このように、地域により保育施設の存続には大きな相違があり、課題もみえた。この課題を調査していくことが必要であると考えます。

1 児童福祉法の改正について（保育の実施に係る事項）2011年（平成23年）11月24日第16回基本制度ワーキングチーム資料

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/review/wg/kihon/k_16/pdf/s9.pdf（最終閲覧：2017年11月28日）

2 林野庁・都道府県別森林率・人工林率 -農林水産省

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/genkyou/h24/index.html>.（最終閲覧：2017年11月3日）

3 過疎地域 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm.（最終閲覧：2017年11月3日）

4 松阪市 <http://www.city.matsusaka.mie.jp/>（最終閲覧：2017年11月3日）

5 伊勢市 <http://www.city.ise.mie.jp/>（最終閲覧：2017年11月3日）

6 幼保一体化 文部科学省

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/_icsFiles/afieldfile/2011/03/23/1303354_4.pdf（最終閲覧：2017年11月3日）

7 認定こども園 内閣府 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/>（最終閲覧：2017年11月3日）

8 三重県 <http://www.pref.mie.lg.jp/>（最終閲覧：2017年11月3日）

9 安藤節子「秋田県における幼稚園と保育所の関係について」『聖徳学園短期大学研究紀要』(36) 35-45 2006

10 西川ひろ子「広島県における認定こども園の設置動機・教職員及び日保護者の意識の変化と課題」『安田女子大学紀要』(41) 227-235 2013

11 徳広圭子・田中まさ子「岐阜県における幼保一体施設の現状と課題」『岐阜聖徳学園大

学短期大学部紀要』(43) 149-160 2011

¹² 南泰代「三重県津市における保育所の実状から一少子化対策の中でなぜ保育所の統廃合なのか」『三重大学大学院人文社会科学部研究科 三重の文化と社会』62-105 2009

¹³ 朝日新聞 (2011. 11. 23)「伊勢市が統廃合」朝刊三重県版

¹⁴ 坪井敏純「他園児との交流をすすめるための配慮について」日本保育学会研究論文集 54 188-189 2001

¹⁵ 森上史郎『保育原理』第2版 ミネルヴァ書房 73 2001

¹⁶ 郷地二三子 (『地域に根差した保育所』中央法規出版 150-157 1995

¹⁷ 富田勤・勝木あゆみら「小学生における通学時間と疲労及び生活行動要因との関連に関する研究」『北海道教育大学紀要』49(1) 65-77 1998

¹⁸ 總見陽介・原山翼ら「園児の通園路環境における興味対象と属性の関係ー園児の通園路環境における教育的意義に関する研究その2」日本建築学会大会学術講演梗概集(九州) 2007. 8

¹⁹ 原口順子「バス送迎の諸問題(園長室の窓から)」『幼児の教育』日本幼稚園協会 83 (12) 16-19 1984. 12

²⁰ 「森の幼稚園」については横井一之 山本理人 西英子等多くの研究者の論文が多い

〈謝辞〉

ヒヤリングに応じて頂いた方々に御礼申し上げます。(敬称省略)

鈴鹿短期大学川又俊則教授 (2010 10/26) 山中光茂松阪市長 (2011 2/5) 前葉泰幸津市長 (2012 1/14) 堂本暁子 (2011 11/19)、津市健康福祉部こども家庭課保育担当主幹 (2009 6/5 6/26 7/10 8/4 8/21 9/1) 津市こども支援室子ども課職員 (2009 9/1 11/19 2010 11/4) 津市政策課職員 (2009 9/1) 津市教育委員会職員 (7/10) 津市教育委員会事務局白山事務所長 (2009 10/15) 白山事務所職員 (2009 9/7 9/10 10/4 10/5 10/15 10/16 10/27 11/19 11/24) 白山教育委員会職員 (2009 10/27 11/19 11/24) 松阪市福祉事務所こども未来課課長補佐兼保育所課長事務取扱 (2009 9/2 9/28 9/30) 松阪市こども未来課職員 (2009 9/28 9/30 10/2 2010 7/27 7/30 8/6 8/10 9/10 10/3) 松阪市教育委員会職員 (2009 9/28 10/2) 松阪市男女共同参画室長 (2009 9/2 2010 7/27 9/10 11/4 12/1 12/13) 津市立白山保育所長 (2009 8/21 10/2) 津市立白山保育園主任 (2009 8/21 10/2) 津市立白山保育園職員 (2009 8/21 10/2) 津市立八知保育園長 (2009 8/21) 太郎保育園長 (2009 8/21) 日生保育園長 (2009 9/10) 鈴鹿市社会福祉法人いそやま保育所長 (2009 9/26 9/27 10/28) 松阪市教育委員会 (2010 7/28) 松阪市教育委員会事務局三雲事務所主査 (2010 7/28 7/30 8/2 8/3 11/29) 松阪市三雲地域振興局地域住民課課長 (2010 7/30) 松阪市飯高地域振興局地域住民課課長 (2010 8/17) 松阪市飯高地 (2010 8/4 8/9) 松阪市立三雲北保育所長 (2010 8/4 8/9) いなべ市福祉部こども家庭課主任 (2010 8/4 8/9) 松阪市立かはだ保育園長 (2010 8/17) 松阪市飯高町旧宮前自治会長 (2010 8/17) 松阪市立やまなみ保育園長 (2010 8/17) 松阪市立やまなみ保育園内子育て支援センターやまっこ園長 (2010 8/17) 中部電力職員 2名 (2010 8/19) 松阪市夕刊三重新聞社 (2010 10/4) 松阪市三雲地域振興局人口課職員 (2010 11/4) 松阪市教育委員会事務局三雲事務所職員 (2010 11/4) 三重県労務局職員 (2010 12/6) 三重県生活文化部雇用支援室職員 (2010 12/6) 三重県健康福祉部こども局こども家庭室保育サービスグループ主幹 (2010 9/7 12/6) 三重県健康福祉部こども局こども家庭室保育サービスグループ主事 (2010 9/7) 伊勢市環境生活部市民交流課男女共同

参画係長(2010 12/2) 伊勢市健康福祉部こども課課長(2010 12/2) 伊勢市健康福祉部こども課保育係係長(2010 12/2) 伊勢市選挙事務局職員(2010 12/2) 松阪市立三雲幼稚園長(2010 8/3 8/5 8/5 12/5 12/7) 松阪市南保育所内子育て支援センターげんきっこ所長(2010 12/8) 松阪市南保育所内子育て支援センターげんきっこ職員2名(2010 12/8) 三重の女性史研究会(2010 10/4 11/13) 三重県統計課職員(2011 11/24) 三重県教育委員会(2011 12/8) 松阪市幼稚園教諭 松阪市保育士 松阪市非常勤保育士 松阪市中小学校区保護者 松阪市勤労青少年ホーム講義受講生 伊勢市四郷地区保護者の方々 あさま保育所 保護者の方々(2010 12/2) しごうこども園(2010 12/2 2012 1/9) しごう幼稚園(2012/1/9) 修道こども園 施設長 園長 幼稚園教諭 保育士 臨時保育士 皇學館大学アルバイト 保護者役員 幼稚園保護者 保育所保護者(2012 1/9 2015 6/4 6/13 2016 6/14 2017 5/8) 暁の星こども園(2015 6/4 2017 5/8) 高知県庁幼保支援課長(2013 2/27) 四万十町役場(2013 2/27) 四万十市役所行政担当者(2013 3/1) 四万十町ひかり保育所園長(2013 2/27) 窪川児童福祉協会会長(2013 2/27) 窪川子育て支援センター(2013 2/27) 四万十市立川登保育所園長(2013 3/1) 四万十市立利岡保育所園長(2013 3/1) 島根県雲南市役所行政担当者(2013 3/18) あおぞら保育所施設長 園長 保育者(2013 3/18) たちばら保育所園長、保育者(2013 3/18) 高齢者施設(2013 3/18) 子育て支援センター(2013 3/18) 大阪府泉佐野市行政担当者(2016 7/15) 泉佐野市立さくらこども園園長 副園長 保育者(2016 7/15) 泉佐野市立はるかこども園園長 副園長 保育者(2016 7/15) 泉佐野市立のぞみこども園園長 副園長 保育者(2016 7/15) 大阪府泉大津市行政担当者(2016 7/11) 泉大津市立くすのき認定こども園園長 副園長 保育者(2016 7/11) 泉大津市立かみじょう認定こども園園長 副園長 保育者(2016 7/11) 大阪府藤井寺市行政担当者(2016 7/27) 藤井寺市立道明寺こども園園長 副園長 保育者(2016 7/27)

第 3 章

全国認定こども園の外的状況

- 3-1 本章の目的
- 3-2 調査の概要
- 3-3 非過疎地位と過疎地域、公立・私立、4 類型の相違
- 3-4 本章のまとめ

第3章 全国認定こども園の外的状況

一 非過疎地域と過疎地域、公立・私立、4類型の相違 一

3-1 本章の目的

認定こども園は、急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化に伴い、保護者や地域の多様化するニーズに応えるために2006年10月から創設された。認定こども園とは教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設である。①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能）②地域における子育て支援を行う機能（子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動、親子の集いの場の提供などを行う機能）を備える施設である。以上の機能を備え認定基準を満たす施設は都道府県等から認定を受けることが出来ることになった。

また、認定こども園の普及促進により⑦保護者の就労の有無にかかわらず施設の利用が可能⑧適切な規模の子どもの集団を保ち子どもの育ちの場を確保⑨既存の幼稚園の活用により待機児童が解消⑩育児不安の大きい専業主婦家庭への支援を含む地域子育て支援が充実などの効果が期待されている¹。

2006年創設後2007年105園、2008年229園、2009年358園、2010年532園、2011年762園、2011年762園、2012年909園、2013年1099園となったが政府の目標である2000園にはなかなか届かなかった。

本研究は2013年10月時点の1110園の全国の認定こども園を調査した結果を報告する。その結果を類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型）、公立・私立に加え非過疎地域・過疎地域を加えることで全国的な状況がさらに明らかになると考える。

3-2 研究の概要

3-2-1 研究の方法について

(1) 研究の方法について

2013年10月全国の認定こども園1110園にアンケート調査を行った。認定こども園に直接郵送によって実施した。また、11月中旬都道府県の認定こども園係に尽力をメールと電話にてお願いした。各園にはホームページから再度協力をお願いした。ホームページでのサイドのお願いができない各園には11月下旬再度郵送による協力のお願いをした。回答の不備が存在した30余の園については、再度アンケートをお願いした。12月下旬39.4%の438園回収、有効回収率38.7%の430園である。幼保連携型248園、幼稚園型100園、保育所型77園、地方裁量型6園である²。

(2) アンケートの内容について

主な質問は選択と一部記入で実態を調査した。地域、類型、設置主体、運営主体等である。分析は相関関係、X² 検定を行い、非過疎地域・過疎地域、公立・私立、4 類型の割合でクラス分析を行った。

アンケートは地域、類型、設置主体、運営主体、敷地・施設、経緯、保育料、クラス編成、給食、移行理由は選択とした。定員、バス片道所要時間は記述とした。

表 3-1 アンケート内容

質問				
地域	非過疎地域	過疎地域		
類型	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
設置主体	自治体	社会福祉法人	学校法人	NPO等
運営主体	自治体	社会福祉法人	学校法人	NPO等
敷地・施設	幼保同一施設	同敷地別施設	別敷地別施設	
経緯	新設	既存幼稚園＋保育所	既存保育所＋幼稚園	
バス片道時間	分			
保育料	公立準拠	独自設定		
クラス編成	終日合同	午前合同	午後合同	終日別々
給食	施設内給食	センター搬入	業者搬入	個人搬入
移行理由	幼保の良さ	一貫した教育	地域の子どもが一緒	親の就労の有無
利点	幼保の良さ	一貫した教育	地域の子どもが一緒	親の就労の有無
課題	幼保の監理	幼保の保護者難しい	午前に教育集中	定員増加で難しい

(3) 非過疎地域・過疎地域の区分について

本章での過疎地域は過疎地域自立促進特別地区別措置法（平成 12 年 3 月 31 日法律第 15 号）による。非過疎地域は、過疎地域以外のことである。過疎地域に設置されているかどうかで回答を頂いた。430 園中、非過疎地域は 80.9%の 348 園、過疎地域 19.0%の 82 園である。

3-3 非過疎地域と過疎地域、公立・私立、4 類型の相違

公立が 214 園中 54.2%の 116 園、私立が 896 園中 35.0%の 314 園である。公立は 5 割以上の回収があったが私立は 3 割強であった。結果を非過疎地域と過疎地域、公立・私立、4 類型で明らかにする。

3-3-1 4 類型と設置主体について

(1) 4 類型について

2013 年 4 月 1 日時点の全国認定こども園は、幼保連携型は 54.1%の 595 園、幼稚園型は 28.7%の 31 園、保育所型は 14.1%の 155 園、地方裁量型は 3.0%の 33 園である。調査結果の 430 園の幼保連携型は 57.4%の 247 園、次に幼稚園型は 23.2%の 100 園、保育所型は 17.9%の 77 園、地方裁量型は 1.3%の 6 園である。類型による調査対象との差はないと考える。

2013年全国の認定こども園は、公立は20.0%の220園、私立は79.9%の879園である。調査結果の430園は、公立は26.9%の116園、私立は73.0%の314園である。公立・私立による調査対象との差はないと考える。

表 3-2 内閣府による認定こども園数の推移

年次	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
公立	55	87	122	148	181	220	252	554	703
私立	174	271	410	613	728	879	1108	2282	3298
幼保連携型	104	158	241	406	486	595	720	1931	2785
幼稚園型	76	125	180	225	272	316	411	524	682
保育所型	35	55	86	100	121	151	189	328	474
地方裁量型	14	20	25	31	30	33	40	53	60
計	229	358	532	762	909	1099	1360	2836	4001

出典：厚生労働省 HP より筆者作成³

地域別では、非過疎地域は80.9%の348園である。幼保連携型は57.7%の201園、幼稚園型は25%の87園、保育所型は15.8%の55園、地方裁量型は1.4%の5園である。過疎地域は19%の82園である。幼保連携型は56.0%の46園、幼稚園型は15.8%の13園、保育所型は26.8%の22園、地方裁量型は1.2%の1園である。非過疎地域は全体の割合とほぼ同じであるが、過疎地域では保育所型と幼稚園型が全体の割合とは逆である。地域によって類型に差があるかどうかについてX2検定を行ったところ有意差があった。過疎地域では保育所型が多いと解釈できる。

公立・私立では、公立は26.9%の116園である。幼保連携型は62.0%の72園、幼稚園型は4.3%の5園、保育所型は32.7%の38園、地方裁量型は0.8%の1園である。私立は73.0%の314園である。幼保連携型は55.7%の175園、幼稚園型は30.2%の95園、保育所型は12.4%の39園、地方裁量型は1.5%の5園である。公立・私立の両方で幼保連携型が多いが、次に公立は保育所型、私立は幼稚園型と類型に差がある。松川ら⁴の研究時点でも公立は保育所型が多く、私立は幼稚園型が多いとしている。公立・私立によって類型に差があるかどうかについてX2検定を行ったところ有意差があった。

表 3-3 4 類型

			類型				合計
			幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	
非過疎・過疎	非過疎地域	度数	201	87	55	5	348
		非過疎・過疎の%	57.8%	25.0%	15.8%	1.4%	100.0%
	過疎地域	度数	46	13	22	1	82
		非過疎・過疎の%	56.1%	15.9%	26.8%	1.2%	100.0%
合計		度数	247	100	77	6	430
		非過疎・過疎の%	57.4%	23.3%	17.9%	1.4%	100.0%

カイ二乗値6.946 有意確率0.074

(n = 430)

			類型				合計
			幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型	
公立・私立	公立	度数	72	5	38	1	116
		公立・私立の %	62.1%	4.3%	32.8%	.9%	100.0%
	私立	度数	175	95	39	5	314
		公立・私立の %	55.7%	30.3%	12.4%	1.6%	100.0%
合計	度数	247	100	77	6	430	
	公立・私立の %	57.4%	23.3%	17.9%	1.4%	100.0%	

カイ二乗値45.00 有意確率0.000

(n = 430)

(2) 設置主体・運営主体について

幼稚園及び幼稚園部門（幼稚園と以降記載）の設置主体は、自治体が24.6%の106園、福祉法人が11.1%の48園、学校法人が58.1%の250園である。保育所及び保育所部門（保育所と以降記載）の設置主体は、自治体が26.9%の116園、福祉法人が16.7%の72園、学校法人が48.6%の209園である。学校法人が幼稚園の6割弱、保育所の5割弱を占める。

幼稚園の運営主体は、自治体が26.0%の112園、福祉法人が17.2%の74園、学校法人が48.6%の209園である。保育所の運営主体は、自治体が24.1%の104園、福祉法人が11.3%の49園、学校法人が58.1%の250園である。自治体が減少した園は指定管理である。学校法人が幼稚園の5割弱、保育所の6割弱を占めるが設置主体と運営主体は若干相違がある。

表 3-4 設置主体・運営主体

設置主体	自治体	%	社会福祉法人	%	学校法人	%	その他	%	無答	%
幼稚園	106	24.6	48	11.1	250	58.1	6	1.3	20	4.6
保育所	116	26.9	72	16.7	209	48.6	7	1.6	26	4.6
運営主体	自治体	%	社会福祉法人	%	学校法人	%	その他	%	無答	%
幼稚園	112	26	74	17.2	209	48.6	9	2	26	6
保育所	104	24.1	49	11.3	250	58.1	7	1.6	27	6.2

(n = 430)

3-3-2 保育環境について

(1) 敷地・施設について

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」⁵では、「園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則」とある。

幼稚園と保育所が同一敷地にあるのが（同一施設と以降記載）が78.6%の338園、幼稚園と保育所が同敷地にあるが別々の施設が（同敷地別施設と以降記載）が12.5%の54園、幼稚園と保育所が別々の施設にあるのが（別敷地別施設と以降記載）が7.2%の31園である。

同一施設は非過疎地域では75.2%の262園、過疎地域では92.6%の76園である。過疎地域は9割以上が同一施設である。非過疎地域で同敷地別施設が14.3%の50園、別敷地別施設

設が 8.3%の 29 園と多い。別敷地別施設では共通時間が持ちにくいのではないだろうか。地域によって敷地・施設によって差があるかどうかについて X2 検定を行ったところ有意差があった。

公立では同一施設が 92.2%の 107 園と多く、私立では 73.8%の 231 園である。私立では同敷地別施設が 16.2%の 51 園、別敷地別施設が 8.6%の 27 園と多い。公立・私立によって敷地・施設にさがあるかどうかについて X2 検定を行ったところ有意差があった。同一施設は、定員 1-50 人で 92.1%の 70 園、101-200 人で 81.4%の 154 園、201-300 人で 78.2%の 79 園、301-400 人で 55.0%の 22 園、401-500 人で 42.8%の 6 園、601-700 人の施設で 0 園である。定員が多くなると同一施設の割合が低くなる。特に 301 人以上で低い。

表 3-5 敷地・施設

			敷地・施設					合計
			同一施設	同敷地別施設	敷地外別施設	保育所のみ	幼稚園のみ	
非過疎・過疎	非過疎地域	度数	262	50	29	2	5	348
		非過疎・過疎の%	75.3%	14.4%	8.3%	.6%	1.4%	100.0%
	過疎地域	度数	76	4	2	0	0	82
		非過疎・過疎の%	92.7%	4.9%	2.4%	0.0%	0.0%	100.0%
合計		度数	338	54	31	2	5	430
		非過疎・過疎の%	78.6%	12.6%	7.2%	.5%	1.2%	100.0%

カイ二乗値 12.161 有意確率 0.16 (n = 430)

			敷地・施設					合計
			同一施設	同敷地別施設	敷地外別施設	保育所のみ	幼稚園のみ	
公立・私立	公立	度数	107	3	4	2	0	116
		公立・私立の%	92.2%	2.6%	3.4%	1.7%	0.0%	100.0%
	私立	度数	231	51	27	0	5	314
		公立・私立の%	73.6%	16.2%	8.6%	0.0%	1.6%	100.0%
合計		度数	338	54	31	2	5	430
		公立・私立の%	78.6%	12.6%	7.2%	.5%	1.2%	100.0%

カイ二乗値 26.714 有意確率 0.000 (n = 430)

(2) 認定こども園へ移行した経緯について

新設は 6.7%の 29 園と少なく、既存幼稚園に保育所部門の整備した施設（既存幼稚園＋保育所と以降記載）が 53.7%の 231 園、既存保育所に幼稚園部門を整備した施設（既存保育所＋幼稚園と以降記載）が 17.4%の 75 園、幼稚園・保育所の統合施設が 14.8%の 64 園である。両地域で既存幼稚園＋保育所が多く、統合施設も 10%以上もある。地域によって経緯に差があるかどうかについて X2 検定を行ったところ有意差があった。非過疎地域では既存幼稚園＋保育所が多く、過疎地域では既存保育所＋幼稚園が多いと解釈できる。

公立では新設は3.4%の4園と少ない。既存幼稚園+保育所が15.5%の18園、既存保育所+幼稚園が31%の36園、統合施設が40.5%の47園である。統合施設が多いことで、統廃合が進められてきたことがわかる。

私立では新設は7.9%の25園、既存幼稚園+保育所が67.8%の213園、既存保育所+幼稚園が12.4%の39園、統合施設が5.4%の17園である。公立では統合施設が4割と多く、私立は既存幼稚園+保育所が7割近い。公立と私立では経緯の差が明らかである。公立・私立によって経緯に差があるかどうかについてX2検定を行ったところ有意差があった。

経緯は、既存幼稚園+保育所は、定員1-100人で25%の19園、101-200人で51.8%の98園、201-300人で70.2%の71園、301-400人で67.5%の27園、401-500人で71.4%の10園、501-600人で75%の3園、601-700人で100%の2園である。定員が多い施設は、既存幼稚園+保育所が多いことがわかる。

表 3-6 経緯

			経緯					合計
			新設	既存幼稚園+保育所	既存保育所+幼稚園	統廃合	無答	
非過疎・過疎	非過疎地域	度数	25	198	51	48	26	348
		非過疎・過疎の%	7.2%	56.9%	14.7%	13.8%	7.5%	100.0%
	過疎地域	度数	4	33	24	16	5	82
		非過疎・過疎の%	4.9%	40.2%	29.3%	19.5%	6.1%	100.0%
合計		度数	29	231	75	64	31	430
		非過疎・過疎の%	6.7%	53.7%	17.4%	14.9%	7.2%	100.0%

カイ二乗値13.706 有意確率0.008

(n = 430)

			経緯q5					合計
			新設	既存幼稚園+保育所	既存保育所+幼稚園	統廃合	無答	
公立・私立	公立	度数	4	18	36	47	11	116
		公立・私立の%	3.4%	15.5%	31.0%	40.5%	9.5%	100.0%
	私立	度数	25	213	39	17	20	314
		公立・私立の%	8.0%	67.8%	12.4%	5.4%	6.4%	100.0%
合計		度数	29	231	75	64	31	430
		公立・私立の%	6.7%	53.7%	17.4%	14.9%	7.2%	100.0%

カイ二乗値133.813 有意確率0.000

(n = 430)

(3) 定員について

定員は1-100人が17.6%の76園、101-200人が43.9%の189園、201-300人が9.3%の101園、301-400人が9.3%の40園、401-500人が3.2%の14園、501-600人0.9%の4園、601人以上が0.4%の4園である。401人以上が4.6%の20園も存在している。

非過疎地域では、101-200人が45.6%の156園と多く、201-300人が24.1%の84園、1-100

人が 12.6%の 44 園、301-400 人が 10.9%の 38 園である。過疎地域では、1-100 人が 39.0%の 32 園と多く、101-200 人が 20.7%の 30 園である。200 人以下でみると過疎地域の方が多。

2006 年丸井らは 150～199 人規模では「子どもへの丁寧な援助が難しくなった」「子どもへの心理的影響がある」⁶ことをあげている。2009 年の加治佐らの研究では「大規模施設として 301 人以上が 5 園である」⁷と報告した。しかし、今回の調査では非過疎地域でそれ以上の 401 人以上が 19 園（4.4%）になり、601 人以上の施設も存在する。年々保育施設の大規模化が進んでいることが推察できる。高等学校のような定員で 3 歳から 5 歳児の教育・保育が十分にできると考えにくい。地域によって定員に差があるかどうかについて X2 検定を行ったところ有意差があった。

公立・私立では、公立は 101-200 人が 50.0%の 58 園と多く、次は 1-100 人が 32.7%の 38 園である。私立は 101-200 人が 41.7%の 131 園と多く、次は 201-300 人が 27.7%の 87 園である。私立では 301-400 人が 11.4%の 36 園、401-500 人が 4.4%の 14 園、501-600 人が 0.9%の 3 園、601 人以上が 0.6%の 2 園である。301 人以上が 20.8%の 55 園もある。公立より私立での定員が多いことがいえる。これは山田が述べていることと同じである⁸。経緯で幼稚園に保育所部門を備えた施設が多いことがいえた。また、学校法人が多いことから私立の学校法人で定員が多いことがいえる。公立・私立によって定員に差があるかどうか X2 検定を行ったところ有意差があった。

表 3-7 定員

			定員							合計	
			定1-100	定101-200	定201-300	定301-400	定401-500	定501-600	定601-700		無答
非過疎・過疎	非過疎地域	度数	44	159	84	38	13	4	2	4	348
		非過疎・過疎の %	12.6%	45.7%	24.1%	10.9%	3.7%	1.1%	.6%	1.1%	100.0%
	過疎地域	度数	32	30	17	2	1	0	0	0	82
		非過疎・過疎の %	39.0%	36.6%	20.7%	2.4%	1.2%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計		度数	76	189	101	40	14	4	2	4	430
		非過疎・過疎の %	17.7%	44.0%	23.5%	9.3%	3.3%	.9%	.5%	.9%	100.0%

カイ二乗値 36.488 有意確率 0.000

(n = 430)

			定員							合計	
			定1-100	定101-200	定201-300	定301-400	定401-500	定501-600	定601-700		無答
公立・私立	公立	度数	38	58	14	4	0	1	1	0	116
		公立・私立の %	32.8%	50.0%	12.1%	3.4%	0.0%	.9%	.9%	0.0%	100.0%
	私立	度数	38	131	87	36	14	3	3	2	314
		公立・私立の %	12.1%	41.7%	27.7%	11.5%	4.5%	1.0%	1.0%	.6%	100.0%
合計		度数	76	189	101	40	14	4	4	2	430
		公立・私立の %	17.7%	44.0%	23.5%	9.3%	3.3%	.9%	.9%	.5%	100.0%

カイ二乗値42.370 有意確率0.000

(n = 430)

(4) 通園方法・バス片道所要時間について

バス通園の実施が67.6%の291園である、その51.9%の151園の保育所児が利用している。バス時間の10分単位の回答では40分が21.6%の93園と多く、長いのは120分である。両地域では40分が多いが、非過疎地域では70分・90分・120分と長い園も存在する。地域によってバス時間に差があるかどうかについてX2検定を行ったところ有意差があった。

公立では30分が4.8%の14園、20分が7.8%の9園である。私立では40分が27.7%の87園、50分が18.8%の59園、30分が12.4%の39園、60分が11.6%の34園である。一番長いのは公立では60分、私立では120分と相違がある。公立・私立によってバス時間に差があるかX2検定を行ったところ有意差があった。

バスは、規模が大きくなると数台所有する施設があるので、定員とバス時間は比例しないが、定員が401人以上の施設で50分、60分という施設が多くなる。学校法人でバスを所有し、広範囲に園児を送迎していることが推測できる。公立は統廃合が多いことから第2章で述べた三重県のように広範囲で統廃合されてバス片道所要時間が長くなったと推測できる。

表 3-8 バス片道所要時間

			バス片道所要時間									合計	
			バス無	10分	20分	30分	40分	50分	60分	70分	90分		120分
非過疎・過疎	非過疎地域	度数	116	4	18	44	79	51	32	2	1	1	348
		非過疎・過疎の%	33.3%	1.1%	5.2%	12.6%	22.7%	14.7%	9.2%	.6%	.3%	.3%	100.0%
	過疎地域	度数	35	2	8	9	14	10	3	0	1	0	82
		非過疎・過疎の%	42.7%	2.4%	9.8%	11.0%	17.1%	12.2%	3.7%	0.0%	1.2%	0.0%	100.0%
合計		度数	151	6	26	53	93	61	35	2	2	1	430
		非過疎・過疎の%	35.1%	1.4%	6.0%	12.3%	21.6%	14.2%	8.1%	.5%	.5%	.2%	100.0%

カイ二乗値12.774 有意確率0.173

(n = 430)

			バス片道所要時間									合計	
			バス無	10分	20分	30分	40分	50分	60分	70分	90分		120分
公立・私立	公立	度数	80	4	9	14	6	2	1	0	0	0	116
		公立・私立の%	69.0%	3.4%	7.8%	12.1%	5.2%	1.7%	.9%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	私立	度数	71	2	17	39	87	59	34	2	2	1	314
		公立・私立の%	22.6%	.6%	5.4%	12.4%	27.7%	18.8%	10.8%	.6%	.6%	.3%	100.0%
合計		度数	151	6	26	53	93	61	35	2	2	1	430
		公立・私立の%	35.1%	1.4%	6.0%	12.3%	21.6%	14.2%	8.1%	.5%	.5%	.2%	100.0%

カイ二乗値109.326 有意確率0.000

(n = 430)

(5) 幼稚園保育料と保育所保育料について

保育料は自由に設定できる。そのため、公立の保育料に準拠している場合と独自で設定している場合がある。幼稚園保育料は、公立準拠が 31.6%の 136 園と少なく、独自設定が 63.9%の 275 園と多い。非過疎地域では、公立準拠が 28.1%の 98 園と少なく、独自設定が 67.5%の 235 園と多い。幼稚園が無い施設が 14 園である。過疎地域では、公立準拠が 46.3%の 38 園、独自設定が 48.7%の 40 園とほぼ同じである。幼稚園の無い施設は 4 園である。公立では公立準拠が 90.5%の 105 園と多い。私立では独自設定が 86.9%の 273 園と多い。

幼稚園保育料は自治体では独自設定は 1 園であるが、福祉法人では 70.8%の 34 園、学校法人では 93.2%の 233 園と多い。学校法人では、保育料の他に入学金、施設整備費、制服代、バス使用代金、英語や体操等の授業料や教材費等が加算されている場合があり高額になりやすい。

保育所保育料は、公立準拠が 73.9%の 318 園と多く、独自設定は 21.1%の 91 園である。非過疎地域では、公立準拠が 72.4%の 252 園、独自設定が 22.1%の 77 園である。保育所が無い施設は 17 園である。過疎地域では、公立準拠が 80.4%の 66 園と多く、独自設定が 17%の 14 園である。

地域によって幼稚園保育料に差があるかどうかについて X2 検定を行ったところ有意差があった。非過疎地域では独自設定が多く、過疎地域では公立準拠が多いと解釈できる。幼稚園保育料の独自設定が公立では 1.7%の 2 園であるが、私立では 86.9%の 273 園と多い。公立・私立によって幼稚園保育料に差があるかどうかについて X2 検定を行ったところ有意差があった。保育所保育料の独自設定は自治体では 3 園、福祉法人でも 1 園であるが、学校法人では 32.4%の 81 園と多い。

ただし、保育料以外に、幼稚園部門の給食は施設内給食という規定はないので、弁当や外部搬入等により給食費やおやつ代は別に加算される。また、入園料、制服代、施設設備費、冷暖房費、バス利用料、保護者会費、遠足代、放課後クラブ等自由に設定できるため施設により高額になる施設もある。

表 3-9 幼稚園保育料

			幼稚園保育料				合計
			公立準拠	独自設定	幼稚園無	無答	
非過疎・過疎	非過疎地域	度数	98	235	14	1	348
		非過疎・過疎の %	28.2%	67.5%	4.0%	.3%	100.0%
	過疎地域	度数	38	40	4	0	82
		非過疎・過疎の %	46.3%	48.8%	4.9%	0.0%	100.0%
合計		度数	136	275	18	1	430
		非過疎・過疎の %	31.6%	64.0%	4.2%	.2%	100.0%

カイ二乗値10.934 有意確率0.012

(n = 430)

			幼稚園保育料				合計
			公立準拠	独自設定	幼稚園無	無答	
公立・私立	公立	度数	105	2	9	0	116
		公立・私立の %	90.5%	1.7%	7.8%	0.0%	100.0%
	私立	度数	31	273	9	1	314
		公立・私立の %	9.9%	86.9%	2.9%	.3%	100.0%
合計		度数	136	275	18	1	430
		公立・私立の %	31.6%	64.0%	4.2%	.2%	100.0%

カイ二乗値275.582 有意確率0.000

(n = 430)

表 3-10 保育所保育料

			保育所保育料				合計
			公立準拠	独自設定	保育所無	無答	
非過疎・過疎	非過疎地域	度数	252	77	17	2	348
		非過疎・過疎の %	72.4%	22.1%	4.9%	.6%	100.0%
	過疎地域	度数	66	14	2	0	82
		非過疎・過疎の %	80.5%	17.1%	2.4%	0.0%	100.0%
合計		度数	318	91	19	2	430
		非過疎・過疎の %	74.0%	21.2%	4.4%	.4%	100.0%

カイ二乗値2.756 有意確率0.600

(n = 430)

			保育所保育料				合計
			公立準拠	独自設定	保育所無	無答	
公立・私立	公立	度数	110	5	1	0	116
		公立・私立の %	94.8%	4.3%	.9%	0.0%	100.0%
	私立	度数	208	86	18	21	314
		公立・私立の %	66.2%	27.4%	5.7%	.6%	100.0%
合計		度数	318	91	19	1	430
		公立・私立の %	74.0%	21.2%	4.4%	.4%	100.0%

カイ二乗値35.964 有意確率0.000

(n = 430)

(6) 幼稚園部門の給食について

幼稚園部門の給食は規定がなく今回の 430 園全ての園で幼稚園に給食時間がある。施設内給食は 83.5%の 359 園と多いが 388 園中 29 園は保育所のみ利用であり、第三者に委託することは差し支えないとしているので幼稚園は外部搬入がある。業者・個人が非過疎地域では 5.7%の 20 園、過疎地域では 6.0%の 5 園である。公立では外部搬入が給食センターだけであるが、私立は業者・個人が 7.9%の 25 園もある。公立・私立によって給食に差がある

かどうかについて X2 検定を行ったところ有意差があった。

幼稚園の献立は保育所と同じ献立は 61.8%の 266 園で、福祉法人は全ての施設で同じ献立である。自治体では同じ献立は 83.9%の 89 園であるが、学校法人では 44.4%の 111 園である。学校法人では幼稚園独自が 39.2%の 98 園と多い。アレルギーの園児も多く対応が求められている。

表 3-11 3 歳以上の給食

			調理室			合計
			施設内調理	給食センター	業者・個人	
非過疎・過疎	非過疎地域	度数	288	40	20	348
		非過疎・過疎の %	82.8%	11.5%	5.7%	100.0%
	過疎地域	度数	71	6	5	82
		非過疎・過疎の %	86.6%	7.3%	6.1%	100.0%
合計		度数	359	46	25	430
		非過疎・過疎の %	83.5%	10.7%	5.8%	100.0%

カイ二乗値1.213 有意確率0.545

(n = 430)

			調理室			合計
			施設内調理	給食センター	業者・個人	
公立・私立	公立	度数	105	11	0	116
		公立・私立の %	90.5%	9.5%	0.0%	100.0%
	私立	度数	254	35	25	314
		公立・私立の %	80.9%	11.1%	8.0%	100.0%
合計		度数	359	46	25	430
		公立・私立の %	83.5%	10.7%	5.8%	100.0%

カイ二乗値10.395 有意確率0.006

(n = 430)

(7) 幼稚園と保育所のクラス編成について

満 3 歳以上の園児については幼稚園と保育所を一体的にとらえ、教育課程に基づく教育を行うため学級を編成する。そのため、3 歳未満から預かる施設ではクラス編成が年度途中で変更する施設もある。3 歳以上の保育所があるのは 430 園中 262 園と少ない。

教育・保育を合同でうけるクラスを合同保育とする。合同保育の午前・午後の有無で 4 つに分ける。幼稚園と保育所の午前合同保育、午後も幼稚園の預かり保育と合同の「終日合同」が 66.0%の 284 園である。午前合同保育、午後は別々の部屋で保育の「午前合同」が 9.0%の 39 園である。午前は別々の部屋で保育、午後は幼稚園の預かり保育と合同保育の「午後合同」が 6.2%の 27 園である。午前・午後も別々の部屋で保育の「終日別々」が 15.1%の 65 園である。「終日合同」が両地域で多いが、非過疎地域で「終日別々」が 16.6%の 58 園もある。

地域によってクラス編成に差があるかどうかについて X2 検定を行ったところ有意差があった。非過疎地域では「午後合同」が多く、過疎地域では「終日合同」が多いと解釈できる。私立では「終日別々」が 60 園 19.1%のものもある。公立・私立によってクラス編成に差があるかどうかについて X2 検定を行ったところ有意差があった。

表 3-12 クラス編成

			クラス編成					合計
			終日合同	午前合同	午後合同	終日別々	無答	
非過疎・過疎	非過疎地域	度数	219	32	26	58	13	348
		非過疎・過疎の %	62.9%	9.2%	7.5%	16.7%	3.7%	100.0%
	過疎地域	度数	65	7	1	7	2	82
		非過疎・過疎の %	79.3%	8.5%	1.2%	8.5%	2.4%	100.0%
合計		度数	284	39	27	65	15	430
		非過疎・過疎の %	66.0%	9.1%	6.3%	15.1%	3.5%	100.0%

カイ二乗値10.066 有意確率0.039

(n = 430)

			クラス編成					合計
			終日合同	午前合同	午後合同	終日別々	無答	
公立・私立	公立	度数	94	11	3	5	3	116
		公立・私立の %	81.0%	9.5%	2.6%	4.3%	2.6%	100.0%
	私立	度数	190	28	24	60	12	314
		公立・私立の %	60.5%	8.9%	7.6%	19.1%	3.8%	100.0%
合計		度数	284	39	27	65	15	430
		公立・私立の %	66.0%	9.1%	6.3%	15.1%	3.5%	100.0%

カイ二乗値21.524 有意確率0.000

(n = 430)

(8) 役員会について

役員会は、保護者のみは 48.6%の 209 園、PTA のみは 23.2%の 100 園、保護者と PTA の両方あるのは 19.7%の 85 園である。非過疎地域より過疎地域の方が保護者のみの施設が多い。過疎地域より非過疎地域の方が保護者と PTA の両方ある施設が多い。私立より公立の方が保護者のみが多い。公立より私立の方が保護者と PTA の両方ある施設が多い。私立では保護者の意見や希望を受け入れる機会を多く取っている施設が多い。

表 3-13 役員会

役員会	保護者会のみ	%	PTAのみ	%	保護者会とPTA	%	その他	無答	園数
非過疎地域	164	47.1	78	22.4	73	20.9	2	31	348
過疎地域	45	54.8	22	26.8	12	14.6		3	82
公立	69	59.4	28	24.1	13	11.2		6	116
私立	140	44.5	72	22.9	72	22.9	2	28	314
園数	209	48.6	100	23.2	85	19.7	2	34	430

(n = 430)

(8) 職員室・職員会議について

職員室は幼稚園と保育所の一緒は 78.3%の 337 園と多い。非過疎地域より過疎地域の方が幼保一緒の職員室が多く、私立より公立の方が多い。幼保別々が私立で 21.6%の 68 園である。職員会議は、幼保一緒は 65.8%の 283 園、幼保別々は 18.6%の 80 園である。職員室の幼保合同よりも職員会議の幼保一緒が少ない。職員室は一緒でも会議は別々の施設がある。過疎地域でも公立でも幼保一緒が少ない。

表 3-14 職員室・職員会議

職員室	幼保一緒	%	幼保別々	%	その他	無答	園数
非過疎地域	271	77.8	65	18.6	4	8	348
過疎地域	66	80.4	9	10.9	5	2	82
公立	106	91.3	6	5.1	3	1	116
私立	231	73.5	68	21.6	6	9	314
園数	337	78.3	74	17.2	9	10	430
職員会議	幼保一緒	%	幼保別々	%	その他	無答	園数
非過疎地域	222	63.7	70	20.1	21	6	348
過疎地域	61	74.3	10	12.1	7		82
公立	99	85.3	4	3.4	10	1	116
私立	184	58.5	76	24.2	18	5	314
園数	283	65.8	80	18.6	28	6	430

(n = 430)

(9) 子育て支援について

子育て支援をしていない施設は 2.5%の 11 園である。ほとんどの施設で子育て支援を行っている。子育て支援は、認定こども園の「地域における子育て支援を行う」という 1つの機能である。責任者は、子育て支援をしている施設の 419 園中、園長が 51.5%の 216 園と多く、保育士が 14.7%の 62 園、副園長（幼稚園教諭）10.7%の 45 人、センター長 8.5%の 36 人、専門員が 7.1%の 30 人である。責任者は、園長が 5割以上を占め、子育て支援のセンター長や専門員は少ないことがわかった。子育て場所は、専用室が 45.3%の 190 園、空き保育室が 29.1%の 122 人と多い。責任者がセンター長と専門員の 66 園中、65.1%の 43 園が専用室を持っている。

表 3-15 子育て支援

子育て責任	していない	園長	副園長 (幼稚園教諭)	副園長 (保育士)	センター長	専門員	保育士	その他	園数		
非過疎地域	8	177	34	21	30	26	50	2	348		
過疎地域	3	39	11	7	6	4	12		82		
公立	6	49	7	12	14	8	19	1	116		
私立	5	167	38	16	22	22	43	1	314		
園数	11	216	45	28	36	30	62	2	430		
子育て場所	していない	空き保育室	園児のいない時間	園庭のみ	専用室	ホール	遊戯室	クラス	その他	無答	園数
非過疎地域	8	99	34	23	151	5	8	7	7	13	348
過疎地域	3	23	6	5	39	3		1		2	82
公立	6	23	4	11	63	1	3	1		4	116
私立	5	99	36	17	127	7	5	7	7	11	314
園数	11	122	40	28	190	8	8	8	8	15	430

(n = 430)

(10) 認定こども園へ移行した理由 (複数回答可)

移行した理由は、「幼保の良さを活かした教育・保育ができる」が 66.2%の 285 園、「0 歳から就学前までの一貫した教育・保育ができる」が 61.6%の 265 園である。非過疎地域では、「幼稚園と保育所の良さを活かした教育・保育ができる」が 66.9%、「親の就労の有無に変化ができて対応できる」が 54.3%、「経営の安定になった」が 24.7%、「待機児童の解消ができる」が 22.1%と過疎地域より多い。過疎地域では、「親の就労に関係なく、地域のこどもと一緒に利用できる」が 68.2%、「0 歳児から就学前までの一貫した教育・保育ができる」が 65.8%、「地域の子育て支援の拠点施設となった」が 63.4%、「定員割れが解消し、効率を図れた」が 36.5%、「自治体の要望に応える」が 30.4%と多い。

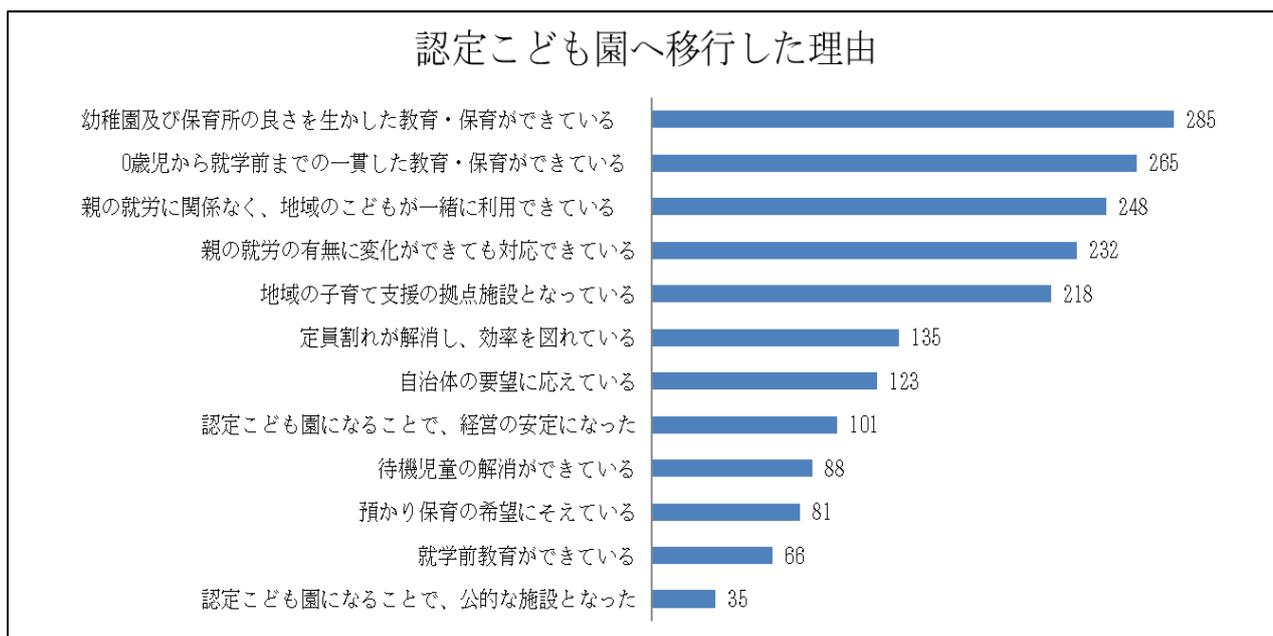


図 3-1 認定こども園への移行理由

(n = 430)

移行してからの利点は、「幼保の良さを活かした教育・保育ができる」が 68.6%の 295 園、「0 歳から就学前までの一貫した教育・保育ができる」が 63.9%の 275 園である。親の就労に関係なく、地域のこどもと一緒に利用できる」が 61.1%の 263 園、「親の就労の有無に変化ができて対応できる」が 61.6%の 265 園と、移行理由より高い。「預かり保育の希望にそえられる」が 166 園、「就学前教育ができる」が 197 園と移行理由より非常に高い。

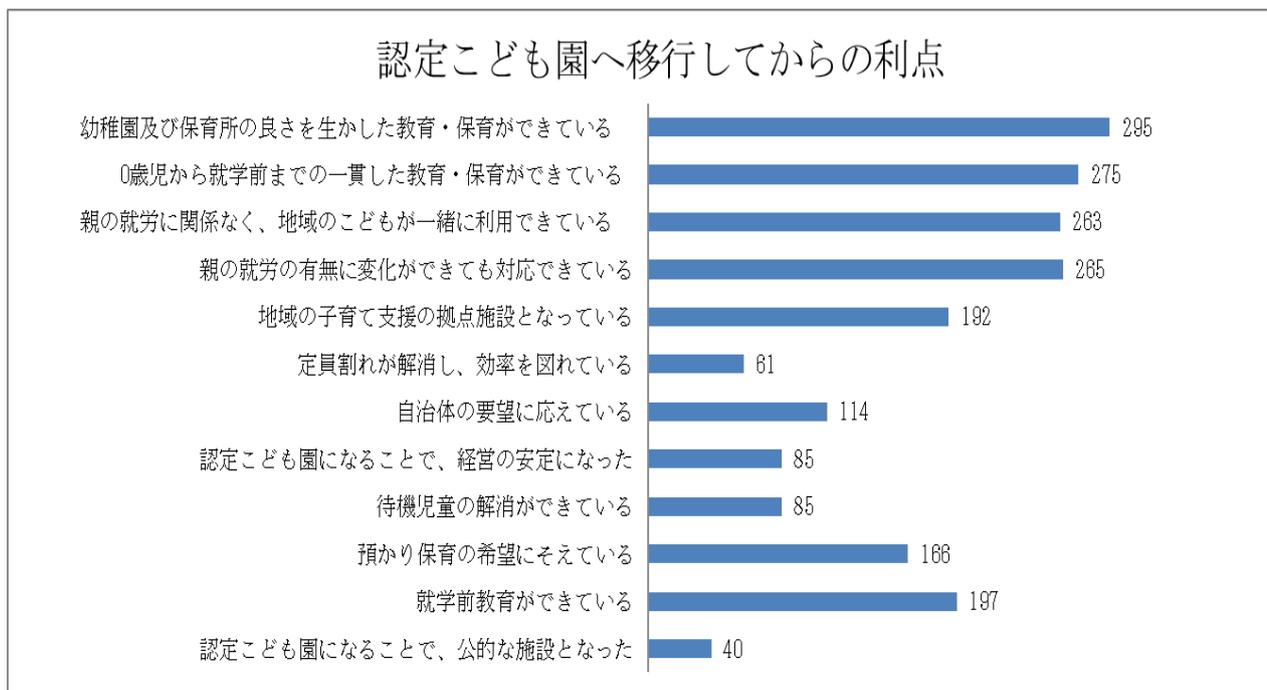


図 3-2 認定こども園へ移行してからの利点 (n = 430)

課題は、幼稚園と幼稚園教諭と保育士の監理が難しいが 152 園と非常に多い。歴史、保育観、労働条件など長年の相違が、大きな課題を作っているといえる。

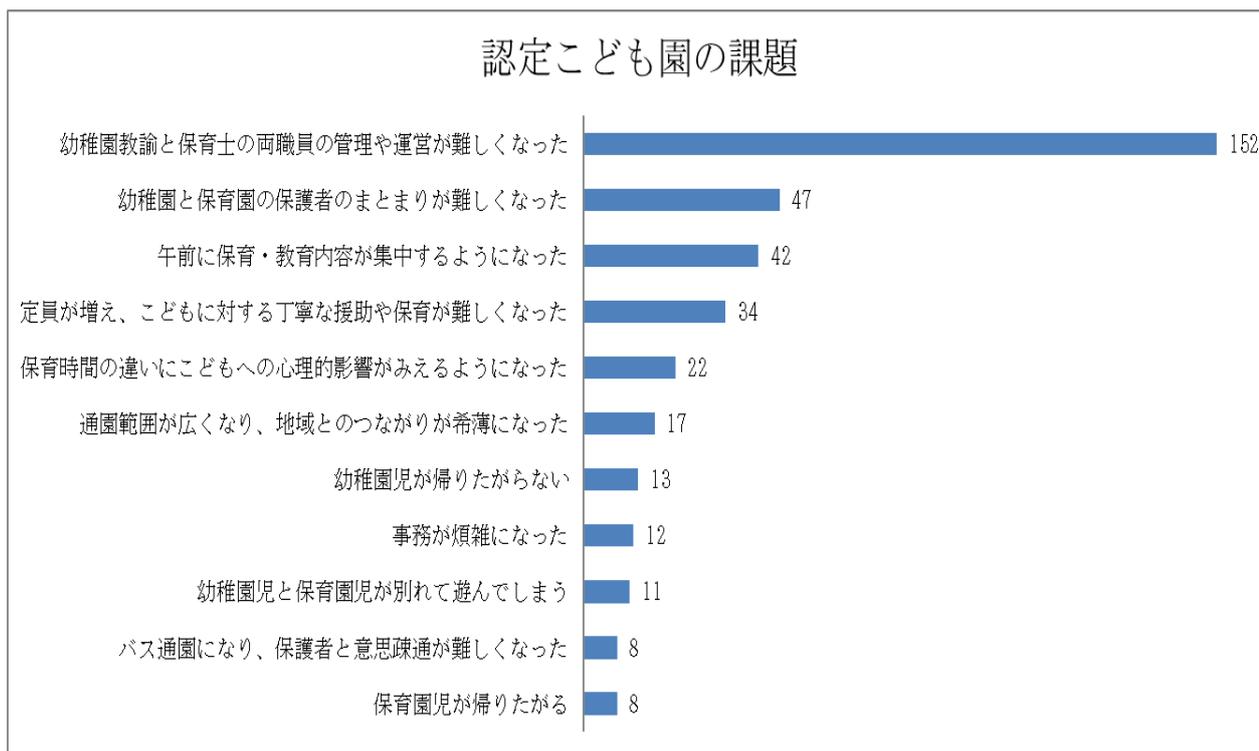


図 3-3 認定こども園の課題

(n = 430)

3-3-3 16 区分について

非過疎地域・過疎地域、公立・私立、4 類型で 16 区分ある。この 16 区分を 3 章の結果から 8 項目を指標として比較する。①敷地・施設形態では約 80%が同一施設であることと幼保一体化の考え方から、「同一施設」の園数を示した。②移行の経緯では統合により広範囲になる可能性が大きいことから、「統合施設」の園数を示す。③バス時間では両地域の公立で多い「30 分以下」の園数を示す。④定員は、内閣府が 2014 年 5 月公定価格の仮単価で認定こども園の定員区分を 180 人としたことを踏まえ⁹、両地域と公私で多い「200 人以下」の園数を示す。⑤⑥両保育料では高額になる危険が少ない「公立準拠」の園数を示す。⑦給食では外部搬入の「業者・個人」の園数を示す。⑧クラスでは地域のこどもたちが一緒に教育・保育を受けるという認定こども園の目的と共通時間を取り入れ、午前に合同保育のある「終日合同・午前合同」の園数を示し、指標を満たす園の数を求めた。相関関係において非過疎地域・過疎地域は公立・私立、設置主体、敷地、定員、幼稚園保育料、クラス編成で 1%、バス片道所要時間では 5%水準で有意（両側）であり、公立・私立においては非過疎地域・過疎地域、設置主体、敷地、経緯、統合、バス時間、定員、幼稚園保育料、保育所保育料、給食、クラスで 1% 水準で有意（両側）である。

地方裁量型は存在しない地域があり、また園数も少ないため、以降は除外し 12 区分で分析する。次に 12 区分での園数の割合を求めた。割合の類似性から 12 区分の園をさらに分類することを試みた。解釈の可能性から 5 つのクラスタを採用した。

表 3-16 非過疎地域と過疎地域、公立・私立、4 類型の 16 区分

保育内容評価	園数	敷地 %	経緯 %	バス %	定員 %	幼稚園料 %	保育所料 %	給食 %	午前合同 %								
非過疎地域公立幼保連携型	53	47	88.6	29	54.7	15	28.3	42	79.2	53	100	52	98.1	0	0	49	92.4
非過疎地域公立幼稚園型	4	4	100	0	0	1	25	3	75	4	100	2	50	0	0	3	75
非過疎地域公立保育所型	26	23	88.4	6	23	2	7.6	23	88.4	16	61.5	25	96.1	0	0	22	84.6
非過疎地域公立地方裁量型	1	1	100	1	100	0	0	1	100	1	100	1	100	0	0	1	100
非過疎地域私立幼保連携型	148	101	68.2	10	6.7	28	18.9	59	39.8	17	11.4	136	91.8	11	7.4	97	65.5
非過疎地域私立幼稚園型	83	54	65	1	1.2	17	20.4	49	59	3	3.6	7	8.4	9	10.8	45	54.2
非過疎地域私立保育所型	29	29	100	1	3.4	3	10.3	22	75.8	4	13.7	27	93.1	0	0	27	93.1
非過疎地域私立地方裁量型	4	4	100	0	0	0	0	4	100	0	0	2	50	0	0	4	100
過疎地域公立幼保連携型	19	19	100	10	52.6	7	36.8	14	73.6	19	100	19	100	0	0	17	89.4
過疎地域公立幼稚園型	1	1	100	0	0	0	0	1	100	0	0	0	0	0	0	1	100
過疎地域公立保育所型	12	12	100	1	8.3	2	16.6	12	100	11	91.6	11	91.6	0	0	12	100
過疎地域公立地方裁量型	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
過疎地域私立幼保連携型	27	22	81.4	4	14.8	7	25.9	17	62.9	5	18.5	26	96.2	4	14.8	22	81.4
過疎地域私立幼稚園型	12	12	100	0	0	1	8.3	7	58.3	0	0	0	0	0	0	10	83.3
過疎地域私立保育所型	10	9	90	1	10	2	20	10	100	2	20	10	100	1	10	10	100
過疎地域私立地方裁量型	1	1	100	0	0	0	0	1	100	0	0	0	0	0	0	0	0
園数	430	339		64		85		265		135		318		25		320	

(n = 430)

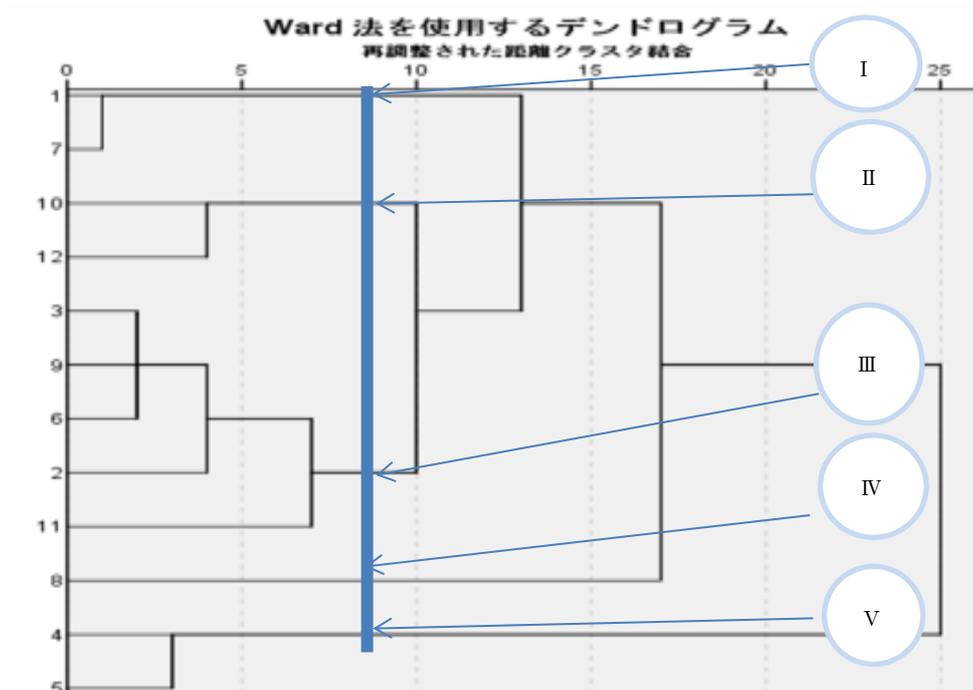


図 3-4 上記 12 区分デンドログラム、クラスター I II III IV V

クラスタⅠ

クラスタⅠは、「非過疎地域公立幼保連携型」と「過疎地域公立幼保連携型」が含まれ72園である。施設の「同一施設」は88%以上、バス時間の「30分以下」は28%以上、定員の「200人以下」は73%以上、幼稚園保育料の「公立準拠」は100%、保育所保育料の「公立準拠」は98%以上、給食の「業者・個人」は0%、「終日合同・午前合同」は89%以上と高いクラスタである。しかし、「統合施設」が54%以下と高い。公立の幼保連携型という区分になり、地域の差がないことがいえる。

クラスタⅡ

クラスタⅡは、「過疎地域私立幼保連携型」と「過疎地域私立保育所型」が含まれ37園である。「同一施設」は81%以上、「統合施設」は15%以下、バス時間の「30分以下」は20%以上、定員の「200人以下」は62%以上、保育料の「公立準拠」は、幼稚園は18%以上、保育所は96%以上、「終日合同・午前合同」は81%以上である。給食で「業者・個人」が15%以下もある。クラスタⅠと比較すると少し割合が低い。過疎地域の私立という区分で、類型は、「幼稚園連携型」と「保育所型」に分かれる。

クラスタⅢ

クラスタⅢは、「非過疎地域公立保育所型」と「過疎地域公立保育所型」と「非過疎地域私立保育所型」の保育所型に「非過疎地域公立幼稚園型」と「過疎地域私立幼稚園型」の幼稚園型が含まれ83園である。「同一施設」は88%以上、「統合施設」は23%以下、バス時間の「30分以下」は8%以上、定員の「200人以下」は58%以上、給食の「業者・個人」は0%、「終日合同・午前合同」は75%以上である。しかし、保育料の「公立準拠」が少ない。類型は、「幼稚園型」と「保育所型」である。

クラスタⅣ

クラスタⅣは、「過疎地域公立幼稚園型」の1園である。この園は「同一施設」で「終日合同・午前合同」をしているが、「統合施設」である。バスはなく、定員も「200人以下」である。幼稚園保育料は「公立準拠」であるが、保育所保育料は「公立準拠」ではない。給食は「業者・個人」はない。

クラスタⅤ

クラスタⅤは、「非過疎地域私立幼保連携型」と「非過疎地域私立幼稚園型」が含まれ、231園と多い。「同一施設」は65%以上、「統合施設」は7%以下、バス時間の「30分以下」は18%以上、定員の「200人以下」は39%以上、幼稚園保育料の「公立準拠」は3%以上、保育所保育料の「公立準拠」は8%以上、給食の「業者・個人」は11%以下、「終日合同・午前合同」は57%以上と他のクラスタより低い。非過疎地域の私立という区分になり、全体の53%を占めている。

表 3-17 クラスターの比較

園数	施設	経緯	バス	定員	幼保育料	保保育料	給食	午前合同
I 72	△	×	×	×	◎	○	◎	△
II 37	△	△	×	×	×	○	△	△
III 83	△	×	×	×	×	×	◎	×
IV 1	◎	◎	×	◎	◎	×	◎	◎
V 231	×	○	×	×	×	×	△	×

(経緯と給食は 0%◎、1-9%○、10-19%△、20%以上×。他は 100%◎、99-90%○、89-80%△、80%以下×)

クラスターを比較する。経緯と給食は 0%を◎、1-9%を○、10-19%を△、20%以上を×とした。その他の項目は、100%を◎、99-90%を○、89-80%を△、80%以下を×とした。この比較を点数化することでクラスターの評価をみる。◎を3点、○を2点、△を1点として評価すると、クラスター I は 10 点、クラスター II は 6 点、クラスター III は 4 点、クラスター IV は 18 点、クラスター V は 3 点とクラスター V は 231 園と多いが一番低い評価であった。

3-4 本章のまとめ

過疎地域では非過疎地域より統合施設が多いが、同一施設が多く、バス片道所要時間が短く、定員も 200 人以下が多く、幼稚園の保育料も公立準拠が多く、終日合同・午前合同のクラス編成も多いことが明らかになった。非過疎地域では定員も多く、バス片道所要時間も長く、保育料も独自設定が多いことがいえた。また、全体では 3 歳以上の保育所が少なく、午後は預かり保育になっている施設も多いことがわかった。

クラスター分析では、クラスター I は公立の幼保連携型で地域での大きな差はなかった。クラスター II は過疎地域の私立型で認可保育所が基本であった。クラスター III は保育所型＋幼稚園型であった。クラスター IV は過疎地域公立幼稚園型の 1 園であった。クラスター V は非過疎地域の私立型で認可幼稚園が基本であった。クラスター V は園数が多く一番改善が必要なクラスターであった。認定こども園は 16 区分あるが、実質的には 5 分類でき、非過疎地域の私立に認定こども園の移行を進めるのであれば、規定が必要ではないかと考える。

-
- ¹ 内閣府 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/faq.html> (最終閲覧: 2017年10月19日)
- ² 幼保連携型 608 園中 247 園 (40.6%) 幼稚園型 311 園中 100 園 (32.1%) 保育所型 156 園中 77 園 (49.3%)、地方裁量型 35 園中 6 園 (17.1%) の回収でありデータでの片よりはみられない
- ³ 厚生労働省 HP より筆者作成
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001aw2l.html>
内閣府 <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001aw2l.html>
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/links/pdf/kodomoen27.pdf>
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/ensuu.pdf> (最終閲覧: 2017年10月19日)
- ⁴ 松川恵子・工藤夕貴・西村重稀「認定こども園の現状と課題(2)
ー認定こども園の実状についてー」『仁愛女子短期大学研究紀要』40 2008 (兵庫県・秋田県) 幼稚園型・保育所型にでは財政支援の問題が切実 兵庫県運営費 4/1 市 4/1 補助ある
- ⁵ 就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 66 号 2006 2012 改正
- ⁶ 丸井寧子・中山徹・大谷由紀子・杉山隆一・長瀬美子・丸山美和子「幼保総合施設の全国的現状調査」『日本家政学会誌』57 (9) 641-650 2006 200人以上の施設では約半数が保護者との意思疎通が難しい 150-199人規模の4割が丁寧な援助が難しい・心理的影響があると報告 施設規模が大きくなるほどクラス編成・日常活動ともに幼保合同の割合低下し 質や保護者との連絡も問題
- ⁷ 加治佐哲也・岡田美紀「認定こども園に関する全国調査①ー先行事例の保育・教育と運営の活動実態ー」『兵庫教育大学 研究紀要』35 1-14 2009.9 外形はとっていても実質が伴っていない 保育・教育の目標や計画はとわれていない 実質を認可基準として重視を望む 園務処理への支援
- ⁸ 山田あすか・佐藤栄治・佐藤将之・樋沼綾子「幼保一体型施設における運営様態、混合保育 活動場所の変遷に関する研究」『日本建築学会計画系論文集大』73 (625) 543-550 2008.3 私立が多く幼保が縦割り 非混合型が規模大
- ⁹ 内閣府 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_15/index.html (最終閲覧: 2017年10月19日)

第 4 章

全国認定こども園の内的状況

- 4-1 本章の目的
- 4-2 調査の概要
- 4-3 認定こども園の保育時間とカリキュラム
- 4-4 本章のまとめ

第4章 全国認定こども園の内的状況

－ 保育時間とカリキュラム －

4-1 本章の目的

2012年の内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」で「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と答えた者の割合が47.5%となっている¹。もちろん生活のためにやむを得ず働いている女性もいるが、子育てしながら仕事をする女性が増加しているのがある。政府は待機児童の解消に保育所に定員緩和を進め、幼稚園に預かり保育を進めてきた。政府は幼保一元化についても審議してきたがなかなか進まず2006年幼保一体施設認定こども園を創設した。

文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室は認定こども園を①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能②地域における子育て支援を行う機能とした²。

認定こども園は保護者の就労の有無に関係なく預けられる施設である。幼稚園部門の1号認定児の標準時間は4時間、保育所部門の3歳以上の2号認定児の短時間保育は8時間、長時間保育は11時間と相違がある³。その保育時間差のある園児たちが教育・保育を一体的に受けられる施設である。しかし、幼稚園部門と保育所部門が別敷地別施設であったり、別々クラスであったり、共通時間がなかったり、別々カリキュラムであったりと一体でない施設がある。また、時間によって園児が保育所部門から幼稚園部門に行ったり来たりする。

渡邊は、「朝は保育所部門に登園し、幼稚園部門が始まると移動して過ごし、幼稚園部門の終了後また戻ってくるという保育をしている園がある。子どもの生活の態に合わせた時間差の利用について保育を考えていくことが必要である」と述べている⁴。松村は幼保一体施設は、13時30分までが幼稚園部門でその後長時間保育が始まるというものであると述べている⁵。越中らは、「認定こども園のカリキュラムは保育所型では過半数が共通カリキュラムを志向し個別カリキュラムを志向しないのに対して、幼稚園型では個別カリキュラム志向が共通カリキュラム志向を上回るなどカリキュラムの相違」を述べている⁶。

本章は、「保育時間」と「保育内容」と「カリキュラム」について、認定こども園の幼稚園部門（幼稚園と以降記載）と保育所部門（保育所と以降記載）の現状と課題を非過疎地域・過疎地域、公立・私立、4類型で報告するものである。

4-2 調査の概要

4-2-1 研究の方法について

(1) 研究の方法について

2013年10月、文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室公表の認定こども園と各都道府県HPの全国1110園の認定こども園にアンケート調査票を直接郵送した。1110園中、有効回答数は430園（有効回収率38.7%）であった⁷。

(2) アンケートの内容について

主な質問は選択と一部記入で実態を調査した。設置主体（自治体、社会福祉法人、学校法人等）、クラス編成（幼稚園部門と保育所部門の終日合同、午前合同で午後別々、午前別々で預かり保育から合同の午後合同、終日別々⁸⁾）、給食、総保育時間、開始時間、終了時間、預かり保育、延長保育、土曜保育、保育内容、カリキュラム、午睡等である。

(3) 非過疎地域・過疎地域の区分について

本論での過疎地域は、過疎地域自立促進特別地区別措置法（平成12年3月31日法律第15号）による。非過疎地域は過疎地域以外のことである。過疎地域に設置されているかどうかで回答を頂いた。過疎地域82園、非過疎地域348園である。

4-3 認定こども園の保育時間とカリキュラム

4-3-1 保育時間について

430園は、公立が214園中54.2%の116園、私立が896園中35.0%の314園である。公立は5割以上の回収があったが、私立は3割強であった。結果を非過疎地域と過疎地域別、公立・私立別、4類型で明らかにする。地域と公立・私立と類型で16区分ある⁹⁾。第3章について本章でも16区分で比較する。設置主体は、自治体は24.6%の106園、社会福祉法人は11.1%の48園、学校法人は58.1%の250園である。

表 4-1 16区分と設置主体

設置主体	自治体	社会福祉法人	学校法人	その他	無答	園数
非過疎地域公立幼保連携型	53					53
非過疎地域公立幼稚園型	4					4
非過疎地域公立保育所型	17			9		26
非過疎地域公立地方裁量型	1					1
非過疎地域私立幼保連携型		14	133	1		148
非過疎地域私立幼稚園型			83			83
非過疎地域私立保育所型		18	3	8		29
非過疎地域私立地方裁量型		1		2	1	4
過疎地域公立幼保連携型	19					19
過疎地域公立幼稚園型	1					1
過疎地域公立保育所型	11			1		12
過疎地域公立地方裁量型						0
過疎地域私立幼保連携型		8	19			27
過疎地域私立幼稚園型			12			12
過疎地域私立保育所型		7		3		10
過疎地域私立地方裁量型				1		1
園数	106	48	250	25	1	430

(n = 430)

(1) 幼稚園・保育の保育開始時間について

幼稚園の保育開始は8時30分が28.8%の124園、9時が35.3%の152園である。7時と7時30分から開始しているが各3.0%の13園である。非過疎地域の私立の幼保連携型と幼稚園型で7時から10時までと開始時間に幅がある。

保育所の保育開始は7時が25.5%の110園、7時30分が34.6%の149園と7時から8時30分の開始に集中している。非過疎地域と過疎地域の両地域で、幼保連携型と保育所型で、公立より私立で早くから開始されている。

表 4-2 幼稚園開始時間

幼稚園開始時間	7:00	7:30	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	無答	園数
非過疎地域公立幼保連携型	1		9	25	18				53
非過疎地域公立幼稚園型			1	2	1				4
非過疎地域公立保育所型		2	3	9	6			6	26
非過疎地域公立地方裁量型					1				1
非過疎地域私立幼保連携型	5	2	15	39	63	9	15		148
非過疎地域私立幼稚園型	3	5	13	14	25	6	17		83
非過疎地域私立保育所型	1	1	6	6	10	1		4	29
非過疎地域私立地方裁量型		2		1	1				4
過疎地域公立幼保連携型	1		2	10	6				19
過疎地域公立幼稚園型				1					1
過疎地域公立保育所型		1	4	4	3				12
過疎地域公立地方裁量型									0
過疎地域私立幼保連携型	1		5	8	10		3		27
過疎地域私立幼稚園型			2	1	5		4		12
過疎地域私立保育所型	1			4	2		1	2	10
過疎地域私立地方裁量型					1				1
園数	13	13	60	124	152	16	40	12	430

(n = 430)

表 4-3 保育所開始時間

保育所開始時間	7:00	7:30	8:00	8:30	9:00	9:30	10:00	無答	園数
非過疎地域公立幼保連携型	8	24	5	12	3			1	53
非過疎地域公立幼稚園型		1		1				2	4
非過疎地域公立保育所型	4	15	4	3					26
非過疎地域公立地方裁量型		1							1
非過疎地域私立幼保連携型	52	49	23	14	4	1		5	148
非過疎地域私立幼稚園型	4	20	17	8	7		1	26	83
非過疎地域私立保育所型	16	7	4	2					29
非過疎地域私立地方裁量型		3		1					4
過疎地域公立幼保連携型	4	8	2	5					19
過疎地域公立幼稚園型			1						1
過疎地域公立保育所型	1	8	1	2					12
過疎地域公立地方裁量型									0
過疎地域私立幼保連携型	15	7	3	2					27
過疎地域私立幼稚園型		3	3	1	1		1	3	12
過疎地域私立保育所型	5	3		1				1	10
過疎地域私立地方裁量型	1								1
園数	110	149	63	52	15	1	2	38	430

(n = 430)

(2) 幼稚園・保育所の保育終了時間について

幼稚園の保育終了は 14 時が 52.5%の 226 園と 5 割以上を占める。しかし、保育所型では 16 時 30 分、17 時と遅くまで行っている施設がある。幼稚園型では 12 時終了と早い施設も存在する。本調査の有効回収 430 園にはすべてに幼稚園部門の給食が存在するので、12 時終了施設も給食後の終了である。

保育所の保育終了は 18 時から 19 時が 62.0%の 267 園である。過疎地域よりも非過疎地域の方が 20 時から 21 時と遅くまで保育を行っている施設がある。非過疎地域の保護者は長い保育時間を必要としていることがいえる。

表 4-4 幼稚園終了時間

幼稚園終了時間	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	無答	園数
非過疎地域公立幼保連携型			6	7	35	4		1					53
非過疎地域公立幼稚園型					3	1							4
非過疎地域公立保育所型			3	2	9	1	3		1	1		6	26
非過疎地域公立地方裁量型							1						1
非過疎地域私立幼保連携型			1	7	86	21	27	3	3				148
非過疎地域私立幼稚園型	1			5	52	11	10	2	2				83
非過疎地域私立保育所型			5	3	6	3		1	4	1	1	5	29
非過疎地域私立地方裁量型			2		1				1				4
過疎地域公立幼保連携型			1	5	10		1		2				19
過疎地域公立幼稚園型					1								1
過疎地域公立保育所型		1	3	3	2		1		2				12
過疎地域公立地方裁量型			1	3	15	4	4						27
過疎地域私立幼保連携型					4	4	4						12
過疎地域私立幼稚園型			1	2	2		2		1			2	10
過疎地域私立保育所型			1										1
過疎地域私立地方裁量型													1
園数	1	1	24	37	226	49	53	7	16	2	1	13	430

(n = 430)

表 4-5 保育所終了時間

保育所終了時間	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00	19:30	20:00	20:30	21:00	21:30	園数
非過疎地域公立幼保連携型				1	6	11			9	10	14	1				1	53
非過疎地域公立幼稚園型		1								1						2	4
非過疎地域公立保育所型					3		1	2	8	3	6	2	1				26
非過疎地域公立地方裁量型														1			1
非過疎地域私立幼保連携型	1				17	9	4	2	36	30	38	5	1			5	148
非過疎地域私立幼稚園型	6	1	1	2	10	2	5	1	15	7	7					26	83
非過疎地域私立保育所型					2	2	1		8	5	9	1	1				29
非過疎地域私立地方裁量型					1				1		1				1		4
過疎地域公立幼保連携型					3	3			5	5	3						19
過疎地域公立幼稚園型							1										1
過疎地域公立保育所型					1	1			6	2	2						12
過疎地域公立地方裁量型																	
過疎地域私立幼保連携型							2	1	13	8	3						27
過疎地域私立幼稚園型	1		1		2	1			2	2						3	12
過疎地域私立保育所型								1	3	2	3					1	10
過疎地域私立地方裁量型													1				1
園数	8	2	2	3	45	29	14	7	106	75	86	9	4	1	1	38	430

(n = 430)

(3) 幼稚園・保育所の保育時間について

幼稚園の保育時間は 5 時間が 29.0%の 125 園、5 時間 30 分が 17.6%の 76 園、6 時間が 15.8%の 68 園である。標準時間の 4 時間は 10.6%の 46 園である。2010 年度幼児教育実態調査¹⁰で全国の公立・私立幼稚園の 1 日の教育時間の平均約 5.5 時間と報告されていることから長くなっていることがいえる。開始時間と終了時間でみると、幼稚園の開始時間 9 時で終了時間 14 時の施設が 21.3%の 92 園である。開始時間 7 時で終了時間 16 時、開始時間 7 時 30 分で終了時間 16 時 30 分と長い施設がある。また、開始時間 9 時で終了時間 13 時終了、開始時間 10 時で終了時間 14 時と保育時間が 4 時間という短い施設もある。

保育所の保育時間 8 時間が 11.3%の 49 園、11 時間が 26.5%の 114 園、12 時間が 13.0%の 56 園である。11 時間が保護者から一番必要とされている保育時間であるといえる。保育所部門の開始と終了をみると、開始時間 7 時 30 分で終了時間 18 時 30 分が 14.1%の 65 園、開

始時間 7 時で終了時間 19 時が 11.8%の 51 園である。開始時間 7 時で終了時間 20 時、開始 7 時 30 分で終了時間 21 時と保育時間の長い施設があり、開始時間 10 時で終了時間 14 時と短い施設がある。

表 4-6 幼稚園開始時間と終了時間

幼稚園開始・終了	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	無答	園数
7:00	1				8		2	1	1				13
7:30			2	1	5	4				1			13
8:00			7	2	27	5	9		10				60
8:30		1	5	20	56	18	15	5	3	1			124
9:00			10	11	92	12	22	1	2		1	1	152
9:30				3	8	5							16
10:00					30	5	5						40
無答												12	12
園数	1	1	24	37	226	49	53	7	16	2	1	13	430

(n = 430)

表 4-7 保育所開始時間と終了時間 (n = 430)

保育所開始・終了	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00	17:30	18:00	18:30	19:00	19:30	20:00	20:30	21:00	無答	園数
7:00					2		2	1	46	1	51	4	3				110
7:30	1			1	5	5		1	31	65	33	4	1	1	1		149
8:00	3		1		26	1	6		20	4	2						63
8:30	1	1		1	6	21	5	5	7	4		1					52
9:00	2	1		1	6	2	1		2								15
9:30										1							1
10:00	1		1														2
無答																38	38
園数	8	2	2	3	45	29	14	7	106	75	86	9	4	1	1	38	430

(n = 430)

(4) 幼稚園預かり保育終了と保育所延長保育終了について

幼稚園の預かり保育終了は 19 時が 24.1%の 104 園、18 時が 20.9%の 90 園、18 時 30 分が 14.8%の 64 園である。非過疎地域で翌朝 10 時までが 1 園存在する。保育所の延長保育終了は 19 時が 46.0%の 198 園、18 時が 9.0%の 39 園である。幼稚園の預かり保育も保育所の延長保育も 19 時まで必要とされていることがいえる。

(5) 幼稚園預かり保育時間と保育所延長保育時間について

幼稚園の預かり保育時間は 4 時間から 5 時間が 45.5%の 196 園と 5 割に近い。幼稚園の終了は 14 時までが 53.0%の 226 園と 5 割以上を占めていたことより、14 時から 18 時、19 時まで預かり保育が多いことになる。松村が述べるように¹¹、標準保育時間 4 時間と同じ時間の長い預かり保育を受けていることがわかる。保育所の延長時間は 2 時間以下が 40.2%の 173 園である。保育所の終了は 18 時までが 25.0%の 106 園である。延長保育は 20 時まで必要とされていると推察できる。

4-3-2 保育内容について

(1) 土曜保育について

幼稚園の土曜保育は 430 園中 31.1%の 134 園である。保育時間は 2 時間 30 分が占め、午前中だけの施設が多い。幼稚園の預かり保育時間は平日と違い 11 時間であることから、土曜は朝から預かり保育になっているといえる。土曜の預かり終了は、18 時から 19 時までが多いことから、平日と同じ時間が幼稚園でも必要とされていることがいえる。預かり保育は別料金が必要である。

保育所の土曜保育は 430 園中 79.3%の 341 園である。保育時間は 11 時間が占めることから、平日と同じ時間である。保育所の延長保育も平日と同じ 2 時間以下である。終了時間は 18 時から 18 時 30 分が占めることから幼稚園でも保育所でも土曜日も平日と同じ保育時間が保護者にとって必要とされていることがいえる。

(2) 午前・午後の保育内容について（複数回答可）

保育内容¹²をみる。幼稚園の午前は設定保育が 61.1%の 263 園、コーナー保育が 24.4%の 105 園、午後は設定保育が 13.9%の 60 園、コーナー保育が 30.9%の 133 園である。幼稚園の午後は園庭の自由遊びが 44.1%の 190 園、室内自由遊びが 49.5%の 213 園である。幼稚園の午前は設定保育、午後は自由遊びになっている施設が多いことがいえる。

保育所の午前は設定保育が 48.6%の 209 園、コーナー保育が 24.1%の 104 園、午後は設定保育が 13.4%の 58 園、コーナー保育が 32.7%の 141 園である。保育所の午後も園庭の自由遊びが 43.4%の 187 園、室内の自由遊びが 51.3%の 221 園である。保育所も午前は設定保育、午後は自由遊びになっている施設が多いことがいえる。

表 4-8 保育内容 1

保育内容	設定	%	コーナー	%	運動	%	園外	%	歌	%	庭自由	%	室内遊	%	楽器	%	ビデオ	%
幼稚園午前	263	61.1	105	24.4	129	30	81	18.8	52	12	226	52.5	143	33.2	49	11.3	5	1.1
幼稚園午後	60	13.9	133	31.9	62	14.4	28	6.5	24	5.5	190	44.1	213	49.5	22	5.1	16	3.7
保育所午前	209	48.6	104	24.1	90	20.9	109	25.3	109	25.3	206	47.9	145	33.7	29	6.7	6	1.3
保育所午後	58	13.4	141	32.7	58	13.4	26	6	26	6	187	43.9	221	51.3	1	3	25	5.8

（設定：設定保育、コーナー：コーナー保育、運動：運動、園外：園外保育、歌：歌、庭自由：園庭自由遊び、室内遊：室内自由遊び、楽器：楽器、ビデオ：ビデオを示す）

（n = 430）

幼稚園、保育所では、設定保育が午前に集中し午後は自由遊びとなる施設が多いことがいえた。幼稚園は午後の保育時間が短いことも影響するのであろうか、午後の設定保育は少ない。保育所は午睡やおやつの時間も影響するのであろうか、午後の設定保育は少ない。午前と午後の一日中、設定保育がない施設もある。認定こども園は子どもに教育・保育を提供する場であることから設定保育やコーナー保育は必要であると考ええる。

設定保育とコーナー保育をさらに比較する。設定保育のみが 27.4%の 118 園、コーナー保育のみが 6.5%の 28 園である。設定保育とコーナー保育を両方行っているのは 38.6%の 166 園である。4 割近い施設で設定保育もコーナー保育も行っているといえる。

過疎地域の公立の幼保連携型で 50%の 10 園である。両方とも行っていないのは 27.4%の

118 園の 4 分の 1 以上である。公立でも両方とも行っていない施設が 7.2%の 31 園である。

表 4-9 保育内容 2

	設定のみ	%	コーナーのみ	%	設定とコーナー	%	無	%	園数
非過疎地域公立幼保連携型	10	18.8	8	15	24	45.2	11	20.7	53
非過疎地域公立幼稚園型	1	25			1	25	2	50	4
非過疎地域公立保育所型	7	26.9	2	7.6	8	30.7	9	34.6	26
非過疎地域公立地方裁量型							1	100	1
非過疎地域私立幼保連携型	45	30.4	12	8.1	54	36.4	37	25	148
非過疎地域私立幼稚園型	23	27.5	2	2.4	30	36.4	28	33.7	83
非過疎地域私立保育所型	8	27.5	3	10.3	12	41.3	6	20.6	29
非過疎地域私立地方裁量型	2	50			1	25	1	100	4
過疎地域公立幼保連携型	4	21			10	52.6	5	16.6	19
過疎地域公立幼稚園型							1	100	1
過疎地域公立保育所型	5	41.6			5	41.6	2	16.6	12
過疎地域公立地方裁量型									0
過疎地域私立幼保連携型	9	33.3			11	40.7	7	25.9	27
過疎地域私立幼稚園型	2	16.6	1	8.3	5	41.6	4	33.3	12
過疎地域私立保育所型	2	20			5	50	3	30	10
過疎地域私立地方裁量型							1	100	1
園数	118	27.4	28	6.5	166	38.6	118	27.4	430

(n = 430)

(3) カリキュラムについて

カリキュラムを作成していないのは年間カリキュラムで 0.3%の 17 園である。年間計画の必要からほとんどの施設で年間カリキュラムを作成している。しかし、一日カリキュラムを作成していない施設は 12.0%の 52 園である。長期休暇中（平常と別に作成）は 13.9%の 60 園である。一日カリキュラムを幼稚園部門と保育所部門が合同作成しているのは 45.5%の 196 園である。幼保連携型でも合同作成は 44.3%の 109 園と 4 割強しかない。越中が述べるようにカリキュラムは別々が多い¹³。

一日カリキュラムを設置主体で見ると自治体 106 園中合同作成が 68.8%の 73 園、社会福祉法人 48 園中合同作成が 75.0%の 36 園である。学校法人 250 園中合同作成は 28.4%の 71 園で、別々作成が 43.2%の 108 園である。学校法人は既存の幼稚園に保育所部門を備えた施設が多いことが影響する。

表 4-10 カルキュラム

年間カリキュラム	幼保連携型	%	幼稚園型	%	保育所型	%	地方裁量型	%	園数
無	11	4.4	4	4	2	2.5		0	17
別々作成	80	32.3	40	40	6	7.7	1	16.6	127
合同作成	126	51	35	35	60	77.9	4	66.6	225
無答	30	12.1	21	21	9	11.6	1	16.6	61
一日カリキュラム	幼保連携型	%	幼稚園型	%	保育所型	%	地方裁量型	%	園数
無	29	11.7	11	11	12	15.5		0	52
別々作成	78	31.5	35	35	4	5.1		0	117
合同作成	109	44.1	32	32	50	64.9	5	83.3	196
無答	31	12.5	22	22	11	14.2	1	16.6	65
長期カリキュラム	幼保連携型	%	幼稚園型	%	保育所型	%	地方裁量型	%	園数
無	35	14.1	3	3	21	27.2	1	16.6	60
別々作成	77	31.1	13	13	27	35	2	33.3	119
合同作成	110	44.5	60	60	10	12.9	1	16.6	181
無答	25	10.1	24	24	19	24.6	2	33.3	70
園数	247	57.4	100	23.2	77	17.9	6	1.3	430

(n = 430)

表 4-11 カリキュラムと設置

一日カリキュラム	自治体	%	社会福祉法人	%	学校法人	%	その他	%	無答	園数
無	13	12.2	7	14.5	28	11.2	4	1.6		52
別々作成	8	7.5	1	2	108	43.2				117
合同作成	73	68.8	36	75	71	28.4	15	60	1	196
無答	12	11.3	4	8.3	43	17.2	6	24		65
園数	106	24.6	48	11.1	250	58.1	25	5.8	1	430

(n = 430)

(4) 保育時間と保育内容と一日カリキュラムについて

設定保育とコーナー保育の両方を行っている 166 園中合同作成が 55.4%の 92 園と半数以上を占める。設定保育のみの 118 園中合同作成が 44.0%の 52 園、コーナー保育のみの 28 園中合同作成が 67.8%の 19 園である。

表 4-12 一日カリキュラムと設定

一日・設定・コーナー	設定のみ	%	コーナーのみ	%	設定とコーナー	%	無	%	園数
無	21	17.7	2	7.1	19	11.4	10	8.4	52
別々作成	37	31.3	5	17.8	46	27.7	29	25	117
合同作成	52	44	19	67.8	92	55.4	33	28	196
無答	8	6.7	2	7.1	9	5.4	46	39	65
園数	118	27.4	28	6.5	166	38.6	118	27	430

(n = 430)

幼稚園部門の総保育時間の 5 時間から 6 時間で合同作成は 29.7%の 128 園である。保育所部門の総保育時間の 11 時間で合同作成は 11.1%の 48 園である。

表 4-13 一日カリキュラムと幼稚園総保育時間

一日カリ・幼稚園保育時間	4	4.5	5	5.5	6	6.5	7	7.5	8	8.5	9	無答	園数
無	3	4	15	13	5	5	1		2		1	3	52
別々作成	18	7	39	14	23	6	8	1	1				117
合同作成	17	10	54	39	35	12	12	2	7		1	7	196
無答	8	5	17	10	5	5	7	3	1	1		3	65
園数	46	26	125	76	68	28	28	6	11	1	2	13	430

(n = 430)

表 4-14 一日カリキュラムと保育所総保育時間

一日カリ・保育所保育時間	4	4.5	5	5.5	6	6.5	7	7.5	8	8.5	9	9.5	10	10.5	11	11.5	12	12.5	13	13.5	無答	園数	
無							2	9	1	4	1	2	6	11	4	9			1			2	52
別々作成		1	1	2	1		2	2	6	8	7		13	8	36	6	9	3				12	117
合同作成	1		1		1	1	4	3	29	7	5	4	12	18	48	19	28	1	2	1	11	196	
無答			1	3	1	1	3		5		3	2	1	3	19	3	10	1	1			8	65
園数	1	1	3	5	3	2	11	5	49	16	19	7	28	35	114	32	56	5	4	1	33	430	

(n = 430)

4-3-3 16 区分について

一日カリキュラムの作成を経緯と設置主体とクラス編成と作成方法と保育時間で比較する。

(1) IVタイプについて

Iタイプ 終日合同クラスで、保育所ベースになり幼保合同作成といえる。このタイプでは幼稚園児は午睡の途中で起こされ降園となる。園児たちの精神的安定が心配されている。設置主体は自治体が40園中72.5%の29園、社会福祉法人が25園中80.0%の20園、学校法人は114園中43.8%の50園である。非過疎地域と過疎地域の公立と私立の幼保連携型と保育所型であると考えられる。

表 4-15 一日カリキュラムの作成と保育時間と設置主体

一日カリキュラム	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18			
I 終日合同クラス 幼保合同作成	保育所						保育所				自治体29/40	非過疎地域公立私立 過疎地域公立私立	幼保連携型 保育所型
											社会福祉法人25/20		
II 終日合同クラス 幼保合同作成	幼稚園						保育所				学校法人39/114	非過疎地域私立 過疎地域私立	幼保連携型 幼稚園型
III 午前合同クラス 幼保別々作成	幼稚園				保育所						学校法人12/20	非過疎地域私立	幼保連携型 幼稚園型
											幼稚園		
IV 午後合同クラス 終日別々作成	保育所						保育所				学校法人47/74	非過疎地域私立	幼保連携型 幼稚園型
											幼稚園		

図 4-1 一日カリキュラムの作成と保育時間と設置主体

IIタイプ 終日合同クラスで、幼稚園ベースになり幼保別々作成といえる。このタイプでは幼稚園部門終了後3歳以上の保育所児と預かり保育の幼稚園児が別の部屋に移動になる。学校法人が114園中34.2%の39園と3分の1以上を占める。非過疎地域と過疎地域の私立の幼保連携型と幼稚園型である。このタイプでは幼稚園が中心になり、保育所部門の子どもの一貫した教育や保育ができない可能性が大きいと考えられる。また、3歳児でも午睡が無い施設がある。午睡の必要な園児は幼稚園部門終了後になるので、夜の睡眠が遅くなり園児に良い生活リズムができにくい。教育・保育要領解説¹⁴では、「在園時間が相対的に長くなる保育を必要とする子どもに該当するおおむね4歳までの園児にとっては、午睡のあ

る生活が望ましい」とあることから考察が必要である。

Ⅲタイプ 午前合同クラスで、昼食後部屋は別れる。保育所部門は年齢により午睡時間と自由時間に分かれる。幼稚園部門は自由時間から降園準備になる。このタイプは学校法人が20園中60.0%の12園と6割を占める。非過疎地域の私立の幼保連携型と幼稚園型である。午前にカリキュラムが集中し、共通時間4時間が標準であるが、短くなると考えられる。

Ⅳタイプ 午後合同クラス(預かり保育から合同)と終日別々クラスで別々作成が占める。このタイプは学校法人が74園中63.5%の47園と6割以上である。非過疎地域の私立の幼保連携型と幼稚園型である。保護者が働いている、いないにもかかわらず関係なく子どもたちを受け入れて、教育・保育を一体的に行うという認定こども園の目的になっていないことがいえる。

(2) 16区分の評価について

以上の内容を地域、公立・私立、4類型の16区分で評価をする。保育時間の結果から幼稚園部門の保育時間は5時間以上が80.2%の345園と8割を占めることから5時間以上必要と考える。保育所部門の保育時間は11時間以上が49.3%の212園と半数を占めることから11時間以上必要と考える。幼稚園部門も保育所部門も土曜保育は平日と同じように必要であると考え。設定保育は午前の設定保育が幼稚園部門で61.1%の263園、保育所部門で48.6%の209園であることから午前に設定保育が必要と考える。3歳以上の保育所部門の設置が60.2%の259園であることから3歳以上の保育所部門が必要と考える¹⁵。共通時間が必要な事から幼稚園部門と保育所部門が午前合同の終日合同クラスか午前合同クラスであることが必要と考える。教育・保育の充実の面から一日カリキュラムが必要であり、幼保一体の機能から一日カリキュラムが合同作成であり、幼保同一敷地であることで評価する。評価1から園数の割合で90%以上は◎、80%以上は○、70%以上は△、70%未満は×とする。

非過疎地域の私立では、朝早くから夜遅くまで保護者のニーズに応じている施設があった。しかし、評価では幼稚園型の83園、幼保連携型の148園で全体の評価自体は低いことがいえた。

2010年度幼児教育実態調査でも平均約5.5時間と標準4時間よりも長く報告されている事からも、幼稚園部門の保育時間を6時間とし、9時から15時までに、または保育所部門の8時間保育の終了時間と同じに16時までとすると、午後も保育所児と共通時間や午睡時間を確保することが可能になり、午睡後の設定保育も可能になりやすい。そのことは、教育時間が午前に集中しなくなるといえる。預かり保育を16時からとすると別料金も少なくなり経済的負担も減少し保護者の子育て支援がさらに進むと考える。

保育所部門の保育時間の8時間は7時から16時まで、11時間は7時から18時間までとすることが適切ではないかと考える。また、女性が子どもを安心して預け、迎えに行くことができる時間として閉所時間は20時が望ましいと考える。

表 4-15 16 区分の評価 1

保育内容	園数	幼5時間%	保11時間%	幼土曜有%	保土曜有%	幼設定%	保設定%	3歳上保有%	午前合同%	一日カリ有%	合同作成%	同敷地%
非過疎地域公立幼保連携型	53	49 92.4	24 45.2	9 16.9	46 86.7	32 60.3	32 60.3	47 88.6	49 92.4	43 81.1	39 73.5	50 94.3
非過疎地域公立幼稚園型	4	4 100	1 25	0 0	2 50	2 50	0 0	2 50	3 75	2 50	2 50	4 100
非過疎地域公立保育所型	26	18 69.2	14 53.8	1 3.8	24 92.3	13 50	14 53.8	26 100	22 84.6	18 69.2	17 65.3	23 88.4
非過疎地域公立地方裁量型	1	1 100	1 100	0 0	1 100	0 0	0 0	1 100	1 100	1 100	1 100	1 100
非過疎地域私立幼保連携型	148	124 83.7	88 59.4	54 36.4	128 86.4	93 62.8	69 46.6	84 56.7	97 65.5	111 75	44 29.7	130 87.8
非過疎地域私立幼稚園型	83	62 74.6	15 18	33 39.7	35 42.1	52 62.6	25 30.1	16 19.2	48 57.8	56 67.4	24 28.9	71 85.5
非過疎地域私立保育所型	29	19 65.5	22 75.8	11 37.9	27 93.1	18 62	20 68.9	21 72.4	27 93.1	19 65.5	17 58.6	29 100
非過疎地域私立地方裁量型	4	3 75	2 50	2 50	4 100	2 50	3 75	4 100	4 100	4 100	4 100	4 100
過疎地域公立幼保連携型	19	16 84.2	9 47.3	2 10.5	19 100	11 57.8	11 57.8	17 89.4	17 89.4	13 68.4	11 57.8	19 100
過疎地域公立幼稚園型	1	1 100	0 0	0 0	1 100	0 0	0 0	1 100	1 100	0 0	0 0	1 100
過疎地域公立保育所型	12	9 75	5 41.6	6 50	12 100	8 66.6	9 75	10 83.3	12 100	10 90.2	9 75	12 100
過疎地域公立地方裁量型	0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
過疎地域私立幼保連携型	27	23 85.1	20 74	8 29.6	25 92.5	20 74	16 59.2	18 66.6	22 81.4	20 74	15 55.5	25 92.5
過疎地域私立幼稚園型	12	10 83.3	2 16.6	5 41.6	7 58.3	6 50	4 33.3	2 16.6	10 83.3	9 75	6 50	12 100
過疎地域私立保育所型	10	6 60	8 80	3 30	9 90	6 60	6 60	9 90	10 100	7 70	7 70	10 100
過疎地域私立地方裁量型	1	0 0	1 100	0 0	100	0 0	0 0	1	0 0	0 0	0 0	1 100
園数	430	345 80.2	212 49.3	134 31.1	341 79.3	263 61.1	209 48.6	259 60.2	323 75.1	313 72.7	196 45.5	392 91.1

(幼5時間：幼稚園5時間以上、保11時間：保育所11時間以上、幼土曜有：幼稚園土曜日有、保土曜有：保育所土曜日有、幼設定：幼稚園設定保育、保設定：保育所設定保育、3歳以上保有：3歳以上保育所有、午前合同：終日合同・午前合同クラス、一日カリ有：一日カリキュラム有、合同作成：幼保合同作成、同敷地：幼保同一敷地)

(n = 430)

表 4-16 16 区分の評価 2

	園数	幼5時間以上	保11時間以上	幼土曜保育	保土曜保育	幼設定	保設定	3歳以上保育所	午前幼保合同	1日カリキュラム	合同作成	幼保同敷地	
非過疎地域公立幼保連携型	53	◎	×	×	×	○	×	×	○	◎	○	×	◎
非過疎地域公立幼稚園型	4	◎	×	×	×	×	×	×	×	△	×	×	◎
非過疎地域公立保育所型	26	×	×	×	×	◎	×	×	×	○	×	×	○
非過疎地域公立地方裁量型	1	◎	◎	×	◎	×	×	◎	◎	◎	◎	×	◎
非過疎地域私立幼保連携型	148	○	×	×	×	○	×	×	×	×	△	×	○
非過疎地域私立幼稚園型	83	△	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○
非過疎地域私立保育所型	29	×	×	×	×	◎	×	×	△	◎	×	×	◎
非過疎地域私立地方裁量型	4	△	×	×	×	◎	×	△	◎	◎	◎	×	◎
過疎地域公立幼保連携型	19	○	×	×	×	◎	×	×	○	○	×	×	◎
過疎地域公立幼稚園型	1	◎	×	×	×	◎	×	×	◎	◎	×	×	◎
過疎地域公立保育所型	12	△	×	×	×	◎	×	△	○	◎	○	△	◎
過疎地域公立地方裁量型	0												
過疎地域私立幼保連携型	27	○	△	×	×	◎	△	×	×	○	△	×	◎
過疎地域私立幼稚園型	12	○	×	×	×	×	×	×	×	○	△	×	◎
過疎地域私立保育所型	10	×	○	×	×	◎	×	×	◎	◎	△	△	◎
過疎地域私立地方裁量型	1	×	◎	×	×	◎	×	×	◎	×	×	×	×

(各条件の園数の割合が90%以上◎、80%以上○、70%以上△、70%未満×)

(3) 地域と公立・私立と 4 類型について

以上の報告からみる。敷地は幼保同一敷地 338 園、クラスは終日合同 284 園と午前合同 39 園、保育時間は幼稚園部門が 5 時間以上 345 園、保育所部門 11 時間以上 212 園、幼稚園部門土曜保育有 134 園、保育所部門土曜保育有 341 園、保育内容は幼稚園部門午前に設定保育有 134 園、保育所部門午前に設定保育有 209 園、一日カリキュラム有で幼保合同作成が 196 園である。これら全てを備える施設は 430 園中、18 園であった。

18 園は非過疎地域私立幼保連携型 7 園、過疎地域私立幼保連携型 5 園、非過疎地域私立保育所型 2 園、非過疎地域公立幼保連携型 1 園、非過疎地域私立地方裁量型 1 園、過疎地域公立保育所型 1 園、過疎地域私立地方裁量型 1 園であった。

表 4-17 保育時間・保育内容・カリキュラム



(n = 430)

4-4 本章のまとめ

本章で分かったことは、認定こども園の幼稚園部門の保育時間は 5 時間から 6 時間が非過疎地域、幼保連携型、学校法人が占め、標準時間の 4 時間は少ないことがいえた。開始時間は 9 時、終了時間は 14 時が占めるが、終了時間を延長し 15 時か 16 時までにするると 1 号と 2 号の保育時間の差が共通時間や午睡などカリキュラムに影響することが少なくなると考えられる。

保育所部門の保育時間の 12 時間以上は非過疎地域、私立、幼保連携型、学校法人が占める。非過疎地域の公立ではなく、私立で早い時間から遅い時間まで保育が行われていた。

幼稚園部門の預かり保育は 14 時から開始し、その後延長保育になり 4 時間や 5 時間が必要とされ、19 時までが多かった。松村の述べるように保育時間の半分は長い預かり保育になっていた。終了時間は保育所部門の延長保育の終了時間と同じ時間であった。非過疎地域の私立で長い預かり保育を行っていることがいえた。

土曜保育は保育所部門でも行っていない認定こども園が存在した。特に非過疎地域の私立の幼保連携型と幼稚園型で土曜保育を行っていなかった。現在の社会では女性の勤務先はサービス業が多く土曜日休の勤務先は少ない。女性の仕事と子育ての両立支援の面からも、土曜保育は午前のみではなく平日と同じ時間で必要であると考えられる。

設定保育とコーナー保育の両方を行っている施設が合同作成で占めた。非過疎地域の公立で 23 園、過疎地域の公立で 7 園、設定保育とコーナー保育の両方ともおこなっていない施設があった。遊びの重要性や遊びからの教育が述べられているが、遊びの時間以外に設定保育やコーナー保育で教育・保育の指導が必要であると考えられる。

一日カリキュラムを作成していない施設があった。公立で非過疎地域 11 園、過疎地域で 5 園作成していない。幼保連携型でも合同で作成していない施設がある。特に非過疎地域の私立の幼保連携型であった。幼稚園教育要領と保育所保育指針の両方の良い所を備えた認定こども園のカリキュラムは合同で作成するべきものと考えられる。クラスは終日合同が占めるが、その中でカリキュラムが合同作成と別々作成に分かれ、経緯や設置主体が大きく関わることがいえた。設定保育とコーナー保育の両方を行っている施設で合同作成が占めた。

敷地は幼保同一敷地、クラスは終日合同か午前合同、保育時間は幼稚園部門が 5 時間以上、保育所部門 11 時間以上、土曜保育有、保育内容は午前に設定保育有、一日カリキュラム有で幼保合同作成が 430 園中 18 園であった。18 園は非過疎地域と過疎地域の両地域で私立の幼保連携型が多いことがわかった。

全体では、非過疎地域の私立の幼保連携型で園数が多く、評価が低かった。しかし、条件の良い 18 園も非過疎地域の私立の幼保連携型が多かった。現状は私立の既存幼稚園に待機児童解消のために認定こども園への移行を進めているが、条件の良い施設も存在していることがいえたのである。今後条件の良い施設を模範として移行を進めるべきと考えられる。

¹ 2012 内閣府男女共同参画局「男女共同参画社会に関する世論調査」
http://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2012/201303/201303_05.html（最終閲覧：2017 年 11 月 10 日）

² 内閣府 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/index.html>（最終閲覧：2017 年 11 月 10 日）

³ 幼稚園 1 日の教育課程に係る教育時間は幼稚園教育要領第 34 条において 4 時間を標準とする。保育所の保育時間は 1 日につき 8 時間を原則と児童福祉施設最低基準 1948 年（昭和 23 年 12 月 29 日厚生省令第 63 号）による

⁴ 渡辺英則「認定こども園の現状課題（1 展望 第 2 部 保育の歩み（その 1）」『保育学研究』52(1) 132-139 2014

-
- ⁵ 松村澄絵「幼保一元化施設運営の取り組み調査：東川町幼児センター『ももんがの家』を通して」『國學院短期大学紀要』23 137-149 2006
- ⁶ 越中康治若林紀乃 松井剛太など「認定こども園におけるカリキュラムの現状と今後の展望」『幼年教育研究年報』35 27-36 2013
- ⁷ 幼保連携型 608 園中 247 園（40.6%）幼稚園型 311 園中 100 園（32.1%）保育所型 156 園中 77 園（49.3%）地方裁量型 35 園中 6 園（17.1%）の回収でありデータでの片よりはない
- ⁸ クラスについては、4）において報告済みである
- ⁹ 16 区分においては、4）にて使用している
- ¹⁰ 教育時間・保育時間について（案）子ども・子育て新システム検討会議作業グループこども指針（仮称）ワーキングチーム（第4回）2011（平成23年2月16日）
- ¹¹ 松村澄絵「幼保一元化施設運営の取り組み調査 東川町幼児センター『ももんがの家』を通して」『國學院短期大学紀要』23 137-149 2006
- ¹² 設定保育は保育者が明確な目標を持ってクラスの乳幼児個々の発達や成長度合い、年間計画に従って季節や天候などに応じ先生がくみ上げ計画的な保育を行うもの 指導目標をもって音遊びお絵かき、お散歩などを時間や内容を決めて行うことをいう 対象は、クラス全体が多くクラスや異年齢による合同保育もある
コーナー保育は保育者が子どもの活動を意図したり予想したり活動に適した場所に道具や材料などの設定を行い拠点となるように構成した空間をいう細かく分けられた様々なコーナーの中からやりたいことを自分から選ぶものである
- ¹³ 越中康治 若林紀乃 松井剛太など「認定こども園におけるカリキュラムの現状と今後の展望」『幼年教育研究年報』35 27-36 2013
- ¹⁴ 保連携型認定こども園 教育・保育要領解説
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/s-youho-k.pdf>（最終閲覧：2017年11月10日）
- ¹⁵ 2015年から3歳以上の保育所部門は必須になる

第 5 章

認定こども園への移行前と移行後の相違

- 5-1 本章の目的
- 5-2 調査の概要
- 5-3 認定こども園への移行前と移行後の相違
- 5-4 本章のまとめ

第5章 認定こども園への移行前と移行後の相違

－ 施設長・園長の意識調査から －

5-1 本章の目的

政府は幼稚園と保育所の幼保一元化を討議してきたが、法律、保育者、対象園児、歴史等相違が多く、文部科学省と厚生労働省と諸官庁も相違があり幼保一元化は進まなかった。そこで、総合施設を討議することになった。しかし、幼稚園は教育施設、保育所は福祉施設であり反対も多かった。そこで、幼保一体施設認定こども園が2006年に創設された¹。しかし、都道府県では様子を見ることにしたのである。2007年105園、2008年229園、2009年358園、2010年762園、2011年762園、2013年1099園と政府の目標である2000園には届かなかった。

「子ども・子育て支援新制度」においては、認定こども園法一部改正法により認定こども園の類型の一つである幼保連携型認定こども園を学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設に改め、認可・指導監督を一本化することとした。認定こども園法第10条（平成18年法律第77号）に、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は主務大臣が定め、幼稚園教育要領及び児童福祉法第45条第2項の規定に基づき児童福祉施設に関して厚生労働省令で定める基準（同項第3号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る）との整合性の確保並びに小学校（学校教育法第1条に規定する小学校をいう）における教育との円滑な接続に配慮しなければならないとした。また、家庭や地域社会との連携を示した²。施行後の2015年には2836園と2014年の1360園の2倍以上に急増した³。

法改正後、認定こども園への移行が急激に進められているが、既存幼稚園に保育所部門を整備して認定こども園へ移行するため定員が多くなっている。601人以上の施設もできてきた。

幼稚園と保育所は、幼稚園部門を1号認定（1号と以降記載）、保育所部門の3歳以上を2号認定（2号と以降記載）、3歳未満児を3号認定（3号と以降記載）として保育時間の違う園児たちを受け入れる施設になった。2号の受け入れは必須になったが、3号の受け入れが不足しているにもかかわらず3号の受け入れは必須にはならなかった。

認定こども園の保育時間差について、松川ら⁴は、「保育時間の違いから午睡をする子どもとしない子どもが混在することによる子どもの情緒面や職員の配置についての課題が共通して多い」と保育時間差によって起こる保育内容や保育環境の問題を提示している。倉斗ら⁵は、「認定こども園は全体的に施設の規模が保育所、幼稚園よりも大きい傾向がみられた」と認定こども園の定員が多いことを報告している。定員が多くなる弊害として、安藤⁶は「大規模型の保育施設に伴って保育者集団も大きくなり、保育者間の意思疎通が難し

い。保育内容の質の低下をもたらすであろう」と述べている。金井ら⁷は幼稚園教育要領及び保育所保育指針との比較を通して特徴を検討している。

認定こども園へ移行した後の定員と保育内容の関係を検討する必要がある。認定こども園の定員の増減についての報告はない。筆者は、2013年調査に協力を頂いた施設長・園長に再度協力を頂き検討することにした。

本章は、施設長・園長の質問紙の回答から以下4点を明らかにした。①認定こども園への移行前（移行した時点の前）と移行後（2006年から2013年までに認定こども園に移行した時点の後）の定員の増減 ②移行前と移行後の保育内容や保育環境に相違があるか ③その保育内容や保育環境の相違が定員と関連があるかどうかを報告するものである。

5-2 調査の概要

5-2-1 調査の方法について

(1) 調査の方法について

2013年、筆者は10月時点の認定こども園全国1110園に質問紙を10月に直接郵送した。2013年の有効回答数は430園（有効回収率38.7%）であった。45都道府県から回答を得た。今回の調査は2013年に協力を頂いた430園の施設長・園長に2015年10月に再度質問紙を郵送した。有効回答数は159園（有効回収率36.9%）であった。40都道府県から回答を得た。

(2) 質問紙の内容について

質問は2009年から2015年までの三重県、高知県、島根県、青森県、大阪府の幼保一体施設・認定こども園での聞き取り調査と三重県伊勢市の認定こども園の園長、保育者と相談の上作成した。

主な質問は選択と一部記入で行った。施設長・園長への質問紙1は、施設について質問した。類型（幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型）、階数、定員の増減、設置主体、経緯、小学校・地域との交流、施設の利用や行事の変化、午睡、幼稚園教育要領・保育指針の重要視について実情を質問した。

質問紙2は、保育内容や保育環境の変化を3択で質問した。

①教育の質、保育の質等については移行前と移行後の変化について良くなったか、同じか、悪くなったかで質問した。

②異年齢との関わり、小学校との交流等については、増加か、同じか、減少かで質問した。

③非正規保育者、担任の入替え、保護者との情報交換、保護者同士の交流等については、増加か、同じか、減少かで質問した。

④定員の増加、研修・会議の開催の難しさ等については、感じるか、同じか、感じないか

で質問した。

移行前と移行後の相違を割合から点数化し評価した。

①利点の例：教育の質の変化について良くなったと回答した割合を定員と比較した。点数は60%以上を3点、40%以上を2点、20%以上を1点、20%未満を0点とした。

②課題の例：非正規保育者の変化について増加したと回答した割合を定員で比較した。点数は20%未満を3点、20%以上を2点、40%以上を1点、60%以上を0点とした。

χ^2 検定は移行後の定員との関係で示した。

5-3 全国認定こども園への移行前と移行後の相違

5-3-1 類型について

(1) 類型について

159園中、幼保連携型が70.4%の112園を占めた。幼稚園型が12.5%の20園、保育所型が15.7%の25園、地方裁量型が1.2%の2園である。251人以上の施設は幼保連携型と幼稚園型である。

表 5-1 類型と定員

類型と定員	定1-50人	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	園数
幼保連携型	3	20	26	25	19	9	10	112
幼稚園型		4	6	4	4		2	20
保育所型	2	8	11	2	2			25
地方裁量型	1	1						2
園数	6	33	43	31	25	9	12	159

(n = 159)

(2) 階数について

移行前から階を増加した施設は8園であるが、一部2階を総2階にした施設が多かった。2階建（一部2階含）が56.6%の90園、3階建は7園（ビル3階1園含）であった。3階建は300人、275人、230人、214人、195人、175人、174人と定員の多い施設であった。

施設の建物については1995年2月「幼稚園設置基準の一部を改正する省令」⁸が文部省令第一号をもって公布され、園舎は平屋建の原則を2階建以下の原則に緩和された。それから2階建が増加した。

千羽は、「2階建の施設では園児の行動範囲が規制されやすく保母の承認や許可を求めて行動することになる」と指摘している⁹。しかし、3階建も存在するようになった。1階建では、遊びの時間に園児たちは園庭と保育室を自由に行ったり来たりしている。2階建になると「園庭に行きたい」「砂遊びに行きたい」と園児たちが保育者に尋ねている。「幼保連携型認定こども園は特別な事情のある場合は3階建も可」となっているが、原則2階建以下

である。

5-3-2 定員について

(1) 定員について

1) 定員について（1号認定、2号認定、3号認定の定員の全てを含む総定員）

定員は、1-50人が3.7%の6園、51-100人が20.7%の33園、101-150人が27.0%の43園、151-200人が19.4%の31園、201-250人が15.7%の25園、251-300人が5.6%の9園、301人以上が7.5%の12園である。101-150人が一番多く、1-150人が82園と5割以上を占める。

2) 1号定員について（幼稚園児の1号認定）

1号定員は、1-50人が39.6%の63園、51-100人が25.1%の40園、101-150人が15.0%の24園、151-200人が8.1%の13園、201-251人が4.4%の7園、251-300人が2.5%の4園である。1-50人が一番多く、1-100人が103園と6割以上を占める。定員によって1号定員に差があるかどうかについて X^2 検定を行ったところ有意差があった。定員51-100人で1号1-50人、定員101-150人で1号101-150人、151-200人、定員151-200人で1号1-50人、101-150人、定員201-250人で1号1-50人、101-150人、151-200人、定員251-300人で1号1-50、151-200人、251-300人、定員301人以上で1号200-250人が多いと解釈できる [X^2 (36) = 210.634 p < 0.01]。

3) 2号定員について（保育所児の3歳以上の2号認定）

2号定員は、1-50人が57.8%の92園、51-100人が26.4%の42園、101-150人が7.5%の12園、151-200人が1園である。1-50人が一番多く6割近くを占め、1-100人が134園と8割近くを占める。認定こども園は2号の受け入れは必須になったが、まだ受け入れていない施設が3園あった。定員によって2号定員に差があるかどうかについて X^2 検定を行ったところ有意差があった。定員51-100人で2号1-50人、51-100人、定員101-150人で2号101-150人、定員201-250人で2号101-150人、定員301人以上で2号151-200人が多いと解釈できる [X^2 (24) = 56.544 p < 0.01]。

4) 3号定員について（保育所児の3歳未満の3号認定）

3号定員は、1-50人が75.4%の120園、51-100人が13.2%の21園である。1-50人が一番多い。3号定員は2号定員よりも少ない。待機児童解消のために、認定こども園を創設したと言われている¹⁰。しかし、一番必要とされている3号定員は少ない。現在も3号の受け入れは必須ではない。定員によって3号定員に差があるかどうかについて X^2 検定を行ったところ有意差があった。定員51-100人で3号1-50、51-100人、定員201-250人で3号51-100人、定員301人以上で3号1-50人、51-100人が多いと解釈できる [X^2 (12) = 28.214 p < 0.01]。

園児と保育者の配置基準は、0歳児3対1、1・2歳児は6対1である。3号には保育者の

人数が多くいるため人件費の問題がある。また、保育者の確保が難しい。施設長・園長からは「保育者の紹介をお願いします」と書き足されている施設が数園あったことから保育者の不足は大きな課題である。厚生労働省においても保育者の確保のために給与の改善を進めている¹¹。

5) 定員の増減について

定員の増減をみると、定員は増加が62.8%の91園、変化無が15.7%の24園、減少が27.6%の44園である。6割以上の施設で定員を増加している。倍率では、3.1-3.2倍が学校法人1園、2.9-3.0倍が社会福祉法人1園、1.9-2.0倍が社会福祉法人1園、学校法人2園である。

1号定員は増加が35.8%の57園、変化無が10.0%の16園、減少が49.6%の78園である。1号定員は5割近い施設で減少している。1-50人、51-100人の定員の少ない施設で増加し、101人以上の施設で減少が多かった。

2号定員は増加が65.4%の104園、変化無が10.0%の16園、減少が17.6%の28園である。2号定員は受け入れが必須になったことから増加が多い。

3号定員は増加が64.7%の102園、変化無が18.2%の29園、減少が6.2%の10園である。3号定員は6割以上で増加していた。移行後、定員、2号定員、3号定員は増加が多く、1号定員は減少が多かった。

女性の働き方が変化してきたことから幼稚園の定員割れが進んでいる。そのため、幼稚園から認定こども園へ移行する時に1号定員を減少させ、2号と3号の受け入れを始めた既存幼稚園が多かった。

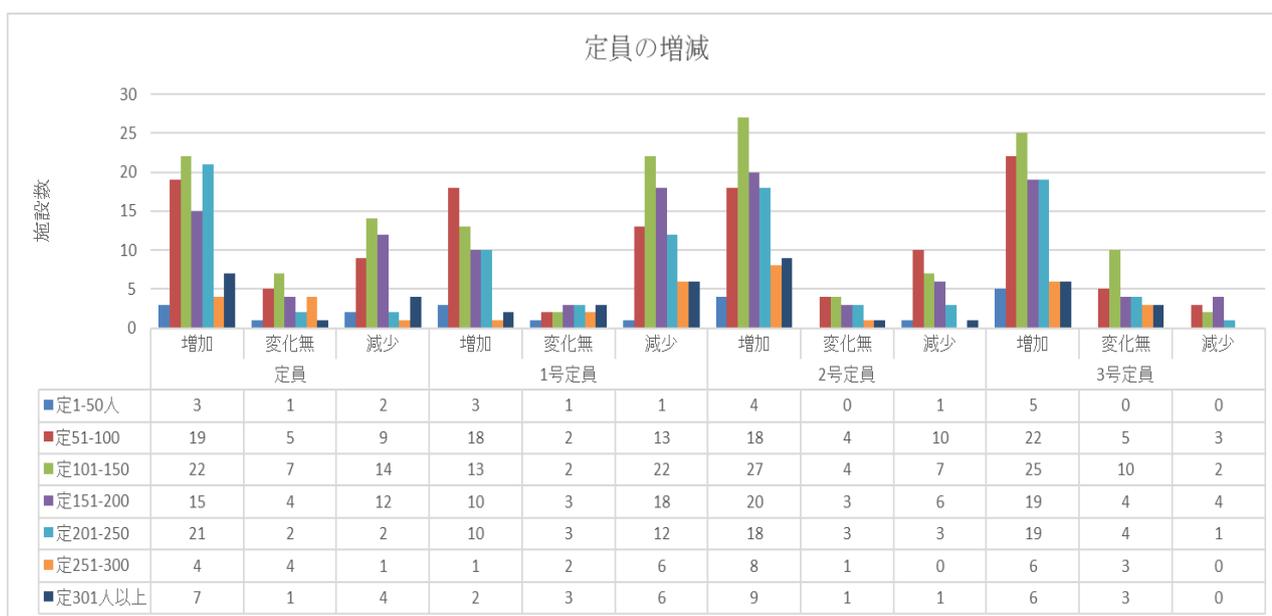


図 5-1 定員の増減

(n = 159)

5-3-3 施設について

(1) 設置主体について

設置主体は自治体が 23.8%の 38 園、社会福祉法人が 15.0%の 24 園、学校法人が 55.3%の 88 園である。学校法人では既存幼稚園を認定こども園へ移行した施設が多い。定員で見ると 301 人以上の施設は自治体が 1 園、学校法人が 6.9%の 11 園である。定員 201 人以上の施設は自治体が 3.1%の 5 園、社会福祉法人が 3.1%の 5 園、学校法人が 22.6%の 36 園である。定員の多い施設では学校法人が多い。

(2) 経緯について

経緯は新設が 5.6%の 9 園、幼稚園に保育所部門を備えた施設が 52.8%の 84 園、保育所に幼稚園部門を備えた施設が 23.8%の 38 園、統廃合が 15.0%の 24 園である。定員 201 人以上は、幼稚園に保育所部門を備えた施設が 30 園、統廃合が 6 園であった。

(3) 小学校について

小学校との連携¹²は保育所や認定こども園の目的の 1 つである。2005 年中央教育審議会においても推進している。2016 年 4 月に園児たちが入学する小学校数をみると、1-5 校が 53.4%の 85 園、6-10 校が 25.1%の 40 園、11-15 校が 6.9%の 11 園、16-20 校が 5 園、21 校以上が 6 園である。27 校、38 校に入学している施設もあった。定員 201 人以上の施設で園児が入学する小学校数が多くなっていた。

学校との交流回数をみると、移行前には年 1 回が 37.1%の 59 園、年 2-3 回が 18.2%の 29 園、年 4-5 回が 11.3%の 18 園であった。移行後には年 1 回が 33.9%の 54 園と減少し、年 2-3 回が 25.1%の 40 園、年 4-5 回が 12.5%の 20 園と少し増加した。交流のない施設も 8.1%の 13 園から 4.4%の 7 園に減少した。交流の記述回答 125 園で、「入学前に園児たちが小学校を参観する」が 44.8%の 56 園、「園児たちが小学校の行事に参加する」が 48.8%の 61 園、「小学生が来園する」が 29.6%の 37 園であった。

移行後、小学校との連携は少し増加しているが、政府が長年進めているにも関わらずあまり進んでいない。特に交流学校数は 1 校が 56.6%の 90 園と非常に多かった。施設の近隣の小学校だけの交流だけであった。園児たちの入学する小学校は広範囲になっていたが、小学校との交流は広範囲になっていなかった。加治佐らが、「認可基準に問題があるのではないか。施設や職員数、子どもの通園条件や安全性などが基準をクリアしておれば、保育・教育の目標や計画はさほど問われていないのではないか。認定こども園として育成する子ども像や混合クラスや異年齢交流など認定こども園の特性を生かした教育・保育の内容や方法を創造しているか、そのなかに小学校や地域との連携は組み込まれているか、子育て支援の内容・方法や態勢は十分か、などの認定こども園としての実質を認可基準として重視してゆくことが望まれる」¹³と述べているように基準が必要と考える。

表 5-2 小学校交流

前小学校交流	定1-50人	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	計
無	1	2	5		1	2	2	13
毎日					1			1
随時		1		2	2		1	6
週4-5			1					1
週1								0
月1		4		3	2			9
年6		2	1					3
年4-5	2	4	8	1	1	1	1	18
年2-3	1	6	5	8	5	1	3	29
年1	1	11	16	15	9	3	4	59
無答	1	3	7	2	4	2	1	20
後小学校交流	定1-50人	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	計
無	1		3		1	1	1	7
毎日			1		1			2
随時		1			3		2	9
週4-5			1	3		1		2
週1			2		1			3
月1		5	2	4	2			13
年6		2	1					3
年4-5	2	6	8	2		1	1	20
年2-3	2	7	8	12	5	2	4	40
年1	1	11	15	10	9	4	4	54
無答		1	2		3			6
計	6	33	43	31	25	9	12	159

(n = 159)

(4) 地域交流について

地域交流は移行前には年1回が20.7%の33園、年4-5回が8.8%の14園であった。移行後には年1回が25.7%の41園、4-5回が15.1%の24園と増加した。

交流のない施設も8.1%の13園から6.2%の10園に減少した。地域交流は200人以下の施設で回数が多かった。定員が多くなると地域の交流に出かけることも減少する。

地域交流の記述回答105園をみると、「餅つき・芋ほり・夏祭り・運動会・文化祭」等の認定こども園の行事への招待が29.5%の31園であった。「地域祭り・地域イベント・防火パレード」等の地域の行事への参加が53.3%の56園であった。また、「老人施設の訪問」は37.1%の39園であった。高齢化が進む日本では老人施設が増加している。島根県の調査では施設側が老人施設や高齢者との交流を日常的に進めていた。そのような地域交流の取り組みを全国の認定こども園が中心になって進められないだろうか。そうなれば認定こども園は地域にとって最良の施設となりえると考えます。

表 5-3 地域交流

前地域交流	定1-50人	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	計
無		3	4	1	1	1	3	13
毎日								0
随時		2	3		1	1	1	8
週4-5			1	2				3
週2-3								0
週1		1	1					2
月2-3							1	1
月1	1	8	9	5	2			26
年6			1					1
年4-5	1	3	4	3	3			14
年2-3	2	7	8	8	3	3	3	34
年1	1	5	4	9	10	3	1	33
無答	1	4	8	3	5	1	2	24
後地域交流	定1-50人	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	計
無		2	3		1	1	3	10
毎日		1						1
随時		2	2		1	1	1	7
週4-5								0
週2-3				1				1
週1		1	2				1	4
月2-3		1					1	2
月1	2	8	7	4	2		1	24
年6			3					3
年4-5	1	5	5	6	5	1	1	24
年2-3	2	6	9	8	3	3	3	34
年1	1	6	9	10	11	3	1	41
無答		1	3	2	2			8
計	6	33	43	31	25	9	12	159

(n = 159)

(5) 施設利用や行事の変化について

施設利用や行事の変化をみると移行後施設の利用の変化が多い。園庭利用の変化が 76.1%の 121 園、ホール・遊戯室利用の変化が 75.4%の 120 園、運動会の変化が 62.2%の 99 園、行事の変化が 53.4%の 85 園である。移行後、施設の利用の変化は定員に関係なく多い。運動会や行事は幼稚園部門の 1 号と保育所部門の 2 号と 3 号が別日、3 号だけ別日、3 号だけ行わない施設がある。千羽の言うように¹⁴、園庭やホール・遊戯室の利用を曜日や時間で分けている施設がある。

園庭利用の記述回答 29 園では、「定員が多いため規制や制限することが多い」が 58.6%の 17 園である。時間、年齢、クラス、曜日、スペースで分けている施設が多かった。

ホール・遊戯室利用の記述回答 32 園では、「人数が多いため規制することが多い」が 84.3%の 27 園である。「3歳未満と以上児で分けている」「遊戯室が全面保育室になった」「半分保育室になり行事は開け放すが普段は自由に使えない」「ホール・遊戯室で午睡をする時があるので使用できない」「子育て支援事業がホールを使用しているので月水木は使用が困難」「ホールは 2 階で、1 階の 0-1 歳児の午睡時にはできるだけ音をたてないようにしている」等と自由に利用出来ないことが記載されていた。「職員室やロッカー室が保育室になっ

た」という施設もあった。それらのことは、施設が整備されないまま認定こども園への移行が進められているからである。

運動会の記述回答 57 園では、「定員が多くなり競技種目が減少した」が 24.5%の 14 園である。「定員が多くなり 1 号と 2 号・3 号が別々の日に行く」が 19.2%の 11 園である。その施設では日々の練習も別々に行くという。「3 歳以上児の競技と親子競技の出場が減少した」「移行後 3 歳未満児が増え、運動会の時間が長くなり保育者不足で対応が困難になった」という記載も多かった。

行事の記述回答 58 園では、「1 号・2 号と 3 号、あるいは 3 歳未満と以上で日程を分ける」が 17.2%の 10 園である。「定員が多くなり行事を減らした」「準備も人数が多いので大変である」「平日から土曜日開催へ変更した」「日曜日の行事を無くした」「親子行事などの不参加が増加した」という記載も多かった。

表 5-4 施設利用や行事の変化

園庭	定1-50人	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	園数
変化有	6	25	24	24	18	5	11	121
変化無		7	8	5	7	4	1	32
無答		1	3	2				6
遊戯室	定1-50人	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	園数
変化有	6	28	32	22	16	6	10	120
変化無		4	9	8	9	3	2	35
無答		1	2	1				4
運動会	定1-50人	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	園数
変化有	5	24	27	17	14	4	8	99
変化無	1	7	14	13	11	5	4	55
無答		2	2	1				5
行事	定1-50人	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	園数
変化有	4	21	21	16	11	4	8	85
変化無	2	11	19	13	12	5	4	66
無答		1	3	2	2			8
園数	6	33	43	31	25	9	12	159

(n = 159)

(6) クラスと午睡について

クラス編成は、1 号と 2 号の終日合同が 72.3%の 115 園、午前合同（昼食まで合同）が 8.1%の 13 園、午後合同（預かり保育から合同）が 4.4%の 7 園、終日別々が 12.5%の 20 園である。

平日全員午睡があるのは、8.8%の 14 園、5 歳のみ期間（長期休暇中）が 32.0%の 51 園、4 歳までが 6.2%の 10 園、4 歳以上期間が 11.3%の 18 園、3 歳までが 10%の 16 園、2 歳までが 26.4%の 42 園である。全員と 5 歳のみ期間が定員 150 人以下の施設が多い。定員が少ない施設の方が午睡の時間を確保しやすい傾向がある。既存幼稚園から認定こども園へ移行した施設では、午睡が 3 号のみで、3 歳から午睡がない施設がある。

表 5-5 クラス編成

クラスと定員		定1-50人	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	園数
クラス編成	終日合同	5	28	29	23	21	5	4	115
	午前合同	1		4	3	2		3	13
	午後合同		2	1	1	1	1	1	7
	終日別々		1	9	3		3	4	20
	無答		2		1	1			4
午睡	全員	2	7	4			1		14
	5歳期間	1	13	19	9	6		3	51
	0-4歳	1		2	4	3			10
	4歳以上期間	1	2	1	4	7	2	1	18
	0-3歳	1	6	2	3	3	1		16
	0-2歳		4	12	11	4	4	7	42
	他			1			1	1	3
	無答		1	2		2			5
1号2号分け方	1号終了後	1	9	14	13	7	4	9	57
	昼食後午睡と降園	2	8	12	10	9	4	2	47
	1号午睡起こし降園	1	6	1			1		9
	1号も16時まで		5	1					6
	必要な子のみ			3	2	1		1	7
	無答	2	5	12	6	8			33
	園数	6	33	43	31	25	9	12	159

(n = 159)

1号と2号の教室の分け方は、幼稚園部門の標準保育の終了後に2号の園児のみが預かり保育の部屋へ移動するが35.8%の57園である。昼食後、1号が降園準備、2号が午睡教室に移動するが29.5%の47園である。このわけかたは共通時間が短くなる分け方である。特に既存幼稚園に保育所部門を整備した施設で多い分け方である。

また、1号保育終了後2号が午睡になるのが11.9%の19園である。午睡が必要な子のみ職員室で午睡が4.4%の7園である。1号が16時まで標準保育があるのは3.7%の6園である。16時まで保育時間があると十分に1号と2号の共通時間も午睡時間も確保されるのではないだろうか。午睡の途中まで1号も参加できるは定員150人以下の施設が多い。定員が少ないと午睡の時間も確保されやすい。松川¹⁵も午睡の有無の混在を指摘している。また、荒木ら¹⁶も保育所での午睡の重要性を述べている。しかし、認定こども園での午睡は少ない。保護者からは「夜早く寝てほしいから午睡時間はいらない」「午睡はいらない、教育時間にあてて欲しい」との声が多い。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説¹⁷では、「在園時間が相対的に長くなる保育を必要とする子どもに該当するおおむね4歳までの園児にとっては、午睡のある生活が望ましい」とある。園児にとって夜の睡眠に影響するほどの長時間ではなく、リラックス程度の午睡時間は4歳ぐらいまでは必要ではないだろうか。

(7) 幼稚園教育要領と保育指針の重要視について

3号は「保育指針」重視であるが1号と2号は、「幼稚園教育要領」と「保育指針」の両方を重要視することになっている。この重要視度を質問した。3歳以上は、「幼稚園教育要領」重視は37.1%の59園、「保育指針」重視が7.5%の12園、両保同じが49.6%の79園である。定員151人以上の施設では「幼稚園教育要領」重視が多い。定員の多い施設は既存幼稚園から認定こども園へ移行した施設が多いため、保育内容は幼稚園のまま変更していない施設が多い。

記述回答92園で、特に学校法人では、「1号と2号は幼稚園で教育要領重視」という記載が多かった。「本来幼稚園なので独自性を出している」「設立当時からの方針のため」「60年の幼稚園の歴史と保護者の幼児教育への期待から要領重視である」「これまでの流れから幼稚園教育が最前線だと確信している」「3歳以上は幼稚園在籍であるため」「元々幼稚園であったため」「3歳以上は教育を重視する」等と29.3%の27園が「幼稚園教育要領」重視であった。

表 5-6 教育要領と保育指針

教育要領・保育指針	定1-50人	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	園数
教育要領重視		4	7	7	5	2	1	26
教育要領やや重視	1	5	6	7	6	5	3	33
同じ	4	20	22	14	10	2	7	79
保育指針やや重視	1	2	2	1	2			8
保育指針重視		1	2	1				4
無答		1	4	1	2		1	9
園数	6	33	43	31	25	9	12	159

(n = 159)

5-3-4 保育内容・保育環境について

(1) 保育内容・保育環境の利点について

1) 「教育の質は変化したか」の回答では、良くなったが39.6%の63園、悪くなったが4園である。4割近い施設で良くなったと回答している。定員51-100人の施設で51.5%が良くなったと回答している。悪くなったと回答の4園は、定員を増加した施設であった。

2) 「保育の質は変化したか」の回答では、良くなったが47.3%の76園である。5割近い施設で良くなったと回答している。「教育の質の変化」より高い数値である。定員51-100人の施設で57.5%、151-200人で51.6%、301人以上で58.3%が良くなったと回答している。悪くなった施設は自治体1園で150人が128人に減少した施設であった。この施設の記述回答では、「以前は幼稚園独自でゆったりしていた」「3歳未満児との調整が必要である」とあった。

3) 「保育者の指導力は変化したか」の回答では、良くなったが47.1%の75園である。5割近い施設で良くなったと回答している。定員51-100人の施設で57.5%、151-200人で54.8%が良くなったと回答している。

- 4)「園児の生活態度は変わったか」の回答では、良くなったが 27.0%の 43 園である。定員に関係なく同じが多い。
- 5)「園児の精神的安定は変化したか」の回答では、良くなったが 25.7%の 41 園である。悪くなったが 7 園であった。7 園は 1 号が早く帰ることから施設に残る 2 号の園児のことを心配する施設長・園長の声である。
- 6)「異年齢児との交流は増加したか」の回答では、増加したが 45.2%の 72 園である。定員 251-300 人で 77.7%と高い。定員が多い施設は既存幼稚園が多く、保育所部門を備えたことから異年齢児との交流が増加した。
- 7)「小学校との交流は増加したか」の回答では、増加したが 28.3%の 45 園である。定員 51-100 人の施設で 45.4%と高いが、全体では少し増加しただけである。
- 8)「小学校との意見交換は増加したか」の回答では、増加したが 25.7%の 41 園である。
- 9)「地域との交流は増加したか」の回答では、増加したが 27.0%の 43 園である。定員に関係なく同じが多く、全体では少し増加しただけである。
- 10)「地域との意見交換は増加したか」の回答では、増加したが 18.8%の 30 園である。定員 1-50 人の施設で 50.0%と高いが、全体では少し増加しただけである。

表 5-7 保育内容・保育環境の利点

保育内容・保育環境の利点		定1-50人	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	計
教育の質	良く	1	17	14	13	7	2	5	63
	同じ	4	12	20	10	10	6	4	69
	悪く	0	0	0	1	2	0	1	4
保育の質	良く	2	19	18	16	6	3	7	76
	同じ	4	10	15	8	13	4	2	58
	悪く	0	0	1	0	0	0	0	1
保育者の指導力	良く	2	19	18	17	8	3	5	75
	同じ	4	9	16	6	9	5	5	58
	悪く	0	0	0	1	3	1	0	5
園児の生活態度	良く	0	7	11	12	5	3	2	43
	同じ	6	20	22	12	13	6	7	90
	悪く	0	1	1	0	1	0	1	4
園児の精神的安定	良く	0	12	11	8	3	2	2	41
	同じ	6	17	21	14	15	7	7	91
	悪く	0	0	2	2	2	0	1	7
異年齢児との交流	増加	3	10	17	16	8	7	5	72
	同じ	2	17	15	6	11	2	4	58
	減少	1	2	2	2	1	0	1	9
小学校との交流	増加	1	15	18	13	2	1	2	45
	同じ	4	16	20	13	18	8	8	90
	減少	1	1	2	0	0	0	0	4
小学校との意見交換	増加	2	9	10	10	3	2	3	41
	同じ	4	19	23	12	17	7	7	94
	減少	0	1	1	1	0	0	0	3
地域との交流	増加	2	6	12	10	3	4	3	43
	同じ	3	23	20	14	17	5	7	93
	減少	1	0	2	0	0	0	0	3
地域との意見交換	増加	3	6	10	4	3	2	1	30
	同じ	3	23	24	20	16	7	9	108
	減少	0	0	0	0	1	0	0	1

(n = 159)

(2) 保育内容・保育環境の利点の評価

教育の質、保育の質、保育者の指導力、園児の生活態度、園児の精神的安定、異年齢児との交、小学校との交流、小学校との意見交換、地域との交流、地域との意見交換が移行後良くなっていた。割合を点数で評価すると、定員 1-50 人で 8 点、51-100 人で 12 点、101-150 人で 13 点、151-200 人で 14 点、201-250 人で 5 点、251-300 人で 11 点、301 人以上で 10 点であった。101-150 人と 151-200 人の施設で評価が高かった。定員が多くなると評価が低くなったことから、定員の上限が必要と考えられる。

表 5-8 保育内容・保育環境の利点の評価

保育内容・保育環境の利点		定1-50人(%)	点数	定51-100(%)	点数	定101-150(%)	点数	定151-200(%)	点数	定201-250(%)	点数	定251-300(%)	点数	定301人以上(%)	点数
保育者数	n=159	n=6		n=33		n=43		n=31		n=25		n=9		n=12	
教育の質	良く	16.6	0	51.5	2	32.5	1	41.9	2	28	1	22.2	1	41.6	2
保育の質	良く	33.3	1	57.5	2	41.8	2	51.6	2	24	1	33.3	0	58.3	2
保育者の指導力	良く	33.3	1	57.5	2	41.8	2	54.8	2	32	1	33.3	1	41.6	2
園児の生活態度	良く	0	0	21.2	1	25.5	1	38.7	1	20	1	33.3	1	16.6	0
園児の精神的安定	良く	0	0	36.3	1	25.5	1	25.8	1	12	0	22.2	1	16.6	0
異年齢児との関わり	増加	50	2	30.3	1	39.5	1	51.6	2	32	1	77.7	3	41.6	2
小学校との交流	増加	16.6	0	45.4	2	41.8	2	41.9	2	8	0	11.1	0	16.6	0
小学校との意見交換	増加	33.3	1	27.2	1	23.2	1	32.2	1	12	0	22.2	1	25	1
地域交流	増加	33.3	1	18.1	0	27.9	1	32.2	1	12	0	44.4	2	25	1
地域との意見交換	増加	50	2	18.1	0	23.2	1	12.9	0	12.9	0	22.2	1	8.3	0
点数			8		12		13		14		5		11		10

(3) 保育内容・保育環境の課題について

非正規保育者の増加、担任の入替えの増加、部屋の移動の増加、園児の送迎負担の増加、保護者の送迎負担の増加、バス片道送迎時間の増加、定員の増加、研修や会議の難しさ、新保育実践の難しさ、クラス意識の高さ、一人一人ケアの難しさ、保育者の保育観の相違、幼保の保護者間の相違、午前カリキュラムの集中、時間差の影響は移行後増加していた。割合を点数で評価すると、定員 1-50 人で 39 点、51-100 人で 42 点、101-150 人で 43 点、151-200 人で 43 点、201-250 人で 30 点、251-300 人で 27 点、301 人以上で 42 点であった。101-150 人と 151-200 人の施設で評価が高かった。

11) 「非正規保育者は増加したか」の回答では、増加したが 38.3%の 61 園である。定員 251-300 人の施設で 77.7%と高い。認定こども園への移行が非正規職員を増加させているのであれば、保育の質を低下させてしまうことにつながる危険がある。

12) 「担任の入替えは増加したか」の回答では、増加したが 17.6%の 28 園である。早朝保育、預かり保育、延長保育があることによって担任の入替えが時間によって代わる。松村¹⁸は、「認定こども園は 13 時 30 分までが幼稚園でその後長時間保育が始まる」と園児の保育時間差を述べている。

13) 「部屋の移動は増加したか」の回答では、増加したが 22.0%の 35 園である。定員 201-250 人で 40.0%と高い。定員が多い施設は既存幼稚園が多いので、早朝は保育所、幼稚園が開園すると幼稚園に移動、幼稚園が終了すると保育所に移動、その後時間によって移動するという施設が多い。渡辺¹⁹は「朝は保育所に登園し、幼稚園が始まると幼稚園に、午後は保育所にと移動が多い」と危惧している。移動回数は平均 3 回であったが、5 回、7 回の施設もあった。定員が多い施設は既存幼稚園が多いので、早朝は保育所、幼稚園が開園すると幼稚園に移動、幼稚園が終了すると保育所に移動、その後時間によって移動するという施設が多い。

14) 「園児の送迎負担は増加したか」の回答では、増加したが 25.7%の 41 園である。

15) 「保護者の送迎負担は増加したか」の回答では、増加したが 20.1%の 32 園である。これは統廃合により、遠方まで送迎しなければならない保護者が増えているためである。定員 251-300 人の施設で 44.4%である。定員の多い施設は既存幼稚園が多く、保育所部門を整備してさらに広範囲から園児を集めている施設が多く、送迎負担が増加しているためである。

16) 「バス片道時間は増加したか」の回答では、増加したが 10.6%の 17 園である。

17) 「保護者との情報交換は増加したか」の回答では、増加したが 8.1%の 13 園である。

18) 「保護者同志の交流は増加したか」の回答では、増加したが 15.0%の 24 園である。特に学校法人は 27.2%の 46 園と多い。「幼稚園に通わせる保護者と保育所に通わせる保護者の保育観は違う」「役員も忙しい保育所児の保護者には引き受けてもらえず、幼稚園児の保護者になってしまう」という施設長・園長の声も多い。

19) 「定員の増加を感じるか」の回答では、感じるが 38.3%の 61 園である。定員 251-300 人の施設で 66.6%以上と高い。施設長や園長が規模や定員が多くなったと感じている。定員 201-250 人の施設で 52.0%、251-300 人で 66.6%と高い。定員の多い施設の施設長や園長が定員の増加を感じていることがいえる。

20) 「仕事が増え研修や会議の開催の難しさを感じるか」の回答では、感じるが 42.7%の 68 園と高い。定員 251-300 人の施設で 66.6%以上と高い。幼稚園では 14 時から研修や会議が行われている施設が多い。移行後、2 号の受け入れと預かり保育、延長保育で研修や会議の開催が難しくなった施設が多い。

21) 「新保育実践の取組の難しさを感じるか」の回答では、感じるが 17.6%の 28 園である。

22) 「クラス意識が高いと感じるか」の回答では、感じるが 16.8%の 26 園である。

23) 「園児たちの一人一人のケアの難しさを感じるか」の回答では、感じるが 42.7%の 68 園である。定員 301 人以上の施設で 66.6%と高い。定員が多いほど、一人一人のケアが難しいと感じている。

24) 「保育者の保育観の相違を感じるか」の回答では、感じるが 30.8%の 49 園である。定員が多いほど、既存幼稚園が多く、保育士との保育観の相違を感じているといえる。

25)「幼保の保護者の保育観の相違を感じるか」の回答では、感じるが 16.3%の 26 園である。
 26)「午前カリキュラムが集中すると感じるか」の回答では、感じるが 22.0%の 35 園である。学校法人では感じないは 8.2%の 14 園ある。筆者の調査では幼稚園部門は 14 時までが一番多く、その後保育所部門の子どもは預かり保育になり 18 時、19 時までが多いと報告した。そのことから 14 時までは既存幼稚園のままである施設が多い。
 27)「保育時間差が園児へ影響すると感じるか」の回答では、感じるが 32%の 51 園と多い。定員 1-50 人の施設で 66.6%と高い。

表 5-9 保育内容・保育環境の課題

保育内容・保育環境の課題		定1-50人	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	計
非正規保育者	増加	3	13	11	12	7	7	5	61
	同じ	3	13	18	7	12	2	5	64
	減少	0	3	4	4	1	0	0	12
担任の入替え	増加	1	3	8	7	7	1	0	28
	同じ	5	25	23	16	10	8	9	102
	減少	0	0	1	1	3	0	1	6
部屋の移動	増加	1	5	9	6	10	1	1	35
	同じ	5	24	25	17	8	8	9	101
	減少	0	0	0	1	2	0	0	3
園児の送迎負担	増加	2	6	9	9	5	3	2	41
	同じ	3	20	23	13	13	4	6	84
	減少	0	2	1	2	2	2	2	11
保護者の送迎負担	増加	0	3	9	5	5	4	6	32
	同じ	6	24	23	19	18	4	6	100
	減少	0	2	2	1	0	0	0	5
バス片道時間	増加	0	2	7	3	1	1	1	17
	同じ	3	14	18	15	12	7	7	80
	減少	0	1	1	1	4	1	0	8
保護者との情報交換	増加	0	1	5	2	4	0	1	13
	同じ	6	22	24	13	13	6	9	98
	減少	0	6	5	9	3	3	0	28
保護者同士の交流	増加	1	4	7	2	5	2	1	24
	同じ	4	21	21	13	10	4	9	85
	減少	1	4	5	9	4	3	0	28
定員の増加	感じる	0	12	10	12	13	6	4	61
	同じ	5	14	17	8	5	2	5	58
	感じない	1	3	6	4	2	1	1	19
研修や会議の難しさ	感じる	2	10	16	12	12	6	5	68
	同じ	3	15	11	7	3	2	4	46
	感じない	1	4	7	5	5	1	1	25
新保育実践の難しさ	感じる	0	6	6	5	7	2	1	28
	同じ	4	13	16	8	11	4	5	63
	感じない	2	10	12	11	2	3	4	48
クラス意識の高さ	感じる	0	7	4	6	5	2	0	26
	同じ	6	19	25	15	12	6	10	98
	感じない	0	3	5	3	3	1	0	15
一人一人のケアの難しさ	感じる	2	10	16	12	12	6	5	68
	同じ	3	15	11	7	3	2	4	46
	感じない	1	4	7	5	5	1	1	25
保育者の保育観の相違	感じる	0	9	10	7	9	6	4	49
	同じ	4	17	14	10	7	3	5	62
	感じない	2	3	10	7	4	0	1	27
幼保保護者観の相違	感じる	0	7	4	6	5	2	0	26
	同じ	6	19	25	15	12	6	10	98
	感じない	0	3	5	3	3	1	0	15
午前カリキュラムの集中	感じる	3	6	8	7	6	2	1	35
	同じ	3	17	23	11	10	7	7	83
	感じない	0	6	2	5	3	0	2	18
時間差の影響	感じる	4	8	12	6	11	3	3	51
	同じ	2	14	13	11	6	4	4	56
	感じない	0	7	9	7	3	2	3	32

(4) 保育内容・保育環境の課題の評価

非正規保育者、担任の入替え、部屋の移動、園児の送迎負担、保護者の送迎負担、バス片道時間、保護者との情報交換、保護者同士の交流が移行後増加していた。定員が多くなった、研修や会議が難しい、新保育実践が難しい、クラス意識が高い、一人一人のケア難しい、保育者の保育観の相違、幼保の保護者観の相違、午前にカリキュラムが集中、時間差が保育内容に影響を移行後感じていた。定員 51-100 人で 42 点、101-150 人で 43 点、151-200 人で 43 点で評価が高かった。

表 5-10 保育内容・保育環境の課題の評価

保育内容・保育環境の課題		定1-50人(%)	点数	定51-100(%)	点数	定101-150(%)	点数	定151-200(%)	点数	定201-250(%)	点数	定251-300(%)	点数	定301人以上(%)	点数
保育者数	n=159	n=6		n=33		n=43		n=31		n=25		n=9		n=12	
非正規保育者	増加	50	1	39.3	2	25.5	2	38.7	2	28	2	77.7	0	41.6	1
担任の入れ替え	増加	16.6	3	9	3	18.6	3	22.5	2	28	2	11.1	3	0	3
部屋の移動	増加	16.6	3	15.1	3	20.9	2	19.3	3	40	1	11.1	3	8.3	3
園児の送迎負担	増加	33.3	2	18.1	3	20.9	2	29	2	41.6	1	33.3	2	16.6	3
保護者の送迎負担	増加	50	1	27.2	2	9.3	3	12.9	3	33.3	2	44.4	1	0	3
バス片道時間	増加	0	3	6	3	16.2	3	9.6	3	4	3	11.1	3	8.3	3
保護者との情報交換	増加	0	3	3	3	11.6	3	6.4	3	16	3	0	3	8.3	3
保護者同士の交流	増加	16.6	3	12.1	3	16.2	3	6.4	3	20	2	22.2	2	8.3	3
定員が多くなった	感じる	0	3	36.3	2	23.2	2	38.7	2	52	1	66.6	0	33.3	2
研修や会議が難しい	感じる	33.3	2	30	2	37.2	2	38.7	2	48	1	66.6	0	41.6	1
新保育実践難しい	感じる	0	3	18.1	3	13.9	3	16.1	3	28	2	22.2	2	8.3	3
クラス意識が高い	感じる	0	3	21.2	2	9.3	3	19.3	3	20	2	22.2	2	0	3
一人一人のケア難しい	感じる	33.3	2	30.3	2	37.2	2	38.7	2	48	1	66.6	0	41.6	1
保育者の保育観の相違	感じる	0	3	27.2	2	23.2	2	22.5	2	36	2	66.6	0	33.3	2
幼保保護者観の相違	感じる	0	3	21.2	2	9.3	3	19.3	3	20	2	22.2	2	0	3
午前にカリキュラム集中	感じる	50	1	18.1	3	18.6	3	22.5	2	24	2	22.2	2	8.3	3
時間差が保育内容に影響	感じる	66.6	0	24.2	2	27.9	2	19.3	3	44	1	33.3	2	25	2
点数			39		42		43		43		30		27		42

(5) 保育内容・保育環境の利点と課題について

保育内容・保育環境の利点と課題の評価を総合すると、定員 1-50 人で 47 点、51-100 人で 54 点、101-150 人で 56 点、151-200 人で 57 点、201-250 人 35 点、251-300 人で 38 点、301 人以上で 52 点であった。101-150 人、151-200 人の施設で評価が高かった。

(6) 施設長・園長の理想定員について

「理想定員はどのくらいが良いか」の回答では、57.8%が 150 人以下と回答していた。2014 年本間²⁰は、「入所増や詰め込みの待機児童対策の規制緩和策ではなく、保育士が考える適正園児程度の範囲内におさえることが保育の質を保つうえで重要である。子どもと保育士にとっての最善の生活を保障するために、120 人以下に整備する必要がある」と指摘しているように、保育士が考える定員が重要であるなら、この調査の施設長・園長の考える 150 人以下は重要と考えられる。

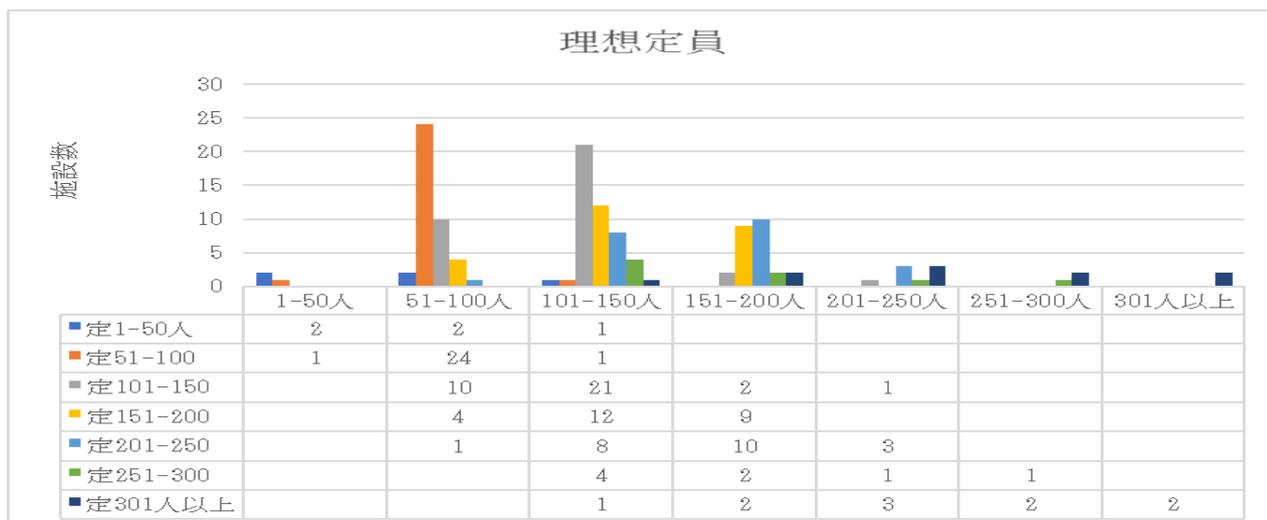


図 5-2 理想定員

(n = 159)

5-4 本章のまとめ

認定こども園への移行後には、定員の変化、保育内容や保育環境の相違があった。また、保育内容や保育環境の相違が定員と関連があることがいえた。

施設の建物については、原則よりも高い3階建も増えていることがいえた。園児が自由に保育室と園庭を行き来するには1階建てが良いが、敷地の確保の問題から認定こども園へ移行するために、縦に建物が伸びているといえる。

定員については、定員1-50人、51-100人では1号、2号、3号の全てで増加している施設が多く、定員101人以上では1号を減少させ、2号と3号を増加した施設が多い。これは、定員の多い施設は既存幼稚園が多いので、1号の定員割れが進んでいるからである。女性の働き方の変化からきているといえる。定員301人以上の施設も多くなっていた。倉斗ら²¹のいうように定員は認定こども園になって多くなっていた。

設置主体と経緯については、新設は少なく、既存幼稚園に保育所部門を備えて認定こども園へ移行した学校法人が5割以上を占めていた。自治体は幼稚園や保育所を統廃合して定員を増加していた。社会福祉法人は保育所に幼稚園部門を備えて定員を増加していた。

小学校と地域については、定員の多い施設の園児たちが入学する小学校数が多くなっていた。地域の子どもと一緒に教育・保育を受けるといえることにはなっていない。また小学校との交流も1校のみが多く、園児たちの入学する小学校との交流はなされていなかった。地域との交流も少し増加していただけであった。小学校との交流も地域との交流も今まで以上に推進する必要がある。

施設利用や行事については、園庭、ホール・遊戯室の利用変化が多く、1号、2号、3号の園児が曜日や時間で分けている施設が多かった。運動会や行事も時間や日程を分けて制限をしている施設が多かった。

クラスと午睡については、終日合同が多いが、終日別々の施設もあった。1号認定も2号認定も合同のクラスでどのように保育内容を充実するかが重要である。

3歳児の午睡の無い認定こども園が多い。1号の保育時間の設定を考察すると松川の述べる保育時間の差や午睡の有無も解決でき、共通時間も午睡時間も安定するのではないかと考える。

幼稚園教育要領と保育指針の重要視については、既存幼稚園は幼稚園教育要領を重要視して、14時までは幼稚園のままの施設が多かった。

保育内容や保育環境については、認定こども園への移行は、教育や保育をすることで職員の経験や指導力が良くなり保育内容や教育内容が良くなっていた。

しかし、施設長や園長は幼稚園教諭と保育士の保育観の違い、保護者の保育観の違い、非正規員保育士の増加を感じていた。保育時間差が午前カリキュラムを集中させ、担任の入替えを増やし部屋の移動を増加していると感じていた。職員の仕事が増え研修や会議の開催が難しくなり、園児たち一人一人のケアが難しくなったと感じていた。松川⁴や安藤²²が危惧していることであるが、いまだ解決されていないことが伺える。

日本では幼稚園や保育施設の上限はないので、201人以上の施設が多くなっている。定員について詳細な分析がないので、今後していかなければならない。

¹ 内閣府

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/gaiyou.html>（最終閲覧 2017年10月19日）

² 改正認定こども園法（平成24年法律第66号）

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_1/pdf/s4-5.pdf
（最終閲覧 2017年10月19日）

³ 2016.6 内閣府子ども・子育て本部 認定こども園の数について

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/ensuupdf>

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/links/pdf/kodomoen27.pdf>（最終閲覧 2017年10月19日）

⁴ 松川恵子・青井夕貴・西村重稀「認定こども園の現状と課題（3）保育の内容等について」『仁愛女子短期大学研究紀要（41）89-99 2009

⁵ 倉斗綾子、山田あすか、佐藤将之ら「就学前保育施設の施設状況とその評価-全国保育施設アンケート調査より-」『日本建築学会技術報告集』15（31）865-870 2009.10

⁶ 安藤節子「秋田県における幼稚園と保育所の関係について：その5 大規模保育施設における家庭と連携」『聖園学園短期大学研究紀要』（36）35-45 2006.3「秋田県における幼稚園と保育所の関係について 育施設の大規模化に伴う諸問題」『日本保育学会発表論文集』（56）354-335 2003.5

⁷ 金井 徹・前田 有秀・杉山 弘子「子ども・子育て支援新制度下の幼保連携型認定こども園における課題の検討」『尚絅学院大学紀要』（71）7-40 2016.7

⁸ 文部科学省 幼稚園設置基準の一部を改正する省令の制定について（文初幼第一〇号平成七年二月八日）

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19950208001/t19950208001.html（最終閲覧：2017年7月19日）

⁹ 千羽喜代子「保育所の定員規模にみた集団保育の検討」『幼児の教育』80(3) 6-13 1981-3

-
- ¹⁰13) 神戸洋子「幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園の保育者不足解消に向けてー幼保一体化がもたらす問題点」『帝京科学大学教職指導研究』1 (1) 169-174 2016.3
- ¹¹14) 厚生労働省保育士確保 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/osirase/140131-1.html>
(最終閲覧: 2017年7月19日)
- ¹² 2005年中央教育審議会「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/siryu/attach/1298452.htm
(最終閲覧: 2017年10月19日)
- ¹³ 加治佐哲也・岡田美紀「認定こども園に関する全国調査①ー先行事例の保育・教育と運営の活動実態ー」『兵庫教育大学 研究紀要』35 1-14 2009.9 外形はとっていても、実質が伴っていない 保育・教育の目標や計画はとわれていない 実質を認可基準として重視を望む 園務処理への支援
- ¹⁴ 千羽喜代子「保育所の定員規模にみた集団保育の検討」『幼児の教育』80(3) 6-13 1981.3 保育所の定員規模について
- ¹⁵ 松川恵子・青井夕貴・西村重稀「認定こども園の現状と課題(3)ー保育の内容等について」『仁愛女子短期大学研究紀要』41 2008 幼・保の生活時間の違いによる問題がある午睡の時間の問題について
- ¹⁶ 荒木章子 大日向純子 鈴木菜生ら「北海道旭川市における3歳児の睡眠習慣に関するアンケート調査」『脳と発達』(40) 370-374 2008
- ¹⁷ 内閣府 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/s-youho-k.pdf> (最終閲覧: 2017年10月19日)
- ¹⁸ 松村澄絵「幼保一元化施設運営の取り組み調査: 東川町幼児センター『ももんがの家』を通して」『國學院短期大学紀要』(23) 137-149 2006
- ¹⁹ 渡辺英則「認定こども園の現状課題(1 展望 第2部 保育の歩み(その1))」『保育学研究』52(1) 132-139 2014
- ²⁰ 本間栄治「保育士と子どもとの関わりの実態ーA市内における保育士への意識調査を通してー」『保育学研究』52(2) 76-87 2014
- ²¹ 倉斗綾子 山田あすか 佐藤将之ら「就学前保育施設の施設状況とその評価ー全国保育施設アンケート調査よりー」『日本建築学会技術報告集』15(31) 865-870 2009.10
- ²² 安藤節子「秋田県における幼稚園と保育所の関係についてーその⑤大規模施設における『家庭との連携』」『聖徳学園短期大学紀要』36 35-45 2006.3 大規模化により保育士同志の連携に支障 統廃合で バス送迎で連絡がとりにくい 子育て支援の一方で家庭との連携についても積極的な対応必要

第 6 章

施設長・園長からの認定こども園の定員

- 6-1 本章の目的
- 6-2 調査の概要
- 6-3 認定こども園の施設長・園長の意識
- 6-4 本章のまとめ

第6章 施設長・園長からの認定こども園の定員

6-1 本章の目的

幼保一体施設認定こども園が2006年に創設された。しかし、幼稚園と保育所は、諸官庁、法律、保育者、対象園児、歴史等の相違が多く幼保一元化は進まなかった。2013年10月には1110園になった。その1110園の定員をみると401人以上の施設が14園、501人以上が4園、601人以上が2園であった。

2014年8月22日「認定こども園法」の改正により、学校及び児童福祉施設として法的位置付けを持つ単一の施設として、「幼保連携型認定こども園」が新たに設定された¹。2014年4月30日「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の告示の公示について」の通知において、「幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性、学校教育への円滑な接続、満3歳未満・以上の園児教育及び保育環境の構成の工夫」について明示された²。施行後2015年には2,836園に急増した³。

保育者1人に対する園児数の基準はあるが施設の定員の基準はない。定員の先行研究は認定こども園についてはない。しかし、保育所や幼稚園についてはある。

幼稚園の定員については1899年「幼稚園保育及設置規定」(文部省令第32号)の第3条に「保母1人の保育する幼児の数は40人以内とす」第4条に「1幼稚園の幼児数は100人以内とす、特別の事情のある時は150人まで増加することを得」とある。福西は「幼稚園の規模は、知的なものが尊重され人間としての個々の尊厳さを大切にされるには100人以下の規模が良い。しかし、100人以下では保育面は良いが園の経営から言って困難であるので120人から140人程度が良い」と指摘した⁴。山下は、海貞子⁵の「幼稚園の全体規模は保育者の一人一人が全園児の名前を知っていることが大切な条件だ。3歳児十数名、4歳児25人、5歳児30人で各年齢2組の120人が良い」という考えを支持していた⁶。ただし、福西、山下の研究は根拠データを示したものではなかった。

保育所の定員については本間がA市内の122人の保育士の調査から、「定員が多いほど安全面の配慮などにより制約・決まり事が増える。労働過剰、保育環境の悪化がある。定員100人以下が適正規模と考える保育士は84人、120人以下と考える保育士は110人であった。121人以上は子どもとの関わりに関しジレンマを抱える保育士が増える恐れがある。保育士が考える適正園児程度におさえることが保育の質を保つうえで重要である」⁷と適正規模を示した。

認定こども園の定員の上限はない。本章では施設と運営について定員との関係で分析する。それらを通じて認定こども園の定員を検討する。

6-2 調査の概要

6-2-1 調査の方法について

(1) 調査の方法について

2016年4月時点の全国4001園の認定こども園を都道府県ごとに定員を1-50人、51-100人、101-150人、151-200人、201-250人、251-300人、301人以上に区分した。区分ごとに各1園、都道府県ごとに選択した。区分のない部分は除外し調査対象209園に2016年8月に直接質問紙を郵送した。

施設への質問紙は2009年から2016年までの三重県、高知県、島根県、青森県、大阪府の幼保一体施設・認定こども園への聞き取り調査と三重県伊勢市の認定こども園の園長、保育者と相談の上作成した。

(2) 集計結果について

有効回答は32都道府県の71園（有効回収率33.9%）である。類型は幼保連携型が77.4%の55園、幼稚園型が11.2%の8園、保育所型が9.8%の7園、地方裁量型が1園である。71園中、公立は36.6%の26園、私立は63.3%の45園である。定員251人以上の施設の公立は秋田県1園だけで他は私立である。自治体が36.6%の26園、福祉法人が12.6%の9園、学校法人49.2%の35園である。学校法人が多い。

表 6-1 類型と経緯について

類型	自治体	福祉法人	学校法人	他	園数
幼保連携型	21	8	26		55
幼稚園型	1		7		8
保育所型	4	1	2		7
地方裁量型				1	1
園数	26	9	35	1	71
経緯	自治体	福祉法人	学校法人	他	園数
新設	3	3	4		10
既存幼稚園＋保育所	5		20		25
既存保育所＋幼稚園	7	3		1	11
統廃合	6	3	9		18
他	5		2		7
園数	26	9	35	1	71

(n = 71)

経緯は新設が14%の10園、既存幼稚園に保育所部門を整備したが35.2%の25園、既存保育所に幼稚園部門を整備したが15.4%の11園、統廃合は25.3%の18園、無答は9.8%の7園である。定員は、1-50人が4園、51-100人が15園、101-150人が17園、151-200人が10園、201-250人が8園、251-300人が6園、301人以上が11園の71園である。

施設への質問は、公立・私立、類型（幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型）、経緯、定員、施設、保育時間、送迎バス、職員室、職員、クラス編成、保育活動等について選択と記述記入で行った。

施設長・園長への回答は定員によって点数化した。

施設の階数は園児が自由に行き来できる1階建て、運動会を毎日遊ぶ園庭で開催できる、

クラス活動だけでなく同学年や異年齢児との活動ができる等の割合をみた。80%以上を4点、60%以上を3点、40%以上を2点、20%以上を1点、20%未満を0点として評価した。

6-3 認定こども園の施設長・園長の意識

6-3-1 施設と運営について

(1) 施設について

1) 施設の階数は1階建が43.6%の31園、2階建が46.4%の33園、3階建が8.4%の6園である。定員が50人以下の施設はビルの中にある1園以外全て1階建である。定員51-100人の施設では1階建が66.6%の10園、2階建が33.3%の5園である。定員101-150人は1階建が52.9%の9園、2階建が47%の8園である。定員151-200人の施設では1階建が10.0%の1園、2階建が90.0%の9園である。3階建は201-250人で1園、251-300人で1園、301人以上で4園である。51人以上になると2階建ができ、151人以上になると2階建が多くなり、201人以上になると3階建もある。301人以上では3割以上が3階建であった。3階の施設は全て私立で、新設と既存幼稚園に保育所部門を整備した施設である。千羽は、「大規模保育所では2階以上を使用している園が多い。2階になると園児の行動範囲が規制されやすく、また、園児が保母の承認や許可を求めて行動しなければならない場合が生じやすくなる」と危惧していた⁸が、3階建も存在するようになった。階数によって定員に差があるかどうかについて χ^2 検定を行ったところ有意差があった。

表 6-2 階数と定員について

			定員						合計	
			定1-50	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300		定301人以上
階数	1階建	度数	3	10	9	1	4	2	2	31
		階数の%	9.7%	32.3%	29.0%	3.2%	12.9%	6.5%	6.5%	100.0%
	2階建	度数	0	5	8	9	3	3	5	33
		階数の%	0.0%	15.2%	24.2%	27.3%	9.1%	9.1%	15.2%	100.0%
	3階建	度数	0	0	0	0	1	1	4	6
		階数の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	16.7%	66.7%	100.0%
	その他	度数	1	0	0	0	0	0	0	1
		階数の%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
合計	度数	4	15	17	10	8	6	11	71	
	階数の%	5.6%	21.1%	23.9%	14.1%	11.3%	8.5%	15.5%	100.0%	

カイ二乗値 45.568 有意確率 0.000

(n = 71)

2) 運動会を自園の園庭で開催するが46.4%の33園と5割以下であった。近隣小学校の運動場で開催するが29.5%の21園、近隣公園で開催するが5.6%の4園、近隣施設で開催するが14.0%の10園である。運動会を自園の園庭で開催する施設は、定員1-50人で50.0%の2園、51-100人で66.6%の10園、101-150人で29.4%の5園、151-200人で60.0%の6

園、201-250人で37.5%の3園、251-300人で66.6%の4園、301人以上で27.2%の3園である。

大・小園庭があるのは37園、園庭・中園があるのは16園、園庭1園は10園で、71園中88.7%の63園である。園庭が無いのは定員101-150人の施設で1園、屋上園庭は定員51-100人の施設で1園、公園代用は定員101-150人、151-200人の施設で2園である。

園庭面積は501-100㎡が12園、1,001-1,500㎡が17園が多い。定員251-300人、301人以上の施設でも1,001-1,500㎡しかない施設が3園もある。運動会を園庭で開催できないのは、3,000㎡以下の施設が多い。定員緩和をしても施設の整備ができていないことがいえる。

表 6-3 運動会・園庭 について

運動会	定1-50人	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	園数
園庭	2	10	5	6	3	4	3	33
小学校運動場	1	3	6	3	3	1	4	21
近隣公園	0	0	1	0	2	0	1	4
近隣施設	1	2	3	0	0	1	3	10

園庭	無	大・小園庭	園庭・中庭	園庭	屋上	公園	無答	園数
定1-50人		2		2				4
定51-100		6	4	2	1		2	15
定101-150	1	8	4	2		1	1	17
定151-200		4	3	2		1		10
定201-250		4	2	1			1	8
定251-300		4	2					6
定301人以上		9	1	1				11
園数	1	37	16	10	1	2	4	71

園庭面積 (㎡)	1-500	501-1000	1001-1500	1501-2000	2001-2500	2501-3000	3001-3500	3501-4000	4001-4500	4501-5000	無答	園数
定1-50人	1	2				1						4
定51-100	1	1	6	2	1	1					3	15
定101-150	1	5	3	1	1	1					5	17
定151-200		3	2								5	10
定201-250		1		1		2	1	1			2	8
定251-300			3			1			1		1	6
定301人以上			3	1	1	1			1	1	3	11
園数	3	12	17	5	3	7	1	1	2	1	19	71

(n = 71)

自由記述でも、「定員が増え、園庭ですと幼稚園児と保育所児を別々ですることになる」「定員が増え、両親や祖父母など家族との交流が園庭で開催できなくなっている」「園児が毎日伸び伸び遊び、安心して活動している園庭では運動会ができない」「本当は園庭で運動

会がしたい」とあった。園庭の広さについての施設の回答は、狭いが 21.1%の 15 園、非常に狭いが 21.1%の 15 園であった。狭いと非常に狭いと回答した施設は 4 割以上であった。特に定員 1-50 人、201-250 人、301 人以上の施設で 3 割以上であった。自由記述でも、「時間や曜日で分けている」「区分けして使用している」とあった。千羽が、「大規模保育所の園庭使用は時間を決める、区分けをするなど条件付きで使用している場合が多い」⁷と述べているように、運動会だけでなく日常でも園庭の広さが問題になっていた。

(2) 職員室・職員会議について

1) 「職員室から園庭の園児の様子がはっきり見えますか」の回答では、全体が見えるが 52.1%の 37 園と 5 割以上を占める。一部しか見えないが 36.6%の 26 園、見えないが 8.4%の 6 園である。定員 251-300 人の施設で全体が見えるが 83.3%と 8 割を占める。「職員室から園庭の園児を見守りたい」と施設長・園長の声が多かった。

2) 「職員室から保護者の送迎がはっきり見えますか」の回答では、全体が見えるが 50.7%の 36 園と 5 割を占める。一部しか見えないが 42.2%の 30 園、見えないが 0.7%の 5 園である。定員 1-50 人で 75.0%、101-150 人で 70.5%、151-200 人の施設で 60.0%となった。

3) 「職員室は幼稚園部門と保育所部門の保育者が一緒（幼保一緒と以降記載）ですか」の回答では、幼保一緒が 84.5%の 60 園と 8 割以上を占める。幼保別々が 11.2%の 8 園である。幼保連携型でも幼保別々が 7 園もある。定員 51-100 人、151-200 人の施設で幼保一緒が 100%である。201-250 人で 62.5%、251-300 人で 66.6%となった。

表 6-4 職員室・職員会議について

職員室から園庭の園児見える	定1-50人	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	園数
全体	2	2	12	7	5	5	4	37
一部	1	10	3	3	2	1	6	26
見えない	1	1	2	0	1	0	1	6
職員室から保護者送迎見える	定1-50人	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	園数
全体	3	5	12	6	3	4	3	36
一部	1	9	4	4	3	2	7	30
見えない	0	1	1	0	2	0	1	5
職員室 幼保一緒	定1-50人	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	園数
幼保一緒	3	15	15	10	5	4	8	60
幼保別々	0	0	1	0	3	2	2	8
職員会議 幼保一緒	定1-50人	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	園数
幼保一緒	3	13	12	6	5	2	6	47
一部	0	1	3	3	1	2	3	13
幼保別々	0	1	1	1	2	0	0	5

(n = 71)

4) 「職員会議は幼保一緒ですか」の回答では、幼保一緒が 66.1%の 47 園と 6 割以上を占める。一部一緒が 18.3%の 13 園、幼保別々が 7.0%の 5 園である。幼保連携型でも一部一緒と

幼保別々が5園もある。幼保一緒は定員1-50人の施設で75.0%、51-100人で86.6%、101-150人で70.5%と高い。定員151-200人で60.0%、201-250人で62.5%、251-300人で33.3%と定員が151人以上で低くなった。

(3) クラス・保育活動について

1) 「3歳以上のクラス編成は幼稚園児と保育所児が合同（幼保合同と以降記載）ですか」の回答では、1号と2号が終日合同クラスが81.6%の58園と8割以上を占める。午前合同で（昼食後1号は降園準備、2号は午睡の部屋に移動）午後別々が11.2%の8園、午後合同の1号の預かり保育から幼保合同が4.2%の3園である。終日別々が1園である。

表 6-5 クラス・保育活動について

クラス	定1-50人	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	園数
終日合同	4	14	12	8	5	6	9	58
午前合同	0	0	4	0	2	0	2	8
午後合同	0	1	0	1	1	0	0	3
終日別々	0	0	0	1	0	0	0	1
活動	定1-50人	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	園数
同・他学年活動多い	2	9	7	2	0	0	3	23
クラス活動多い	2	6	7	7	8	6	8	44
生活発表会幼保合同	定1-50人	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	園数
全員合同	2	13	11	9	7	4	7	53
3歳以上と3歳未満別	2	0	3	1	1	2	3	12
幼稚園と保育所別	0	1	0	0	0	0	1	2
3歳以上のみ	0	1	0	0	0	0	0	1
無	0	0	1	0	0	0	0	1
行事幼保合同	定1-50人	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	園数
全員合同	3	12	16	10	8	5	11	65
3歳以上と3歳未満別	1	1	0	0	0	1	0	3
3歳以上のみ	0	1	0	0	0	0	0	1
運動会幼保合同	定1-50人	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	園数
全員合同	3	13	15	9	8	6	9	63
3歳以上と未満別	1	0	1	0	0	0	1	3
幼保別々	0	0	0	0	0	0	1	1
3歳以上のみ	0	2	0	0	0	0	0	2
園数	4	15	17	10	8	6	11	71

(n = 71)

2) 「保育活動の形態はどうか」の回答では、クラス活動が多いが61.9%の44園と6割以上である。同学年・他学年活動が多いが32.3%の23園と3割である。同学年・他学年活動が多いは定員51-100人の施設で60%、101-150人で41.1%である。定員151-200人で20.0%、201-250人で0%、251-300人で0%、301人以上27.2%と定員が多くなると低くなった。クラス活動が多いは定員201-250人、251-300人の施設で100%である。定員が多くな

るとクラス活動が多くなり、同学年や他学年との活動ができなくなる。

兄弟が少なくなった現代では、保育施設での異年齢児との関りは大切な時間である。仲野らは、「異年齢児との関わりが思いやりやいたわりを育てる」⁹と異年齢児との関わりの重要性を述べている。千羽も、「大規模保育所は異年齢の子どもとの関係の発展は制限を受けることが多い」⁷と述べている。

3)「生活発表会は幼保一緒ですか」の回答では、幼保一緒が74.6%の53園と多い。3歳以上・未満の別々が9.0%の12園、幼保別々が2.8%の2園である。

4)「行事発表は幼保一緒ですか」の回答では、幼保一緒が91.5%の65園と9割以上を占める。3歳以上・未満の別々が4.2%の3園である。

5)「運動会は幼保一緒ですか」の回答では、幼保一緒が88.7%の63園と9割弱を占める。3歳以上・未満の別々が4.2%の3園である。

(4) 施設と運営についての回答と定員について

施設と運営についての回答の割合と定員をみる。階数は園児が自由に園庭と保育室を行ったり来たりできる1階建は定員150人以下の施設で割合が高かった。運動会を園児が毎日過ごす自園の園庭で開催するは定員に関係なく割合が低かった。特に定員101-150人、301人以上の施設で割合が低かった。園庭で遊ぶ園児の姿を全体に職員室から見守れる割合は定員に関係なく低かった。保護者の送迎の様子が全体に職員室から見守れる割合は定員に関係なく低かった。特に定員301人以上の施設で低かった。

職員室の幼保一緒の割合は定員に関係なく高かった。特に定員51-100人、101-150人、151-200人の施設で高かった。職員会議の幼保一緒の割合は定員1-50人、51-100人、101-150人の施設で高かった。151人以上で低くなった。1号と2号の終日合同クラスの割合は定員201-250人の施設以外は定員に関係なく高かった。異年齢児との他学年活動の割合は定員151人以上の施設では非常に低かった。生活発表、行事、運動会は定員に関係なく幼保一緒が多かった。

施設についての回答と定員で点数化した。定員51-100人で34点、101-150人で32点、151-200人で33点、201-250人で33点と評価が高かった。点数を詳細にみると、定員201-250人で0点が1箇所、1点が2箇所であった。251-300人で0点が1箇所、1点が2箇所であった。301人以上で0点が1箇所、1点が4箇所であった。201人以上の施設では0点や1点が増加した。

表 6-6 施設と運営についての点数

施設と定員		定1-50人(%)	点数	定51-100(%)	点数	定101-150(%)	点数	定151-200(%)	点数	定201-250(%)	点数	定251-300(%)	点数	定301人以上(%)	点数
園数	n=71	n=4	n=15	n=17	n=10	n=8	n=6	n=11							
階数	1階	75	3	66.6	3	52.9	2	10	0	50	2	33.3	1	18.1	0
運動会	園庭	50	2	66.6	3	29.4	1	60	3	37.5	1	66.6	3	27.2	1
職員室から園庭の園児見える	全体	50	2	13.3	0	70.5	3	70	3	62.5	3	83.3	4	36.3	1
職員室から保護者送迎見える	全体	75	3	33.3	1	70.5	3	60	3	37.5	1	66.6	3	27.2	1
職員室 幼保一緒	幼保一緒	75	3	100	4	88.2	4	100	4	62.5	3	66.6	3	72.7	3
職員会議 幼保一緒	幼保一緒	75	3	86.6	4	70.5	3	60	3	62.5	3	33.3	1	54.5	2
クラス幼保合同	終日合同	100	4	93.3	4	70.5	3	80	4	62.5	3	100	4	81.8	4
同学年・他学年活動	同・他学年	50	2	60	3	41.1	2	20	1	0	0	0	0	27.2	1
生活発表幼保合同	幼保合同	50	2	86.6	4	64.7	3	90	4	87.5	4	66.6	3	63.6	3
行事幼保合同	幼保合同	75	3	80	4	94.1	4	100	4	100	4	83.3	4	63.6	3
運動会幼保合同	幼保合同	75	3	86.6	4	88.2	4	90	4	100	4	100	4	81.8	4
点数			30		34		32		33		28		30		23

6-3-2 バス送迎について

(1) バス送迎について

71 園中、バス所有は 54.9%の 39 園と 5 割以上である。基本 3 歳未満児は保護者の送迎である。バス利用は 3 歳以上の園児である。利用人数と定員とみると、定員 1-50 人、51-100 人の施設では 10 人以下の利用である。定員 101-150 人では 20 人以下、151-200 人、201-250 人、251-300 では 30 人以下である。しかし、定員 301 人以上になると 60 人以下と急増する。

表 6-7 バス利用人数・バス片道所要時間

バス利用人数	バス有	1-10人	11-20人	21-30人	31-40人	41-50人	51-60人	無答	園数
定1-50人	1	1						3	4
定51-100	4	4						11	15
定101-150	9	6	1					10	17
定151-200	7	4	2	1				3	10
定201-250	5	2	2	1				3	8
定251-300	4	2	1	1				2	6
定301人以上	9	1	2	1	2	2	1	2	11
園数	39	20	8	4	2	2	1	34	71
バス時間(分)	バス有	11-20分	21-30分	31-40分	41-50分	51-60分	園数		
定1-50人	1					1	4		
定51-100	4	2	1	1			15		
定101-150	9	2	3	3			17		
定151-200	7	1	3	2	1		10		
定201-250	5	2		2		1	8		
定251-300	4	1	3		1		6		
定301人以上	9	1	6			1	11		
園数	39	9	16	8	2	3	71		

(n = 71)

バス片道所要時間は定員 1-50 人の施設で 60 分かかかる園児がいる。定員 51-100 人、101-150 人では 40 分、151-200 人、251-300 人で 50 分、201-250 人、301 人以上の施設で 60 分である。20 分以内は 23%の 9 園、30 分以内は 64.1%の 25 園である。定員 201 人以上になるとバスを 3-4 台所要している。しかし、広範囲から園児を集めるためバス所要時間が長くなる。保護者はバス停までの送迎が良いが、3 歳、4 歳、5 歳の園児が毎日朝、夕 1 時間もバスに揺られて通園していることになる。バスの時間は保育時間ではない。大阪府では 30 分以内という自治体からの説明を受けたことを報告したが、やはり 30 分以内にするべきと考える。

6-4 本章のまとめ

今回の調査でわかったことは、施設・運営では定員 50 人以下の施設では全て 1 階建であった。また、定員 100 人以下では 1 階建の割合が高かった。151 人以上になると 2 階建が多くなり 3 階建も増加した。園児たちが園庭と保育室を自由に行ったり来たりするには 1 階建が良い。幼稚園部門と保育所部門の職員室が一緒は定員 51-100 人、101-150 人、151-200 人で非常に高かった。幼保の職員会議が一緒でなければ園児たちの情報交換が出来にくくなる。直接保育者同士が会話をしなくても、他の保育者たちとの会話から耳にすることは大きな情報であり、園児たちとの関わりの中に反映されるのである。これは筆者の職場である高校でも同じことである。家庭での様子や体調など知っているのと生徒への配慮ができ、生徒との信頼関係もできやすいのである。保育活動が同学年や他学年が多いは定員 150 人以下の施設で割合が高かった。定員が 201-250 人、251-300 人の施設では 100%クラス活動であった。思いやりやいたわりを育てるといわれている異年齢児と関りを持たせるには定員の制限が必要であると考え。X²検定でも施設の階数は定員と強い関連がみられた。点数では定員 200 人以下で 30 点以上が多く、201 人以上の施設で 0 点、1 点が増加した。施設側の回答からは定員 200 人が上限といえる。定員の上限を 200 人とすれば、3 階建ては少なくなり安全面が強化する。また、クラス活動ではなく、同学年や異年齢児との活動もできやすくなる。このことは、認定こども園が地域の子どもと一緒に育つ場となりえることと考える。

¹ 改正認定こども園法（平成 24 年法律第 66 号）

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_1/pdf/s4-5.pdf
（最終閲覧 2017 年 10 月 19 日）

² 「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の告示の公示について」の通知

内閣府 <http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido//law/kodomo3houan/pdf/s-youho-t.pdf>（最終閲覧 2017 年 10 月 19 日）

-
- ³ 2016.6 内閣府子ども・子育て本部 認定こども園の数について
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/ensuupdf>
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/links/pdf/kodomoen27.pdf> (最終閲覧 2017年10月19日)
- ⁴ 福西基「幼稚園の定員を考える」『幼児の教育』80(2) 6-12 1981.2
- ⁵ 海貞子「定数と幼児教育について」『幼児の教育』79(9) 7-13 1980-9
- ⁶ 山下俊郎「幼稚園の学級定員再論」『幼児の教育』80(4) 4-7 1981.4
- ⁷ 本間栄治「保育士と子どもとの関わりの実態－A市内における保育士への意識調査を通して－」『保育学研究』52(2) 76-87 2014
- ⁸ 千羽喜代子「保育所の定員規模にみた集団保育の検討」『幼児の教育』80(3) 6-13 1981.3
- ⁹ 仲野悦子、後藤 永子「異年齢児とのかかわり－いたわりと思いやり」『日本保育学会大会研究論文集』(54) 560-561 2001.4

第 7 章

保育者からの認定こども園の定員

- 7-1 本章の目的
- 7-2 調査の概要
- 7-3 認定こども園の保育者の意識
- 7-4 本章のまとめ

第7章 保育者からの認定こども園の定員

7-1 本章の目的

2006年に幼保一体施設認定こども園が創設された。保育者1人に対する園児数の基準はあるが施設の定員の基準はない。認定こども園の定員の上限はない。本章では第6章での施設長・園長からの定員について保育者からの定員を検証する。保育者が保育者や園児とどのような関りをもっているか、1号認定（標準保育4時間）と2号認定（短時間保育8時間、長時間保育11時間）の保育時間差の影響があるか、保育内容・保育環境に対する評価等を定員との関係で分析する。それらを通じて認定こども園の定員を検討する。

7-2 調査の概要

7-2-1 調査の方法について

(1) 調査の方法について

2016年4月時点の全国4001園の認定こども園を、都道府県ごとに定員を1-50人、51-100人、101-150人、151-200人、201-250人、251-300人、301人以上に区分した。区分ごとに各1園、都道府県ごとに選択した。区分のない部分は除外し、調査対象209園に2016年8月に直接質問紙を郵送した。

保育者への質問紙は、2009年から2016年までの三重県、高知県、島根県、青森県、大阪府の幼保一体施設・認定こども園への聞き取り調査と三重県伊勢市の認定こども園の園長、保育者と相談の上作成した。

(2) 集計結果について

有効回答は32都道府県の71園（有効回収率33.9%）の保育者である。保育者は、幼稚園部門と保育所部門の幼稚園教諭と保育士の687人で、幼保連携型の保育者は555人である。保育者は、定員1-50人で22人、51-100人で127人、101-150人で153人、151-200人で125人、201-250人で95人、251-300人で47人、301人以上で118人である。

保育者への質問は下記のように選択と記述記入で行った。

例1：「全保育者とチームワークがとれていますか」の回答は下記から選択とした。

- ①全保育者とできている ②3.4.5歳児担任とできている
- ③4.5歳児担任とできている ④同学年担任とできている
- ⑤施設長・園長とできている

例2：「保育時間差が保育内容に影響すると思いますか」の回答は下記から選択とした。

- ①思う ②思わない ③わからない

(3) 集計分析について

保育者への質問紙の保育者と園児との関わりについては下記のように点数化した。

例 1:「全保育者とチームワークがとれていますか」で、「全保育者」ととれていると回答した保育者数を各定員ごとに割合を示した。割合を点数化した。80%以上を4点、60%以上を3点、40%以上を2点、20%以上を1点、20%未満を0点として評価した。

保育者への質問紙3の保育時間差、保育内容、保育環境の評価は下記のように点数化した。

例 2:「保育時間差が保育内容に影響すると思いますか」で、「思う」と回答した保育者数を各定員ごとに割合を示した。割合を点数化した。20%未満を4点、20%以上を3点、40%以上を2点、60%以上を1点、80%以上を0点と評価した。X²検定も定員との関係で示した。

7-3 認定こども園の保育者の意識

7-3-1 保育者の保育者・園児との関りについて

(1) 保育者との関りについて

1)「保育者とチームワークがとれていますか」の回答では全保育者ととれているが63.6%の437人、3・4・5歳児の担任ととれているが12.8%の88人、4・5歳児の担任ととれているが1.8%の13人、同学年の担任ととれているが18.6%の128人である。チームワークが全保育者ととれているを定員との関係でみると定員1-50人の施設で95.4%であったが、51-100人で77.9%、101-150人で66%と定員が多くなると割合が低くなった。定員によって全保育者とチームワークがとれているに差があるかどうかについてX²検定を行ったところ有意差があった。

表 7-1 保育者とのチームワーク

			定員						合計	
			定1-50	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300		定301人以上
チームワーク	全保育者	度数	21	99	101	68	50	31	67	437
		チームワークの%	4.8%	22.7%	23.1%	15.6%	11.4%	7.1%	15.3%	100.0%
	3・4・5歳児担任	度数	1	10	14	21	15	8	19	88
		チームワークの%	1.1%	11.4%	15.9%	23.9%	17.0%	9.1%	21.6%	100.0%
	4・5歳児担任	度数	0	2	3	0	4	0	4	13
		チームワークの%	0.0%	15.4%	23.1%	0.0%	30.8%	0.0%	30.8%	100.0%
	同学年担任	度数	0	10	30	34	21	6	27	128
		チームワークの%	0.0%	7.8%	23.4%	26.6%	16.4%	4.7%	21.1%	100.0%
	施設長・園長	度数	0	1	0	1	1	0	0	3
		チームワークの%	0.0%	33.3%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	100.0%
	わからない	度数	0	5	5	1	4	2	1	18
		チームワークの%	0.0%	27.8%	27.8%	5.6%	22.2%	11.1%	5.6%	100.0%
	合計	度数	22	127	153	125	95	47	118	687
		チームワークの%	3.2%	18.5%	22.3%	18.2%	13.8%	6.8%	17.2%	100.0%

カイ二乗値 57.733 有意確率 0.002

(n = 687)

2)「保育者と園児の事で相談できますか」の回答では全保育者と相談ができるが 64.9%の 446 人、3・4・5 歳児の担任と相談ができるが 10.1%の 70 人、4・5 歳児の担任と相談ができるが 24.7%の 17 人、同学年の担任と相談ができるが 19.6%の 135 人である。全保育者と園児の事で相談できるは定員 1-50 人の施設で 100%であったが、51-100 人で 81.8%、101-150 人で 73.2%、151-200 人で 56.8%と定員が多くなると割合が低くなった。定員によって全保育者と園児の事で相談できるに差があるかどうかについて X^2 検定を行ったところ有意差があった。

表 7-2 保育者との園児の話

			定員50							合計
			定1-50	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	
園児の相談	全保育者	度数	22	104	112	71	50	29	58	446
		園児の相談の%	4.9%	23.3%	25.1%	15.9%	11.2%	6.5%	13.0%	100.0%
	3・4・5歳児担任	度数	0	9	9	12	13	6	21	70
		園児の相談の%	0.0%	12.9%	12.9%	17.1%	18.6%	8.6%	30.0%	100.0%
	4・5歳児担任	度数	0	2	5	2	7	0	1	17
		園児の相談の%	0.0%	11.8%	29.4%	11.8%	41.2%	0.0%	5.9%	100.0%
	同学年担任	度数	0	9	23	35	21	11	36	135
		園児の相談の%	0.0%	6.7%	17.0%	25.9%	15.6%	8.1%	26.7%	100.0%
	施設長・園長	度数	0	0	2	4	1	0	0	7
		園児の相談の%	0.0%	0.0%	28.6%	57.1%	14.3%	0.0%	0.0%	100.0%
	わからない	度数	0	3	2	1	3	1	2	12
		園児の相談の%	0.0%	25.0%	16.7%	8.3%	25.0%	8.3%	16.7%	100.0%
	合計	度数	22	127	153	125	95	47	118	687
		園児の相談の%	3.2%	18.5%	22.3%	18.2%	13.8%	6.8%	17.2%	100.0%

カイ二乗値 87.349 有意確率 0.000

(n = 687)

(2) 園児との関わりについて

1)「園児の名前と顔が一致しますか」の回答では全園児を把握しているが 55.4%の 381 人、3・4・5 歳児を把握しているが 13.5%の 93 人、4・5 歳児を把握しているが 8.0%の 55 人、同学年児を把握しているが 17.3%の 119 人、担任児を把握しているが 2.6%の 18 人である。全園児を把握しているが定員 1-50 人の施設で 95.4%、51-100 人で 82.6%、101-150 人で 71.8%、151-200 人で 42.4%と定員が多くなると割合が低くなった。梅¹のいうように全園児の名前を知っていることが保育者として大切な条件であると考えられる。定員によって全園児の名前を把握しているに差があるかどうかについて X^2 検定を行ったところ有意差があった。

表 7-3 園児の名前と顔

			定員						合計	
			定1-50	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300		定301人以上
園児の名前と顔	全園児	度数	21	105	110	53	37	21	34	381
		園児名と顔の%	5.5%	27.6%	28.9%	13.9%	9.7%	5.5%	8.9%	100.0%
	3・4・5歳児	度数	0	7	10	20	15	8	33	93
		園児名と顔の%	0.0%	7.5%	10.8%	21.5%	16.1%	8.6%	35.5%	100.0%
	4・5歳児	度数	0	6	8	15	12	2	12	55
		園児名と顔の%	0.0%	10.9%	14.5%	27.3%	21.8%	3.6%	21.8%	100.0%
	同学年児	度数	0	8	18	32	25	15	21	119
		園児名と顔の%	0.0%	6.7%	15.1%	26.9%	21.0%	12.6%	17.6%	100.0%
	担任児	度数	0	0	4	4	2	0	8	18
		園児名と顔の%	0.0%	0.0%	22.2%	22.2%	11.1%	0.0%	44.4%	100.0%
	わからない	度数	1	1	3	1	4	1	10	21
		園児名と顔の%	4.8%	4.8%	14.3%	4.8%	19.0%	4.8%	47.6%	100.0%
	合計	度数	22	127	153	125	95	47	118	687
		園児名と顔の%	3.2%	18.5%	22.3%	18.2%	13.8%	6.8%	17.2%	100.0%

カイ二乗値 161.570 有意確率 0.000

(n = 687)

2) 「園児と話ができますか」の回答では全園児とできるが 66.0%の 454 人、3・4・5 歳児とできるが 14.1%の 97 人、4・5 歳児とできるが 3.7%の 26 人、同学年児とできるが 11.2%の 77 人、担任児を把握しているが 2.3%の 16 人である。全園児とできるが定員 1-50 人の施設で 95.4%以上、51-100 人で 85.0%であったが、101-150 人で 75.1%、151-200 人で 59.2%と定員が多くなると割合が低くなった。保育者が全園児の名前を把握し、全園児と話ができるのは、100 人までと考えられる。それは、福西²がいう園児の個々の尊厳を大切にできる人数と同じ 100 人以下である。定員によって全園児と話ができるに差があるかどうかについて X² 検定を行ったところ有意差があった。

表 7-4 園児と話

			定員						合計	
			定1-50	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300		定301人以上
園児と話	全園児	度数	21	108	115	74	52	29	55	454
		園児と話の%	4.6%	23.8%	25.3%	16.3%	11.5%	6.4%	12.1%	100.0%
	3・4・5歳児	度数	0	9	12	19	16	6	35	97
		園児と話の%	0.0%	9.3%	12.4%	19.6%	16.5%	6.2%	36.1%	100.0%
	4・5歳児	度数	0	1	3	4	7	3	8	26
		園児と話の%	0.0%	3.8%	11.5%	15.4%	26.9%	11.5%	30.8%	100.0%
	同学年児	度数	0	7	16	20	16	7	11	77
		園児と話の%	0.0%	9.1%	20.8%	26.0%	20.8%	9.1%	14.3%	100.0%
	担任児	度数	0	0	4	6	3	1	2	16
		園児と話の%	0.0%	0.0%	25.0%	37.5%	18.8%	6.3%	12.5%	100.0%
	わからない	度数	1	2	3	2	1	1	7	17
		園児と話の%	5.9%	11.8%	17.6%	11.8%	5.9%	5.9%	41.2%	100.0%
	合計	度数	22	127	153	125	95	47	118	687
		園児と話の%	3.2%	18.5%	22.3%	18.2%	13.8%	6.8%	17.2%	100.0%

カイ二乗値 93.732 有意確率 0.000

(n = 687)

3) 「園児と送迎保護者が一致しますか」の回答では全園児と一致するが 42.5%の 292 人、3・4・5 歳児と一致するが 13.6%の 94 人、4・5 歳児と一致するが 10.3%の 71 人、同学年児と一致するが 22.8%の 157 人、担任児と一致するが 5.6%の 39 人である。全園児と一致するが定員 1-50 人の施設で 90.9%であったが、51-100 人で 66.1%と定員が多くなると割合が激減した。定員によって全園児と送迎保護者が一致できるに差があるかどうかについて X^2 検定を行ったところ有意差があった。

表 7-5 園児と保護者

			定員							合計
			定1-50	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	
園児と保護者	全園児	度数	20	84	88	36	26	18	20	292
		園児と保護者の%	6.8%	28.8%	30.1%	12.3%	8.9%	6.2%	6.8%	100.0%
	3・4・5歳児	度数	0	14	13	21	16	5	25	94
		園児と保護者の%	0.0%	14.9%	13.8%	22.3%	17.0%	5.3%	26.6%	100.0%
	4・5歳児	度数	0	7	12	15	13	4	20	71
		園児と保護者の%	0.0%	9.9%	16.9%	21.1%	18.3%	5.6%	28.2%	100.0%
	同学年児	度数	1	15	26	41	26	15	33	157
		園児と保護者の%	.6%	9.6%	16.6%	26.1%	16.6%	9.6%	21.0%	100.0%
	担任児	度数	0	3	7	9	8	2	10	39
		園児と保護者の%	0.0%	7.7%	17.9%	23.1%	20.5%	5.1%	25.6%	100.0%
	わからない	度数	1	4	7	3	6	3	10	34
		園児と保護者の%	2.9%	11.8%	20.6%	8.8%	17.6%	8.8%	29.4%	100.0%
	合計	度数	22	127	153	125	95	47	118	687
		園児と保護者の%	3.2%	18.5%	22.3%	18.2%	13.8%	6.8%	17.2%	100.0%

カイ二乗値 127.36 有意確率 0.000

(n = 687)

4) 「園児の通園にかかる時間がわかっていますか」の回答では全園児を把握しているが 17.1%の 118 人、3・4・5 歳児を把握しているが 5.3%の 37 人、4・5 歳児を把握しているが 4.5%の 31 人、同学年児を把握しているが 17.7%の 122 人である。担任児を把握しているが 35.2%の 242 人と多い。全園児を把握しているは定員 1-50 人の施設で 68.1%であったが、51-100 人で 29.9%と激減した。定員によって全園児の通園にかかる時間を把握しているに差があるかどうかについて X^2 検定を行ったところ有意差があった。

表 7-6 園児の通園時間

			定員						合計	
			定1-50	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300		定301人以上
通園時間	全園児	度数	15	38	31	9	10	6	9	118
		通園時間の%	12.7%	32.2%	26.3%	7.6%	8.5%	5.1%	7.6%	100.0%
	3・4・5歳児	度数	2	7	4	7	7	1	9	37
		通園時間の%	5.4%	18.9%	10.8%	18.9%	18.9%	2.7%	24.3%	100.0%
	4・5歳児	度数	1	7	8	5	3	2	5	31
		通園時間の%	3.2%	22.6%	25.8%	16.1%	9.7%	6.5%	16.1%	100.0%
	同学年児	度数	2	18	21	32	20	8	21	122
		通園時間の%	1.6%	14.8%	17.2%	26.2%	16.4%	6.6%	17.2%	100.0%
	担任児	度数	0	34	48	52	36	22	50	242
		通園時間の%	0.0%	14.0%	19.8%	21.5%	14.9%	9.1%	20.7%	100.0%
	わからない	度数	2	23	41	20	19	8	24	137
		通園時間の%	1.5%	16.8%	29.9%	14.6%	13.9%	5.8%	17.5%	100.0%
	合計	度数	22	127	153	125	95	47	118	687
		通園時間の%	3.2%	18.5%	22.3%	18.2%	13.8%	6.8%	17.2%	100.0%

カイ二乗値 99.668 有意確率 0.000

(n = 687)

5) 「園児の登園降園時間がわかっていますか」の回答では全園児を把握しているが 26.9% の 185 人、3・4・5 歳児を把握しているが 12.3% の 85 人、4・5 歳児を把握しているが 4.5% の 31 人、同学年児を把握しているが 24.3% の 167 人である。担任児を把握しているが 24.0% の 165 人である。全園児を把握しているは定員 1-50 人の施設で 72.7% であったが、51-100 人で 44.0% と激減した。定員によって全園児の登園降園時間を把握しているに差があるかどうかについて X^2 検定を行ったところ有意差があった。

表 7-6 園児の登園降園時間

			定員						合計	
			定1-50	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300		定301人以上
登園降園	全園児	度数	16	56	56	15	14	10	18	185
		登園降園の%	8.6%	30.3%	30.3%	8.1%	7.6%	5.4%	9.7%	100.0%
	3・4・5歳児	度数	4	11	14	21	8	8	19	85
		登園降園の%	4.7%	12.9%	16.5%	24.7%	9.4%	9.4%	22.4%	100.0%
	4・5歳児	度数	0	10	8	5	4	0	4	31
		登園降園の%	0.0%	32.3%	25.8%	16.1%	12.9%	0.0%	12.9%	100.0%
	同学年児	度数	1	21	37	40	31	10	27	167
		登園降園の%	.6%	12.6%	22.2%	24.0%	18.6%	6.0%	16.2%	100.0%
	担任児	度数	0	21	27	40	25	14	38	165
		登園降園の%	0.0%	12.7%	16.4%	24.2%	15.2%	8.5%	23.0%	100.0%
	わからない	度数	1	8	11	4	13	5	12	54
		登園降園の%	1.9%	14.8%	20.4%	7.4%	24.1%	9.3%	22.2%	100.0%
	合計	度数	22	127	153	125	95	47	118	687
		登園降園の%	3.2%	18.5%	22.3%	18.2%	13.8%	6.8%	17.2%	100.0%

カイ二乗値 114.602 有意確率 0.000

(n = 687)

6)「保護者と園児の話ができますか」の回答では全園児の保護者と話ができるが 36.2%の 249 人、3・4・5 歳児の保護者と話ができるが 10.7%の 74 人、4・5 歳児の保護者と話ができるが 4.6%の 32 人、同学年児の保護者と話ができるが 25.4%の 175 人、担任児の保護者と話ができるが 16.8%の 116 人である。全園児の保護者と話ができるは定員 1-50 人の施設で 86.3%、51-100 人で 52.7%と激減した。定員によって全園児の保護者と話ができるに差があるかどうかについて X² 検定を行ったところ有意差があった。

表 7-7 保護者と園児の話

			定員						合計	
			定1-50	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300		定301人以上
保護者と園児の話	全園児	度数	19	67	70	34	24	9	26	249
		保護者と話の%	7.6%	26.9%	28.1%	13.7%	9.6%	3.6%	10.4%	100.0%
	3・4・5歳児	度数	0	13	14	19	5	5	23	79
		保護者と話の%	0.0%	16.5%	17.7%	24.1%	6.3%	6.3%	29.1%	100.0%
	4・5歳児	度数	0	9	4	6	5	1	7	32
		保護者と話の%	0.0%	28.1%	12.5%	18.8%	15.6%	3.1%	21.9%	100.0%
	同学年児	度数	2	14	33	41	34	17	34	175
		保護者と話の%	1.1%	8.0%	18.9%	23.4%	19.4%	9.7%	19.4%	100.0%
	担任児	度数	0	19	24	24	20	10	19	116
		保護者と話の%	0.0%	16.4%	20.7%	20.7%	17.2%	8.6%	16.4%	100.0%
	わからない	度数	1	5	8	1	7	5	9	36
		保護者と話の%	2.8%	13.9%	22.2%	2.8%	19.4%	13.9%	25.0%	100.0%
合計	度数	22	127	153	125	95	47	118	687	
	保護者と話の%	3.2%	18.5%	22.3%	18.2%	13.8%	6.8%	17.2%	100.0%	

カイ二乗値 103.635 有意確率 0.000

(n = 687)

(2) 保育者・園児との関りについての回答と定員

全保育者・全園児との関りについての回答の割合と定員をみる。全保育者とチームワークがとれている、全保育者と園児の相談ができる、全園児の名前と顔が一致する、全園児と話ができるの割合は定員 1-50 人、51-100 人、101-150 人の施設で非常に高かった。全園児と送迎保護者が一致する、全園児の保護者と園児の話ができるの割合は定員 1-50 人、51-100 人、101-150 人の施設で高かった。全園児の通園時間を把握している、全園児の登園降園時間を把握しているは定員 1-50 人の施設では高かったが、それ以上では低かった。特に 151 人以上では非常に低かった。

定員 1-50 人の施設で 30 点と非常に高い。51-100 人でも 23 点と高いが、101-150 人で 18 点、151-200 人と 201-250 人で 10 点、251-300 人で 13 点、301 人以上で 8 点となった。点数を詳細にみると、定員 151-200 人、201-250 人、251-300 人で 0 点が 2 箇所、1 点が 2 箇所であった。301 人以上では 0 点が 3 箇所、1 点が 2 箇所であった。定員が 151 人以上の施設では 0 点や 1 点が増加した。

表 7-8 保育者・園児との関わりの点数

関わりと定員		定1-50人(%)	点数	定51-100(%)	点数	定101-150(%)	点数	定151-200(%)	点数	定201-250(%)	点数	定251-300(%)	点数	定301人以上(%)	点数
保育者数	n=687	n=22		n=127		n=153		n=125		n=95		n=47		n=118	
チームワーク	全保育者	95.4	4	77.9	3	66	3	54.4	2	52.6	2	65.9	3	56.7	2
保育者と園児の相談	全保育者	100	4	81.8	4	73.2	3	56.8	2	52.6	2	61.7	3	49.1	2
園児の名前と顔	全園児	95.4	4	82.6	4	71.8	3	42.4	2	38.9	2	44.6	2	28.8	1
園児と話ができる	全園児	95.4	4	85	4	75.1	3	59.2	2	54.7	2	61.7	3	46.6	2
園児と送迎保護者	全園児	90.9	4	66.1	3	57.5	2	28.8	1	27.3	1	38.2	1	16.9	0
園児の通園時間	全園児	68.1	3	29.9	1	20.2	1	7.2	0	10.5	0	12.7	0	7.6	0
登園降園時間	全園児	72.7	3	44	2	36.6	1	12	0	14.7	0	21.2	1	15.2	0
保護者と園児の話	全園児	86.3	4	52.7	2	45.7	2	27.2	1	25.2	1	19.1	0	22	1
点数			30		23		18		10		10		13		8

7-3-2 保育時間差について

(1) 1号と2号の保育時間差について

1) 「1号と2号の保育時間差が保育や活動内容に影響するか」の回答では影響すると思うが28.6%の196人、影響すると思わないが55.0%の379人、わからないが16.3%の112人である。影響すると思うは定員1-50人の施設で40.9%、201-250人で41.0%と4割以上の保育者が保育時間差が保育や活動内容へ影響すると感じている。定員によって保育時間差が保育や活動内容に影響すると思うに差があるかどうかについて χ^2 検定を行ったところ有意差があった。

表 7-9 保育時間差が保育内容に影響

時間差が保育内容影響	思う	度数	9	43	47	28	39	7	23	196
		時間差が保育内容の%	4.6%	21.9%	24.0%	14.3%	19.9%	3.6%	11.7%	100.0%
	思わない	度数	7	69	75	71	41	30	86	379
		時間差が保育内容の%	1.8%	18.2%	19.8%	18.7%	10.8%	7.9%	22.7%	100.0%
	わからない	度数	6	15	31	26	15	10	9	112
		時間差が保育内容の%	5.4%	13.4%	27.7%	23.2%	13.4%	8.9%	8.0%	100.0%
合計		度数	22	127	153	125	95	47	118	687
		時間差が保育内容の%	3.2%	18.5%	22.3%	18.2%	13.8%	6.8%	17.2%	100.0%

カイ二乗値 41.540 有意確率 0.000

(n = 687)

2) 「1号と2号の保育時間差が精神的に影響するか」の回答では影響すると思うが35.9%の247人、影響すると思わないが41.0%の282人、わからないが22.9%の158人である。定

員 201-250 人の施設で 54.7%、301 人以上で 43.2%と定員が多いほど保育者は影響を感じている。定員によって保育時間差が精神的に影響すると思うに差があるかどうかについて X^2 検定を行ったところ有意差があった。

表 7-10 保育時間差が精神的に影響

			定員					合計		
			定1-50	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250		定251-300	定301人以上
時間差が精神的影響	思う	度数	1	48	44	39	52	12	51	247
		時間差が精神的の%	0.4%	19.4%	17.8%	15.8%	21.1%	4.9%	20.6%	100.0%
	思わない	度数	11	60	68	43	30	23	47	282
		時間差が精神的の%	3.9%	21.3%	24.1%	15.2%	10.6%	8.2%	16.7%	100.0%
	わからない	度数	10	19	41	43	13	12	20	158
		時間差が精神的の%	6.3%	12.0%	25.9%	27.2%	8.2%	7.6%	12.7%	100.0%
合計	度数	22	127	153	125	95	47	118	687	
	時間差が精神的の%	3.2%	18.5%	22.3%	18.2%	13.8%	6.8%	17.2%	100.0%	

カイ二乗値 49.853 有意確率 0.000

(n = 687)

3) 「1号と2号の保育時間差が騒がしさに影響するか」の回答では影響すると思うが 18.9%の130人、影響すると思わないが 55.0%の378人、わからないが 26.0%の179人である。定員 201-250 人の施設で 4割以上の方が保育時間差が騒がしさに影響すると感じている。定員によって保育時間差が精神的に影響すると思うに差があるかどうかについて X^2 検定を行ったところ有意差があった。

表 7-11 保育時間差が騒がしさに影響

			定員					合計		
			定1-50	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250		定251-300	定301人以上
時間差が騒がしさに影響	思う	度数	1	17	23	17	39	7	26	130
		時間差が騒がしさの%	0.8%	13.1%	17.7%	13.1%	30.0%	5.4%	20.0%	100.0%
	思わない	度数	14	87	86	66	33	27	65	378
		時間差が騒がしさの%	3.7%	23.0%	22.8%	17.5%	8.7%	7.1%	17.2%	100.0%
	わからない	度数	7	23	44	42	23	13	27	179
		時間差が騒がしさの%	3.9%	12.8%	24.6%	23.5%	12.8%	7.3%	15.1%	100.0%
合計	度数	22	127	153	125	95	47	118	687	
	時間差が騒がしさの%	3.2%	18.5%	22.3%	18.2%	13.8%	6.8%	17.2%	100.0%	

カイ二乗値 52.091 有意確率 0.000

(n = 687)

4) 「1号と2号の保育時間差が仲間関係に影響するか」の回答では影響すると思うが 32.0%

の 220 人、影響すると思わないが 50.3%の 346 人、わからないが 17.6%の 121 人である。定員 301 人以上の施設で 33.8%、201-250 人で 36.8%と 3 割以上の保育者が保育時間差が仲間関係に影響していると感じている。定員によって保育時間差が仲間関係に影響すると思うに差があるかどうかについて χ^2 検定を行ったところ有意差があった。

表 7-12 保育時間差が仲間関係に影響

			定員						合計	
			定1-50	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300		定301人以上
時間差が仲間関係影響	思う	度数	5	40	55	31	35	14	40	220
		時間差が仲間関係の%	2.3%	18.2%	25.0%	14.1%	15.9%	6.4%	18.2%	100.0%
	思わない	度数	13	76	59	64	44	27	63	346
		時間差が仲間関係の%	3.8%	22.0%	17.1%	18.5%	12.7%	7.8%	18.2%	100.0%
	わからない	度数	4	11	39	30	16	6	15	121
		時間差が仲間関係の%	3.3%	9.1%	32.2%	24.8%	13.2%	5.0%	12.4%	100.0%
合計	度数	22	127	153	125	95	47	118	687	
	時間差が仲間関係の%	3.2%	18.5%	22.3%	18.2%	13.8%	6.8%	17.2%	100.0%	

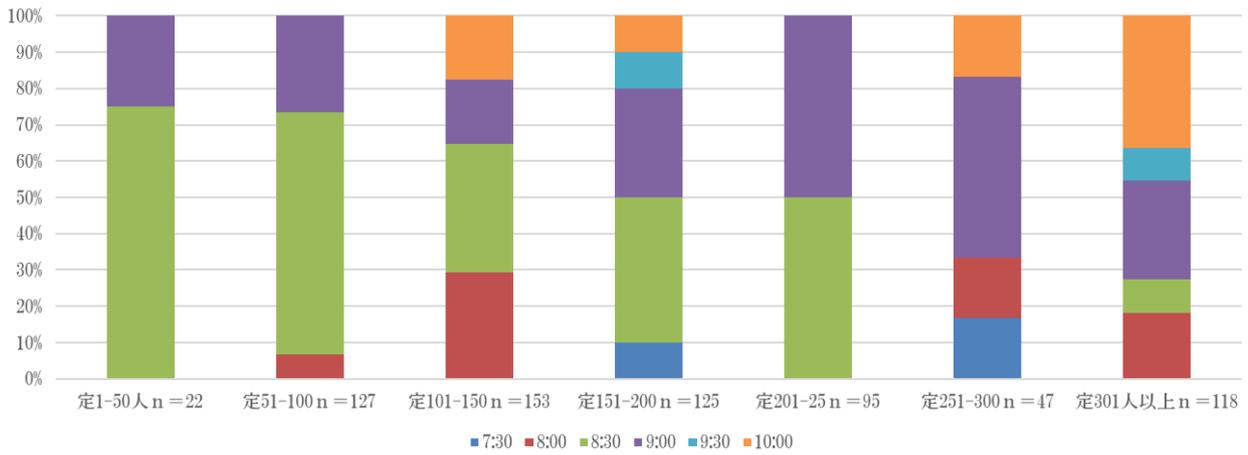
カイ二乗値 28.443 有意確率 0.005

(n = 687)

幼稚園部門の標準開始時間は定員 301 人以上の施設で 9 時 30 分と 10 時開始が 5 割近くある。保育所標準開始時間も定員 251-300 人、301 人以上の施設で 10 時開始がある。定員が多い施設ほど、幼稚園部門も保育所部門も標準開始時間が遅い。標準開始時間が遅いと早朝保育料金が別に必要になる。

幼稚園部門の標準終了時間が 13 時から 14 時に終了する施設が 61.9%の 44 園である。特に定員 151-200 人の施設で 70.0%、201-250 人で 75%、301 人以上で 72.7%と 7 割以上が早い終了である。2 号の遊ぶ保育室に 1 号が 10 時に入室し、そこから共通時間が始まり、13 時から 14 時に 1 号は降園することになる。保育時間差の幅がさらに広がることになる。2013 年調査において保育時間について報告した³。

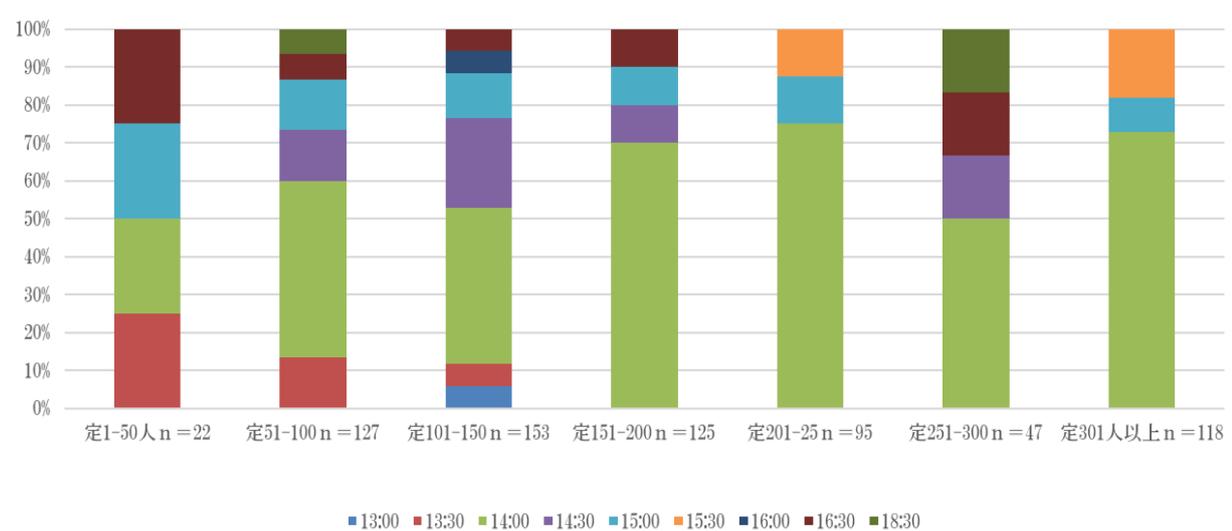
幼稚園部門標準開始時間



保育所部門標準開始時間



幼稚園部門標準終了時間



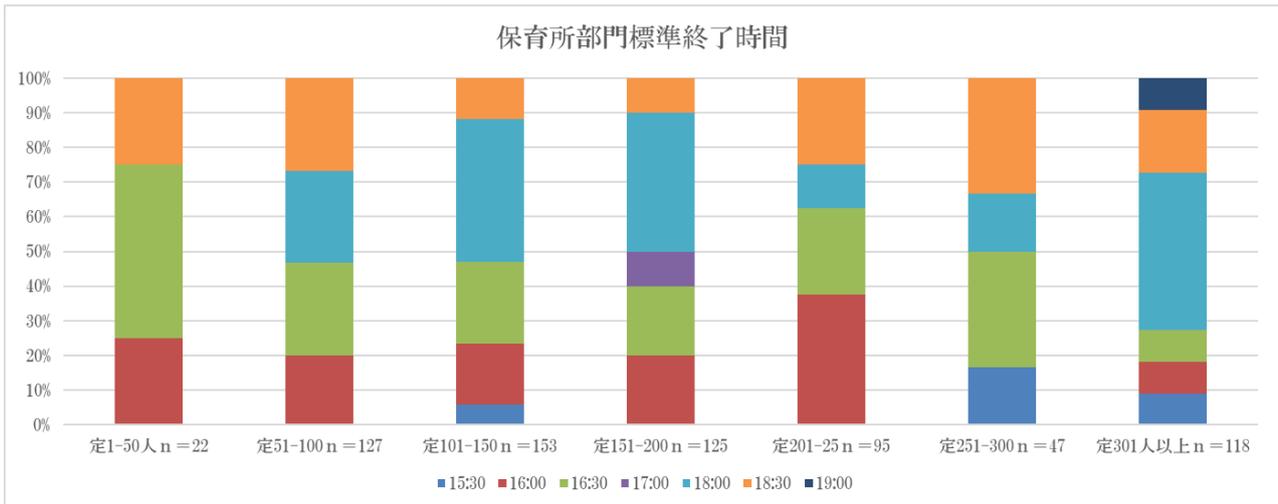


図 7-1 幼稚園・保育所部門の保育時間

(2) 保育時間差の回答と定員の割合について

保育時間差の回答の割合と定員をみる。1号と2号の保育時間差が保育内容に影響すると思う、保育時間差が精神的に影響すると思う、保育時間差が騒がしさに影響すると思う、保育時間差が仲間関係に影響すると思うの割合は定員に関係なく保育者たちは感じていた。定員201-250人の施設で割合が高かった。しかし、その他の定員ではあまり差がなかった。 X^2 検定においては上記項目全てで定員201-250人の施設で強い関連があった。

定員1-50人、51-100人、101-150人、151-200人の施設で13点であった。201-250人で9点、251-300人で14点、301人以上で12点であった。点数を詳細にみると、定員201-250人で2点が3箇所であった。

表 7-13 保育時間差の点数

時間差と定員		定1-50人(%)	点数	定51-100(%)	点数	定101-150(%)	点数	定151-200(%)	点数	定201-250(%)	点数	定251-300(%)	点数	定301人以上(%)	点数
保育者数	n=687	n=22		n=127		n=153		n=125		n=95		n=47		n=118	
時間差が保育内容に影響	思う	40.9	2	33.8	3	30.7	3	22.4	3	41	2	14.8	4	19.4	4
時間差が精神的影響	思う	4.5	4	37.7	3	28.7	3	31.2	3	54.7	2	25.5	3	43.2	2
時間差が騒がしさに影響	思う	4.5	4	13.3	4	15	4	13.6	4	41	2	14.8	4	22	3
時間差が仲間関係に影響	思う	22.7	3	31.4	3	35.9	3	24.8	3	36.8	3	29.7	3	33.8	3
点数			13		13		13		13		9		14		12

7-3-3 保育内容・保育環境について

(1) 保育内容・保育環境について

1) 「定員が保育内容に影響するか」の回答では影響すると思うが33.0%の227人、影響す

と思わないが 39.4%の 271 人、わからないが 27.5%の 189 人である。定員 201-250 人の施設で 53.6%、101-150 人で 32.0%と 3 割以上の保育者が定員の多さが保育内容に影響すると感じている。定員によって保育内容に影響すると思うに差があるかどうかについて X² 検定を行ったところ有意差があった。

表 7-14 定員が保育内容に影響

			定員						合計	
			定1-50	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300		定301人以上
定員が保育内容に影響	思う	度数	4	36	49	43	51	10	34	227
		定員が保育内容の%	1.8%	15.9%	21.6%	18.9%	22.5%	4.4%	15.0%	100.0%
	思わない	度数	10	58	57	38	27	23	58	271
		定員が保育内容の%	3.7%	21.4%	21.0%	14.0%	10.0%	8.5%	21.4%	100.0%
	わからない	度数	8	33	47	44	17	14	26	189
		定員が保育内容の%	4.2%	17.5%	24.9%	23.3%	9.0%	7.4%	13.8%	100.0%
合計	度数	22	127	153	125	95	47	118	687	
	定員が保育内容の%	3.2%	18.5%	22.3%	18.2%	13.8%	6.8%	17.2%	100.0%	

カイ二乗値 36.901 有意確率 0.000

(n = 687)

2) 「保育者が園児を統制する、園児が保育者に許可を求める保育になっているか」の回答ではなっていると思うが 16.7%の 115 人、なっていると思わないが 34.0%の 234 人、わからないが 49.1%の 338 人である。201-250 人の施設で 24.2%、301 人以上で 21.1%と保育者が園児を統制する、園児が保育者に許可を求める保育になっていると感じている。千羽が危惧していることが起きている。筆者の調査でも 1 階建では、自由時間には園児たちは園庭と保育室を行ったり来たりしているが、2 階建になると、園児たちは保育者に「園庭に行きたい」「砂場に行きたい」と尋ねている。定員によって園児を統制する、園児が許可を求める保育になっていると思うに差があるかどうかについて X² 検定を行ったところ有意差があった。

表 7-15 園児を統制、園児が許可

			定員						合計	
			定1-50	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300		定301人以上
園児を統制、園児が許可	思う	度数	1	22	21	20	23	3	25	115
		園児を統制、許可の%	.9%	19.1%	18.3%	17.4%	20.0%	2.6%	21.7%	100.0%
	思わない	度数	7	49	47	38	23	13	57	234
		園児を統制、許可の%	3.0%	20.9%	20.1%	16.2%	9.8%	5.6%	24.4%	100.0%
	わからない	度数	14	56	85	67	49	31	36	338
		園児を統制、許可の%	4.1%	16.6%	25.1%	19.8%	14.5%	9.2%	10.7%	100.0%
合計	度数	22	127	153	125	95	47	118	687	
	園児を統制、許可の%	3.2%	18.5%	22.3%	18.2%	13.8%	6.8%	17.2%	100.0%	

カイ二乗値 37.038 有意確率 0.000

(n = 687)

3)「園児の送迎時間が長くなったか」の回答では長くなったと思うが 20.8%の 143 人、長くなったと思わないが 39.8%の 274 人、わからないが 39.2%の 269 人である。251-301 人の施設で 34.0%、201-250 人で 23.1%と 2 割以上の保育者が園児の送迎時間が長くなったと感じている。定員によって園児の送迎時間が長くなったと思うに差があるかどうかについて X^2 検定を行ったところ有意差があった。

表 7-16 送迎時間が長く

			定員						合計	
			定1-50	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300		定301人以上
園児の送迎時間が長く	思う	度数	1	29	28	21	22	16	26	143
		園児の送迎長く の %	.7%	20.3%	19.6%	14.7%	15.4%	11.2%	18.2%	100.0%
	思わない	度数	15	49	62	37	33	16	62	274
		園児の送迎長く の %	5.5%	17.9%	22.6%	13.5%	12.0%	5.8%	22.6%	100.0%
	わからない	度数	6	48	63	67	40	15	30	269
		園児の送迎長く の %	2.2%	17.8%	23.4%	24.9%	14.9%	5.6%	11.2%	100.0%
	無答	度数	0	1	0	0	0	0	0	1
		園児の送迎長く の %	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	合計	度数	22	127	153	125	95	47	118	687
		園児の送迎長く の %	3.2%	18.5%	22.3%	18.2%	13.8%	6.8%	17.2%	100.0%

カイ二乗値 40.946 有意確率 0.002

(n = 687)

バス送迎についてみるとバスを所有している 38 園中、バス台数は 1 台が 11 園、2 台が 15 園、3 台が 10 園、4 台が 4 園である。定員が多くなると広範囲に園児を送迎することになり、バス所有台数も増加する。3 歳未満児は、保護者の直接送迎が基本である。3 歳以上児がバスを利用する。バス利用園児数は定員 301 人以上の施設で 31 人から 40 人が 2 園、41 人から 50 人が 2 園、51 人から 60 人が 1 園と多い。

「バス送迎は情報交換が減少すると思うか」についての施設の回答は減少するが 53.5%の 38 園、園に直接送迎と同じが 39.4%の 28 園であった。「バス送迎は園児の負担であると思うか」についての施設の回答は、負担であると思うが 15.4%の 11 園、負担でないと思うが 36.6%の 26 園であった。片道所要時間が 41 分から 50 分は 2 園、51 分から 60 分は 3 園である。その 2 園の施設長・園長が負担でないと回答していた。バスの乗車時間は保育時間ではない。3 歳から 5 歳児が毎日片道 60 分のバスで登園、降園するのは負担になっているのではないだろうか。統廃合や定員の確保のために地域が広範囲になりすぎてきている。2013 年調査では片道所要時間が 90 分、120 分の園児がいることを報告した。

4)「一人一人のケアが難しくなったか」の回答では難しくなったと思うが 29.9%の 205 人、難しくなったと思わないが 46.5%の 319 人、わからないが 23.7%の 163 人である。定員 301 人以上の施設で 38.1%、201-250 人で 36.8%、151-200 人で 30.4%と 3 割以上の保育者が定員が多くなり一人一人のケアが難しくなったと感じている。定員によって一人一人のケア

が難しくなったと思うに差があるかどうかについて X^2 検定を行ったところ有意差があった。

表 7-17 一人一人のケア難しい

			定員						合計	
			定1-50	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300		定301人以上
一人一人ケア難しい	思う	度数	1	32	39	38	35	15	45	205
		一人一人ケア難 の %	.5%	15.6%	19.0%	18.5%	17.1%	7.3%	22.0%	100.0%
	思わない	度数	14	68	75	47	40	15	60	319
		一人一人ケア難 の %	4.4%	21.3%	23.5%	14.7%	12.5%	4.7%	18.8%	100.0%
	わからない	度数	7	27	39	40	20	17	13	163
		一人一人ケア難 の %	4.3%	16.6%	23.9%	24.5%	12.3%	10.4%	8.0%	100.0%
合計		度数	22	127	153	125	95	47	118	687
		一人一人ケア難 の %	3.2%	18.5%	22.3%	18.2%	13.8%	6.8%	17.2%	100.0%

カイ二乗値 35.213 有意確率 0.000

(n = 687)

2010年子ども・子育て新システムは、「障害児に対する支援について」において、「認定こども園」にも障がい児の受け入れを進めている⁴。障がい児数をみると、定員101-150人の施設で障がい児を11人から30人、250-300人で障がい児を31人から40人の受け入れをしている。保育時間差のある園児の受け入れだけでなく、障がい児の受け入れが進む。さらに、定員も多いと一人一人のケアが難しくなると考えられる。

5)「保育者の研修は今まで以上に必要か」の回答では必要と思うが54.3%の373人、必要と思わないが15.2%の105人、わからないが30.4%の209人である。定員201-250人で65.2%、251-300人で63.8%、301人以上で55.0%、51-100人で51.9%、101-150人で51.6%と定員に関係なく高い結果となった。定員によって研修は今まで以上に必要かと思うに差があるかどうかについて X^2 検定を行ったところ有意差があった。

表 7-18 研修は今まで以上に必要

			定員						合計	
			定1-50	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300		定301人以上
研修今まで以上に必要	思う	度数	6	66	79	65	62	30	65	373
		研修今まで以上 の %	1.6%	17.7%	21.2%	17.4%	16.6%	8.0%	17.4%	100.0%
	思わない	度数	3	22	24	11	8	5	32	105
		研修今まで以上 の %	2.9%	21.0%	22.9%	10.5%	7.6%	4.8%	30.5%	100.0%
	わからない	度数	13	39	50	49	25	12	21	209
		研修今まで以上 の %	6.2%	18.7%	23.9%	23.4%	12.0%	5.7%	10.0%	100.0%
合計		度数	22	127	153	125	95	47	118	687
		研修今まで以上 の %	3.2%	18.5%	22.3%	18.2%	13.8%	6.8%	17.2%	100.0%

カイ二乗値 41.004 有意確率 0.000

(n = 687)

自由記述でも、「認定こども園になる前に研修を重ねたが、現実に幼保一緒になってお互いの理解がより必要である」と園長や保育者の声が多い。筆者の 2016 年大阪府の調査でも、「数年間、幼稚園教諭と保育士の研修を行ってから、認定こども園に移行しているが、それでも幼保一体は問題が出てくる。そのため、移行後も研修を重ねている」と自治体から説明を受けた。

6) 「園児の小さい怪我が多いと思うか」の回答では多いと思うが 6.1%の 42 人、多いと思わないが 0.2%の 2 人、わからないが 81.3%の 559 人である。定員 201-250 人の施設で 12.6%、301 人以上で 11%と保育者の 1 割以上が園児の小さい怪我が多いと感じていた。定員によって園児の小さい怪我が多いと思うに差があるかどうかについて X^2 検定を行ったところ有意差があった。

表 7-19 小さい怪我が多い

			定員						合計	
			定1-50	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300		定301人以上
小さい怪我が多い	思う	度数	0	2	6	9	12	0	13	42
		小怪我 多いの %	0.0%	4.8%	14.3%	21.4%	28.6%	0.0%	31.0%	100.0%
	思わない	度数	0	0	0	0	0	2	0	2
		小怪我 多いの %	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%
	わからない	度数	18	115	126	91	71	40	98	559
		小怪我 多いの %	3.2%	20.6%	22.5%	16.3%	12.7%	7.2%	17.5%	100.0%
無答	度数	4	10	21	25	12	5	7	84	
	小怪我 多いの %	4.8%	11.9%	25.0%	29.8%	14.3%	6.0%	8.3%	100.0%	
合計	度数	22	127	153	125	95	47	118	687	
	小怪我 多いの %	3.2%	18.5%	22.3%	18.2%	13.8%	6.8%	17.2%	100.0%	

カイ二乗値 64.514 有意確率 0.000

(n = 687)

定員によって園児の小さい怪我が多いと思うに差があるかどうかについて X^2 検定を行ったところ有意差があった。三重県の認定こども園の保護者からのアンケート結果にも園児の怪我が認定こども園になって増えたと記入がある⁵。

7) 「園児の小さい喧嘩が多いと思うか」の回答では多いと思うが 6.9%の 48 人、多いと思わないが 0.4%の 3 人、わからないが 80.4%の 553 人である。定員 201-250 人の施設で 16.8%の 1 割以上の保育者が園児の小さい喧嘩が多いと感じている。定員によって園児の小さい喧嘩が多いと思うに差があるかどうかについて X^2 検定を行ったところ有意差があった。

自由記述では、「定員が多くなり、園庭で園児が喧嘩していても遠くから怒鳴ってしまう。すぐそばに行ってもやれないことがある」とあった。

表 7-20 小さい喧嘩が多い

			定員						合計	
			定1-50	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300		定301人以上
小さい喧嘩が多い	思う	度数	0	1	6	8	16	2	15	48
		小喧嘩 多いの%	0.0%	2.1%	12.5%	16.7%	33.3%	4.2%	31.3%	100.0%
	思わない	度数	0	0	1	0	0	2	0	3
		小喧嘩 多いの%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	66.7%	0.0%	100.0%
	わからない	度数	18	116	125	93	67	38	96	553
		小喧嘩 多いの%	3.3%	21.0%	22.6%	16.8%	12.1%	6.9%	17.4%	100.0%
	無答	度数	4	10	21	24	12	5	7	83
		小喧嘩 多いの%	4.8%	12.0%	25.3%	28.9%	14.5%	6.0%	8.4%	100.0%
合計	度数	22	127	153	125	95	47	118	687	
	小喧嘩 多いの%	3.2%	18.5%	22.3%	18.2%	13.8%	6.8%	17.2%	100.0%	

カイ二乗値 63.442 有意確率 0.000

(n = 687)

8) 「運動会で個人種目が少ないと思うか」の回答では少ないと思うが 3.7%の 26 人、少ないと思わないが 5.3%の 37 人、わからないが 78.6%の 540 人である。定員 1-50 人の施設で 13.6%と 1 割以上の保育者が個人種目が少ないと感じていた。201 人以上になるとクラスは 11 クラスから 20 クラスになっていた。クラスが増えると個人種目が減ることになる。定員によって運動会で個人種目が少ないと思うに差があるかどうかについて X² 検定を行ったところ有意差があった。

表 7-21 運動会で個人種目少ない

			定員						合計	
			定1-50	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300		定301人以上
個人種目が少ない	思う	度数	3	6	0	6	3	3	5	26
		個人種目少ないの%	11.5%	23.1%	0.0%	23.1%	11.5%	11.5%	19.2%	100.0%
	思わない	度数	0	8	1	6	15	2	5	37
		個人種目少ないの%	0.0%	21.6%	2.7%	16.2%	40.5%	5.4%	13.5%	100.0%
	わからない	度数	15	101	130	87	68	37	102	540
		個人種目少ないの%	2.8%	18.7%	24.1%	16.1%	12.6%	6.9%	18.9%	100.0%
	無答	度数	4	12	22	26	9	5	6	84
		個人種目少ないの%	4.8%	14.3%	26.2%	31.0%	10.7%	6.0%	7.1%	100.0%
合計	度数	22	127	153	125	95	47	118	687	
	個人種目少ないの%	3.2%	18.5%	22.3%	18.2%	13.8%	6.8%	17.2%	100.0%	

カイ二乗値 59.442 有意確率 0.000

(n = 687)

9) 「運動会でコアな種目（全体での種目）が多いと思うか」の回答では多いと思うが 1.9%の 13 人、多いと思わないが 3.4%の 24 人、わからないが 81.6%の 560 人である。定員 201-250 人の施設で 5.2%の保育者が運動会でコアな種目が多いと感じている。定員が多くなる

とコアな種目が増える。定員によって運動会でコアな種目が多いと思うに差があるかどうかについて X^2 検定を行ったところ有意差があった。

自由記述でも、「人数が多くなり一人一人の晴れ舞台や親子種目は減少し、全体での種目が増加した」「保育時間差や長期休暇の有無で練習時間の差や体力の差もあり、コアな種目にしないと運動会が開催できない」「保護者からは個人種目が減ったと苦情が多い」とあった。

表 7-22 運動会でコアな種目多い

			q214総定員50							合計
			定1-50	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	
コア種目が多い	思う	度数	0	2	0	3	5	1	2	13
		コア種目 多いの %	0.0%	15.4%	0.0%	23.1%	38.5%	7.7%	15.4%	100.0%
	思わない	度数	1	8	4	3	3	1	4	24
		コア種目 多いの %	4.2%	33.3%	16.7%	12.5%	12.5%	4.2%	16.7%	100.0%
	わからない	度数	17	105	127	92	74	39	106	560
		コア種目 多いの %	3.0%	18.8%	22.7%	16.4%	13.2%	7.0%	18.9%	100.0%
	無答	度数	4	12	22	27	13	6	6	90
		コア種目 多いの %	4.4%	13.3%	24.4%	30.0%	14.4%	6.7%	6.7%	100.0%
合計	度数	22	127	153	125	95	47	118	687	
	コア種目 多いの %	3.2%	18.5%	22.3%	18.2%	13.8%	6.8%	17.2%	100.0%	

カイ二乗値 30.140 有意確率 0.036

(n = 687)

10)「非正規保育者が多くなったと思うか」の回答では多くなったと思うが 38.8%の 267 人、多くなったと思わないが 4.5%の 31 人、わからないが 43.5%の 299 人である。定員 251-300 人の施設で 61.7%、201-250 人で 61.0%と 6 割以上の保育者が非正規保育者が多くなったと感じている。定員によって非正規保育者が多くなったと思うに差があるかどうかについて X^2 検定を行ったところ有意差があった。

表 7-23 非正規保育者が多くなった

			定員							合計
			定1-50	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上	
非正規が多くなった	思う	度数	2	47	37	45	58	29	49	267
		非正規多くなったの %	.7%	17.6%	13.9%	16.9%	21.7%	10.9%	18.4%	100.0%
	思わない	度数	1	6	9	8	3	1	3	31
		非正規多くなったの %	3.2%	19.4%	29.0%	25.8%	9.7%	3.2%	9.7%	100.0%
	わからない	度数	15	62	85	43	26	8	60	299
		非正規多くなったの %	5.0%	20.7%	28.4%	14.4%	8.7%	2.7%	20.1%	100.0%
	無答	度数	4	12	22	29	8	9	6	90
		非正規多くなったの %	4.4%	13.3%	24.4%	32.2%	8.9%	10.0%	6.7%	100.0%
合計	度数	22	127	153	125	95	47	118	687	
	非正規多くなったの %	3.2%	18.5%	22.3%	18.2%	13.8%	6.8%	17.2%	100.0%	

カイ二乗値 82.511 有意確率 0.000

(n = 687)

11) 「現在の勤務園で非正規保育者が多いと思うか」の回答では多いと思うが 36.8%の 253 人、多いと思わないが 39.1%の 269 人、わからないが 17.6%の 121 人である。定員 201-250 人の施設で 46.3%、101-150 人で 45.7%、51-100 人で 39.3%、301 人以上で 36.4%、1-50 人で 36.3%と 3 割以上の保育者が現在の勤務園で非正規保育者が多いと感じていた。定員によって現在の勤務園で非正規保育者が多いと思うに差があるかどうかについて X^2 検定を行ったところ有意差があった。

表 7-2 現在 非正規保育者が多い

		定員							合計	
		定1-50	定51-100	定101-150	定151-200	定201-250	定251-300	定301人以上		
現在 非正規が多い	思う	度数	8	50	70	25	44	13	43	253
		現在非正規多いの%	3.2%	19.8%	27.7%	9.9%	17.4%	5.1%	17.0%	100.0%
	思わない	度数	4	46	56	68	27	16	52	269
		現在非正規多いの%	1.5%	17.1%	20.8%	25.3%	10.0%	5.9%	19.3%	100.0%
	わからない	度数	6	25	15	18	21	15	21	121
		現在非正規多いの%	5.0%	20.7%	12.4%	14.9%	17.4%	12.4%	17.4%	100.0%
無答	度数	4	6	12	14	3	3	2	44	
	現在非正規多いの%	9.1%	13.6%	27.3%	31.8%	6.8%	6.8%	4.5%	100.0%	
合計	度数	22	127	153	125	95	47	118	687	
	現在非正規多いの%	3.2%	18.5%	22.3%	18.2%	13.8%	6.8%	17.2%	100.0%	

カイ二乗値 60.817 有意確率 0.000

(n = 687)

正規保育者数と非正規保育者数をみると非正規保育者の 10 人以下は 61.9%の 44 園である。定員 301 人以上の施設で働く保育者 118 人中、28.8%の 34 人が希望する非正規保育者数は 1/3 以下であった。非正規保育者数は 3 人以下と回答している保育者は 687 人中、5.9%の 41 人存在する。定員によって非正規保育者数に差があるかどうかについて X^2 検定を行ったところ有意差があった [$X^2(48) = 89.357, p < 0.01$]。

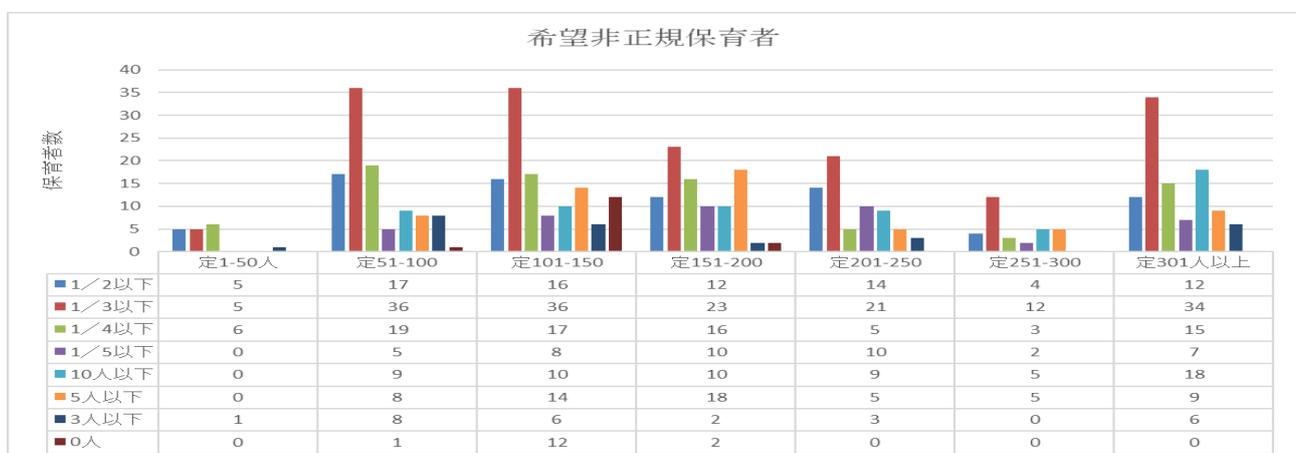


図 7-2 希望非正規保育者

(n = 687)

自由記述でも、「早朝保育、預かり保育、延長保育には、非正規保育者やアルバイトで対応している」という園長の声が多かった。時間により教室を移動する回数は3回が多かった。しかし、5回、7回と移動する施設があった。移動するごとに担当保育者は変わることになる。

(2) 保育内容・保育環境の回答と定員の割合について

定員が保育内容に影響すると思う、統制・許可の多い保育になっていると思う、園児の送迎時間が長くなったと思うの割合は定員に関係なく保育者たちは感じていた。X²検定においては上記項目全てで定員 201-250 人の施設で強い関連があった。一人一人のケアが難しくなったと思う、研修を必要と思うの割合は定員が多くなると高くなった。特に定員 201 人以上の施設で高くなった。小さい怪我が多いと思う、小さい喧嘩が多いと思う、運動会に個人種目が少ないと思う、運動会にコアな種目が多いと思うの割合は定員と関係なかった。非正規保育者が多くなったと思うの割合は定員が多くなると高くなった。特に定員 201 人以上の施設で高かった。現在非正規保育者が多いと思うの割合は定員と関係なく高かった。

保育内容・保育環境の影響についての回答と定員の点数をみる。定員 1-50 人の施設では 41 点と非常に高かった。51-100 人、101-150 人では 37 点、151-200 人で 38 点であった。点数を詳細にみると、定員 201-250 人、251-300 人で 1 点が 2 箇所であった。

表 7-7 保育内容・保育環境の点数

保育内容と定員		定1-50人(%)	点数	定51-100(%)	点数	定101-150(%)	点数	定151-200(%)	点数	定201-250(%)	点数	定251-300(%)	点数	定301人以上(%)	点数
保育者数	n=687	n=22		n=127		n=153		n=125		n=95		n=47		n=118	
定員が内容に影響	思う	18.1	3	28.3	3	32	3	34.4	3	53.6	2	21.2	3	28.8	3
統制許可の多い保育	思う	4.5	4	17.3	4	13.7	4	16	4	24.2	3	6.3	4	21.1	3
送迎時間が長く	思う	4.5	4	22.8	3	18.3	4	16.8	4	23.1	3	34	3	22	3
一人一人のケア難しい	思う	4.5	4	25.1	3	25.4	3	30.4	3	36.8	3	31.9	3	38.1	3
研修の必要性	思う	27.2	3	51.9	2	51.6	2	52	2	65.2	1	63.8	1	55	2
小さい怪我が多いか	思う	0	4	1.5	4	3.9	4	7.2	4	12.6	4	0	4	11	4
小さい喧嘩が多いか	思う	0	4	0.7	4	3.9	4	6.4	4	16.8	4	4.2	4	12.7	4
個人種目が少ないか	思う	13.6	4	4.7	4	0	4	4.8	4	3.1	4	6.3	4	4.2	4
コアな種目が多いか	思う	0	4	1.5	4	0	4	2.4	4	5.2	4	2.1	4	1.6	4
非正規保育者が多いか	思う	9	4	37	3	24.1	3	36	3	61	1	61.7	1	41.5	2
現在非正規保育者が多いか	思う	36.3	3	39.3	3	45.7	2	20	3	46.3	2	27.6	3	36.4	3
点数			41		37		37		38		31		34		35

7-3-4 保育者の考える理想定員について

保育者の考える理想定員をみる。687 人の認定こども園の保育者の考える理想定員の人数は 51-100 人が 114 人、101-150 人が 90 人である。定員 301 人以上の施設で働く保育者が 100 人以下や 150 人以下が良いと回答している。定員によって理想定員に差があるかど

うかにつて X^2 検定を行ったところ有意差があった。定員 1-50 人の施設では理想定員を 1-50 人、定員 51-100 人、101-150 人、151-200 人、201-250 人、251-300 人、301 人以上の施設では理想定員を 51-100 人、定員 51-100 人、101-150 人、251-300 人、301 人以上の施設では理想定員を 101-150 人、定員 51-100 人、201-250 人、251-300 人の施設では理想定員を 151-200 人、定員 301 人以上の施設では理想定員を 201-250 人が多いと解釈できる [$X^2(48) = 324.396, p < 0.01$]。

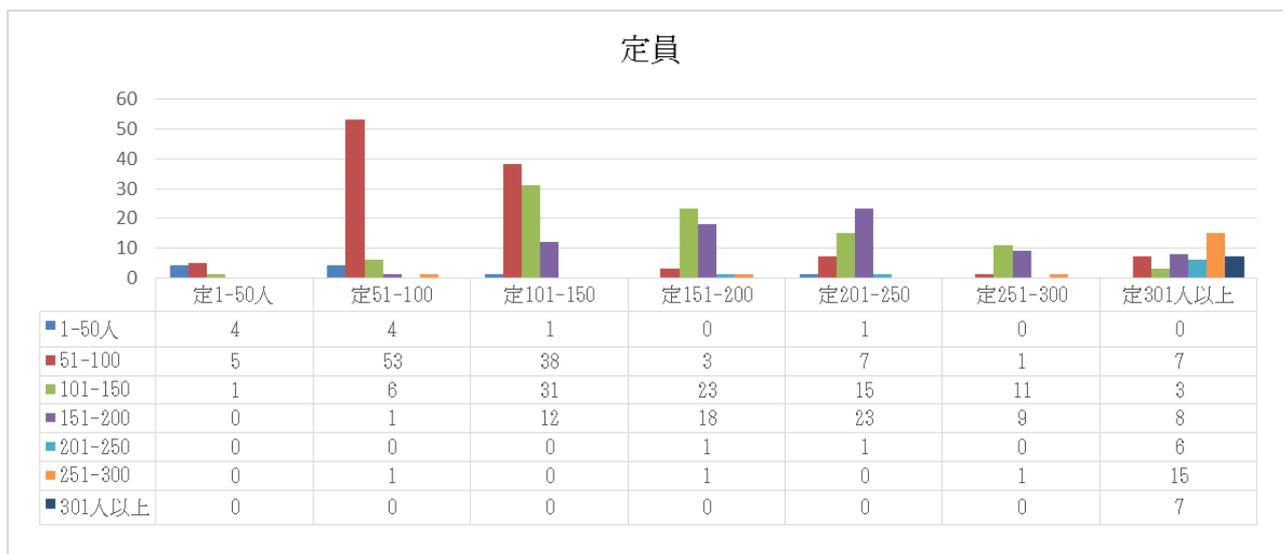


図 7-3 保育者の理想定員

(n = 687)

7-4 本章のまとめ

今回の調査でわかったことは、保育者・園児との関わりは全保育者とチームワークがとれ、園児の相談ができるのは定員 150 人以下の施設で割合が高かった。全園児の名前と顔が一致する、全園児と話ができる、送迎保護者を把握できる、保護者と園児の話ができるのは定員 150 人以下で割合が高かった。通園時間や登園降園時間の把握できるは定員 50 人以下であった。全園児の名前を把握することは保育者として必要なことではないだろうか。

X^2 検定でも保育者と園児との関りの全ての項目で定員と強い関連がみられたことから 150 人以下が定員と考える。点数では 1-50 人以下で 30 点と高く、51-100 人で 23 点、101-150 人で 18 点と定員が多くなると低くなった。また、定員 151 人以上の施設では 0 点が存在した。保育者・園児との関りでは 150 人以下が定員といえる。

保育時間差では保育者は定員に関係なく保育時間差が保育内容、精神的、騒がしさ、仲間関係に影響すると感じていた。幼稚園部門や保育所部門の標準開始時間が定員が多い施設で遅かった。また、標準終了時間も早かった。標準開始時間と標準終了時間から定員 250 人が上限といえる。

保育内容、保育環境では研修の必要性、非正規保育者が多くなったは定員が多くなると

割合が高かった。定員が保育内容に影響、統制許可の多い保育、送迎時間が長い、一人一人のケアが難しい、小さい怪我や喧嘩が多い、運動会の種目については定員が多くなると少し割合が高くなった。X²検定でも保育内容と保育環境の全ての項目で定員と強い関連がみられたことから保育者の回答は適切ではないかと考える。点数では定員 200 人以下では 50 点以上であったが、201 人以上では 1 点が存在し低くなった。保育内容、保育環境では 200 人以下が上限といえる。

以上より、今回の調査では 150 人以下が認定こども園の定員の理想、上限は 200 人以下と考える。本間の述べる「質を保てる適正規模は保育士の考える適正規模が適切」⁶とすれば、今回の調査での保育者の考える理想定員は 51-100 人と 101-150 人が多かったことから適切ではないかと考える。X²検定でも定員の 51-100 人と 101-150 人は定員と強い関連がみられたことから 150 人以下が定員の理想であると考え。定員を 150 人以下にすれば、認定こども園への移行後の課題が少ないことがわかった。

統廃合や既存幼稚園に保育所部門を整備して認定こども園への移行を進めるのであれば定員の上限が必要と考える。認定こども園は幼稚園児の 1 号認定と保育所の 2 号認定の一体施設である。1 号認定と 2 号認定の保育時間差がある園児と一緒に教育・保育を受けられる施設にするには保育時間差、施設整備などに問題がある。それらの問題を解決するには定員の上限を設定することが大きな解決策になると考える。

¹ 海貞子「定数と幼児教育について」『幼児の教育』79 (9) 7-13 1980-9

² 福西基「幼稚園の定員を考える」『幼児の教育』80 (2) 6-12 1981-2

³ 南泰代「認定こども園の保育時間とカリキュラムの実態」『環境福祉学研究』2 (1) 41-50 2017

⁴ 子ども・子育て新システム検討会議作業グループ 基本制度ワーキングチーム (第 7 回) 障害児に対する支援について

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/review/wg/kihon/k_7/pdf/s2.pdf (最終閲覧 2017 年 10 月 19 日)

⁵ 三重県の認定こども園の PTA アンケート

<http://fuji-kindy.com/wp/wp-content/uploads/2014/09/dbedd50718888d892036c3b5461b52b6.pdf> (最終閲覧 2017 年 10 月 19 日)

⁶ 本間栄治「保育士と子どもとの関わりの実態－A 市内における保育士への意識調査を通して－」『保育学研究』52 (2) 76-87 2014

第 8 章

認定こども園の保育時間

- 8-1 本章の目的
- 8-2 調査の概要
- 8-3 認定こども園 4 園
- 8-4 1 号認定の保護者の意識
- 8-5 本章のまとめ

第 8 章 認定こども園の保育時間

－ 1号認定の保護者の意識調査から－

8-1 本章の目的

幼稚園と保育所は諸官庁、法律、保育者、対象園児、歴史等の相違が多く、幼保一元化は進まなかった。そこで幼保一体施設認定こども園が 2006 年に創設された。

2014 年 8 月 22 日「認定こども園法」の改正により学校及び児童福祉施設として法的位置付けを持つ単一の施設として、「幼保連携型認定こども園」が新たに設定された。幼稚園部門を 1 号認定（1 号と以降記載）、保育所部門の 3 歳以上を 2 号認定（2 号と以降記載）、3 歳未満を 3 号認定（3 号と以降記載）とし、2 号認定の受け入れを必須とした。1 号の標準保育時間は 4 時間、2 号の標準保育時間は短時間が 8 時間、長時間が 11 時間である。

幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項として、「保育所保育指針などを踏まえて 0 歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していくこと、園児の一日の生活の連続性及びリズムの多様性への配慮、園児の在園時間の長短、入園時期 や登園日数の違いを踏まえた教育及び保育の内容やその展開を工夫することとした。乳幼児期の特性を踏まえた教育及び保育の環境の構成の留意事項として養護に関すること、健康及び安全に関すること、保護者に対する子育ての支援に関すること」と明示している¹。

認定こども園は時間差のある園児たちが教育・保育を一体的に受けられる施設である。女性の働き方が変化してきたことにより、地域によって必要とされている時間に相違がある。4 章において 2013 年調査から非過疎地域で早朝から保育が必要とされ、夕方ではなく夜まで必要とされていることを報告した。

また、早朝保育は保育所部門に登園、幼稚園部門が始まると幼稚園に移動、昼食が終わると保育所に移動、もしくは 1 号の終了時に移動、その後 2 号認定の短時間保育の 8 時間が終了する 16 時以降移動、その後 2 号認定の長時間保育の 11 時間が終了する 18 時にまた移動する園児がいる。平均 3 回の移動で多いと 7 回もあることを報告した。

本章では三重県の 3 市から 4 園の認定こども園の 1 号認定の保護者への質問紙調査から地域による保育時間、園児のための保育時間を検証する。

8-2 調査の概要

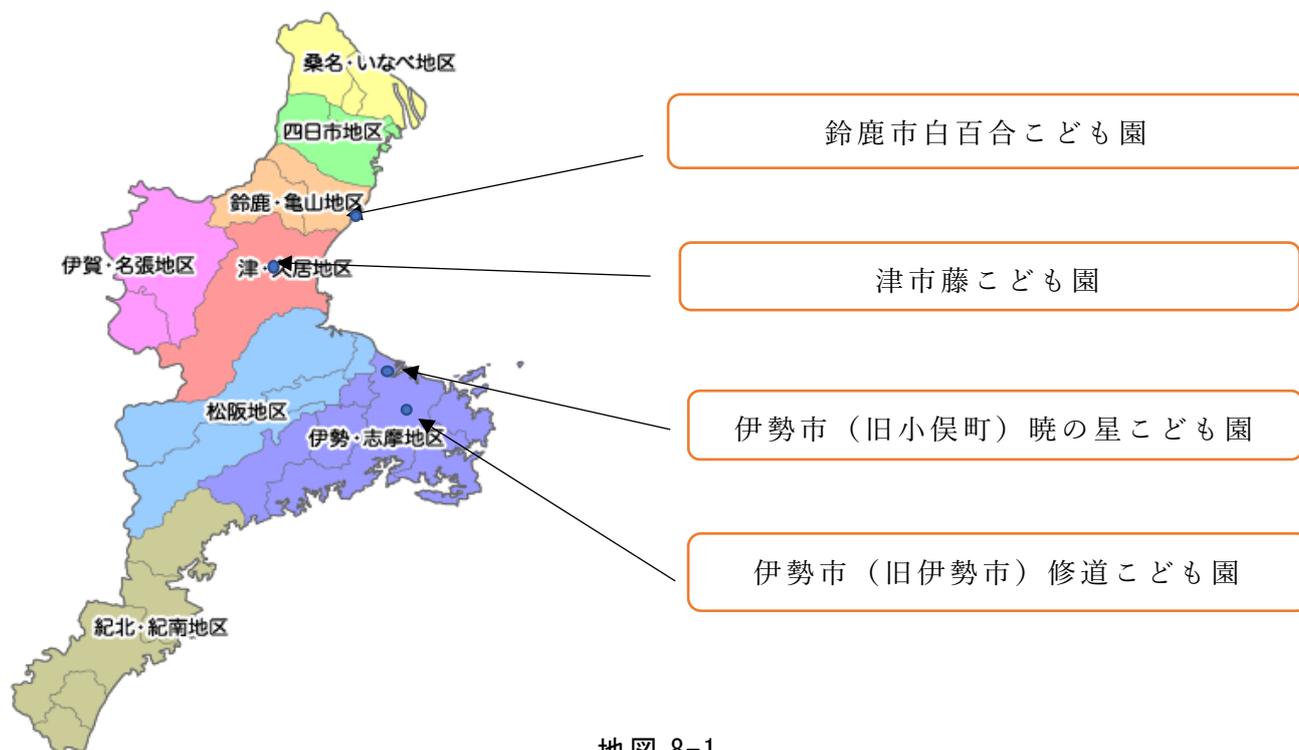
8-2-1 調査の方法について

(1) 調査の方法について

三重県の南勢地区、中勢地区、北勢地区の 3 市の 4 園から承諾を頂き、園から 1 号認定の保護者へ質問紙の配布の協力いただいた。回答は園にではなく、保護者の正確な意識や意見を調査するために保護者から直接大学の方へ郵送していただいた。

(2) 調査内容について

保護者の利用する保育時間、送迎方法、送迎時間、預かり保育、延長保育等。園児の降園後の起床、就寝、夕食、入浴などの生活時間等。園児の遊びの内容、友人関係、ゲーム・テレビ時間。園児の土曜日、日曜日、長期休暇中の様子等である。回答は、選択と一部記入で行った。



地図 8-1

表 8-1 三重県、伊勢市、津市、鈴鹿市の人口、世帯数、面積、人口密度、出生数、保育施設数

	人口2015	世帯数	面積K m ²	人口密度
三重県	1,815,865	720,292	5774.4	314.5
伊勢市	127,817	50,938	208.35	613.5
津市	279,886	114,679	711.11	393.6
鈴鹿市	196,403	77,725	194.46	1010

出生数 2015	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	6歳児
伊勢市	921	897	949	1,006	1,022	1,028	1,017
津市	2,023	2,052	2,248	2,239	2,393	2,262	2,479
鈴鹿市	1,534	1,480	1,574	1,624	1,692	1,707	1,795

保育施設数2017	公立幼稚園	私立幼稚園	公立保育所	私立保育所	公立こども園	私立こども園	認定数	1号認定	2号認定	3号認定
伊勢市	3	8	12	15	1	5	3394	401	1890	1103
津市	39	14	24	26	0	6	8211	1895	4085	2231
鈴鹿市	23	8	10	26	0	3	5404	729	3141	1534

出典：三重県、伊勢市、津市、鈴鹿市の HP と伊勢市健康福祉部こども課、鈴鹿市子ども制作部子ども育成課保育幼稚園グループ、津市健康福祉部こども課より保育施設数と認定数一覧表の提供より筆者作成²(提供年月日は注)

(3) 三重県について

三重県は人口 22 位、面積 25 位、人口密度 20 位、森林率 62% (全国平均 67%)、女性労働力人口 23 位の間地域で、平成の大合併で大きく市町村が変化した県である。

桑名市 (桑名市、桑名郡多度町、同郡長島町) 2004.12.6 合併、いなべ市 (員弁郡北勢町、同郡員弁町、同郡大安町、同郡藤原町) 2003.12.1 合併、四日市市 (四日市市、三重郡楠町) 2005.2.7 合併、亀山市 (亀山市、鈴鹿郡関町) 2005.1.11 合併、伊賀市 (上野市、阿山郡伊賀町、同郡島ヶ原村、同郡阿山町、同郡大山田村、名賀郡青山町) 2004.11.1 合併、津市 (津市、久居市、安芸郡河芸町、同郡芸濃町、同郡美里村、同郡安濃町、一志郡香良洲町、同郡一志町、同郡白山町、同郡美杉村) 2006.1.1 合併、松阪市 (松阪市、一志郡嬉野町、同郡三雲町、飯南郡飯南町、同郡飯高町) 2005.1.1 合併、多気町 (多気郡多気町、同郡勢和村) 2006.1.1 合併、大台町 (多気郡大台町、同郡宮川村) 2006.1.10 合併、伊勢市 (伊勢市、度会郡二見町、同郡小俣町、同郡御薊村) 2005.11.1 合併、志摩市 (志摩郡浜島町、同郡大王町、同郡志摩町、同郡阿児町、同郡磯部町) 2004.10.1 合併、南伊勢町 (度会郡南勢町、同郡南島町) H17.10.1 合併、大紀町 (度会郡大宮町、同郡紀勢町、同郡大内山村) 2005.2.14 合併、紀北町 (北牟婁郡紀伊長島町、同郡海山町) 2005.10.11 合併、熊野市 (熊野市、南牟婁郡紀和町) 2005.11.1 合併、紀宝町 (南牟婁郡紀宝町、同郡鵜殿村) 2006.1.10 に合併した。現在の市町村数は、市 14 町 15 村 0 の計 29 である。

南勢地区は特に人口減少、過疎が進む地域である。伊勢市は伊勢神宮を中心とした観光地であるが、三重県の主要市でトップの人口減少市である。人口密度は 613.5/km²である。伊勢市の就学前児童数は 6,840 人である。伊勢市は公立こども園 1 園、私立こども園 5 園である。2017 年 11 月の 1 号認定は 401 人、2 号認定は 1,890 人、3 号認定は 1,103 人と 2 号と 3 号の認定が多い市である。伊勢市は三重県での公立認定こども園が最初にできた市である。

中勢地区は県庁のある津市がある。しかし、津市は全国でもトップの 10 市町村が 2006

年1月に合併した市で、人口減少、過疎地域を広く含む市である。人口密度は393.6人/㎥である。津市の就学前児童数は15,696人で、2017年9月の1号認定が1895人、2号認定が4,085人、3号認定が2,231人である。津市は私立こども園が6園で、1号定員は166人（在籍212人）、2・3号定員は655人（在籍644人）である。

北勢地区は名古屋のベッドタウンとして人口が増加している。鈴鹿市は大戦中、工業地域に変更した市である。また、FIやオートバイのレース場として有名な市である。人口密度は1,010人/㎥である。鈴鹿市の就学前児童数は11,406人で1号認定が729人、2号認定が3,141人、3号認定が1,534人と2号の多い市である。鈴鹿市は私立こども園3園で定員150人（在籍95人）、240人（在籍195人）、129人（在籍114人）である。

8-3 認定こども園4園

8-3-1 認定こども園4園について（2017年4月～11月）

① 修道こども園

修道こども園は伊勢市の旧市内に1949年愛児園として設立、1952年に小学校の敷地に併設の幼稚園として設置された。敷地は1,552㎡、運動場は540㎡、鉄筋一部鉄骨2階建82,267㎡である。2012年近隣の公立保育所の閉園計画があったため、伊勢市の要望より既存幼稚園50人に保育所を備え認定こども園へ移行した。職員室を給食施設に改装、保育室を増設した。バスは1台所有し定員160人である。

1号の保育時間は9時から15時である。しかし、バスに乗車する園児は少ないが、バスは14時30分に出発するのでバスに乗車する園児は14時30分までの保育時間となる。バス時間は30分以内である。小学校の敷地に併設されたため、運動場と園庭が溝で分けしただけで隣接している。そのため、卒業生と園児が日常的に交流している施設である。園児は小学校の運動場やプールも使用でき、動物小屋にも行き来できる。長年地域の幼稚園として存在しているので、この小学校にほとんどの園児が入学する。昭和30年代の幼稚園型である。そのため、地域との交流はよく行われている。子育て支援は専任室で副園長が担当し園庭も開放している。降園後、直接送迎の園児は親子で30分ほど園庭において遊んでから帰宅する。この30分は1号の保護者同士の交流の場になっている。預かりや延長の園児は保育室で遊んでいる。しかし、長年幼稚園として地域に存在しているため、住民は幼稚園としての意識が強く、2号との保護者と1号の保護者の保育観には相違がある。役員は1号の保護者になり、夏祭り等の行事も1号の保護者が中心という。3歳は午睡があるが4歳からは午睡はなく、1号終了まで幼保合同クラスでお別れ会をしてから2号は保育室を移動する。その後、園児数が少なくなる時間ごとに保育室を移動することになる。この園では幼稚園部門の定員は満たしていない。保育所部門は定員を超え43人中40人が

延長保育を受けている。修道こども園の1号は60人でアンケートの回収は45%の27人である。2017年11月時点の在園数は1号51人、2号87人、3号48人である。



写真 8-1 修道こども園と小学校の敷地との境の溝

写真 8-2 散歩の帰りは修道小学校の校門から園に帰る

(2015年6月4日筆者撮影)

② 暁の星こども園

暁の星こども園は、現在は伊勢市であるが、平成の市町村合併以前は小俣町という田園地域にある。1954年に基督教の学校法人が無認可の愛児園として設立した。1969年学校法人の幼稚園になり、2013年幼稚園180人とは川を挟んで別敷地に0-2歳児の施設を新設して認定こども園へ移行した。伊勢市からの要望と経営の安定化から移行した。施設内給食である。週1に英語・歌の時間を取り入れ、跳び箱や柔軟体操の時間も取り入れてている。

バス利用は3歳以上児で4台所有する。2017年4月バスキャッチシステムを導入したため、保護者は携帯サイトで随時確認して送迎できる。地震や台風時に緊急時一斉メール送信ができるようになった。定員260人である。園児は小俣町、明和町、玉城町、旧伊勢市内と広範囲から通園している。

1号の標準保育は8時30分から14時30分、預かりの早朝が7時30分から8時30分、夕方は14時30分から16時30分である。2号の短時間保育は8時30分から16時30分、長時間保育は7時30分から18時である。短時間保育の早朝は7時30分から8時30分、夕方は16時30分から18時である。

園庭とは別に広々とした花壇のある園庭（わくわくランド）があり、果樹園、野菜畑、田を所有しているため、デンマークやドイツで有名な「森の幼稚園」³のようである。

課外教室としてサッカークラブ、空手クラブ、バレエスクール、音楽教室、行儀作法教室が有料である。小学1年から3年生の学習クラブも有料で開催している。

子育て支援は火・木・金曜日の 10 時から 12 時 30 分に園庭、図書室、スカイルーム、わくわくランドを無料開放している。1 号は 70 人で回収は 50%の 35 人である。2017 年 11 月時点の在園数は 1 号 68 人、2 号 112 人、3 号 60 人である。



写真 8-3 暁の星こども園の設定保育 写真 8-4 広い花壇のある園庭
(筆者撮影 2017 年 4 月 24 日) (わくわくランド)

③ 藤こども園

藤こども園は津市の郊外に 40 年前に山を切り開いて作った団地に、1982 年学校法人が幼稚園を創業した。団地はその後広範囲に広がっているが、園庭の後ろは山なので騒音の苦情はないという。英語の専門の教室を持つ学校法人のため、2 歳以上に英語活動（年間別料金 12,000 円）を取り入れているのが特徴である。2015 年道を挟んで 0-2 歳児の施設を新設し認定こども園へ移行した。バスは 4 台所有する。敷地は 7,293.05 m²、園庭は 1945.14 m²、幼稚園園舎は鉄骨 2 階建 1205.71 m²、保育園舎は木造平屋建 414.94 m²である。1 号の給食費は年間 49,800 円、2 号は 6,000 円である。

1 号の標準保育は 10 時から 14 時、預かりは早朝が 7 時 30 分から 8 時 30 分、夕方が 14 時から 16 時である。2 号の短時間保育は 8 時 30 分から 16 時、長時間保育が 7 時 30 分から 18 時である。短時間保育の延長は早朝が 7 時 30 分から 8 時 30 分、夕方が 16 時から 18 時である。外部からの侵入防止のため、保護者は名札を付けて保育室に時間内に迎えに行くことになっている。預かりや延長の園児が自由に園庭を利用するため、降園後の園児が園庭で遊ぶことは禁止になっている。預かりや延長の保育者は退職後の保育士をパート採用している。

経営者は認定こども園に移行するときに会社員から転職した園長を採用した。幼稚園教諭と保育士の保育観の相違がある職員のまとめ役、幼稚園保護者と保育所保護者の意見のまとめ役として、偏りのない園長を採用した。園長の方針で保護者への園独自のアンケート調査の結果と今後の取り組みについても公表している。定員 288 人である。園児は津市、

亀山市、鈴鹿市の広範囲から通園している。携帯連絡メールシステムの導入で台風などの緊急に対応できる。暁の星こども園の1号は130人で回収は43.8%の57人である。2017年11月時点の在園数は1号168人、2号67人、3号50人である。



写真 8-5 藤こども園の3歳以上児の園舎
(筆者撮影 2017年4月26日)



写真 8-6 3歳未満児の園舎が
道を挟んで新設された

④白百合こども園

白百合こども園は企業が福祉法人を作り鈴鹿市の海岸地域に1973年保育所を創業した。2年後、保育所から徒歩15分の場所に1976年別名の幼稚園を創業した。1965年から1975年にかけて市営住宅や雇用促進住宅をはじめ800戸以上の住宅が建設され人口が急増し幼児数も増えた地域で、地域の方々からの要望があり設立された施設である。2017年幼稚園に保育所部門を整備して認定こども園へ移行した。



写真 8-7 白百合こども園の園舎
左一階が職員室 右平屋が遊戯室
(筆者撮影 2017年5月11日)



写真 8-8 設定保育の体操の時間
(YOKOMINE 式)

登園時間は8時から9時15分である。降園は15時であるが、バス通園児は14時30分

までである。バスは4台所有する。定員240人である。特徴は、YOKOMINE式の基礎体力向上のカリキュラムを採用していることである。園外活動として近くの海に散歩に出かける。子育て支援は入学予定者の2歳児の親子を対象にしたちびっこクラブを開催している。課外教室はスポーツクラブ、サッカークラブ、バレエ教室、音楽教室がある。白百合こども園の1号は201人で回収は34.8%の70人である。2017年11月時点の在園数は1号199人、2号21人、3号12人である。

表 8-2 4園の一日カリキュラム

時間	修道こども園	暁の星こども園	藤こども園	白百合こども園
7.5	早朝保育	早朝保育	早朝保育	早朝保育
8		順次登園、各部屋に移動		
8.5	順次登園、各部屋に移動	標準開始時間	順次登園、各部屋に移動	順次登園、各部屋に移動
9	標準開始時間	自由遊び	自由遊び	自由遊び
9.5	自由遊び			
10	片づけ、朝の体操、各教室へ	体育・日課活動	標準開始時間	標準開始時間
10.5			クラス活動・英語活動、体育活動	朝の体操
11		課題活動		午前の活動
11.5			給食	給食
12	給食	給食		
12.5		戸外遊び、絵本	クラス活動	自由遊び
13			帰りの会	午後の活動
13.5		課題活動	順次降園、預かり保育・部屋移動	
14	順次降園、預かり保育・部屋移動	順次降園・預かり保育・自由遊び	バス降園	順次降園、預かり保育・部屋移動
14.5	バス降園	バス降園		バス降園
15		おやつ、課題活動	おやつ、課外活動	
15.5	部屋移動	自由遊び・順次降園		
16	短時間利用児降園		短時間利用児降園	短時間利用児降園
16.5	延長保育	短時間利用児降園	延長保育	延長保育
17		延長保育	部屋の移動	
17.5			自由遊び、順次降園	
18	降園、閉園	降園、閉園	降園、閉園	
18.5				降園、閉園

出典：修道こども園、暁の星こども園、藤こども園、白百合こども園入園案内とHP
 一般社団法人三重県私立幼稚園・認定こども園協会より筆者作成⁴(提供年月日は注)

修道こども園の一日



写真 8-9 7時30分早朝保育
1保育室で待つ



写真 8-10 9時体操服に
着替えて体操の時間



写真 8-11 10時30分
設定保育のお絵描き



写真 8-12 園外保育は交通
指導をしながら周辺の散策



写真 8-13 自由時間
砂場で異年齢児と遊ぶ



写真 8-14 11時30分4・5歳児
給食当番はエプロンとマスク



写真 8-15 今日の給食は
何かな？施設内給食は温かい



写真 8-16 3歳未満児は
保育者と給食



写真 8-17 給食 早い子から
机を片付けて隣に移動



写真 8-18 12時30分
保育室で自由時間



写真 8-19 3歳児は午睡時間
右側の園庭で4・5歳児の声



写真 8-20 14時30分1号降園
2号学年1クラスに移動



写真 8-21 保護者の迎え

表 8-22 16 時 4・5 歳児 2 号 1 クラスに移動

園長と保育者が対応

17 時 3・4・5 歳児 2 号全員 1 クラスに移動

(2015 年 6 月 4 日筆者撮影)

表 8-3 既存幼稚園から認定こども園へ移行した 4 園

園名	バス台数	バス所要時間	バス出発時間	バス範囲	子育て支援	特徴	課外クラブ
修道	1台	30分	14時30分	伊勢市内	一日中、4人無料	小学校敷に併設	
暁の星	4台	80分	14時30分	小俣町、明和町、玉城町、旧伊勢市内	火木金の午前無料	果樹園、畑、田所有	サッカー、バレエ、音楽
藤	3台	60分	14時00分	津市、亀山市、鈴鹿市	水木10-11有料	英語教育	体操、少林寺拳法
白百合	3台	20分	14時30分	鈴鹿市	次年入学予定園児	YOKOMINE 式	

園名	設置	市町村	周辺地域	施設	設立年	移行年	定員	1号在園	2号在園	3号在園	開始	修了	早朝預かり保育	夕方預かり保育	延長保育
修道	私立	伊勢市	旧市内	幼保同一	1949	2012	160	51	87	48	9時00分	15時00分	7時30分～8時30分	15時00分～16時00分	16時00分～18時00分
暁の星	私立	伊勢市	小俣町田園	幼保別々	1954	2013	260	68	112	60	8時30分	14時30分	7時30分～8時30分	14時30分～16時30分	16時30分～18時00分
藤	私立	津市	山側団地	幼保別々	1982	2015	288	163	75	50	10時00分	14時00分	7時30分～8時30分	14時00分～16時00分	16時00分～18時00分
白百合	私立	鈴鹿市	海側	幼保同一	1976	2017	195	199	21	12	9時00分	15時00分	7時30分～8時30分	15時00分～16時00分	16時00分～18時30分

出典：修道こども園、暁の星こども園、藤こども園、白百合こども園入園案内と在園資料より筆者作成(提供年月日は注)

8-4 1号認定の保護者の意識

8-4-1 保育内容について

(1) 保護者の利用する保育時間について

1号の保護者の利用する保育開始時間は4園ともに8時30分から9時が多い。しかし、津市の藤こども園は8時から10時まで、鈴鹿市の白百合こども園は7時30分から10時までと保護者の利用する開始時間に幅がある。

1号の保護者の利用する保育終了時間は4園とも14時から15時が多い。伊勢市の修道こども園は14時30分から15時、伊勢市の暁の星こども園は14時30分、藤こども園は14時である。白百合こども園は14時から15時までと保護者の利用する終了時間に幅がある。

(2) 保護者の送迎時間について

1号保護者の送る時間は4園とも8時30分が多い。修道こども園は8時から9時、暁の星こども園は7時30分から9時、藤こども園、白百合こども園は7時30分から9時30分までと幅がある。

1号保護者の迎える時間は4園とも15時が多い。しかし、修道こども園は15時、暁の星こども園は14時30分から15時30分、藤こども園は13時から18時まで、白百合こども園は13時から16時30分と迎える時間に幅がある。

修道こども園では2号はほとんどが延長保育をしているが、1号の預かり保育の利用は現在0人、延長保育の利用が2人である。そのため、1号の迎える時間は15時である。送る時間は、8時30分から9時が多い。暁の星こども園は14時30分からの預かり保育は2人、延長保育は1人である。白百合こども園も預かり保育も延長保育も2人だけである。藤こども園は預かり保育は11人、延長保育は5人と多い。

表 8-4 開始時間、終了時間、送迎時間、預かり保育、延長保育

1号開始	7.5	8	8.5	9	9.5	10	1号終了	13	14	14.5	15	15.5	16	計				
修道			8	19			修道				27			27				
暁の星			17	17	1		暁の星			35				35				
藤		2	25	20	1	9	藤		55			1	1	57				
白百合	1	2	25	20	20	2	白百合		3	23	39	2	3	70				
計	1	4	75	76	22	11	計		58	58	66	3	4	189				
1号送時間	7.5	8	8.5	9	9.5	10	1号迎時間	13	14	14.5	15	15.5	16	16.5	17	17.5	18	計
修道		1	17	9			修道				27							27
暁の星	3	9	19	4			暁の星			23	7	5						35
藤	2	5	34	12	4		藤	1	20	7	9	10	3	1	2	3	1	57
白百合	7	9	32	18	4		白百合	1		16	29	14	9	1				70
計	12	24	102	43	8		計	2	20	49	69	15	12	2	2	3	1	189
預かり有無	無	有	計				延長有無	無	有	計								
修道	27		27				修道	25	2	27								
暁の星	33	2	35				暁の星	34	1	35								
藤	46	11	57				藤	52	5	57								
白百合	68	2	70				白百合	68	2	70								
計	174	15	189				計	179	10	189								

(n = 189)

(3) 送迎者と送迎方法について

主に送る保護者は、修道こども園は母親が26人で、暁の星こども園は母親が34人で、藤こども園は母親が55人で、白百合こども園は母親が68人である。母親が送るが96.8%の183人で、1号の園児を送るのは主に母親であることがわかる。

主に迎えるは修道こども園は母親が25人で、暁の星こども園は母親が34人で、藤こども園は母親が51人で、白百合こども園は母親が69人である。母親の迎える94.7%の179人である。1号の送迎は主に母親が週5回とも送迎が多い。1号の母親も就労している場合は祖父母の送迎である。

表 8-5 送迎者

主に送	母親	週5	父親	祖母	祖父	主に迎	母親	週5	父親	祖母	祖父	計
修道	26	25		1		修道	25	25		2		27
暁の星	34	34	1			暁の星	34	33		1		35
藤	55	50		1	1	藤	51	54	1	3	2	57
白百合	68	59	1	1		白百合	69	58		1		70
計	183	168	2	3	1	計	179	170	1	7	2	189

(n = 189)

修道こども園では直接送迎が 25 人で時間は 5 分が多く 20 分以内である。バス停に送迎は 2 人で片道所有時間が 5 分から 30 分以内である。

暁の星こども園では直接送迎が 12 人で 10 分が多く 20 分以内である。バス停に送迎は 23 人で片道所有時間が 80 分以内と長い園児がいる。暁の星こども園は 4 台バスを所有し、小俣町、明和町、玉城町、旧伊勢市内と広範囲に送迎しているからである。

藤こども園では直接送迎が 30 人で 5 分が多いが 60 分以内と長い。保護者が車で片道 60 分という園児もいる。バス停に送迎は 27 人で片道所有時間が 60 分以内と長い。バスは 3 台所有している。津、亀山、鈴鹿と広範囲に送迎しているからである。

白百合こども園では直接送迎が 24 人で 20 分以内が多く 30 分以内である。バス停に送迎は 46 人で片道所有時間は 20 分以内が多く 50 分以内と長い園児もいる。

3 歳、4 歳、5 歳の園児の直接送迎は 30 分以内が多いが、藤こども園では 60 分以内と長い園児がいる。バス送迎では毎日片道所要時間が 60 分、80 分以内と長い園児がいる。大人でも肉体的に精神的に負担がかかる時間である。

表 8-6 送迎時間 (分)

	直接	バス	計	5	10	20	30	40	50	60	80	計
修道	25	2	27	15	8	3	1					27
暁の星	12	23	35	8	10	7	2	1	2	4	1	35
藤	30	27	57	27	8	5	3	4	4	6		57
白百合	24	46	70	11	7	30	13	7	2			70
計	91	98	189	61	33	45	19	12	8	10	1	189

(n = 189)

(4) 降園後の様子について

降園後、平日友達と毎日遊ぶは 5.8%の 11 人と少ない。週 1-2 回も 24.8%の 47 人であった。遊ばないは 69.4%の 131 人と多い。土曜日も遊ばないは 74%の 140 人である。日曜日は 80.4%の 152 人である。土曜や日曜は家族という時間が多いかもしれないが、平日に遊ばないが 7 割もある。降園後は近くに友達がいなかったことがわかる。地域から離れバス通園の園児は降園後に一緒に遊ばないのである。直接送迎の園児なら保護者と相談しながら遊ぶことも可能になりやすいといえる。バス送迎では保育者との意思疎通ができないことがいわれているが、降園後の遊ぶ約束もできにくくしているといえる。

表 8-7 降園後の様子

平日友達	遊ばない	毎日遊	週1-2回	土曜友達	遊ばない	毎土曜	月1-2回	日曜友達	遊ばない	毎日曜	月1-2回	無答	計
修道	13	2	12	修道	18	1	8	修道	22	1		4	27
暁の星	27	2	6	暁の星	27		8	暁の星	27		7	1	35
藤	39	5	13	藤	42	1	14	藤	44	1	12		57
白百合	52	2	16	白百合	53	1	16	白百合	59	2	9		70
計	131	11	47	計	140	3	46	計	152	4	28	5	189

(n = 189)

降園後どこにいますかの回答では、自宅で兄弟といえるのは 58.7%の 111 人と多いが、兄弟のいない園児の 19.5%の 37 人は一人であるか、保護者といることになる。渡辺も兄弟のいない中での成長を危惧している⁵。

スポーツ庁では幼児期の外遊びの重要性を報告しているが⁶、友達と外遊びは 6.8%の 13 人だけである。調査日前の平日 3 日間は友達と遊ばなかったが 65.6%の 124 人であった。3 日間全て友達と遊んだと回答は 4.2%の 8 人しかいなかった。友達と一緒に過ごすことができるのは 1 号認定の園児では標準時間の 4 時間しかないことになる。園児の成長に欠かせない時間が 4 時間だけになっているのである。政府やマスコミは待機児童問題を取り上げるが園児たちの成長からも保育時間は大きな問題といえる。

表 8-8 降園後の様子

降園後様子	一人家	保護者遊	兄弟遊	友と外	習い事	他	計	兄弟有無	無	%	有	%	計
修道	3	4	16	4			27	修道	7	25.9	20	74	27
暁の星	6	6	21	1	1		35	暁の星	4	9.3	31	90.6	35
藤	12	7	32	5		1	57	藤	13	24.5	44	75.4	57
白百合	13	11	42	3	1		70	白百合	13	17.8	57	82.1	70
計	34	28	111	13	2	1	189	計	37	19.5	152	80.4	189

(n = 189)

降園後の遊びの内容は外遊びでは、おにごっこ・かけっこが 21 人と多く、次がブランコ・滑り台が 17、自転車・三輪車が 16 人であった。内遊びではプラレール・ブロックが 15 人、ままごとが 10 人、お絵かき・折り紙が 9 人であった。(複数可)

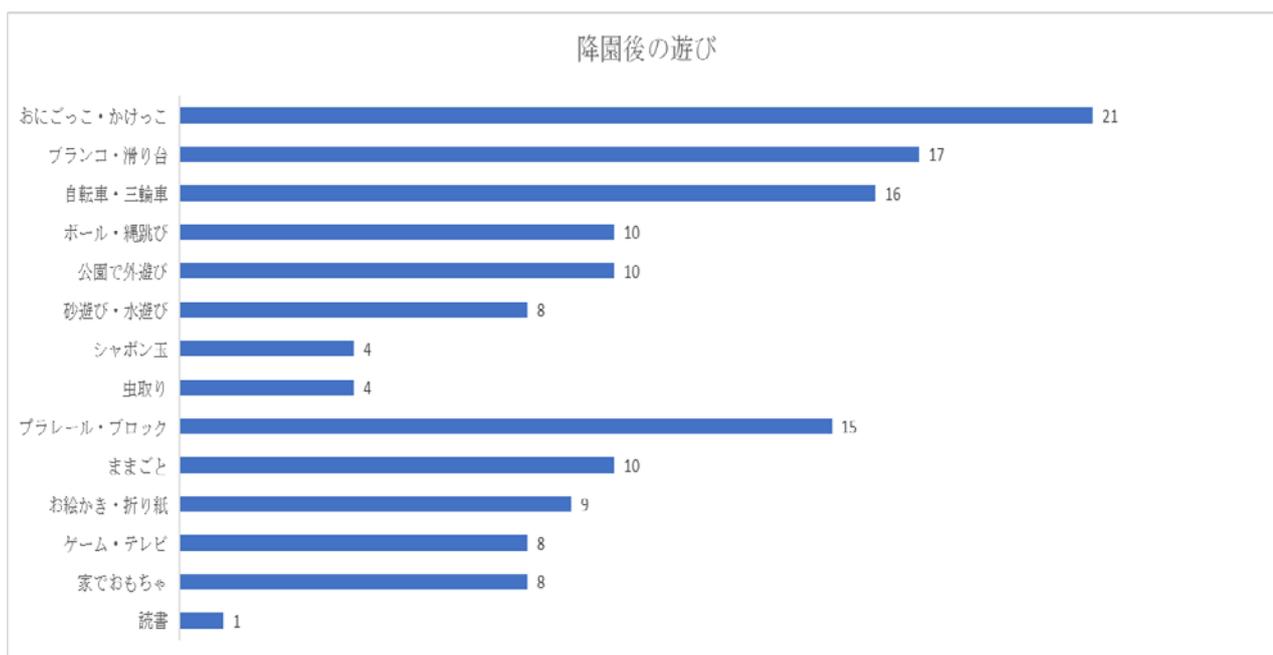


図 8-1 降園後の遊び

(5) 夏休みの様子について

昨年の夏休み中、預かり保育は 17.9%の 34 人である。自宅にいたと回答は 86.2%の 163 人である。

夏休み中、友達と遊ばなかったは 60.3%の 114 人である。6 割の園児が友達と 1 日も遊んでいないことがわかった。夏休み中、兄弟といたと回答は 57.1%の 108 人である。一人でいた、保護者といた、祖父母といたと回答は、31.2%の 59 人である。友達と外遊びは 6.8%の 13 人だけであった。

表 8-9 昨年の夏休みの様子

昨年夏休友達	遊ばない	毎日遊	週1-2回	他	計				
修道	14	1	11	1	27				
暁の星	27	1	7		35				
藤	33	9	15		57				
白百合	40	1	28	1	70				
計	114	12	61	2	189				
昨年夏休居場所	預かり	家	祖父母宅	他	計				
修道		23	3	1	27				
暁の星	5	29	1		35				
藤	5	51	1		57				
白百合	9	60	1		70				
計	19	163	6	1	189				
昨年夏休様子	一人家	保護者	祖父母宅	友と外	友と家	兄弟	習い事	他	計
修道		4	4	2	2	15			27
暁の星	4	1	3	1		26			35
藤	7	5	8	6	1	27	1	2	57
白百合	1	12	10	4	1	40		2	70
計	12	22	25	13	4	108	1	4	189

(n = 189)

(6) ゲーム・テレビの時間について

降園後平日ゲームをしない園児は 136 人と多い。平日ゲームをする園児は 53 人と少ない。平日ゲームをする時間は修道こども園では 1 時間、暁の星こども園では 1 時間 30 分、藤こども園、白百合こども園では 2 時間の園児がいる。3 歳から 5 歳児がゲーム・テレビに時間が 2 時間は長いといえるのではないだろうか。平日テレビを見る時間は、1 時間が一番多く、1 時間から 2 時間が平均である。修道こども園は 3 時間、藤こども園、白百合こども園は 4 時間、暁の星こども園は 5 時間の園児がいる。ゲームをする時間よりテレビをみる時間の方が長い。合計時間は修道こども園では 3 時間、暁の星こども園、藤こども園は 5 時間の園児がいる。

表 8-10 ゲーム、テレビの時間

平日ゲーム	0	0.5	1	1.5	2	無答	計							
修道	17	9	1				27							
暁の星	25	7	1	1		1	35							
藤	41	6	5	2	1	2	57							
白百合	53	11	2		1	3	70							
計	136	33	9	3	2	6	189							
平日テレビ	0	0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5	5	無答	計	
修道	2	2	13	3	3	2	2						27	
暁の星		3	8	3	14	2	2		1		1	1	35	
藤	1	8	16	5	16	2	3	1	3				57	
白百合	10	6	18	10	12	5	5		1				70	
計	13	19	55	21	45	11	12	1	5		1	6	189	
平日ゲ・テ	0	0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5	5	無答	計	
修道	1	2	11	4	2	4	3						27	
暁の星		2	9	2	9	6	3	1	1		1	1	35	
藤	1	6	10	8	14	7	5	1	2		1	2	57	
白百合	10	3	17	9	13	8	4	2	1				70	
計	12	13	47	23	38	25	15	4	4		2	6	189	
土曜ゲーム	0	0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5	5	無答	計	
修道	16	5	6										27	
暁の星	23	5	3	1	1						1	1	35	
藤	38	7	6	1									57	
白百合	53	8	5		1								70	
計	130	25	20	2	2		1				1	8	189	
土曜テレビ	0	0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5	5	無答	計	
修道	2	1	9	2	9		2		2				27	
暁の星	1	2	4	4	9		10	1	1		2	1	35	
藤		2	16	4	9	3	11		4	1	3	4	57	
白百合	8	8	14	4	20		8		3		2	3	70	
計	11	13	43	14	47	3	31	1	10	1	7	8	189	
土曜ゲ・テ	0	0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	4.5	5	6	無答	計
修道	1		6	4	7	4	3		1		1			27
暁の星		1	4	3	8	1	9	1	3		4		1	35
藤		1	13	4	9	3	11	1	6	1	3	1	4	57
白百合	7	6	13	7	15	4	8	1	4		1	1	3	70
計	8	8	36	18	39	12	31	3	14	1	9	2	8	189

(n = 189)

土曜日ゲームをする時間は修道こども園では1時間、白百合こども園では2時間、藤こども園では3時間、暁の星こども園では5時間の園児がいる。土曜日テレビを見る時間は2時間が一番多く、1時間から3時間が平均である。修道こども園は4時間、暁の星こども園、藤こども園、白百合こども園は5時間の園児がいる。合計時間は修道こども園、暁の星こども園は5時間、藤こども園、白百合こども園は6時間の園児がいる。自宅でゲームやテレビを見る時間が多いことがわかった。

8-4-2 園児の生活リズムについて

(1) 生活時間について

起床時間は6時30分から7時が多く、5時に起床の早い園児がいる。また、8時30分と遅い園児もいる。6時30分起床の園児は保育開始時間が8時30分が多い。また、7時起床の園児は8時30分と9時開始が多い。起床時間が早いと保育所開始時間も早い園児が多い。就寝時間をみると20時30分から21時が多く19時と早い園児がいる。22時30分という遅い園児もいる。6時30分起床の園児は20時30分就寝が多い。7時起床の園児は21時就寝が多い。起床時間が早いと就寝時間も早い園児が多い。夕食が17時の園児は全員21時就寝である。夕食が早いと就寝時間も早いことがいえる。19時30分までに入浴した園児は21時就寝に間に合う時間である。3歳、4歳、5歳児が就寝22時や22時30分は遅いと考える。

文部科学省の「第2節 家庭の教育力の向上に向けた取組」において、「よく体を動かしよく食べよく眠る」という成長期の子どもにとって当たり前で必要不可欠な基本的生活習慣が大きく乱れています。子どもの就寝・睡眠時間は午後10時以降に就寝する6歳以下の幼児の割合は29パーセント（約3割）に上っている⁷と危惧している。

文部科学省では、「早寝早起き朝ごはん」運動の励行など幼児期からの基本的生活習慣の確立を目指して「子どもの生活リズム向上プロジェクト」事業を2006年にスタートさせた。同時に、これを実際に国民運動として推進する母体として、「早寝早起き朝ごはん」全国協議会が設立された。「睡眠には心身の疲労を回復させる働きのほかに脳や体を成長させる働きがある。脳には海馬という知識の工場があり睡眠中に活性化し昼間経験したことを何度も再生して確かめ知識として蓄積する。この海馬の働きを助け子供の成長に欠かせない脳内物質であるメラトニン(暗くなると分泌され、体温を下げて眠りを誘う働き)と成長ホルモン(寝入ってすぐの深い睡眠時に分泌され、脳、骨、筋肉の成長を促す働き)は眠っている間に活発に分泌される。眠る時間が遅くなるとこれらの脳内物質の分泌に影響を与えてしまうので21時ごろには就寝させるように心がけましょう⁸と呼び掛けていることから遅くとも21時には就寝させるべきと考える。

起床時間、夕食時間、入浴時間によって就寝時間に差があるかどうかについて X2 検定を行ったところ有意差があった。起床時間が早いと就寝時間が早いことが多いと解釈ができる。夕食の時間が早いと就寝時間が早いことが多いと解釈ができる。入浴時間が早いと就寝時間が早いことが多いと解釈ができる。夕食を早く済ませ、入浴を早くすることで、就寝が早くなり、結果、起床も早くなることはいえると考える。

表 8-11 起床時間と就寝時間

			就寝時間							合計	
			19時	19時30分	20時	20時30分	21時	21時30分	22時		22時30分
起床時間	5時	度数	0	0	1	0	0	0	0	0	1
		起床時間の %	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	6時	度数	1	0	9	5	4	0	0	0	19
		起床時間の %	5.3%	0.0%	47.4%	26.3%	21.1%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	6時30分	度数	0	2	11	16	14	6	1	0	50
		起床時間の %	0.0%	4.0%	22.0%	32.0%	28.0%	12.0%	2.0%	0.0%	100.0%
	7時	度数	0	0	3	18	27	18	7	1	74
		起床時間の %	0.0%	0.0%	4.1%	24.3%	36.5%	24.3%	9.5%	1.4%	100.0%
	7時30分	度数	0	0	0	2	13	11	3	2	31
		起床時間の %	0.0%	0.0%	0.0%	6.5%	41.9%	35.5%	9.7%	6.5%	100.0%
	8時	度数	0	0	0	0	2	2	5	3	12
		起床時間の %	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	16.7%	41.7%	25.0%	100.0%
	8時30分	度数	0	0	0	0	1	0	1	0	2
		起床時間の %	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	100.0%
	合計	度数	1	2	24	41	61	37	17	6	189
		起床時間の %	.5%	1.1%	12.7%	21.7%	32.3%	19.6%	9.0%	3.2%	100.0%

カイ二乗値 120.498 有意確率 0.000

(n = 189)

表 8-12 夕食時間と就寝時間

			就寝時間							合計	
			19時	19時30分	20時	20時30分	21時	21時30分	22時		22時30分
夕食時間	17時	度数	0	0	6	3	2	0	0	1	12
		夕食時間の %	0.0%	0.0%	50.0%	25.0%	16.7%	0.0%	0.0%	8.3%	100.0%
	17時30分	度数	1	1	9	10	12	1	3	0	37
		夕食時間の %	2.7%	2.7%	24.3%	27.0%	32.4%	2.7%	8.1%	0.0%	100.0%
	18時	度数	0	1	8	14	24	9	1	0	57
		夕食時間の %	0.0%	1.8%	14.0%	24.6%	42.1%	15.8%	1.8%	0.0%	100.0%
	18時30分	度数	0	0	0	11	12	10	5	0	38
		夕食時間の %	0.0%	0.0%	0.0%	28.9%	31.6%	26.3%	13.2%	0.0%	100.0%
	19時	度数	0	0	1	3	10	15	7	2	38
		夕食時間の %	0.0%	0.0%	2.6%	7.9%	26.3%	39.5%	18.4%	5.3%	100.0%
	19時30分	度数	0	0	0	0	1	2	1	3	7
		夕食時間の %	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	14.3%	28.6%	14.3%	42.9%	100.0%
	合計	度数	1	2	24	41	61	37	17	6	189
		夕食時間の %	.5%	1.1%	12.7%	21.7%	32.3%	19.6%	9.0%	3.2%	100.0%

カイ二乗値 109.092 有意確率 0.000

(n = 189)

表 8-13 入浴時間と就寝時間

			就寝時間								合計
			19時	19時30分	20時	20時30分	21時	21時30分	22時	22時30分	
入浴時間	16時	度数	0	0	0	2	0	0	0	0	2
		入浴時間の%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	16時30分	度数	0	0	1	1	1	0	0	0	3
		入浴時間の%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	17時	度数	0	0	2	1	0	1	0	0	4
		入浴時間の%	0.0%	0.0%	50.0%	25.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	100.0%
	17時30分	度数	0	1	7	8	4	1	1	0	22
		入浴時間の%	0.0%	4.5%	31.8%	36.4%	18.2%	4.5%	4.5%	0.0%	100.0%
	18時	度数	0	1	3	5	6	2	0	1	18
		入浴時間の%	0.0%	5.6%	16.7%	27.8%	33.3%	11.1%	0.0%	5.6%	100.0%
	18時30分	度数	1	0	7	5	2	2	1	0	18
		入浴時間の%	5.6%	0.0%	38.9%	27.8%	11.1%	11.1%	5.6%	0.0%	100.0%
	19時	度数	0	0	3	14	17	3	1	0	38
		q21の%	0.0%	0.0%	7.9%	36.8%	44.7%	7.9%	2.6%	0.0%	100.0%
	19時30分	度数	0	0	1	3	19	6	5	0	34
		入浴時間の%	0.0%	0.0%	2.9%	8.8%	55.9%	17.6%	14.7%	0.0%	100.0%
	20時	度数	0	0	0	1	10	16	3	2	32
		入浴時間の%	0.0%	0.0%	0.0%	3.1%	31.3%	50.0%	9.4%	6.3%	100.0%
	20時30分	度数	0	0	0	1	2	6	5	2	16
		入浴時間の%	0.0%	0.0%	0.0%	6.3%	12.5%	37.5%	31.3%	12.5%	100.0%
21時	度数	0	0	0	0	0	0	1	1	2	
	入浴時間の%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	100.0%	
合計	度数	1	2	24	41	61	37	17	6	189	
	入浴時間の%	.5%	1.1%	12.7%	21.7%	32.3%	19.6%	9.0%	3.2%	100.0%	

カイ二乗値 154.915 有意確率 0.000

(n = 189)

(2) ゲームとテレビの時間が4時間以上の園児について

ゲームとテレビの時間が平日か土曜日に4時間以上の園児をみると21人である。夕食は18時は5人、18時30分は5人、19時は5人、19時30分は1人である。入浴は19時は8人、19時30分は1人である。起床は7時は13人、7時30分は3人である。就寝は21時は5人、21時30分は1人、22時は5人である。

降園後平日友達と遊ばないは14人である。土曜日友達と遊ばないは15人、日曜日友達と遊ばないは17人である。降園後兄弟といえるは9人、一人でいるのは11人である。降園後、園児が友達もいない状態ではゲームやテレビに依存する園児が増加するのではないだろうか。

表 8-14 ゲーム・テレビの 4 時間以上の園児の生活時間

4 時間以上	夕食	入浴	起床	就寝	平日友	土曜友	日曜友	降園後
1 修道	17.5	19	6.5	20.5	週1-2	無	無	一人
2 暁の星	19	20.5	7	22	無	無	無	兄弟
3 暁の星	17.5	18.5	7	20.5	週1-2	週1-2	週1-2	兄弟
4 暁の星	19	20.5	7	22	無	無	無	一人
5 暁の星	18.5	16	6.5	20.5	週1-2	無	無	兄弟
6 暁の星	19	20	7	22	無	無	無	兄弟
7 暁の星	18	19	7	20.5	無	無	無	一人
8 藤	17.5	18	7	21	無	無	無	一人
9 藤	18.5	17.5	7	20.5	週1-2	無	無	一人
10 藤	18	19	7	21	週1-2	週1-2	無	兄弟
11 藤	18.5	19.5	8	22	毎日	週1-2	週1-2	友達
12 藤	19.5	21	7.5	22.5	無	無	無	一人
13 藤	19	20.5	7.5	21.5	無	無	無	一人
14 藤	19	20	7	22	無	週1-2	週1-2	兄弟
15 藤	18	19	7	20.5	無	無	無	一人
16 藤	18	19	7	20.5	無	無	無	一人
17 白百合	18	19	7	21	無	週1-2	週1-2	兄弟
18 白百合	18.5	19.5	6.5	21	週1-2	無	無	兄弟
19 白百合	18.5	19	6.5	20.5	無	週1-2	無	一人
20 白百合	17.5	19	7	21	無	無	無	一人
21 白百合	17	17.5	5	20	無	無	無	兄弟

(n = 21)

8-4-3 保護者の必要とする保育時間について

(1) 保育時間と希望について

今の保育時間が良いと回答は 58.7%の 111 人である。15 時までの修道こども園は 66.6%の 18 人、14 時 30 分までの暁の星こども園は 28.3%の 17 人、14 時まで（迎えは 15 時まで）の藤こども園は 50.8%の 29 人、15 時までの白百合こども園は 64.3%の 47 人である。15 時までの施設では今の保育時間が良いと回答した保護者が多い。特に、迎えに行く時間か、バス停に行く時間が 15 時以降であれば今のままで良いと回答した保護者が多かった。

1 号の標準保育時間の延長希望は 77 人中、15 時までが 37.6%の 29 人、16 時までが 53.2%の 41 人である。2 号の短時間保育終了まで一緒に希望が多いことがいえた。七木田の⁹

表 8-15 保護者の希望時間

今の時間	今で良い	希望時間	15	15.5	16	16.5	17	18.5	19	計
修道	18	修道			9					27
暁の星	20	暁の星	10		4				1	35
藤	28	藤	15		10	1	1	1	1	57
白百合	45	白百合	4	1	20					70
計	111	計	29	1	43	1	1	1	2	189

(n = 189)

(2) 午睡時間について

午睡は修道こども園では 3 歳まで午睡がある。暁の星こども園、藤こども園、白百合こ

ども園は2歳までである。保護者は午睡は不要と考える保護者が111人と多い。保護者からは、「午睡よりも教育時間にあてて欲しい」「布団の上でボーとしているのは無駄な時間だ」「夜早く寝ないから午睡はいらない」という声が多く、午睡を無駄な時間と考えている保護者が多い。

必要と考える保護者は77人である。期間は0歳児から3歳児までと回答している保護者が96人、0歳児から2歳までは68人、0歳児から4歳児までは18人である。特に修道こども園では必要と考えている保護者が7割と多い。白百合こども園でも4割強、暁の星こども園、藤こども園でも3割強の保護者が午睡を必要と答えている。

荒木ら¹⁰は、保育所での午睡の重要性を述べている。幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説¹¹では、「在園時間が相対的に長くなる保育を必要とする子どもに該当するおむね4歳までの園児にとっては、午睡のある生活が望ましい」とある。保護者からは、「園児が夕方疲れていて期限が悪い」「夕方ボーとしているので午睡をしてほしい」「心身ともにゆったり育てたい」という必要理由が多かった。リラックス程度の午睡時間は4歳ぐらいまでは必要ではないだろうか。

表 8-16 午睡時間

午睡何歳	0-2歳	0-3歳	0-4歳	全員	他	無答	計	我子午睡必要	不要	必要	無答	計
修道	1	16	9			1	27	修道	7	19	1	27
暁の星	18	14	2		1		35	暁の星	26	9		35
藤	29	23	3	1	1		57	藤	39	18		57
白百合	20	43	4		2	1	70	白百合	39	31		70
計	68	96	18	1	4	2	189	計	111	77	1	189

(n = 189)

(3) 保護者の選択理由について

認定こども園制度は、2006（平成18）年10月に施行された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）」に基づき、文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室は、市町村及びすべての都道府県に対して実施した。（調査時点：平成20年3月1日）アンケートは、認定を受けた施設を利用している保護者1170人、認定を受けた施設130人、認定を受けた施設のある市町村96人、都道府県47人が対象であった。評価している点については、「認定を受けた施設を利用している保護者の8割近くが、認定こども園を評価している。回答のあった保護者の9割近くが、今後とも認定こども園制度を推進していくべきであると答えている」と報告している。

具体的には、保育時間が柔軟に選べる46.5%、就労の有無にかかわらず施設利用45.7%、教育活動の充実30.9%、異年齢交流27.3%、子育て支援活動の充実24.6%、給食の提供14.4%、その他5.6%であった。

今回の1号認定の保護者の選択理由は、保育方針や内容が良いためが93人、自宅に近いことが75人、職員の対応が良いためが30人、親の就労の有無に変化ができて園を変わらなくてよいが15人、施設の整備が良いためが11人、保育時間が合うためが6人、特別クラブがあるためが5人、通勤途中にあるためが2人、職場に近いことが1人である。2008年6月文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室の評価結果とは相違がある。幼保連携推進室での認定こども園に係るアンケート調査結果は、認定を受けた施設を利用している保護者の1,170人が対象であった。回答のあった保護者の9割近くが、今後とも認定こども園制度を推進していくべきであると答えている。「評価している」及び「どちらかと言えば評価している」と答える保護者の割合は75.5%となっており8割近くの保護者から認定こども園は評価を受けていると報告している。評価している点は、「保育時間が柔軟に選べること」「就労の有無にかかわらず施設利用」¹²であった。

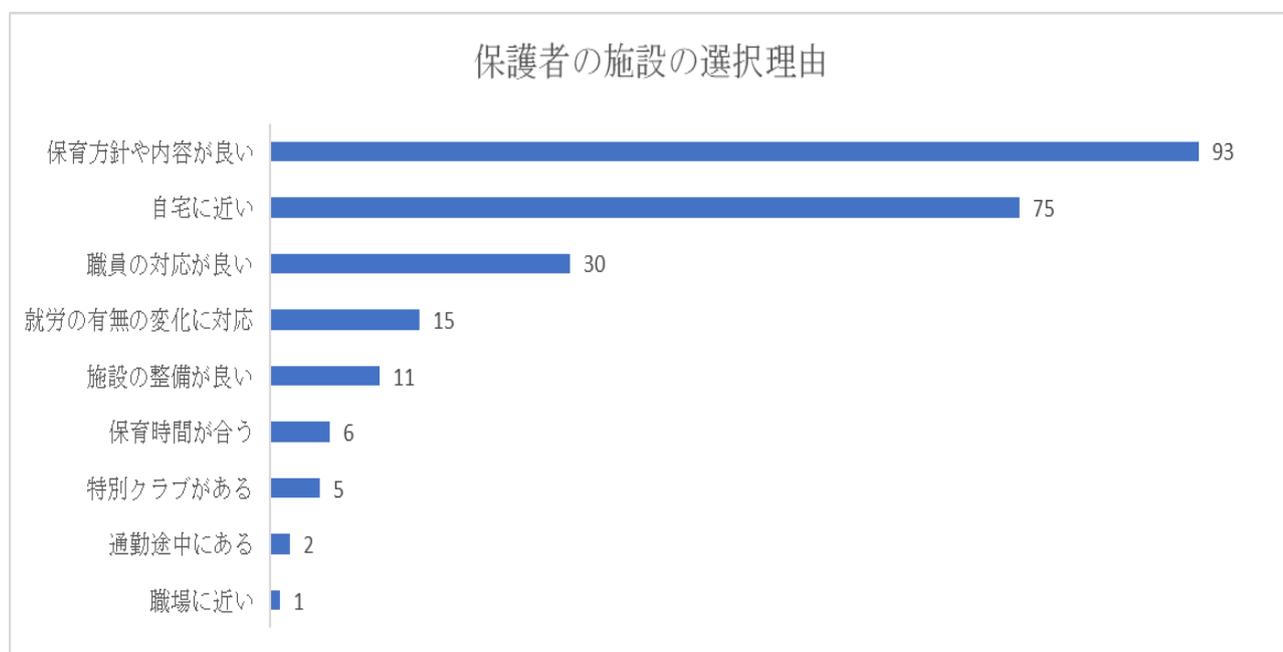


図 8-2 保護者の施設の選択理由

(n = 189)

(4) 保護者の思う利点

保護者の思う利点は幼稚園及び保育所の良さを生かした教育・保育ができているが67人、親の就労の有無に変化ができて園を変わらなくてよいが64人、就学前教育ができているが32人、預かり保育があるが29人である。親の就労に関係なく地域の子どもと一緒に利用できるは20人である。認定こども園の利点は、文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室の評価と同じといえる。

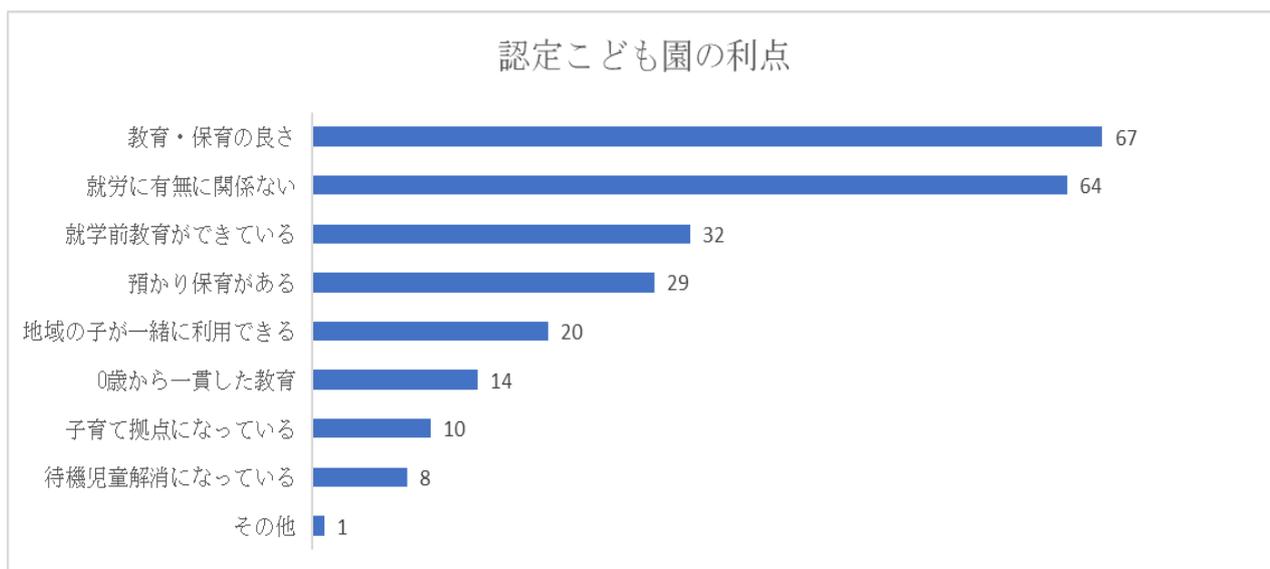


図 8-3 保護者の思う認定こども園の利点 (n = 189)

(5) 保護者の思う問題について

保護者が思う問題は定員が増えて丁寧な教育・保育ができていないが 35 人と多かった。次は、保育時間の差が気にかかるが 30 人、バス通園は保育者と意思疎通ができないが 26 人、運動会や行事が変化した が 18 人、幼稚園児と保育所児の保護者も分かれてしまうが 12 人であった。やはり、定員と保育時間差が大きな問題と保護者も感じていることがわかる。

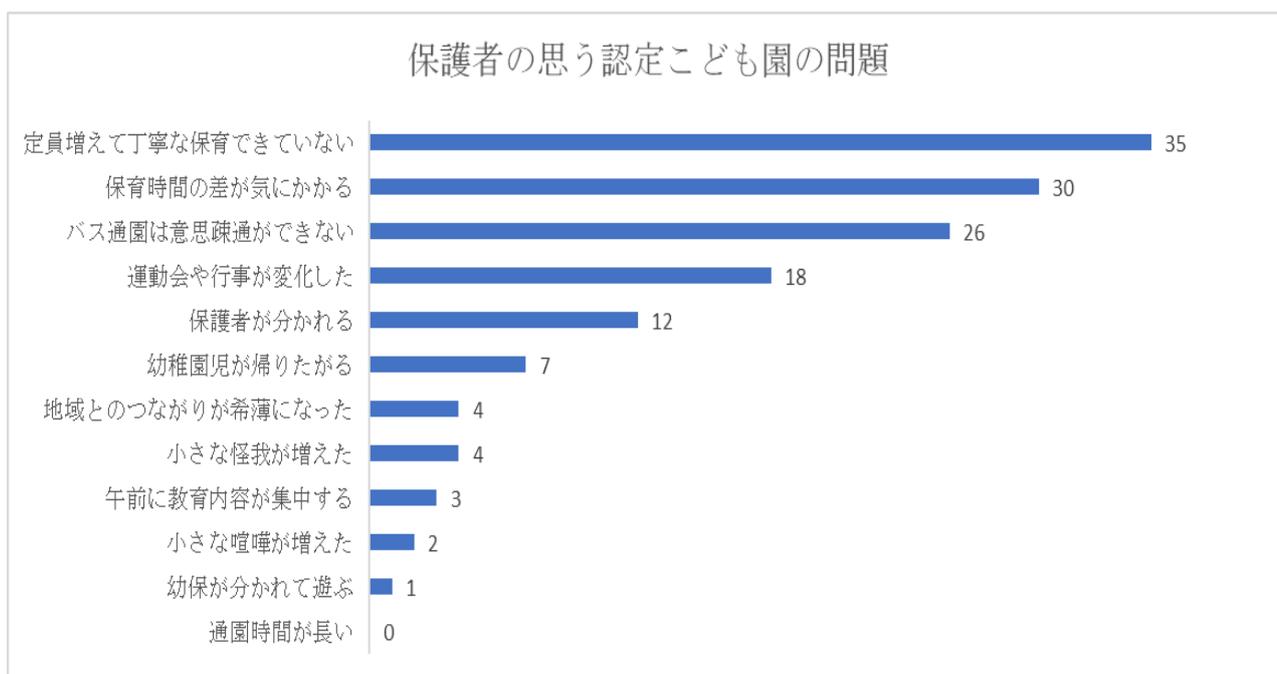


図 8-4 保護者の思う認定こども園の問題 (n = 189)

(6) 保護者の自由記述について

保護者の自由記述は、「教育の質が落ちた」「教育がおろそかになった」「教育を充実して欲しい」「教育面をもどして欲しい」「上の子の時のような教育をして」は36人と多い。

「夕方ぐずるのでお昼寝が必要」「夕方疲れて寝てしまう、お昼寝をさせて」は20人、「預かり保育の人数を増やして欲しい」「延長保育の時間を伸ばして欲しい」は14人、「保育料が上がった」「保育料を前に戻して」は12人である。「2号が全てにおいて優先になった」は7人、「降園後園庭で遊ばせて欲しい」は5人、「定員が多くなった、減らしてほしい」「定員が多くて、一人一人のケアが充分できない」「保育サービスが悪くなった」は4人、「お便りや連絡が少ない」は4人、「保育者が若く、よく変わる」が4人、「駐車場を園の近くにしたい」が4人である。気掛かりは、「1号と2号の園児の中で区別ができていないのが心配だ」が1人あったことである。

1号の保護者は就学前教育を望んで施設を選択しているため、認定こども園になって不満が多いようであった。政府の調査結果とは相違がある。

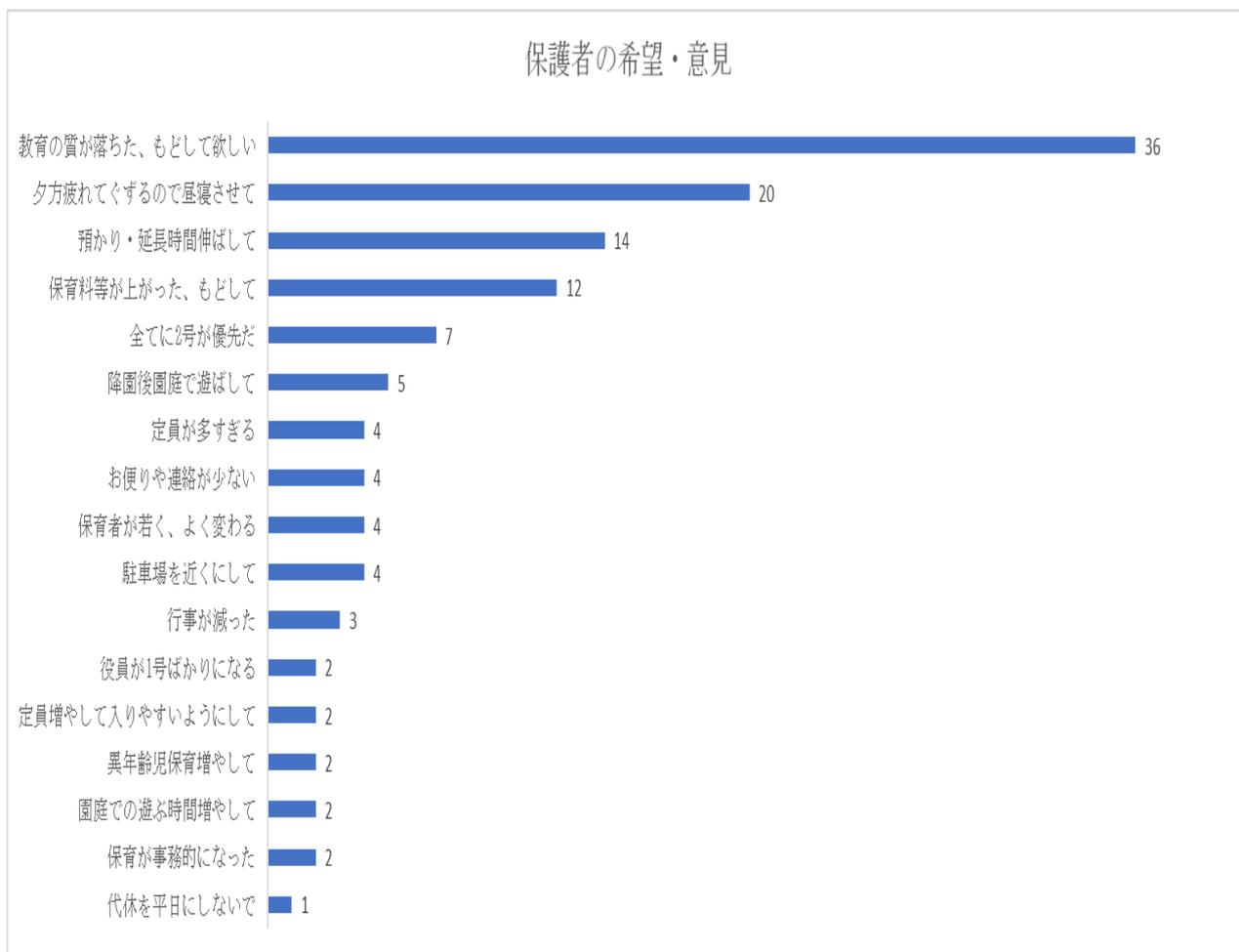


図 8-5 保護者の希望・意見

(n = 189)

8-5 本章のまとめ

保護者の利用する保育開始時間は4園とも8時30分から9時が多い。しかし、津市や鈴鹿市では人口も多く、パートなど働く女性も多い地域であるため1号認定の保護者も利用する時間に幅があることがいえた。津市では預かり保育の希望もあり必要とされている保育時間に幅がある。終了時間も津市や鈴鹿市では13時から18時までの幅がある。

送迎は母親が多くバス片道所要時間が伊勢市で80分と長い。人口減少の進む伊勢市では広範囲から園児を集めなければならない。鈴鹿市で直接送迎でも60分の園児がいる。園児が毎日片道60分、80分という長い乗車時間は精神的にも肉体的にも負担がかかっていると考える。

降園後、園児は家にいることが多く、友達がいないことがいえた。兄弟のいる園児が多かったが、兄弟のいる場合は降園後兄弟と遊ぶ園児が多いことがわかった。ゲームやテレビを見る時間が多く、平日5時間、土曜日は7時間の園児がいる。

園児の生活時間は起床は6時30分から7時が多い。起床が6時30分の園児は保育開始時間が8時30分が多い。起床が6時30分の園児は就寝が20時30分が多い。夕食が19時の園児は就寝21時に間に合うか、21時以降になる。入浴が19時30分までの園児は就寝21時に間に合うようである。降園後、夕食や入浴が早いと21時までの就寝が多くなることがみえた。

保育終了時間が15時以降であれば、1号の保護者は今のままでよいと考える保護者が多い。14時、14時30分終了では、終了が早いと考える保護者が多い。1号の保護者が希望する終了時間は16時である。希望理由は仕事や家事で忙しい、子どもの遊ぶ友達がいない、園でいろんなことを学んでほしいという回答が多かった。七木田らが調査した幼稚園の保護者が8時間保育を希望しているという報告と同じであった¹³。

1号の保護者は教育時間が重要で、午睡を無駄な時間と考えている保護者が多いことがわかった。

以上より標準時間は9時から14時までが多いが園児の生活リズムからも適切ではないと考える。8時30分から16時までを標準時間にすることができたら16時まで教育・保育の時間が十分にとれ、共通時間も十分にとれ、同学年や異年齢児との交流もでき、色々なことを学ぶことができる。また、ゲームやテレビの時間を減少させることができる。地域によって、必要な保育時間に差があるので、30分の差を設け、開始時間は8時からと8時30分からが理想と考える。終了時間は16時までと16時30分までが理想と考える。部屋の移動回数も少なくなり、担任の入れ替わりも減少し十分なケアを受けられる。

降園後、遊ぶ友達もない家で一人で過ごす園児はゲームやテレビの時間が増えてしまう可能性が高い。園児の成長からも16時まで保育時間が必要と考える。また、保育時間が1

号も 2 号も 16 時までであれば、リラックスできる午睡時間の確保ができる。午睡の時間を少し確保しても共通時間が確保でき、就学前教育も保育も十分にできると考える。

¹ 改正認定こども園法（平成 24 年法律第 66 号）

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_1/pdf/s4-5.pdf
（最終閲覧 2017 年 10 月 19 日）

² 三重県、伊勢市、津市、鈴鹿市の HP と伊勢市健康福祉部こども課、鈴鹿市子ども制作部子ども育成課保育幼稚園グループ、津市健康福祉部こども課より保育施設数と認定数一覧表提供より筆者作成

<http://www.pref.mie.lg.jp/DATABOX/60323003738-01.htm>

<http://www.pref.mie.lg.jp/DATABOX/25992003723.htm>

<http://www.city.ise.mie.jp/8303.htm><http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000010960/index.html>

<http://www.city.suzuka.lg.jp/life/benri/8922.html>

<http://www.city.ise.mie.jp/2480.htm>

<http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000008104/index.html>

<http://www.city.suzuka.lg.jp/life/benri/7204.html>（最終閲覧 2017 年 10 月 28 日）

³ ドイツの森の幼稚園については多くの研究者がいる

横井一之 「フランクフルト森の幼稚園での子どもの育ちについて：領域「環境」の視点から」『鈴鹿短期大学紀要』（33）2013-03-01 213-226

山本理人 千賀愛 安井友康ら「ドイツで展開されている「森の幼稚園」における教師と子どもたちの関わり -自己形成空間という視点から」『北海道教育大学紀要 教育科学編』63(2) 57-72 2013-02

⁴ 修道こども園、暁の星こども園、藤こども園、白百合こども園入園案内と HP

一般社団法人三重県私立幼稚園・認定こども園協会より筆者作成

http://mie-shiyou.com/intro_s.php?id=49

<http://www.shudokodomoen.jp/>

<http://akenohoshi.com/>

<http://fuji-kindy.com/>

<http://shirayuri.youchien.to/>（最終閲覧：2017 年 11 月 19 日）

⁵ 渡辺彩 「認定こども園における保育・教育の質の保障」『現代社会文化研究』51 61-78 2011.7

⁶ スポーツ庁 http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/houdou/27/10/1362774.htm

（最終閲覧：2017 年 10 月 28 日）

⁷ 文部科学省 第 2 節 家庭の教育力の向上に向けた取組「子どもの就寝・睡眠時間

午後 10 時以降に就寝する 6 歳以下の幼児の割合は 29 パーセント（約 3 割）に上っています」

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab200601/002/001/007.htm（最終閲覧：2017 年 10 月 28 日）

⁸ 文部科学省 第 2 節 家庭の教育力の向上に向けた取組「平成 18 年 4 月には早寝早起き朝ごはん全国協議会が発足しました」「早寝早起き朝ごはん運動を民間主導の国民運動として全国展開することを目的としています」（最終閲覧：2017 年 10 月 28 日）

<http://www.hayanehayaoki.jp/about.html>

⁹ 七木田敦・松井剛太・上村眞生・岡花一郎「幼稚園・保育所を利用する保護者に幼保一体化施設に対する意識に関する研究」『保育学研究』44（2）163-174 2006 幼稚園保護者は 8 時間保育給食を望む 保育所保護者は教育的内容望む

¹⁰ 荒木田章子 大日向純子 鈴木菜生ら「北海道旭川市における 3 歳児の睡眠習慣に関

するアンケート調査」『脳と発達』(40) 2008 370-374

¹¹内閣府

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/kodomo3houan/pdf/s-youho-k.pdf>

(最終閲覧：2017年10月28日)

¹² 文部科学省・厚生労働省 幼保連携推進室での認定こども園に係るアンケート調査

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/06/h0612-5.html> (2017.10.19 閲覧)

¹³ 七木田敦・松井剛太・上村眞生・岡花一郎「幼稚園・保育所を利用する保護者に幼保一体化施設に対する意識に関する研究」『保育学研究44』(2) 163-174 2006 幼稚園保護者は8時間保育と給食を望む 保育所保護者は教育的内容を望む

〈謝辞〉

ヒヤリングに応じて頂いた方々に御礼申し上げます。(敬称略)

三重県伊勢市修道こども園施設長 園長 主任 保育者 保護者 園児 (2016 5/24 6/4 2017 4/21 5/8 11/27) 三重県伊勢市暁の星こども園施設長 園長 保育者 (2017 4/24 4/26 5/11 11/28) 三重県津市藤こども園園長 保育者 保護者 (2017 4/24 4/26 5/11 11/28) 三重県鈴鹿市白百合こども園施設長 園長 保育者 保護者 園児 (2017 7/ 8/ 11/12) 三重県鈴鹿市子ども制作部育成保育幼稚園グループ (2017 10/5 10/11) 三重県津市健康福祉部こども家庭課保育担当 (2017 10/5 10/16 11/12 11/15 11/16) 三重県伊勢市健康福祉部こども課 (2017 10/5 11/21 11/22) 松阪市福祉事務所こども未来課 (2017 11/28)

第 9 章

結論

- 9-1 本章の目的
- 9-2 各章の要約
- 9-3 得られた知見と提言
- 9-4 今後の研究課題

第9章 結論

9-1 本章の目的

人口減少地域や過疎地域では、小学校が廃校になり、幼稚園や保育所までも統廃合が進み、現在は認定こども園への移行が進んでいる。定員が201人以上の施設になり、地域から離れて建設され、バスで通園している園児が多い。

都市では待機児童解消から定員割れが進んだ幼稚園に預かり保育を促進させてきた。現在は認定こども園への移行を進め701人以上の施設も存在するようになった。このような大規模な認定こども園では、園児一人一人に十分なケアができない状況にある。日本では、保育施設の定員の下限はあるが上限がない。認定こども園についても定員の上限はない。

認定こども園は幼稚園と保育所の利点を合わせた施設として創設された。しかし、幼稚園と保育所は諸官庁、法律、保育者、対象園児、歴史等の相違が多く、幼稚園児と保育所児を一緒にすれば良いという問題ではない。特に、幼稚園児と保育所児は保育時間に大きな差がある。

政府が行った認定こども園のアンケート結果は、井上が指摘しているように¹、保育施設や保護者にとっての認定こども園の評価だけで園児のための評価ではなかった。そのため、地域での保育の状況を把握し、保護者と園児の両方の課題と利益を調査する必要がある。

本論の目的は、①地域の保育状況を把握すること②幼稚園児と保育所児と一緒に教育・保育を十分に受けられる保育環境としての定員の理想と上限を検証すること③幼稚園児と保育所児と一緒に過ごす共通時間を十分に確保できる育ちの場となる園児のための保育時間を検証することである。そのことが、保護者にとって園児にとってさらに良い保育内容・保育環境になることを願うものである。

9-2 各章の要約

9-2-1 地域の保育状況

第2章は、2009年から三重県、高知県、島根県、大阪府の実地調査を行い、地域の保育状況を把握した。

三重県は、平成の大合併で市町村が大規模に合併され、施設の老朽化、耐震、コスト削減等多くの問題を抱えていた。市町村合併に合わせて幼稚園や保育所の統廃合も大きく行われ、地域に保育施設がなくなった地域がある。3歳以上児はバス送迎になり片道所要時間が増加し、園児の負担が増加した。3歳未満児は保護者（主に母親）の送迎の為、保護者の負担も増した。また、送迎ができないと働きに行けない母親も出た。幼保一体施設や認定こども園への移行は、幼稚園児と保育所児の保育時間の差、幼稚園教諭と保育士の保育

観の相違、勤務条件の相違、保護者の保育観の相違等課題が多くみられた。

高知県は、過疎地域の為、保育施設の統廃合が大規模に行われてきた地域である。高知県は女性が働く割合が高い地域で保育施設が必要な地域である。県側はこれ以上の統廃合は行わないとしているが、園児が数名の施設ではいつ廃園になるか危惧されている状況であった。また、高知県は指定管理制度が早くから行われてきた地域であった。

島根県は、少子化と高齢化の進む本州の過疎地域である。保育施設も高齢化施設も公立の存続が難しく民間に頼っている地域であった。しかし、保育施設が高齢化施設と日常的に交流を図っていた。これから進む高齢化のまちづくりに参考になる地域であった。

大阪府は、敷地の確保が難しく、道路や線路に隣接しているような危険な場所に設置されたこども園があった。敷地に保育所部門を新設したため、屋根と屋根の隙間が狭く、園児でも飛び越えられるような施設があった。自治体では、認定を受ける意味がないと認定でないこども園を模索している地域もある。4 都道府県の調査であったが、地域により保育状況に相違があった。

9-2-2 全国認定こども園の外的状況

第3章では、2013年全国認定こども園1110園の調査から外的状況を把握した。有効回答数は430園（有効回収率38.7%）で45都道府県から回答を得た。結果を非過疎地域と過疎地域、公立と私立、4類型で評価した。

過疎地域では非過疎地域より統合施設が多く、幼稚園と保育所の同一施設になっていた。バス片道所要時間は非過疎地域より短く、定員も200人以下が多かった。幼稚園の保育料も保育所と同じで公立準拠が多かった。クラス編成も幼稚園児と保育所児の終日合同・午前合同のクラスが多く、幼稚園児と保育所児の共通時間が確保されていた施設が多かった。

非過疎地域では定員も多く、バス片道所要時間も長く、保育料も独自設定が多く高額になっていた。3歳未満の保育所部門を整備した施設は多かったが、3歳以上の保育所部門を整備した施設が少なく、3歳以上の保育所児は幼稚園の標準保育時間終了後、保育室を移動し預かり保育になり、何回も保育室を移動している施設も多いことがわかった。

クラス分析では5分類でき、クラスタVは、「非過疎地域私立幼保連携型」と「非過疎地域私立幼稚園型」が含まれ、231園と多い。幼稚園部門と保育所部門の同一施設は65%以上であった。経緯では統合施設は7%以下であった。園児のバス片道所要時間は30分以下18%以上、定員は200人以下39%以上、幼稚園保育料の公立準拠は3%以上、保育所保育料の公立準拠は8%以上、給食の業者・個人は11%以下、終日合同・午前合同は57%以上と他のクラスタより低い評価であった。クラスタVは、非過疎地域の私立という区分になり全体の53%を占めていたが、一番改善が必要なクラスタであった。

9-2-3 全国認定こども園の内的状況

第4章では、2013年の全国認定こども園1110園の調査から内的状況を把握した。有効回答数は430園（有効回収率38.7%）で45都道府県から回答を得た。

2014年8月22日「認定こども園法」の改正により学校及び児童福祉施設として法的位置付けを持つ単一の施設として、「幼保連携型認定こども園」が新たに設定された。幼稚園の1号認定の標準保育時間は4時間、保育所の2号認定の標準保育時間の短時間は8時間、長時間は11時間である。

幼稚園部門は標準時間の4時間は少なく、5時間から6時間が多く、地域は非過疎地域、類型は幼保連携型、設置主体は学校法人が占めていた。開始時間は9時、終了時間は14時が多かった。保育所部門の保育時間の12時間以上は非過疎地域、私立、幼保連携型、学校法人が占め、私立で早い時間から遅い時間まで保育が行われ、子育て支援を行っていたことがわかった。幼稚園部門の預かり保育は14時から開始し4時間や5時間が必要とされ、幼稚園の延長保育は保育所部門の延長保育の終了時間と同じ19時までが必要とされていた。

土曜保育は保育所部門でも行っていない認定こども園が存在した。特に非過疎地域の私立の幼保連携型と幼稚園型で土曜保育を行っていなかった。

非過疎地域・過疎地域の公立で設定保育とコーナー保育の両方ともおこなっていない施設があった。設定保育とコーナー保育の両方を行っている施設では一日カリキュラムの幼保合同作成が多かった。公立でも一日カリキュラムを作成していない施設があった。クラスは幼保の終日合同が占めるが、その中でカリキュラムが合同作成と別々作成に分かれ、経緯や設置主体が大きく関わることがいえた。

敷地は幼保同一敷地、クラスは終日合同か午前合同、保育時間は幼稚園部門が5時間以上、保育所部門11時間以上、土曜保育有、保育内容は午前に設定保育有、一日カリキュラム有で幼保合同作成という条件でみると、430園中18園と少なかった。全体では、非過疎地域の私立の幼保連携型で園数が多く評価が低かった。しかし、条件の良い18園も非過疎地域の私立の幼保連携型が多かった。

9-2-4 認定こども園への移行前と移行後の相違

第5章では、「子ども・子育て支援新制度」における「認定こども園法」改正後の調査を行った。2013年調査に協力いただいた430園に2015年再度お願いした。認定こども園へ移行前（移行した時点の前）と移行後（2006年から2013年までに認定こども園へ移行した時点の後）の定員の動向と保育内容・保育環境の変化を把握した。有効回答数は159園（有効回収率36.9%）で40都道府県から回答を得た。

施設の建物については、原則よりも高い3階建も増えていることがいえた。園児が自由に保育室と園庭を行き来するには1階建てが良いが、敷地の確保の問題から認定こども園へ移行するために、縦に建物が伸びていた。

定員については、定員1-50人、51-100人では1号、2号、3号の全てで増加している施設が多く、定員101人以上では1号を減少させ、2号と3号を増加した施設が多かった。定員の多い施設は既存幼稚園が多く、301人以上の施設も多くなっていた。

設置主体と経緯については、新設は少なく、既存幼稚園に保育所部門を備えて認定こども園へ移行した学校法人が5割以上を占めていた。自治体は幼稚園や保育所を統廃合して定員を増加していた。

小学校と地域については、定員の多い施設の園児たちが入学する小学校数が多くなっていた。地域の子どもと一緒に教育・保育を受けるといふことにはなっていなかった。また小学校との交流も1校のみが多く、園児たちの入学する小学校との交流はなされていなかった。地域との交流も少し増加していただけであった。

施設利用や行事については、園庭、ホール・遊戯室の利用変化が多く、1号、2号、3号の園児が曜日や時間で分けている施設が多かった。運動会や行事も時間や日程を分けて制限をしている施設が多かった。また、3歳児の午睡の無い認定こども園が多かった。

幼稚園教育要領と保育指針の重要視については、既存幼稚園は今まで同様、幼稚園教育要領を重要視して14時までは幼稚園のままの施設が多かった。

保育内容や保育環境については、認定こども園への移行は、教育と保育の両方をするこゝとなり職員の経験や指導力が良くなり教育内容や保育内容が良くなっていた。しかし、施設長や園長は幼稚園教諭と保育士の保育観の違い、保護者の保育観の違い、非正規保育の増加を感じていた。保育時間差が午前カリキュラムを集中させ、担任の入替えを増やし、部屋の移動を増加していると感じていた。また、保育時間差が職員の仕事を増やし研修や会議の開催を難しくしていると感じていた。そして、園児一人一人のケアが難しくなると感じていた。

日本では幼稚園や保育施設の上限はないため、認定こども園では201人以上の施設が多くなっていた。定員について詳細な分析がないので、今後していかなければならない。

9-2-5 施設長・園長からの認定こども園の定員

第6章では、第5章の2015年調査結果から、定員について調査を行なった。2016年4月時点の全国4001園の認定こども園を都道府県ごとに定員を1-50人、51-100人、101-150人、151-200人、201-250人、251-300人、301人以上に区分した。区分ごとに各1園、都道府県ごとに選択した。有効回答は32都道府県の71園（有効回収率33.9%）である。

公立は 36.6%の 26 園、私立は 63.3%の 45 園である。類型は幼保連携型が 77.4%の 55 園と多く、設置主体は学校法人が 49.2%の 35 園と多かった。

施設・運営では定員 50 人以下の施設では全て 1 階建であった。また、定員 100 人以下では 1 階建の割合が高かった。151 人以上になると 2 階建が多くなり 3 階建も増加した。

幼稚園部門と保育所部門の職員会議が一緒、保育活動が同学年や他学年が多いは定員 150 人以下の施設で割合が高かった。定員が 201-250 人、251-300 人の施設では 100%クラス活動であった。定員 201 人以上になると、学年活動や異年齢児との交流はできなくなっていた。X2 検定でも施設の階数は定員と強い関連がみられた。点数で評価すると定員 200 人以下で 30 点以上が多く、201 人以上の施設で 0 点、1 点が増加した。施設側の回答からは定員 200 人が上限といえた。

9-2-6 保育者からの認定こども園の定員

第 7 章では、第 6 章に次いで定員の上限を保育者から検証した。有効回答は 32 都道府県の 71 園（有効回収率 33.9%）の保育者である。保育者は、幼稚園部門と保育所部門の幼稚園教諭と保育士の 687 人で、幼保連携型の保育者は 555 人である。

保育者の保育者・園児との関わりについては、全保育者とチームワークがとれ、園児の相談ができるのは定員 150 人以下の施設で割合が高かった。全園児の名前と顔が一致する、全園児と話ができる、送迎保護者を把握できる、保護者と園児の話ができるのは定員 150 人以下で割合が高かった。通園時間や登園降園時間の把握できるは定員 50 人以下であった。全園児の名前を把握することは保育者として必要なことではないだろうか。X2 検定でも保育者と園児との関りの全ての項目で定員と強い関連がみられたことから 150 人以下が定員と考える。点数の評価でも 1-50 人以下で 30 点と高く、51-100 人で 23 点、101-150 人で 18 点と定員が多くなると低くなった。また、定員 151 人以上の施設では 0 点が存在した。保育者・園児との関りでは 150 人以下が定員の理想といえる。

保育時間差については、保育者は定員に関係なく保育時間差が、保育内容、精神的、騒がしさ、仲間関係に影響すると感じていた。幼稚園部門や保育所部門の標準開始時間が定員の多い施設で遅かった。また、標準終了時間も早かった。標準開始時間と標準終了時間からも定員 250 人が上限といえた。

保育内容、保育環境では研修の必要性、非正規保育者が多くなったと感じるは定員が多くなると割合が高かった。定員が保育内容に影響、統制許可の多い保育、送迎時間が長い、一人一人のケアが難しい、小さい怪我や喧嘩が多い、運動会の種目については定員が多くなると少し割合が高くなった。X2 検定でも保育内容と保育環境の全ての項目で定員と強い関連がみられたことから保育者の回答は適切ではないかと考える。点数の評価でも定員

200 人以下では 50 点以上であったが、201 人以上では 1 点が存在し低くなった。保育内容、保育環境では 200 人以下が上限といえる。以上より、150 人以下が認定こども園の定員の理想、上限は 200 人以下と考える。

9-2-7 認定こども園の保育時間

第 8 章では、第 4 章と第 5 章を受け、認定こども園の保育時間について保護者に調査を行った。三重県の南勢地区、中勢地区、北勢地区の 3 市の 4 園から承諾を頂き、園から 1 号認定の保護者へ質問紙の配布をしていただいた。回答は園にではなく、保護者の正確な意識や意見を調査するために保護者から直接大学へ郵送していただいた。

保護者の利用する保育開始時間は 4 園とも 8 時 30 分から 9 時が多かった。しかし、津市や鈴鹿市では人口も多く、パートなど働く女性も多い地域であるため 1 号認定の保護者も利用する時間に幅があった。津市では預かり保育の希望もあり必要とされている保育時間に幅があり、終了時間も津市や鈴鹿市では 13 時から 18 時までの幅があった。

送迎は母親が多くバス片道所要時間が伊勢市で 80 分と長かった。人口減少の進む伊勢市では広範囲から園児を集めなければならない。園児が毎日片道 60 分、80 分という長い乗車時間は精神的にも肉体的にも負担がかかっていると考えられる。鈴鹿市でも直接送迎で 60 分の園児がいたが、英語教育があるということで選択した保護者であった。

降園後、園児は家にいることが多く、遊ぶ友達がいないことがいえた。兄弟のいる園児は降園後兄弟と遊ぶ場合が多かった。また、ゲームやテレビを見る園児が多く、平日 5 時間、土曜日 7 時間の園児がいた。

園児の生活時間の起床は 6 時 30 分から 7 時が多く、起床が 6 時 30 分の園児は保育開始時間 8 時 30 分が多かった。起床が 6 時 30 分の園児は就寝 20 時 30 分が多かった。夕食が 19 時の園児は就寝 21 時か、21 時以降になっていた。保育開始時間が早い園児は就寝も起床も早くなることがいえた。

園に迎えに行く時間かバス停に行く時間が 15 時以降であれば、1 号の保護者は今のままでよいと考える保護者が多かった。14 時、14 時 30 分では早いと考える保護者が多いことがわかった。1 号の保護者が希望する終了時間は保育所児と同じ 16 時が多く、希望理由は仕事や家事で忙しい、子どもの遊ぶ友達がいない、園でいろんなことを学んで欲しいという回答が多かった。1 号の保護者は教育時間が重要で、午睡を無駄な時間と考えている保護者が多いことがわかった。

9-3 得られた知見と提言

9-3-1 地域の保育状況から得た知見

地域の保育状況として、三重県、高知県、島根県、大阪府の4都道府県の実地調査から地域によって保育状況、保育環境に相違があることがいえた。また、必要とする保護者（主に母親）の就労状況にも相違があった。幼保同一施設・認定こども園への移行は市町村合併・耐震問題・コスト削減・幼稚園の在園数の減少が大きな要因であることもいえた。しかし、地域によっての差が園児の受ける育ちの場に差を与えてはならない。幼稚園と保育所の統合は、園児だけでなく、地域から保育の場を遠ざけ、保護者の就労に不都合をもたらせた。

私立の既存幼稚園が保育所部門を備え、認定こども園へ移行する園が多く、定員が多くなっていた。在園数が多くなると、運動会や行事などは別れて行うため幼稚園児と保育所児、幼稚園保護者と保育所保護者が交えることも少なくなる。定員が多いと保護者と保育士とのコミュニケーションも十分にできにくい。バス片道所要時間も長くなり、園児の負担は増えることになる。

人口減少地域や過疎地域では県や市町村が積極的に廃園や統廃合を進めてきた結果、現在は認定こども園への移行を進め地域の保育の場を残そうとしている。また、指定管理制度などの公設民営化方式も進んでいる状況であった。都市部では認定こども園への移行が進んでいるが、認定でないこども園を作り模索中という自治体も多かった。認定こども園は創設から10年であるが、保育現場で手探りの状況である。

9-3-2 定員についての提言

既存幼稚園から認定こども園へ移行して定員が多い施設が増加した。特に1号定員は減少させ、2号と3号の保育所部門を備え定員を増加させた施設が多くなった。601人以上、701人以上の施設も存在するようになった。特に、過疎地域よりも非過疎地域で定員の多い施設が多く、バス片道所要時間が長く広範囲になっていた。しかし、園児が入学する小学校は広範囲になり、地域の子どもと一緒に教育・保育を受けるといふことにはなっていなかった。また小学校との交流も1校のみが多く、園児たちの入学する小学校との交流はなされていなかった。

施設の整備もされないままの認定こども園への移行は、園庭、ホール・遊戯室の利用に変化を招き、曜日や時間で分ける施設を増加させてしまうことになる。運動会や行事を時間や日程を分けて制限をしている施設を増加させるだけである。

保育者が、園児の名前を知っていることが最低条件ではないだろうか。保育者が他の保育者と園児の相談ができる範囲が適正ではないだろうか。保育者の保育者・園児との関わりについても全保育者とチームワークがとれ、園児の相談ができるのは定員150人以下の施設で割合が高かった。

日本では幼稚園や保育施設の上限はない。定員の上限を決めれば非正規職員の増加も抑えられ、一人一人のケアも十分に出来るのではないだろうか。待機児童の問題からも2号だけが必須ではなく、3号の受け入れも必須とすることが必要である。小学校との連携や地域との交流もさらに進める必要がある。認定こども園への移行を進めるのであれば、定員の理想は150人以下、定員の上限は200人以下を進めることが保育内容や保育環境の評価が高くなると考える。

今回は601人、701人という大規模な定員が存在したことにより50人区切りの調査の為、山下²や海³のいう全園児の名前を把握しやすい120人、福西⁴のいう園の経営ができる120-140人、本間⁵のいう120人という数字を示すことはできなかった。しかし、150人以下を理想とすることは、保育者が全園児の名前を把握し、全保育者とチームワークをとりながら、一人一人のケアを十分にでき、同学年や異年齢児との交流もできやすい保育内容や保育環境になりやすいと考える。定員の設定を早急に示す必要があると提言するものである。

9-3-3 保育時間についての提言

認定こども園は、保育時間差のある幼稚園児と保育所児と一緒に教育・保育を受けさせる施設である。幼稚園児の1号の標準保育時間が4時間、この4時間は2号認定との共通時間でもある。保育所児の2号の短時間保育時間は8時間、長時間保育時間は11時間である。大きくはこの3つの時間差のある園児と一緒に保育室にいることが終日合同クラスである。この他にも送迎の幅があることにより園児の保育時間には大きな差や幅がある。

認定こども園の1号認定の開始時間は9時、終了時間は14時が占めるが、終了時間を延長し2号認定の短時間保育の終了時間の16時までにする、1号と2号の保育時間の差が共通時間や午睡などカリキュラムに影響することが少なくなると考えられる。降園後のゲームやテレビの時間を減少させることもできる。

地域によって、必要な保育時間に差があるので、30分の差を設け、開始時間は園児の生活リズムからも8時からと8時30分からが理想と考える。終了時間は16時までと16時30分までが理想と考える。部屋の移動回数も少なくなり、担任の入れ替わりも減少し十分なケアを受けられる。また、保育時間が1号も2号も16時までであれば、リラックスできる午睡時間の確保ができる。午睡の時間を少し確保しても共通時間が確保でき、教育も保育も十分に受けられると考える。保育料の無料化が消費税の増税で進められるのであれば、保育時間差は特に必要ないといえる。

9-4 今後の研究課題

認定こども園が創設されて10年になる。本論によって、認定こども園としての利点や課題を調査し、定員の理想や上限、保育時間について提言してきた。そのことが、預ける保護者にとって子どもたちにとってさらに良い保育内容・保育環境になることを望むものである。さらに、認定こども園と他の保育施設である幼稚園や保育所との交流がどのように進んでいるかを明確にする必要がある。子どもたちの育ちの場となる保育施設がどのように交流しながら地域の子どもたちを育てているのかを明確にしたいと考える。

また、待機児童の問題から小規模保育が増加している。自治体によってどのように進められているか、保育内容や保育環境がどのように進められているかを明確にする必要がある。今後の筆者の研究課題にしたいと考える。

¹ 井上剛男「認定こども園制度の課題」『滋賀大学教育学部紀要』64 41-51 2014

² 山下俊郎「幼稚園の学級定員再論」『幼児の教育』80(4) 4-7 19814

³ 海貞子「定数と幼児教育について」『幼児の教育』79(9) 7-13 1980-9

⁴ 福西基「幼稚園の定員を考える」『幼児の教育』80(2) 6-12 1981-2

⁵ 本間栄治「保育士と子どもとの関わりの実態－A市内における保育士への意識調査を通して－」『保育学研究』52(2) 76-87 2014

資料

- 1 2013 年全国アンケート調査票
- 2 2015 年全国アンケート調査票
- 3 2016 年全国アンケート調査票
- 4 2017 年保護者アンケート調査票

資料 1

第 1 アンケート調査 2013 年 10 月～2014 年 1 月

「認定こども園」様にアンケート調査ご協力をお願い

記入方法

- ・1～4 ページは、すべての認定こども園の方にご回答をお願いします。
- ・5～8 ページは、幼稚園児と保育所児の保育のクラス編成で分けました。該当するクラス編成の 1 つのみにご回答をお願いします。

- [A] 午前 一幼稚園児と保育所児が一緒のクラス、午後一預かり保育児と保育所児が一緒のクラス
- [B] 午前 一幼稚園児と保育所児が一緒のクラス、午後一預かり保育児と保育所児が 別々のクラス
- [C] 午前一 幼稚園児と保育所児が別々のクラス、午後一預かり保育児と保育所児が一緒のクラス
- [D] 午前一 幼稚園児と保育所児が別々のクラス、午後一預かり保育児と保育所児が別々のクラス

第 1 アンケート調査

[「認定こども園」についておたずねします]

問 1 都道府県と「認定こども園」名をお書き下さい。

(都道府県 ・ 「認定こども園」園名 ())

問 2 「認定こども園」の主要駅からの時間と過疎地域の指定がある場合は番号に○をお願いします。

主要駅 (駅) から (公共バス 分と徒歩 分) ・ (徒歩のみ 分)
① 過疎市町村 ② 過疎とみなされる市町村 ③ 過疎地域を含む市町村

問 3 「認定こども園」の施設状況についておたずねします。幼稚園と保育所は同一敷地内ですか、敷地外ですか。該当する番号に○をつけてください。

① 幼稚園と保育所が同一施設である ② 敷地内に保育所が別施設である ③ 敷地外に保育所がある
④ 敷地内に幼稚園が別施設である ⑤ 敷地外に幼稚園がある
敷地外の施設は認定こども園からどのくらいかかりますか。 (徒歩 分) ・ (バス 分) ・ (車 分)

問 4 「認定こども園」の類型は何型ですか。

① 幼保連携型 ② 幼稚園型 ③ 保育所型 ④ 地方裁量型
--

問 5 「認定こども園」になった認定経緯についてお聞きします。

① 一から認定こども園を計画・新設し、認定こども園になった ⇒ 問 7 をお願いします (以後省略します)
② 既存の幼稚園に、保育所を備え、認定こども園になった
③ 既存の保育所に、幼稚園を備え、認定こども園になった
④ 近隣の幼稚園と保育所を統合し、認定こども園になった
その他 ()

問 6 「認定こども園」になる直前の在籍人数をお聞きます。統廃合前的人数をお聞きます。

A 幼稚園 (人)・B 幼稚園 (人)・C 幼稚園 (人)・D 幼稚園 (人)・E 幼稚園 (人)
I 保育所 (人)・G 保育所 (人)・K 保育所 (人)・L 保育所 (人)・その他 ()

問 7 「認定こども園」の設置主体はどこになりますか。

幼稚園 部門 ①自治体 ②社会福祉法人 ③学校法人 ④財団法人 ⑤NPO ⑥企業 ⑦その他 ()
保育所 部門 ①自治体 ②社会福祉法人 ③学校法人 ④財団法人 ⑤NPO ⑥企業 ⑦その他 ()

問 8 「認定こども園」になって設置主体は変更しましたか。

①変更しない ②変更した (前は)
--

問 9 「認定こども園」の運営主体はどこになりますか。

幼稚園 部門 ①自治体 ②社会福祉法人 ③学校法人 ④財団法人 ⑤NPO ⑥企業 ⑦その他 ()
保育所部門 ①自治体 ②社会福祉法人 ③学校法人 ④財団法人 ⑤NPO ⑥企業 ⑦その他 ()

問 10 「認定こども園」になって運営主体は変更しましたか。

①変更しない ②変更した (前は)
--

問 11 「認定こども園」の認定年度はいつですか。

(年度) ← (既存施設 年度・ 年度・ 年度・ 年度)
--

問 12 「認定こども園」の定員と現在の在籍人数と幼稚園教諭と保育士の人数をお聞きます。(2013年 10月時点)

幼稚園部門 定員 (人)、在籍人数 (人)、預かり保育人数 (人) 長期休暇中の預かり保育人数 (2013年8月時点) (人) 幼稚園教諭 (人)、幼稚園講師 (人)、パート・アルバイト (人)
保育所部門 3歳未満 定員 (人)、在籍人数 (人)、延長保育人数 (人) 3歳以上 定員 (人)、在籍人数 (人)、延長保育人数 (人) 保育士 (人)、非常勤保育士 (人)、パート・アルバイト (人)

問 13 保育料をお聞きます。

幼稚園部門 自治体の公立幼稚園の保育料に準じている ①いる ②いない ③独自に決めている
保育所部門 自治体の公立保育所の保育料に準じている ①いる ②いない ③独自に決めている

問 14 「認定こども園」になった理由に該当する番号すべてに○をつけてください。

①幼稚園及び保育所の良さを生かした教育・保育ができるため
②親の就労に関係なく、地域のこどもが一緒に利用できるため
③親の就労の有無に変化ができて対応できる
④0歳児から就学前までの一貫した教育・保育ができるため
⑤就学前教育の希望が多いため
⑥預かり保育の希望が多いため
⑦少子化の影響で、定員割れに伴い、効率を図るため
⑧待機児童の解消のため
⑨地域の子育て支援の拠点施設となるため
⑩認定こども園になることで、公的な施設となるため
⑪認定こども園になることで、経営の安定を図るため
⑫自治体の要望があったため
⑬その他 ()

問 15 幼稚園及び保育所部門の平日の保育時間をお聞きます。

幼稚園部門											
通常時間	(～	時)	・早朝時間	(時から)	・預かり保育	(～	時)
土曜日時間	(～	時)	・早朝時間	(時から)	・預かり保育	(～	時)
保育所部門											
開所時間	(～	時)	・早朝時間	(時から)	・延長保育	(～	時)
土曜日時間	(～	時)	・早朝時間	(時から)	・延長保育	(～	時)

[職員会議・パス通園・施設・役員会・子育て支援事業についておたずねします]

問 16 職員室を設置していますか。

①職員室は一つ	②幼稚園・保育所で別々	③その他 ()
---------	-------------	----------

問 17 職員会議をどのような形で実施していますか。

①幼稚園・保育所部門で別々 ⇒問 19 に	②合同	③幼稚園・保育所部門代表者会議	④その他 ()
-----------------------	-----	-----------------	----------

問 18 合同・代表者職員会議の開催時間は何時ごろからですか。

平日午後	時ごろ
------	-----

問 19 パス通園について

①実施していない ⇒問 22 に	②実施している
------------------	---------

問 20 保育所児童はバスを利用していますか。保護者がつれてきますか。

①利用していない	②利用している	③保護者がつれてくる	④その他 ()
----------	---------	------------	----------

問 21 一番長く乗車している幼稚園・保育所児童の時間はどれくらいですか。

おおよそ	分ぐらい
------	------

問 22 幼稚園の給食はありますか。

①昼食自体がない ⇒問 24 に	②弁当持参で給食はない	③給食が保育所と同じ献立である
④給食が幼稚園の献立である	⑤その他 ()

問 23 幼稚園の給食時間は何時ごろですか。

①保育所と同じ時間	②保育所と違う独自の時間	③その他 ()
-----------	--------------	--------	---

問 24 調理室は設置していますか。給食センターから取り寄せていますか。

①施設内調理室がある	②給食センターから取り寄せている	③その他 ()
------------	------------------	--------	---

問 25 役員会は開かれていますか。

①保護者会のみ	②PTAのみ	③保護者会とPTAの両方ある
---------	--------	----------------

問 26 子育て支援事業は実施していますか。

①していない ⇒問 29 に	②当施設で支援	③敷地外で支援	④その他 ()
----------------	---------	---------	--------	---

問 27 子育て支援場所はどのような場所で実施していますか。

①空き保育室	②園児の利用しない時間	③園庭だけ	④専用室	⑤その他 ()
--------	-------------	-------	------	--------	---

問 28 子育て支援の責任者はおいていますか。

① 園長	②副園長 (幼稚園教諭)	③副園長 (保育士)	④センター長	⑤その他 ()
------	--------------	------------	--------	--------	---

[認定子ども園になってからの利点・今後の課題をお伺いいたします]

問 29 「認定子ども園」になって良かったことはどんなことですか。該当するすべてに○をつけてください。

①幼稚園及び保育所の良さを生かした教育・保育ができています	
②親の就労に関係なく、地域の子どもが一緒に利用できている	
③親の就労の有無に変化ができて対応できている	
④0歳児から就学前までの一貫した教育・保育ができています	
⑤就学前教育ができています	
⑥預かり保育の希望にそえている	
⑦定員割れが解消し、効率を図れている	
⑧待機児童の解消ができています	
⑨地域の子育て支援の拠点施設となっている	
⑩認定子ども園になることで、公的な施設となった	
⑪認定子ども園になることで、経営の安定になった	
⑫自治体の要望に応えている	
⑬その他 ()

問 30 「認定こども園」になってから、今後解決しなければならない課題がありますか。該当するものがあれば○をつけてください。

- ①幼稚園児が帰りたがらない
- ②保育園児が帰りたがる
- ③幼稚園児と保育園児が別れて遊んでしまう
- ④保育時間の違いにこどもへの心理的影響がみえるようになった
- ⑤幼稚園と保育園の保護者のまとまりが難しくなった
- ⑥通園範囲が広くなり、地域とのつながりが希薄になった
- ⑦バス通園になり、保護者と意思疎通が難しくなった
- ⑧午前に保育・教育内容が集中するようになった
- ⑨定員が増え、こどもに対する丁寧な援助や保育が難しくなった
- ⑩幼稚園教諭と保育士の両職員の管理や運営が難しくなった
- ⑪その他 ()

・貴園の大切にしてみえる保育理念をお書きいただけますと大変ありがたいです。宜しくお願い申し上げます。

[]

・「認定こども園と地域コミュニティの大切さ」について、お教えいただけることがありましたら、宜しくお願い申し上げます。

[]

午前—幼稚園児と保育所児が一緒のクラス 午後—預かり保育児と保育所児が一緒のクラス

[幼稚園児・保育所児の3歳児以上についてお伺いいたします] 幼稚園の午後は預かり保育、保育所児の午後は午睡後です。

問 31 年間保育カリキュラムを作成していますか。

- ① 作成していない
- ② 幼稚園・保育所部門別々で作成している
- ③ 合同で作成している

問 32 一日保育カリキュラムを作成していますか。

- ① 作成していない ⇒ 問 34 に
- ② 幼稚園・保育所部門別々で作成している
- ③ 合同で作成している

問 33 幼稚園・保育所部門の午前・午後のカリキュラム作成で主に大切にしていることの○をお願いします。 問 34 午前・午後の保育は形態や保育内容に重視していますか。

問 33	幼稚園児		保育所児		問 34	幼稚園児		保育所児	
	午前	午後	午前	午後		午前	午後	午前	午後
①生きる力					①設定保育				
②自発性					②コーナー保育				

③思考力					③ 園庭の自由遊び				
④充実感					④ 室内の自由遊び				
⑤興味や関心					⑤ 園外散歩				
⑥危険度の理解					⑥ ビデオ				
⑦基本的な生活習慣					⑦ 楽器の練習				
⑧運動力					⑧ 歌の練習				
⑨自己の存在感					⑨ 運動				
⑩愛情や信頼感					⑩ その他				
⑪安定した情緒									
⑫くつろいだ雰囲気									
⑬豊かな心情									
⑭温かい触れ合い									
⑮尊敬する心									
⑯思いやり									
⑰言葉の豊かさ									
⑱自然や動物に触れる									
⑲数量に興味									
⑳文字に興味									
㉑作品づくり									
㉒その他 ()									

問 35 長期休暇中の預かり保育についておたずねします。

①していない ②平日と同一カリキュラム ③別に工夫している ()

問 36 預かり保育についておたずねします。どのようなクラス編成で実施されていますか。

①同年齢保育 ②異年齢児保育 ③その他 ()

問 37 預かり保育の担任はどなたですか。

①幼稚園教諭 ②講師 ③幼パート・アルバイト ④保育士 ⑤非保育士 ⑥保パート・アルバイト

第2 アンケート調査 2015年8月～10月

認定こども園に移行前と移行後の相違についてのアンケート調査

1、県名、園名、移行年度、電話番号、メール等ご記入下さい。該当の番号に○をお願いします。

県 (①公立 ②私立) 認定こども園 () 年移行)
類型 (①幼保連携型 ②幼稚園型 ③保育所型 ④地方裁量型) ご担当者名 ()
電話番号 Eメール

2、移行前の施設についてお尋ねします。該当の番号に○をお願いします。

移行前 ①認可幼稚園 ②認可保育所 ③無認可幼稚園 ④無認可保育所 ⑤その他 ()

3、現在と移行前の園舎についてお尋ねします。該当の番号の全てに○をお願いします。

現在園舎 ①平屋 ②2階 ③3階 ④その他 ()

移行前園舎 ①平屋 ②2階 ③3階 ④その他 ()

4、今年の5歳児は何校の小学校に行きますか。移行前は何校でしたか。

今年 () 校)の小学校に行く予定 移行前 () 校)の小学校に行っていた

5、現在と移行前の定員と在籍(人)を数字でお願いします。

現在 定員 () 1号認定定員 () 2号認定定員 () 3号認定定員 ()

在籍 () 1号認定在籍 () 2号認定在籍 () 3号認定在籍 ()

移行前 定員 () 幼稚園定員 () 3歳以上保育所定員 () 3歳未満定員 ()

在籍 () 幼稚園在籍 () 3歳以上保育所在籍 () 3歳未満在籍 ()

6、カリキュラムについてお尋ねします。現在と移行前にあるもの全ての番号に○をお願いします。

現在 ①無 ②年間カリキュラム ③月カリキュラム ④週カリキュラム ⑤1日カリキュラム

移行前 ①無 ②年間カリキュラム ③月カリキュラム ④週カリキュラム ⑤1日カリキュラム

6-2、移行前と内容の変化がありますか ()

7、1号と2号の子どもたちは一緒に部屋で食事をしますか。

①一緒 ②別々 ③その他 ()

8、移行後 園庭の利用について変化がありましたか。該当の番号に○をお願いします。

①変化無 ②変化有 どのような変化ですか ()

9、移行後 ホール(遊戯室)等の利用について変化がありましたか。該当の番号に○をお願いします。

①変化無 ②変化有 どのような変化ですか ()

10、移行後 運動会について変化がありましたか。該当の番号に○をお願いします。

①変化無 ②変化有 どのような変化ですか ()

11、移行後 運動会以外の行事について変化がありましたか。該当に○をお願いします。

①変化無 ②変化有 どのような変化ですか ()

変化があったのはどのような行事ですか ()

12、園外保育(散歩)の回数についてお尋ねします。該当の番号に○をお願いします。

現在 ①無 ②ほぼ毎日 ③週1回 ④月1回 ⑤その他 ()

移行前 ①無 ②ほぼ毎日 ③週1回 ④月1回 ⑤その他 ()

13、小学校の交流についてお尋ねします。該当に○をお願いします。()はご記入下さい。

現在 ①無 ②週2~3回 ③週1回 ④月1回 ⑤年1回 ⑥その他 ()

移行前 ①無 ②週2~3回 ③週1回 ④月1回 ⑤年1回 ⑥その他 ()

何校と交流していますか () 校)

どのような交流ですか ()

14、地域との交流についてお尋ねします。該当に○をお願いします。

現在 ①無 ②週2~3回 ③週1回 ④月1回 ⑤年1回 ⑥その他 ()

移行前 ①無 ②週2~3回 ③週1回 ④月1回 ⑤年1回 ⑥その他 ()

どのような交流ですか ()

15、午睡はありますか。該当に○をお願いします。

①0~2歳のみ ②0~3歳のみ ③0~3歳と4歳は期間限定 ④0~4歳まで ⑤0~4歳と5歳は期間限定
⑥0~5歳全員 ⑦その他 ()

16、1号と2号認定の児童は合同クラスですか。また、合同時間の担任をお教えてください。

- ①終日合同クラス ①幼稚園教諭 ②保育士 ③両方の免許取得者
- ②午前合同で午後別々クラス ①幼稚園教諭 ②保育士 ③両方の免許取得者
- ③午前別々で1号の預かり保育から合同クラス ①幼稚園教諭 ②保育士 ③両方の免許取得者
- ④終日別々クラス

16-2、①終日合同クラスと回答していただいた園にお尋ねします。午睡がある年齢では、どのように1号と2号を分けていますか。()

17、3歳以上の担任と保護者との連絡や通信方法をお教えてください。該当全ての番号に○をお願いします。

①送迎時 ②連絡ノート ③ブログやHP ④その他 ()

17-2、②連絡ノートに回答していただいた園にお尋ねします。

①毎日 ②週に2~3回 ③週に1回 ④連絡事項のあるとき ⑤その他 ()

18、子どもたちの教育・保育についてお尋ねします。一番近い縦線に○をお願いします。

幼稚園教育要領重視 やや教育要領重視 教育要領と指針同等 やや保育指針重視 保育指針重視



理由 ()

19、地域によって子育て意識や慣習や資源の違いがあります。何かあればお教え下さい。

()

20、認定こども園に移行して、一番近い該当の縦線に○をお願いします。

かなり良く 少し良く 同じ 少し悪く かなり悪く

① 教育内容(学校として)の質について |-----|

② 保育内容(福祉施設として)の質について |-----|

③ 子どもたちの生活態度について |-----|

第3 アンケート調査

2016年8月～10月

調査票1、 施設長・園長様 ご協力をお願いします。

1、認定こども園の施設名・連絡先・類型・園舎の階数・面積について、記入と該当する答えに○をお願いします。

①施設名	(公立・私立)() 県() 市() 認定こども園
②連絡先	(電話) (メール)
③類型	(幼保連携型 ・ 幼稚園型 ・ 保育所型 ・ 地方裁量型)
④階数	(1階建 ・ 2階建 ・ 3階建)
⑤面積	(敷地面積 m ² ・建築面積 m ² ・延床面積 m ² ・園庭面積 m ²)
⑥地域	(過疎地域に当園を設置していない ・ 過疎地域に当園を設置している)

2、認定こども園の施設の設備や経緯の状況について、記入と該当する答えに○をお願いします。

- ① 保護者の送迎のための駐車場は何台分ありますか (台)
- ② 保育室は何部屋ありますか (部屋) 空いている保育室は何部屋ありますか (部屋)
- ③ 園庭はありますか(無 ・ 大園庭と小園庭 ・ 園庭と中庭 ・ 中庭 ・ 屋上園庭 ・ 近隣公園を代用・その他)
- ④ 運動会は園庭で行っていますか(園庭 ・ 近隣小学校の運動場 ・ 近隣の公園 ・ 近隣の施設 ・ その他)
- ⑤ プールはありますか (無 ・ 固定と組立 ・ 固定 ・ 組立 ・ ビニールプール ・ たらい・その他)
- ⑥ 砂場はありますか (無 ・ 砂場2つ ・ 砂場1つ)
- ⑦ 経緯を記入ください(新設・既存幼稚園(人)に保育所を整備・既存保育所(人)に幼稚園を整備
・幼稚園(人)(人)(人)と保育所(人)(人)(人)を統合した

3、職員室の設置について該当の答えに○をお願いします。

①職員室から園庭の子どもたちの様子がはっきり見えますか	全部見えます	一部見えます	見えない
②職員室から保護者の送迎がはっきり見えますか	全部見えます	一部見えます	見えない
③職員室は幼稚園と保育所は一緒ですか	幼保一緒・	幼保別々	
④職員室は幼稚園と保育所は一緒が良いと思いますか	思う	思わない	
⑤職員室は幼稚園と保育所の会議は一緒ですか	幼保全員 一緒	幼保全員一緒 と一部別々	幼保全員 別々

4、5才児が行く小学校と送迎について記入と該当の答えに○をお願いします。

- ① 5才児が概ね(校)に入学する 認定こども園の前の状況は概ね(校)に入学していた
- ② 当園のある小学校校区の小学校には概ね何人ぐらい行きますか (人)
- ③ 当園から近い小学校まで何分かかりますか (徒歩・車・電車・バス 分)
- ④ 当園から遠い小学校まで何分かかりますか (徒歩・車・電車・バス 分)
- ⑤ 送迎に一番長くかかる保護者は自宅から片道何分かかりますか (車・電車・バス 分)
- 認定こども園の前が一番長くかかる保護者は片道何分かかっていましたか (車・電車・バス 分)
- ⑥ バス送迎は保護者との情報交換が少なくなると思いますか (思う・思わない)
- ⑦ 子どもたちの送迎バスはありますか 何台ありますか (バス無・バス有 台)

- バス有の方 ⑩ バス送迎の子どもたちは概ね何人利用していますか (人)
- ⑪ 送迎バスで一番長くかかっている子どもは片道何分かかりますか (バス 分)
- ⑫ 送迎バスは子どもたちに負担がかかっていると思いますか (思う・思わない)
- ⑬ バス通園の時間に上限の約束が市や園独自でありますか (約束無・約束有)
- どんな約束ですか ()

5、職員と先生の正非職員数をご記入下さい。

- ① 職員数と正非職員は何人ですか (全職員 人) (正規職員 人・非正規職員 人)
- ② 先生数と正非先生は何人ですか (全先生 人) (正規先生 人・非正規先生 人)
- ③ 1号と2号の先生を分けていますか (分けている・分けていない)

6、9月時点の 定員・在籍数・クラス数・障がいやサポート児童数・預かり・延長人数をご記入下さい。

定員	0歳児 (人)	1歳児 (人)	2歳児 (人)	3歳児 (1号 人) (2号 人)	4歳児 (1号 人) (2号 人)	5歳児 (1号 人) (2号 人)	計 (1号 人) (2号 人) (3号 人)
在籍	0歳児 (人)	1歳児 (人)	2歳児 (人)	3歳児 (1号 人) (2号 人)	4歳児 (1号 人) (2号 人)	5歳児 (1号 人) (2号 人)	計 (1号 人) (2号 人) (3号 人)
クラス	()	()	()	()	()	()	計 ()
障がい	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	計 (人)

預かり保育や延長保育は概ね何人ですか 預かり保育は(毎日約 人) 延長保育は(毎日約 人)

7、3歳・4歳・5歳の午睡の有無について、該当する答えに○をお願いします。

- ① 3歳 (無・全員有 ・昼食後2号のみ有・1号降園後2号のみ・2号と預かりのみ・希望者のみ・長期休暇のみ)
- ② 4歳 (無・全員有 ・昼食後2号のみ有・1号降園後2号のみ・2号と預かりのみ・希望者のみ・長期休暇のみ)
- ③ 5歳 (無・全員有 ・昼食後2号のみ有・1号降園後2号のみ・2号と預かりのみ・希望者のみ・長期休暇のみ)

8、クラス編成と行事について1号・2号が一緒か別々か、該当する答えに○をお願いします。

①クラス	(1号2号午前午後の終日合同クラス ・午前合同で午後1号2号別々クラス ・午後預かりから1号2号合同クラス ・1号2号午前午後の終日別々クラス)
②3歳以上	(クラス別活動が多い ・同学年活動が多い ・他学年との活動が多い)
③生活発表会	(全員一緒・1号2号合同と3号に別れる・2号3号合同と1号に別れる・1号2号合同と3号は無)
④夏祭等行事	(全員一緒・1号2号合同と3号に別れる・2号3号合同と1号に別れる・1号2号合同と3号は無)
⑤運動会	(全員一緒・1号2号合同と3号に別れる・2号3号合同と1号に別れる・1号2号合同と3号は無)

9、認定こども園になって、園外散歩・地域交流・小学校との交流は増えましたか、記入と該当に○をお願いします。

① 園外散歩が増えましたか (無・増えた・減った)(3歳月約 回・4歳月約 回・5歳月約 回)

園外散歩が増えた・減った理由はなんですか ()

② 地域交流が増えましたか (無・増えた・減った)(3歳年約 回・4歳年約 回・5歳年約 回)

どんな交流が増えましたか ()

③ 小学校との交流が増えましたか(無・増えた・減った)(3歳年約 回・4歳年約 回・5歳年約 回)

どんな交流が増えましたか ()

10、保育時間の開始・終了時間について記入をお願いします。

	早朝開始	標準開始	標準終了	預かり終了	延長終了
幼稚園部門					
保育所部門					

調査票2、 施設長・園長・主任・幼稚園教諭・保育士様 記入と○でご協力ください。

1、回答者について記入をお願いします。 () 認定こども園)

① 現在の園での勤務歴 () 年) ② 職務歴 () 年) ③ 年齢 () 歳)

④ 役職 (施設長・園長 ・副園長 ・主任 ・() 歳児担任 ・() 歳児副担任 ・その他

2、子どもたちにとって、広いかどうか、広さの評価に○をお願いします。

非常に広い 広い どちらでもない 狭い 非常に狭い

① 園庭の広さの評価	----- ----- ----- -----
② 建物全体の広さの評価	----- ----- ----- -----
③ 遊戯室(ホール)の広さの評価	----- ----- ----- -----
④ 各保育室の広さの評価	----- ----- ----- -----
⑤ 廊下や階段の幅の広さの評価	----- ----- ----- -----

3、先生との交流の状況についてお聞きします。全先生ととれている場合は全先生に○を、各先生にとれている場合は各先生のところに○をお願いします。

	全先生	3・4・5歳先生	4・5歳先生	担任と同年先生	施設長・園長
先生の名前を概ねわかっています					
先生とチームワークが概ねとれています					
先生と子どもの事で概ね相談できます					

4、子どもとの交流が全園児にとれていますか。全園児ととれている場合は全園児○を、各学年にとれている場合はとれているところに○をお願いします。

	全園児	3・4・5歳児	4・・5歳児	担任児と 同学年児	担任児
子どもの顔と名前が概ね一致します					
子どもと概ね話ができます					
子どもと送迎保護者が概ね一致します					
子どもの通園にかかる時間がわかっている					
子どもの登園降園時間が概ねわかっています					
子どもの保護者と子どもの話ができます					

5、設定保育の時間以外で、子どもたちが施設の利用が自由にできる場合には○を、できない場合は理由をお聞かせください。

- ① 園庭を自由に使える (できる ・できない理由)
- ② 遊戯室(ホール)を自由に使える (できる ・できない理由)
- ③ 異年齢児と自由に交流できる (できる ・できない理由)
- ④ 1号2号の同学年で自由に交流ができる (できる ・できない理由)
- ⑤ 3歳未満の午睡時間に自由に園庭遊びができる(できる ・できない理由)

6、指導や交流についてできている場合はできるに○を、できない場合は理由をお聞かせください。

- ① 新たな保育実践に取り組みができている (できる ・できない理由)
- ② 避難訓練時の引率指導がスムーズにできている(できる ・できない理由)
- ③ 保護者との情報交換が充分できている (できる・できない理由)
- ④ 地域の子育て支援に充分対応している (できる ・できない理由)
- ⑤ 障がいのある子どもに充分対応している (できる ・できない理由)

7、認定こども園になって保育内容に変化がありますか。該当する答えに○をお願いします。

①1号2号の保育時間の差が保育や活動内容に影響すると思いますか	思う	思わない	わからない
②1号2号の保育時間の差が精神的に影響すると思いますか	思う	思わない	わからない
③1号2号の保育時間の差が子どもたちの騒がしさに繋がると思いますか	思う	思わない	わからない
④1号2号の保育時間の差が子どもたちの仲間関係に影響すると思いますか	思う	思わない	わからない
⑤1号2号の人数の差が保育や活動内容に影響すると思いますか	思う	思わない	わからない
⑥1号2号の定員の多さが保育や活動内容に影響すると思いますか	思う	思わない	わからない
⑦認定こども園になって仕事が増え研修がしにくいですか	思う	思わない	わからない
⑧認定こども園になって仕事が分化してきたと思いますか	思う	思わない	わからない
⑨認定こども園になって統制や許可の多い保育になっていますか	思う	思わない	わからない
⑩認定こども園になって子どもたちの通園時間が長くなりましたか	思う	思わない	わからない

⑪ 認定子ども園になって保護者の送迎時間が長くなりましたか	思う	思わない	わからない
⑫ 認定子ども園になって先生の研修は今まで以上に必要だと思いますか	思う	思わない	わからない
⑬ 認定子ども園になって一人一人のケアが難しくなったと思いますか	思う	思わない	わからない

8、認定子ども園になって変化がありましたか。該当する答えに○をお願いします。

① 運動会で個人の種目が増えましたか	増えた	減った	変化無
② 運動会でコアな種目が増えましたか	増えた	減った	変化無
③ 認定子ども園になって子どもの小さな怪我が増えましたか	増えた	減った	変化無
④ 認定子ども園になって子どもの小さなけんかが増えましたか	増えた	減った	変化無

9、質問にお答えください。記入と該当する答えに○をお願いします。

- ① 認定子ども園になって非正規先生が多くなりましたか (増えた ・ 減った ・ 変化無)
- ② 現在、非正規先生が多いと思いますか (思う ・ 思わない ・ わからない)
- ③ 非正規先生の割合は全先生のどのくらいまでが良いと思いますか
(1/2 以下 ・ 1/3 以下 ・ 1/4 以下 ・ 1/5 以下 ・ 10 人以下 ・ 5 人以下 ・ 3 人以下 ・ (人以下)
- ④ 早朝・標準・午睡・預かり・延長保育で保育室の移動が多い子どもは何回移動しますか
(1 回 ・ 2 回 ・ 3 回 ・ 4 回 ・ 5 回 ・ 6 回 ・ 7 回以上)
- ⑤ 認定子ども園の適正規模の定員は何人ぐらい以下だと思いますか (人以下)

10、認定子ども園になって、良かった点と悪かった点をお聞かせ下さい。

良い点 ()

悪い点 ()

幼稚園部門（1号認定）の保護者様へ

○や記入をお願いします。	
1 認定こども園名と年齢をお願いします。	(認定こども園) (歳幼稚園児) (歳幼稚園児)
2 兄弟姉妹がありますか。	1 兄弟姉妹はない。 2 兄弟姉妹はある (人)。
3 お子様の平日の保育時間は何時から何時ですか。	1 平日保育時間は (時 分 ~ 時 分) まで。
4 お子様は土曜日も保育をしていますか。	1 土曜保育はしていない。 2 土曜保育時間は (時 分 ~ 時 分) まで。
5 平日の送り迎えについてお願いします。	1 園に直接送迎です。園に送る時間は (時 分)。園に迎える時間は (時 分)。 2 バス停に送迎です。バス停に送る時間は (時 分)。バス停に迎える時間は (時 分)。
お子様の送迎時間やバスの片道所要時間は何分ですか。	5分以内 10分以内 20分以内 30分以内 40分以内 50分以内 60分以内 70分以内 80分以内 (分)。
6 平日、直接迎えの後、園庭で遊びますか。	1 園庭でほとんど遊ばない。 2 園庭でほぼ毎日 (分) ぐらい遊ぶ。 3 園庭で週1~2回 (分) ぐらい遊ぶ。
7 平日、園やバス停に送るのはどなたが何回ぐらいですか。	1 母親は (週 回)、父親は (週 回)、祖母は (週 回)、祖父は (週 回)、他 () は (週 回)。
平日、園やバス停に迎えはどなたが何回ぐらいですか。	1 母親は (週 回)、父親は (週 回)、祖母は (週 回)、祖父は (週 回)、他 () は (週 回)。
8 平日、預かり保育をしていますか。	1 預かり保育はしていない。 2 預かり保育は (週 回) (時 分 ~ 時 分 頃まで)。
平日、延長保育をしていますか。	1 延長保育はしていない。 2 延長保育は (週 回) (時 分 ~ 時 分 頃まで)。
9 保育時間終了後、お子様はどこにいますか。	1 園で預かり保育をしている (週 回)。 2 自宅で保護者とする (週 回)。 3 祖父母の家にいる (週 回)。 4 園での特別クラブに参加している (例 体操、バレー、サッカー、ピアノ、プール等) (週 回)。 5 その他 ()。
10 お子様の園での友達は幼稚園児・保育所児ですか。	1 (歳) 幼稚園児。 (歳) 幼稚園児。 () 歳保育所児。 () 歳保育所児。
11 平日、降園後、お友達と一緒に遊びますか。	1 平日はほとんど遊ばない。 2 平日はほぼ毎日 () 時間ぐらい遊ぶ。 3 平日は週1~2回 () 時間ぐらい遊ぶ。
土曜日、お友達と一緒に遊びますか。	1 土曜日はほとんど遊ばない。 2 土曜日はほぼ毎週 () 時間ぐらい遊ぶ。 3 土曜日は月1~2回 () 時間ぐらい遊ぶ。
日曜日、お友達と一緒にあそびますか。	1 日曜日はほとんど遊ばない。 2 日曜日はほぼ毎週 () 時間ぐらい遊ぶ。 4 日曜日は月1~2回 () 時間ぐらい遊ぶ。
何をして遊んでいますか。	() や () をして遊ぶことが多い。
12 平日、降園後お子様はどのように過ごしていますか。	1 一人で家の中で遊ぶことが多い。 2 友達と外で遊ぶことが多い。 3 友達と家の中で遊ぶことが多い。 4 兄弟で遊ぶことが多い。 5 習い事に行くことが多い。 6 保護者と遊ぶことが多い。 7 その他 ()。
13 平日、降園後どのような遊びをしていることが多いですか。	1 ゲームが多い。 2 テレビが多い。 3 本を読むことが多い。 4 外で遊ぶことが多い。 5 ○○ごっこ遊びが多い。 6 工作や組み立てが多い。 7 その他 ()。
14 平日、この3日以内は何人の友達と遊びましたか。	1 友達と遊ばなかった。 2 1回 (人) と遊んだ。 3 2回 (人) と遊んだ。 4 3回 (人) と遊んだ。
どのような遊びをしましたか。	() や () をして遊んだ。
(例、今日が金曜日なら、火曜・水曜・木曜日の3日間)	() や () をして遊んだ。
(例、今日が月曜日なら、水曜・木曜・金曜日の3日間)	
15 平日、ゲームは1日何時間ぐらいしていますか。	30分 1時間 1時間30分 2時間 2時間30分 3時間 3時間30分 4時間 4時間30分 5時間 (時間) ぐらいする。
平日、テレビは1日何時間ぐらい見えていますか。	30分 1時間 1時間30分 2時間 2時間30分 3時間 3時間30分 4時間 4時間30分 5時間 (時間) ぐらい見る。
16 土曜日、ゲームは1日何時間ぐらいしていますか。	30分 1時間 1時間30分 2時間 2時間30分 3時間 3時間30分 4時間 4時間30分 5時間 (時間) ぐらいする。
土曜日、テレビは1日何時間ぐらい見えていますか。	30分 1時間 1時間30分 2時間 2時間30分 3時間 3時間30分 4時間 4時間30分 5時間 (時間) ぐらい見る。
17 昨年の夏休み中、お子様はどこにいましたか。	1 園で預かり保育をした (夏休み中 日/40日) 2 自宅で保護者とした (夏休み中 日/40日)。 3 祖父母の家に行った (夏休み中 日/40日) 4 その他 (夏休み中 日/40日)。
18 昨年の夏休み中、お子様はどのように過ごしましたか。	1 一人で家の中で遊ぶことが多かった。 2 友達と外で遊ぶことが多かった。 3 友達と家の中で遊ぶことが多かった。 4 兄弟と遊ぶことが多かった。 5 保護者と遊ぶことが多かった。 6 祖父母と遊ぶことが多かった。 7 習い事に行くことが多かった。 8 その他 () が多かった。
19 昨年の夏休み中、何人の友達と遊びましたか。	1 ほとんど遊ばなかった。 2 ほぼ毎日 (人) と () 時間ぐらい遊んだ。 3 週1~2回 (人) と () 時間ぐらい遊んだ。
どのような遊びをしましたか。	() や () をして遊んだ。

20	平日、お子様の夕飯は何時頃が多いですか。	17時 17時30分 18時 18時30分 19時 19時30分 20時 20時30分 21時 () 頃である。
21	平日、お子様の入浴は何時頃が多いですか。	17時～ 17時30分～ 18時～ 18時30分～ 19時～ 19時30分～ 20時～ 20時30分～ 21時～ () 頃である。
22	平日、お子様の起床は何時頃が多いですか。	6時 6時30分 7時 7時30分 8時 8時30分 () 頃である。
23	平日、お子様の就寝は何時頃が多いですか。	20時 20時30分 21時 21時30分 22時 22時30分 () 頃である。
24	平日の幼稚園部門の終了時間についてお聞きます。	1 今の終了時間でよい。 2 () 時ぐらいまでに短くしてほしい。 3 () 時ぐらいまでに長くしてほしい。 4 保育所児と同じ16時までが良い。 5 その他 () 。
25	短くしてほしい理由は何ですか。	1 家にいる時間が短い。 2 習いものに通わず時間が短い。 3 その他 () 。
	長くしてほしい理由は何ですか。	1 降園後、遊ぶ友達がない。 2 降園後、子ども同士で遊ぶのは心配。 3 保護者が忙しくて一緒に遊べない。 4 ゲームやテレビの時間が少なくなる。 5 預かり保育料が少なくなる。 6 園でいろんなことを吸収できる。 7 安心して仕事や家事ができる。 8 保育所児と一緒に遊べる。 9 その他 () 。
26	園児にとって、園での午睡は何歳まで必要と思われますか。	1 0～2歳児まで午睡必要。 2 0～3歳児まで午睡必要。 3 0～4歳児まで午睡必要。 4 全員 5 その他 () 。
	お子様には午睡が必要と思いますか。	1 必要ない。 2 必要である。
	必要と思わない理由は何ですか。	1 夜、十分睡眠時間とっている。 2 夜、早く寝てもらいたい。 3 教育・保育の時間に使ってほしい。 4 () 。
	必要と思う理由は何ですか。	1 昼寝は子どもの成長に必要である。 2 夜だけでは子どもに睡眠時間がとれない。 3 その他 () 。
27	当認定こども園を選んだ理由はなんですか。	1 自宅から近いため。 2 保育方針や内容が良いため。 3 職員の対応が良いため。 4 保育時間が合うため。 5 職場に近いため。 6 通園途中にあるため。 7 施設の設備が良いため。 8 特別クラブがあるため。 9 就労の有無に変化ができてよいから。 10 その他 () 。
28	利点は何ですか。	1 幼稚園及び保育所の良さを生かした教育・保育ができています。 2 親の就労に関係なく地域の子どもが一緒に利用できている。 3 親の就労の有無に変化ができて園を変わらなくてもよい。 4 0歳から就学前まで一貫した教育・保育ができています。 5 就学前教育ができています。 6 預かり保育ができています。 7 待機児童解消になっている。 8 子育て拠点になっている。 9 その他 () 。
29	問題は何ですか。	1 幼稚園児が帰りたくないと言われてこねる。 2 幼稚園児と保育所児が分かれて遊んでいる。 3 保育時間の差が気にかかる。 4 幼稚園児と保育所児の保護者も分かれてしまう。 5 通園時間が長くなった。 6 自宅の地域とのつながりが希薄になった。 7 バス通園は保育者と意思疎通ができない。 8 午前中に教育内容が集中する。 9 定員が増えて丁寧な教育保育ができていない。 10 小さな喧嘩が増えた。 11 小さなけがが増えた。 12 運動会や行事が変化した。 13 その他 () 。
30	こども園に希望することがあればお書きください。	() 。

本論文に関する発表論文一覧

本論文に関する発表論文一覧表
謝辞

《本論文に関連する業績一覧》

【審査付き論文】

	論文題目／発表者	発表機関・誌名／掲載頁	年月	関連章
1	三重県の津市と松阪市と伊勢市の保育環境-幼保一体施設・認定こども園の現状調査- (南泰代)	環境福祉学研究 第1巻 第1号 43-55頁	2016年 3月	第2章
2	非過疎地域と過疎地域、公立と私立、4類型からみた認定こども園の現状-認定こども園の全国調査から- (南泰代)	こども環境学研究 第12巻 第2号 63-68頁	2016年 8月	第3章
3	認定こども園の保育時間とカリキュラムの実態 (南泰代)	環境福祉学研究 第2巻 第1号 41-50頁	2017年 3月	第4章
4	全国認定こども園への移行前と移行後の相違 (南泰代・中山徹)	日本家政学会 掲載決定	2018年 2月	第5章
5	認定こども園の定員の理想と上限 (南泰代・中山徹)	日本家政学会投稿中 (再査読中)	2018年 2月	第6章 第7章
6	三重県の認定こども園の保育時間 (南泰代)	環境福祉学会投稿中 (再査読中)	2018年 3月	第8章
7	大阪府の保育状況 (南泰代)	環境福祉学会投稿中	2018年 1月	第2章

【学会発表論文】

	論文題目／発表者	発表機関・誌名／掲載頁	年月	関連章
1	幼保一体施設・認定こども園について-三重県の津市と松阪市と伊勢市の現状調査から- (南泰代)	環境福祉学会 2015 第11回 年次大会 14-15頁	2015年 11月	第2章
2	認定こども園の全国的な現状調査-非過疎地域と過疎地域、公立と私立、4類型から (南泰代)	こども環境研究会関東第1回研究セミナープログラム概要・論文報告集 26-27頁	2016年 2月	第3章
3	認定こども園の規模の相違-移行前と移行後の相違と規模について (南泰代)	日本家政学会第68回大会 102頁	2016年 5月	第5章
4	認定こども園の規模の上限-考察-全国認定こども園の2013年と2015年の調査から- (南泰代)	日本家政学会中部支部第61回大会要旨 43頁 (ポスター発表)	2016年 10月	第6章
5	認定こども園保育時間とカリキュラムの現状 (南泰代)	日本家政学会関西支部第38回研究発表要旨集 2016年度 13頁	2016年 10月	第4章
6	認定こども園の全国調査からの適正規模 (南泰代)	環境福祉学会 2016 年第12回 年次大会 16-17頁	2016年 11月	第7章

7	全国認定こども園の園長や施設長の意識調査から、利点と課題と展望（南泰代）	日本家政学会第69回大会 124頁	2017年 5月	第6章
8	巨大化する認定こども園の子どもにとっての適正規模（南泰代）	日本地理学会発表発表要旨集 79頁	2017年 9月	第6章
9	認定こども園の適正保育時間（南泰代）	日本家政学会関西支部第39回研究発表要旨集2017年度 9頁	2017年 10月	第7章

3. International Conference（海外学会発表）（ポスター発表）

	Thesis Topic A presenter	Presentation Organization	Announcement Date	Related chapters
1	Unified Facilities with the Kindergartens and Day-Care Centers and Certified child Care Centers in Japan (Yasuyo MINAMI)	The International Federation of Hospital Engineering pp53	3, 7, 2016~ 6, 8, 2016	Chapter 5th

4. 一般論文

	論文題目／発表者	発表機関・誌名／掲載頁	年月	関連
1	三重県津市における保育園の実状から-少子化対策の中なぜ保育園の統廃合なのか- (南泰代)	三重の文化と社会研究報告書 三重大学大学院人文社会科学研究科 62-105頁	2010年 1月	第2章
2	三重県津市における保育所の実状 (南泰代)	三重の文化・社会・自然 TRIO 第11号 三重大学大学院人文社会科学研究科地域交流誌 21-22頁	2010年 3月	第2章
3	子ども視点の都市環境 (南泰代)	都市環境ゼミナール年報 第23号 都市環境ゼミナール 86-92頁	2015年 4月	第2章

5. 一般研究発表

	論文題目／発表者	発表機関・誌名／掲載頁	年月	関連章
1	認定こども園の現状と伊勢市の保育環境 (南泰代)	皇學館大学日本福祉学部	2012年 5月	第2章
2	子ども視点の都市環境-認定こども園全国1110園アンケートからみる課題と展望-（南泰代）	三重大学大学院人文社会科学研究科同窓会設立総合記念講演	2015年 2月	第3章
3	認定こども園の全国の現状と課題 (南泰代)	都市環境ゼミナール研究発表	2015年 3月	第2章 第3章

4	認定こども園の全国調査からの現状 (南泰代)	全国保育研究所研究集会	2016年 2月	第3章 第4章
---	---------------------------	-------------	-------------	------------

《謝辞》

本論文は奈良女子大学大学院人間文化研究科、中山徹研究室において進めてきた幼保一体施設認定こども園に関する研究の成果をまとめたものです。調査研究を行い論文にまとめるにあたり、大変多くの方々にご指導、ご協力、ご支援を頂きました。

奈良女子大学大学院人間文化研究科教授中山徹先生には、常に的確なご指導、ご助言を頂きました。中山先生の奈良県をはじめ地域のまちづくり、モンゴルはじめ少数民族などの研究、大阪府の保育政策に対する真摯なご姿勢、着眼点、粘り強さに研究者としての在り方を学ばせていただきました。子育てが終わってからの晩学者の学生にも根気よくご指導、ご鞭撻を頂きました。心より感謝申し上げます。これからも都市計画、就学前教育、保育環境の研究を続けていきますので、ご指導いただきますようお願い申し上げます。

三重大学名誉教授伊藤達夫先生、三重大学前副学長朴恵淑先生、皇學館大学名誉教授櫻井治男先生、佛教大学教授杉山（奥野）隆一先生、人文学部教授岩本美佐子先生には長きにわたり、ご指導、ご協力、ご支援を頂きました。

本研究を進めるにあたり、三重県、高知県、島根県、大阪府の都道府県、市町村の自治体のこども課、教育委員会の職員の方々、幼保一体施設、幼保併設施設、幼稚園、幼児園、保育所、子育て支援センター、こども園、認定こども園の施設長、園長、幼稚園教員、保育士の職員の方々、保護者の方々にご協力を頂き実地調査をさせていただき心から感謝申し上げます。

全国認定こども園の認定こども園の施設長、園長、保育者の方々にはお忙しい中、アンケート調査にご回答くださり、本当にありがとうございました。

本論文の完成を機に、これまでの研究を活かし、また新たな気持ちで研究に取り組んでまいります。